

原爆被爆者対策事業概要

令和 7 年度



長崎県福祉保健部
原爆被爆者援護課

は じ め に

昭和20年8月9日、長崎市に原子爆弾が投下され、人類史上未曾有の大惨禍を被ってから、80年の月日が経過しました。この間、国では昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を、昭和43年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を制定、その後、平成7年には二つの法律を一本化し充実発展させた「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行し、総合的な被爆者援護対策が講じられています。

県においては、被爆者の方々に対する各種手当や医療費の支給をはじめ、原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託事業や介護保険等利用被爆者援護事業、健康診断等を実施するほか、在外被爆者への援護事業や被爆二世に対する支援事業など、国の援護施策に基づく取組を着実に推進しています。

また、被爆体験者の方々に対しては、国からの委託を受け被爆体験者精神影響等調査研究事業を実施するほか、令和6年12月からは、当時胎児であった方々も含め、幅広い一般的な疾病に罹患している体験者に対し、被爆者と同等の医療費助成を行う第二種健康診断特例区域治療支援事業を新たに実施しているところです。

そのような状況の中、令和7年3月現在、長崎市を除く本県の被爆者手帳所持者は6,389名、このうち6,108名の方々が各種手当を受給しておられますが、被爆者の方々の高齢化は進み、平均年齢は85歳を超えています。そして、終戦から大きな節目となる80年が経過した今もなお、病気に苦しみ、日常生活にも支援を必要とする被爆者の方々は年々増加しており、その援護対策の充実・強化が急務となっています。

加えて、長崎で黒い雨等に遭った方々の救済についても大きな課題として残されており、広島と長崎の知事及び市長並びに議会議長をもって組織された「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」を通じ、各種事業の拡充や改善とあわせ、被爆地域外で黒い雨等に遭った方々の救済を国へ要望するなど、援護対策のさらなる強化促進に向け、関係機関と連携を図りながら取組を進めています。

さらに、県としては、これら国の援護施策の着実な推進や強化促進とともに、「長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）」の活動を通して、被爆者医療分野での世界への貢献と国際協力の推進にも寄与しているところです。

この事業概要は、主に本県の令和6年度原爆被爆者援護対策事業をまとめたものです。この対策についての皆様のご理解とご協力をいただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

令和7年7月

長崎県原爆被爆者援護課長

目 次

第1	あゆみ（原爆被爆者対策の歴史）	1
第2	原子爆弾の投下と被害状況	7
1	原子爆弾の投下の状況	8
2	被害状況	10
	原子爆弾による長崎市の被害略図	11
第3	原爆被爆者対策	12
1	援護の仕組みと援護施策の概要	13
(1)	原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み	13
(2)	原爆関係の主な援護施策の概要	14
2	被爆者援護法による健康管理と医療	15
(1)	旧原爆医療法の変遷	16
(2)	被爆者援護法の変遷	19
(3)	被爆者の定義（法第1条）	20
	原爆被爆地域図	23
	町別被爆距離早見表（長崎市）	24
(4)	被爆者健康手帳の交付（法第2条）（手帳所持者数）	25
(5)	第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証の交付（所持者数）	27
(6)	第一種健康診断受診者証所持者に対する被爆者健康手帳の交付（切替）	29
	全国の被爆者健康手帳及び健康診断受診者証所持者数（都道府県別被爆者数等）	30
	全国の被爆者の年齢区分（都道府県別・年齢別被爆者数）	31
	市町別・在外国別手帳等所持者数	32
	被爆者の年齢区分（県・市別）、外国人被爆者数の推移（長崎県内居住者分）	33
	法令区分による被爆者数	34
	旧法区分による被爆者数	36
(7)	第二種健康診断特例区域治療支援事業	38
(8)	被爆者健康診断（法第7条）	40
(9)	交通手当の支給	44
(10)	被爆二世健康診断	45
(11)	被爆者の医療	46
(12)	第二種健康診断特例区域医療受給者証所持者に対する医療費の支給（国の委託費）	50
(13)	被爆体験者精神医療受給者証所持者に対する医療費の支給（国の委託費）	50
(14)	原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う委託医療機関一覧（令和7年度）	53
(15)	認定疾病指定医療機関一覧	67

3 被爆者援護法による手当等の支給	8 1
（1）旧原爆特別措置法の変遷	8 2
（2）被爆者援護法の変遷（原爆被爆者各種手当等）	9 8
（3）各種手当等の概要	1 0 9
（4）各種手当等の支給状況	1 1 0
（5）市町別各種手当支給状況	1 1 1
（6）保健所別各種手当支給状況	1 1 2
（7）都道府県別原爆被爆者各種手当支給状況	1 1 3
（8）健康管理手当障害別受給率	1 1 4
（9）原爆症認定制度の概要	1 1 6
4 その他の援護対策	1 1 8
（1）長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託事業	1 1 9
（2）長崎県介護保険等利用被爆者援護事業	1 2 2
（3）原爆被爆者特別事業	1 2 2
（4）在外被爆者援護	1 2 3
（5）市町独自の被爆者援護事業（概要）	1 2 7
5 その他の法律による援護	1 2 8
（1）税法上における優遇措置	1 2 9
（2）戦傷病者戦没者遺族等援護法の措置	1 2 9
第4 原爆被爆者対策基本問題懇談会	1 3 0
第5 関係機関	1 3 5
1 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（「原対協」）	1 3 6
2 日本赤十字社長崎原爆病院	1 4 3
3 日本赤十字社長崎原爆諫早病院	1 5 0
4 長崎大学原爆後障害医療研究所	1 5 9
5 公益財団法人放射線影響研究所（「放影研」）	1 6 6
第6 その他	1 7 4
1 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（「八者協」）	1 7 5
2 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（「NASHIM」ーナシムー）	1 7 6
3 長崎県・長崎市の原爆被爆者対策の機構等	1 8 1
（1）長崎県の機構等（令和7年4月現在）	1 8 1
（2）長崎市の機構等（令和7年4月現在）	1 8 2
4 団体等一覧	1 8 4
5 原爆関係施設一覧	1 8 6
6 原爆被爆者対策決算（予算）の状況	1 8 8
7 厚生労働省原爆被爆者対策予算の推移	1 8 9
8 市町被爆者対策担当課一覧	1 9 0
9 全国都道府県被爆者援護担当課一覧	1 9 1

第1 あ ゆ み

(原爆被爆者対策の歴史)

第1 あ ゆ み

(原爆被爆者対策の歴史)

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
昭和20年8月9日	午前11時2分、長崎市に原子爆弾投下		
昭和20年9月	日本学術会議原子爆弾災害調査特別委員会による調査		
昭和23年12月	原爆障害調査委員会（ABCC）の長崎設置		
昭和24年4月	原爆資料保存委員会の設置		
昭和24年5月	平和公園爆心地に原爆資料館を開設		
昭和24年8月			「長崎国際文化都市建設法」の公布
昭和25年10月		全国被爆者生存者調査（国勢調査附帯調査）	
昭和27年4月		サンフランシスコ平和条約の発効	
昭和28年5月	長崎市原爆障害者治療対策協議会を設置し、無料診療を開始		
昭和29年3月		ビキニ水爆実験、第5福龍丸事件起る	
昭和30年2月	長崎国際文化会館が完成、原爆資料室を移転		
昭和30年8月	平和祈念像除幕式の挙行		
昭和32年3月			「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定公布（32.4.1施行）
昭和33年3月	原爆殉難者無縁仏納骨堂が完成		
昭和33年5月	長崎原爆病院の診療開始		
昭和33年10月	財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会の設置		
昭和35年10月	原爆被爆者実態調査の実施（長崎・広島4県市）		
昭和35年12月	長崎原爆被爆者福祉会館が完成		
昭和40年11月		原爆被爆者実態調査の実施（国が初めて行う全国一斉調査）	
昭和42年8月	長崎原爆資料協議会を設置		
昭和42年10月	長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱の制定施行		
昭和42年11月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）の設置		
昭和43年5月			「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定公布
昭和43年8月	原爆殉難者名奉安所が完成		
昭和44年8月	「平和の泉」が完成		
昭和45年3月	原爆被爆者健康管理所が完成		
昭和45年5月	社会福祉法人純心聖母会が「恵の丘長崎原爆養護ホーム」を開設		
昭和47年11月	長崎県、長崎市「原爆被爆者とその家族の基本調査」を実施		
昭和49年1月	原爆被爆者二世の健康診断を初めて実施（長崎・広島四県市）		
昭和50年4月	財団法人放射線影響研究所が発足（原爆障害調査委員会（ABCC）を改組）		
昭和50年9月		厚生省「原爆被爆者実態調査」の実施	
昭和50年10月	長崎県、長崎市原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業を開始		

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
昭 和 51 年 9 月		厚生省「土壌残留放射能調査」を実施	
昭 和 51 年 11 月	広島、長崎市長が国連加盟各国（145ヵ国）に対し、核兵器の廃絶と全面軍縮要請のため国連本部を訪問		
昭 和 52 年 8 月	被爆32周年原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に国連代表として、アメラシング国連総会議長並びにワルトハイム国連事務総長（代理クラーク国連広報センター所長）がはじめて参列		
昭 和 53 年 4 月		原爆小頭症患者手当の支給（53.4.1実施）	
昭 和 53 年 5 月	国連本部内で初の原爆写真展を長崎市、広島市合同で開催（5月20日～6月20日）		
昭 和 53 年 6 月	原爆被爆独居老人・寝たきり者及び身体不自由者実態調査の実施		
昭 和 54 年 4 月		原爆死没者慰霊式等の開催費の国庫補助新設	
昭 和 54 年 6 月		厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が設置される	
昭 和 55 年 2 月		原爆被爆者二世の健康診断の実施（全国規模に拡大）	
昭 和 55 年 6 月	財団法人被爆者福祉会が「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」を開設		
昭 和 55 年 12 月		「原爆被爆者対策基本問題懇談会」答申（原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について）	
昭 和 60 年 10 月		厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	
昭 和 63 年 4 月	長崎県老人ホーム入所被爆者費用負担助成金支給要綱の制定施行		
昭 和 63 年 6 月	長崎原爆被爆地域問題検討会を設置（長崎県、長崎市共同）		
平 成 元 年 12 月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」から検討結果の報告書提出		
平 成 2 年 8 月	長崎原爆被爆地域問題検討会「プルトニウム調査」を実施		
平 成 3 年 6 月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」からプルトニウム調査結果の報告書提出		
平 成 3 年 8 月		国が「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」を制定	
平 成 4 年 4 月	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（「NASHIM(ナシム)」）を設置		
平 成 4 年 4 月	長崎県原爆死没者慰霊式典等助成事業実施要綱の制定施行		
平 成 5 年 8 月	チョルノービリ関係医師等受入研修実施（協力会）		
平 成 6 年 12 月			「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定公布（7.7.1施行）
平 成 7 年 7 月		特別葬祭給付金の請求受付開始	
平 成 7 年 9 月	長崎県議会及び1市6町の議会において被爆地域拡大是正に関し、意見（決議）書を採択（拡大是正要望地域は爆心地より半径12キロメートル以内の未指定地域とし、これ以上の要望はしない）		
平 成 7 年 11 月		厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	
平 成 8 年 4 月	長崎原爆資料館開館		
平 成 8 年 5 月		原爆被爆者特別事業補助制定創設	

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
平成 9 年 6 月		特別葬祭給付金の請求受付終了	
平成 10 年 8 月			「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」施行規則の一部改正（10. 8. 3施行）
平成 10 年 8 月			健康診断受診者証の更新手続きの廃止（10. 10. 1施行）
平成 10 年 8 月			被爆者健康手帳の更新手続きの廃止（11. 8. 1施行）
平成 12 年 4 月	原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書が長崎市から発表		
平成 12 年 4 月	長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱の制定施行		
平成 12 年 4 月	長崎県在宅被爆者援護フォローアップ事業実施要綱の制定施行		
平成 12 年 4 月	長崎県老人ホーム入所被爆者費用負担助成金支給要綱の廃止（12. 3. 31）		
平成 12 年 7 月	東京において「原爆被爆の影響を考える」シンポジウム開催 併せて「長崎被爆地域の拡大是正を求める2000年東京宣言」を採択		
平成 12 年 10 月		厚生省が「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」を設置	
平成 13 年 3 月	長崎市及び関係 6 町において「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」の下部組織である「研究班」による現地面接調査を実施		
平成 13 年 8 月		「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」最終報告	
平成 13 年 8 月		厚生労働省が「在外被爆者に関する検討会」を設置	
平成 13 年 12 月		「在外検討会」最終報告	
平成 13 年 12 月		国が「長崎における被爆地域拡大要望に関する対応」及び「在外被爆者の援護に関する当面の対応」を公表	
平成 14 年 4 月	拡大是正要望地域が新たに健康診断特例区域に指定される		
平成 14 年 4 月	第二種健康診断受診者証交付申請書受付開始		
平成 14 年 4 月	長崎被爆体験者支援事業開始		
平成 14 年 6 月		在外被爆者渡日支援等事業開始	
平成 15 年 3 月		在外被爆者に対する原爆諸手当の支給制度開始	
平成 15 年 7 月	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館開館		
平成 15 年 9 月	県・長崎市が被爆体験者実態調査委員会を設置		
平成16年1～2月	被爆体験者実態調査を実施		
丙 セ 16 年 4 月	県・長崎市が被爆体験者実態調査報告書を国に提出し、要望		
平成 16 年 10 月		厚生労働省が「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」を設置	
平成 16 年 10 月		厚生労働省が在外被爆者に対する保健医療助成事業を創設	

年	月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
平成 16 年	12 月		「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」最終報告 …「県内居住者まで医療費支給の対象とすることが適当である」	
平成 17 年	2 月		韓国において保健医療助成事業を開始	
平成 17 年	6 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱が改正され、県内全域で実施		
平成 17 年	11 月		厚生労働省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	
平成 17 年	11 月	在外被爆者に対する原爆諸手当の国外からの申請受付開始		
平成 18 年	3 月	長崎県在宅被爆者援護フォローアップ事業実施要綱の廃止（18. 3. 31）		
平成 18 年	4 月	長崎県高齢被爆者安心サポート事業実施要綱制定施行		
平成 19 年	4 月	在外被爆者に対する未払い手当の支給開始		
平成 20 年	4 月		原爆症認定審査基準の見直し（新審査基準による審査開始）	
平成 20 年	6 月		被爆者援護法の一部改正（12月15日施行、在外被爆者の来日要件撤廃）	
平成 21 年	4 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正（被爆体験の記憶がない者も対象となる）		
平成 21 年	7 月		原爆症認定審査基準の一部見直し（積極認定対象疾患の追加）	
平成 21 年	8 月		政府と原告側が「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に調印	
平成 21 年	11 月	広島・長崎 4 県市で被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査指針を策定		
平成 21 年	12 月		「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」制定	
平成 22 年	2 月		厚生労働省が被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査の指針について見直し（接触要件の緩和、状況要件の追加）	
平成 22 年	3 月		政省令改正により、在外被爆者の原爆症認定申請と健康診断受診者証交付申請に係る来日要件撤廃（4 月 1 日施行）	
平成 22 年	12 月		厚生労働省が「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を設置	
平成 25 年	12 月		「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」の最終報告が示され、原爆症認定審査基準を一部見直し	
平成 27 年	11 月		厚生労働省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
平成 27 年 12 月			在外被爆者の医療費は、原則として被爆者援護法に基づく支給へと改正 ただし、従来の保健医療助成事業による支給も選択可（28. 1. 1施行）
平成 30 年 4 月		精神医療受給者証の更新を毎年から 3 年に 1 回に変更等の簡素化を実施	
令和 3 年 6 月		原爆被爆者二世の健康診断の結果を自身の健康管理に役立てることを目的として、「被爆二世健康記録簿」の配布開始	
令和 4 年 3 月		「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて発出（4. 3. 1施行）	
令和 4 年 10 月		被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて発出（4. 10. 1施行）	
令和 4 年 10 月		原子爆弾投下時に広島「黒い雨」に遭った者の胎児であった者からの被爆者健康手帳交付申請の取扱いについて発出（4. 4. 1施行）	
令和 5 年 4 月		被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充（一部のがんへの医療費助成、対象合併症等の範囲見直し、更新手続廃止、県外転出者の対応見直し）	
令和 6 年 12 月		被爆体験者精神影響等調査研究事業を見直し、第二種健康診断特例区域治療支援事業として改正され、第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした被爆者と同等の医療費助成として第二種健康診断特例区域医療受給者証を創設	

第2 原子爆弾の投下と被害状況

第2 原子爆弾の投下と被害状況

1 原子爆弾の投下の状況

昭和20年8月9日、午前10時53分頃、B29、2機が熊本市北方から西進して島原半島上空を経て、11時0分東北方より市内上空に入り、11時02分頃市内北部上空で原子爆弾を投弾し脱去した。

投弾は、9,600メートルで行われ、地上500メートル付近でさく裂した。当日は、快晴で相当暑く、ほとんど無風状態であった。

爆発地点：長崎市松山町171番地テニスコートの上空約500メートル

資料…「長崎市制65年史後編」による

(1) 原爆のエネルギー

長崎市に投下されたのはプルトニウム爆弾で、そのエネルギーはTNT火薬22キロトンであったと推定。爆発とともに大火球がつくられ、爆発点から強烈な熱線と放射能が四方へ放射され、まわりの空気は大膨張して爆風となった。

この爆発で発生したエネルギーのうち約35%が熱線のエネルギー、約50%が爆風のエネルギー、残りの約15%が放射能のエネルギーと推定される。

(2) 熱線の威力

爆発と同時に空中に発生した火球は、爆発の瞬間に温度が最高で摂氏数百万度にも達し、体積が急速に膨張したあと、約10秒後にはその光輝を失った。

爆発から1万分の1秒後で直径約28メートル、温度は一様に約30万度、百分の1秒後に直径約180メートル、表面温度約1700度、0.3秒後に表面温度が約7000度と再び上がり、1秒後には直径が最大で約280メートル、表面温度5000度、3秒後に表面温度1700度を再び通って、以後は次第に冷えていった。

衣服をまとわぬ人体皮膚の熱線熱傷は、約4キロメートルまでおよんだ。また爆心地から約1.2キロメートル以内で遮蔽物のなかった人が致命的な熱線熱傷を受け、死者の20%～30%がこの熱傷によるものと推定されている。

表1 地上に降りそそいだ熱線のエネルギー

爆心地からの距離 (m)	熱線のエネルギー (カロリー/cm ²)	爆心地からの距離 (m)	熱線のエネルギー (カロリー/cm ²)
500	111.5	2,500	6.7
1,000	42.2	3,000	4.4
1,500	19.9	3,500	3.1
2,000	11.0	4,000	2.2

(3) 爆風の威力

爆発とともに爆発点に数十万気圧という超高圧がつくられ、まわりの空気が大膨張して爆風となった。爆風の先端は衝撃波として進行した。衝撃波は、高圧な空気の壁が音波のように伝わるもので、その外方へ伝わる速度が音波以上または同程度であった。爆発から 10 秒後には衝撃波は爆発点から約 3.7 キロメートルに達し、30 秒後には約 11 キロメートルの距離にあり、そこでは破壊力はほとんど消滅していた。

爆風による人間の死亡や外傷は、主として建築物の崩壊や飛び散る破片によるものであった。爆心地から約 1.3 キロメートル以内においては、爆風による死傷が特に深刻で、死者約 20%はこれによるものであった。

また、熱線と爆風と二次的な火災の効果がからまりあって被害が増幅され、爆風で倒れた建物の中で逃げられないで焼死した多くの人々があつた。

表 2 爆風による被害

爆心地からの 距離 (km)	最大風速 (m/秒)	最大爆風圧 (トン/㎡)	被 害 の 程 度
0.5	280	19	強い鉄骨建造物の総潰れ、屋根・囲壁なくなる
0.8	200	13	鉄筋コンクリート耐震設計のもの以外、建物はほとんど完全破壊
1.8	72	3	この辺まで大損害 (すべての建物大破)
2.6	36	1.6	この辺まで中損害 (すべての建物が修理しないと使用不能)
3.2	28	1.2	この辺まで部分損害
約15	—	—	軽損害 (窓ガラスの破損など)

(4) 放射線の威力

以上のような熱線や爆風や火災による被害のうえに、TNT爆弾では絶対にみることのできない残忍な放射線の影響が加えられた。放射線だけの影響でも、400 ラド以上の全身照射を受けた人の多くは死亡していった。生き残った人の場合は、放線線障害が熱傷や外傷と複雑な相乗作用を起こし、その総合的障害が今日なお無残につづいているのである。

資料…朝日イブニングニュース社「1977NGO被爆問題シンポジウム報告書」による

表 3 空中放射線量 (D S 86 方式)

爆心地からの距離 (m)	ガンマ線 (ラド)	中性子線 (ラド)	総線量 (ラド)
0	29,200	1,800	31,000
1,000	783	14	897
2,000	12.7	0.0	12.7
2,500	2.1	0.0	2.1

資料…日本放送出版協会「核放射線と原爆症」による

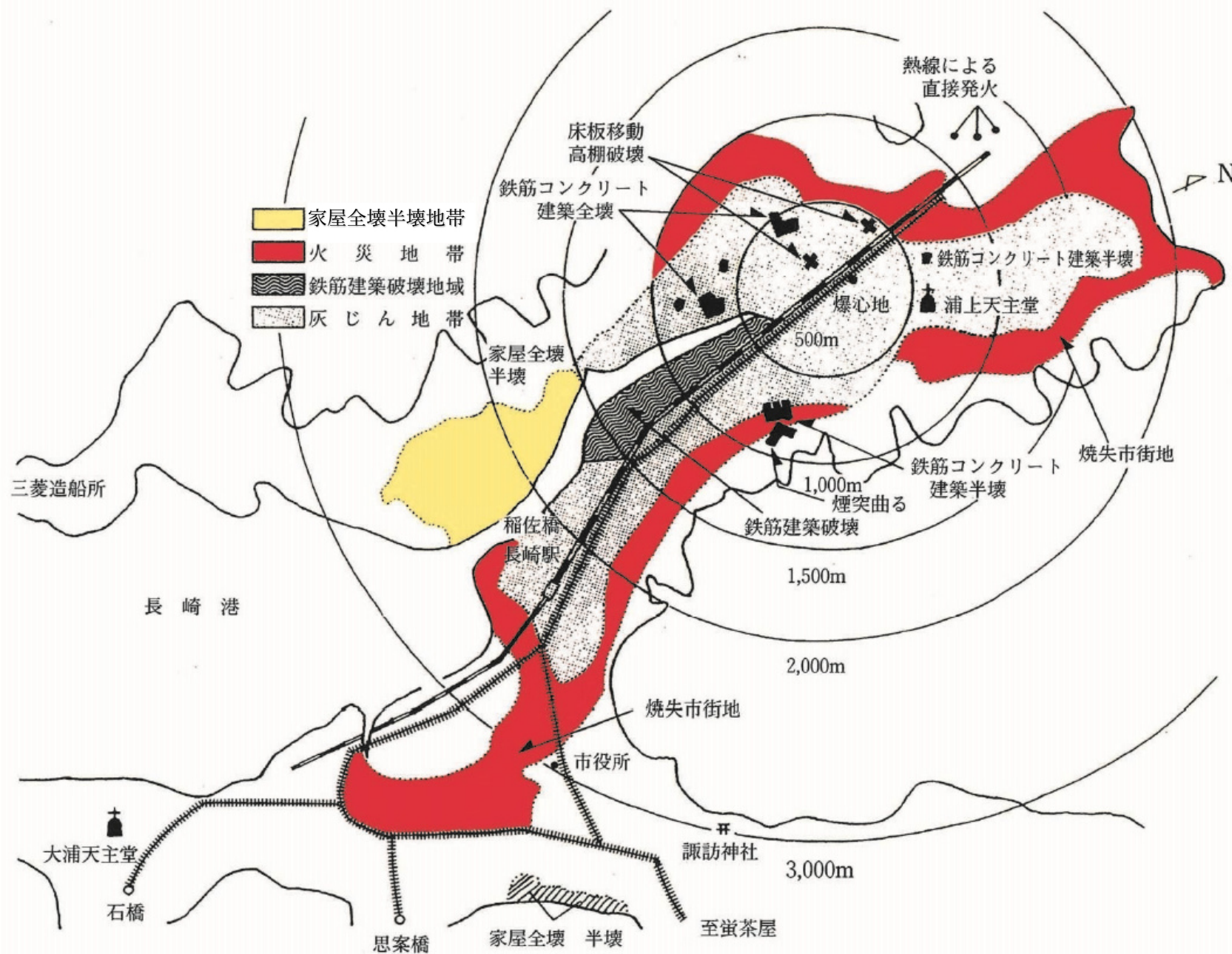
2 被害状況

原爆資料保存委員会の報告（昭和 25 年 7 月発表）によると、当時の被害状況を次のようにあげている。

死 者	73,884 人
重軽傷者	74,909 人
罹災人員	120,820 人（半径 4 km 以内の全焼、全壊の世帯員数）
罹災戸数	18,409 戸（半径 4 km 以内の全戸数、市内総戸数の約 36%）
全 焼	11,574 戸（半径 4 km 以内、市内の約 3 分の 1 に当たる）
全 壊	1,326 戸（半径 1 km 以内を全壊とみなしたもの）
半 壊	5,509 戸（半径 4 km 以内を半壊とみなしたもの）

- ・原爆直前の人口は、推計 21 万人前後（長崎市）
- ・長崎市で被爆した人で、昭和 25 年 10 月 1 日時点で生存していた人は 131,050 人（昭和 25. 10. 1 国勢調査の附帯調査）

原子爆弾による長崎市の被害略図



第3 原 爆 被 爆 者 対 策

1. 援護の仕組みと援護施策の概要

第3 原爆被爆者対策

1 援護の仕組みと援護施策の概要

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者
【全国の手帳保持者 約9.9万人】（令和6年度末）

- ① 原爆投下の際「被爆地域」（広島市・長崎市の区域・隣接地域）に在った者
- ② 入市被爆者（原爆投下後2週間以内に爆心地付近（約2km）に入市した者）
- ③ 救護等被爆者（放射能の影響を受けるような事情の下にあった者）
- ④ 上記①～③被爆者の胎児

原爆症の認定 → 認定を受けた者には医療特別手当（月額154,090円）を支給
【全国の支給対象者4,755人】（令和6年度末）
※手当額は令和7年4月以降の額

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、
②現に医療を要する状態 にあるかを認定

○国が設置する原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

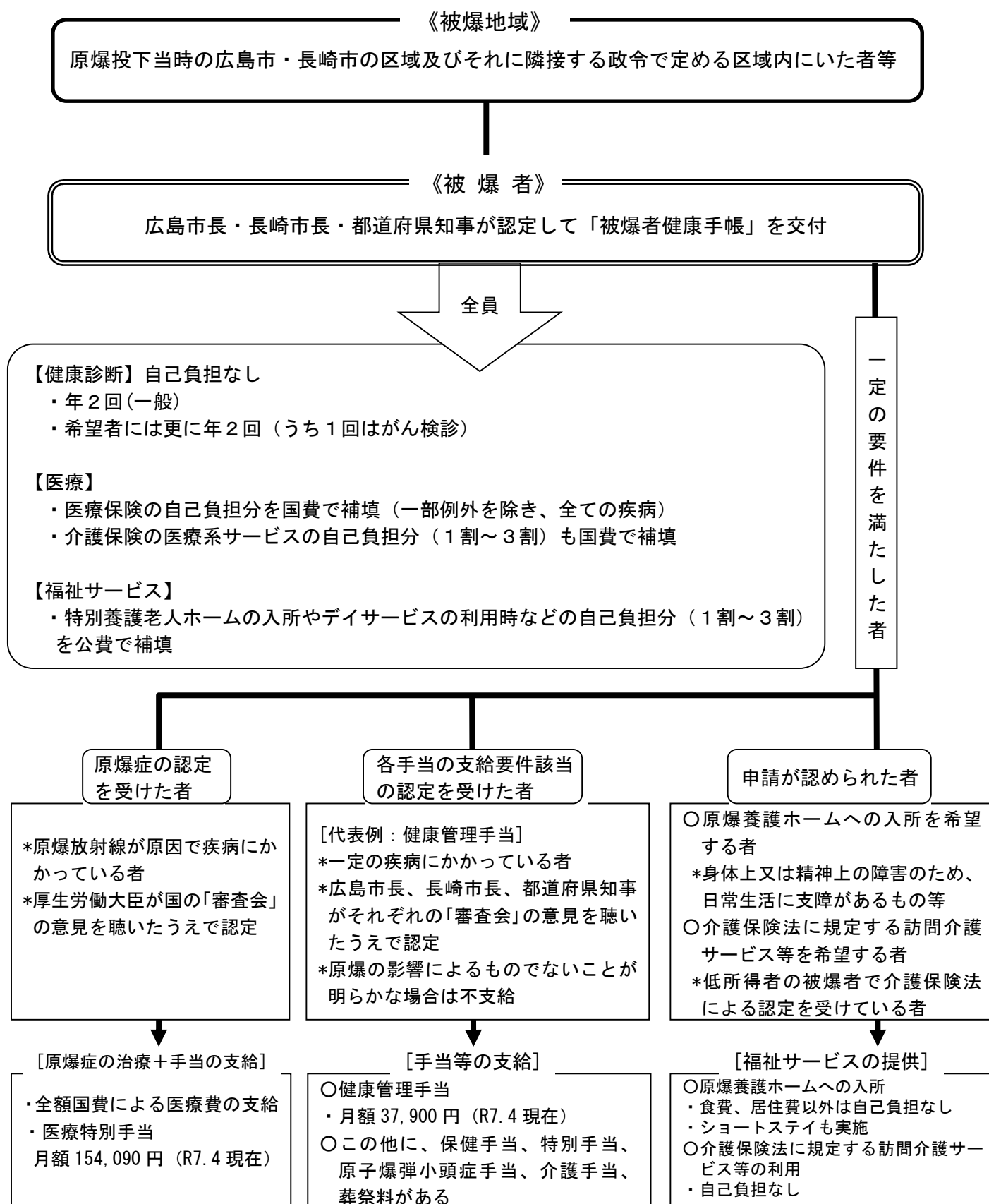
「厚生労働大臣は原爆症認定を行うに当たっては政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない」（被爆者援護法第11条第2項）

*政令で定める審議会＝ 疾病・障害認定審査会（原子爆弾被爆者医療分科会）

援護措置

- 1 医療の給付（医療費の無料化）
- 2 各種手当の支給
 - 健康管理手当 月額：37,900円
【全国の支給対象者約8.1万人（令和6年度末）】（被爆者の81%が受給）
 - 医療特別手当 月額：154,090円
【全国の支給対象者4,738人（令和6年度末）】 など
※手当額は令和7年4月以降の額
- 3 健康診断の実施（年2回）
- 4 福祉事業の実施（居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など）

(2) 原爆関係の主な援護施策の概要



2. 被爆者援護法による健康管理と医療

2 被爆者援護法による健康管理と医療

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（略称「被爆者援護法」）（平成7年7月1日施行）に基づき原爆被爆者（被爆者と認められる者を含む）の健康診断及び医療を行い、被爆者の健康保持及びその向上を図っている。

（1）旧原爆医療法の変遷

昭和32年3月31日	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され、同年4月1日から施行された。これにより被爆者の健康管理と原爆放射能に起因する障害の治療が国費で認められることになる。
35年8月1日	同法の一部改正（35.8.1施行） ①特別被爆者の制定と一般疾病医療費の支給 ②認定被爆者に医療手当の支給
37年3月31日	同法施行令の一部改正（37.4.1施行） ①特別被爆者の範囲拡大 「2キロメートル」から「3キロメートル」に拡大 ②特別被爆者になり得る条件の緩和（令3号） 特別障害者（特定疾病）の条件緩和 「直接被爆者又は入市者」となる。
38年3月30日	同法施行令の一部改正（38.4.1施行） 医療手当所得制限の緩和 「前年の所得税額本人1,640円以下で扶養義務者の税額5,660円以下」となる。
39年3月30日	同法施行令の一部改正（39.4.1施行） 特別被爆者になり得る条件の緩和（令3号） 「一般被爆者全部が該当」となる。
40年4月1日	同法及び同法施行令の一部改正（40.5.28施行、4.1適用） ①医療手当の増額（法律、制令の改正） 「2,000円」が「3,000円」となる。 「1,000円」が「1,500円」となる。 ②医療手当所得制限の緩和（政令の改正） 前年の所得税額が本人、扶養義務者とも「17,200円」となる。 ③健康管理の強化（政令の改正） 希望健康診断制度の新設 定期健康診断以外に年2回を限度として被爆者の希望により実施

昭和40年 9月25日	同法施行令の一部改正（40. 10. 1施行） 特別被爆者の範囲拡大 ①被爆後 3 日以内に爆心地から 2 km以内に入市した者及びその胎児 ②特定地域（残留放射能濃厚地域）で直接被爆した者及びその胎児 当時の長崎市分は「夫婦川町」ほか51ヵ町
41年 6月13日	同法施行令の一部改正（41. 6. 13施行） 長崎市の特定地域に「新中川町」を追加指定
43年 5月20日	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定される。（43. 9. 1施行）なお、医療手当が同法に移された。
44年 3月29日	昭和 35 年 8 月厚生省告示第 231 号の一部改正 原爆医療法施行令第 6 条第 3 項の該当疾病に「水晶体混濁による視機能障害」を追加
46年 3月30日	同法施行令の一部改正（46. 4. 1 施行） 長崎の特定地域に「飽ノ浦町」ほか 50 ヵ町及び「西彼杵郡長与町高田郷のうち日当尾」を追加指定
47年 5月 1 日	同法施行令の一部改正（47. 5. 1 施行） ①広島 の特定地域に草津地区、祇園地区を追加指定 ②原爆医療審議会に医療部会、福祉部会を設置
48年 4月19日	同法施行令の一部改正（48. 4. 19 施行） 長崎の特定地域に「大浦相生町」「東琴平町」を追加指定
49年 6月17日	同法及び同法施行令の一部改正（49. 10. 1 施行） ①被爆者の区分の廃止（従来の特別被爆者と一般被爆者の区分が廃止された） ②従来の一般被爆者にも一般疾病医療費を支給 ③当分の間、被爆者とみなして健康診断の特例措置の対象とする者を定めた。（当時の長崎県西彼杵郡時津村及び長与村にあった者） ④医療に関する給付に係る診療報酬の審査及び支払に関する事務を国民健康保健団体連合会等に委託することができることとした。
50年 4月 1 日	被爆者健康手帳に公費負担者番号、受給者番号を設定
51年 9月18日	同法施行令の一部改正（同日施行） 健康診断の特例措置地域の追加指定（当時の長崎県西彼杵郡福田村ほか 5 地区及び広島県山県郡安野村ほか 9 地区）
52年 9月27日	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則」の一部改正（52. 10. 1 施行） 一般検査に肝臓機能検査を追加（医師が必要と認める場合） …G O T 検査法、G P T 検査法、Z T T 検査法、A L P 検査法

昭和53年 7 月 11 日	被爆者健康診断の一般検査に問診票を採用（53. 10. 1 適用）
54年 4 月 4 日	被爆者健康診断の一般検査項目に「尿潜血反応検査」を新設し、従来の「糞便検査」を廃止（54. 4. 1 施行）
58年 2 月 1 日	老人保健法が施行される。 一般疾病医療費について、同法の適用を受けることとなる。
58年 4 月 18 日	老人保健法施行に伴う「原爆医療法施行規則」の一部改正（58. 2. 1 施行）
59年 2 月 3 日	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令」の一部改正 医療費及び一般疾病医療費支給事務の権限委任
63年 5 月 11 日	同法施行規則の一部改正（同日施行） 胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、多発性骨髄腫検診を被爆者の申請により年 1 回を限度として実施
平成 4 年 4 月 13 日	同法施行規則の一部改正（同日施行） 大腸がん検診を追加

(2) 被爆者援護法の変遷

平成 6 年12月16日	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定され、平成 7 年 7 月 1 日から施行された。
9 年12月17日	被爆者の健康管理及び医療について旧原爆医療法と同様の規定の設置 「介護保険法」の公布に伴う「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の一部改正（12. 4. 1施行） 一般疾病医療費の支給限度等に関する根拠法の追加
10年 8 月 3 日	同法施行規則の一部改正（10. 8. 3施行） ①健康診断受診者証の更新が廃止される。（10. 10. 1施行） ②被爆者健康手帳の更新が廃止される。（11. 8. 1施行）
14年 4 月 1 日	同法施行令の一部改正、施行 ①国外への居住地等の変更届に関する規定の整備 ②被爆者援護法附則第17条の政令で定める区域の追加
18年 3 月31日	同法施行規則の一部改正（18. 4. 1施行） 乳房エックス線検査追加
20年 3 月21日	同法施行規則の一部改正（20. 4. 1施行） ①赤血球沈降速度検査を C R P 検査へ改める。 ②G O T 検査法及び G P T 検査法を A S T 検査法及び A L T 検査法に名称改め、Z T T 検査法及び A L P 検査法を γ - G T P 検査法に改める。 ③ヘモグロビン A 1 c 検査を追加
20年 6 月11日	同法の一部改正（20. 12. 15施行） 在外被爆者の被爆者健康手帳交付申請に係る渡日要件の廃止
22年 3 月12日	政省令改正により、在外被爆者の原爆症認定申請と健康診断受診者証交付申請に係る来日要件撤廃（22. 4. 1施行）
27 年 12 月 28 日	同法施行規則の一部改正（28. 1. 1施行） 平成27年9月8日の最高裁判決において、「法第18条第1項の規定は、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合にも適用されるものと解するのが相当である」とされたことに基づき、国外で医療を受けた非居住者の医療費等の支給申請手続きが定められた。 ①支給申請書等の提出先 ・大韓民国に居住地を有する者は長崎県知事 ・その他の者は広島県知事 ②支給申請書等に添付する書類

(3) 被爆者の定義（法第1条）

被爆者援護法による「被爆者」とは、下記の各号の一に該当する者で、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。

被爆者	第1号	直接被爆者	原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者 （政令で定める区域：広島分は省略） 1 西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷及び小江原郷 2 西彼杵郡長与村のうち、高田郷及び吉無田郷
	第2号	入市者	原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者 （政令で定める期間：広島分は省略） 昭和20年8月23日 （政令で定める区域：広島分は省略） 当時の長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稲佐町2丁目、稲佐町3丁目、旭町1丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町
	第3号	救護や死体の処理に当たった者等	前2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者…（例えば、救護、死体の処理、遮蔽物のない海上で被爆した者及び第一種健康診断受診者証所持者のうち下記の「省令で定める障害」を伴う疾病にかかっていると認められた者） （省令で定める障害） ①造血機能障害 ②肝臓機能障害 ③細胞増殖機能障害 ④内分泌腺機能障害 ⑤脳血管障害 ⑥循環器機能障害 ⑦腎臓機能障害 ⑧水晶体混濁による視機能障害 ⑨呼吸器機能障害 ⑩運動器機能障害 ⑪潰瘍による消化器機能障害 広島の高い黒い雨に遭った者…（例えば、広島の高い黒い雨に遭った者のうち省令で定める障害を伴う疾病にかかっていると認められた者） ※⑧について手術歴がある場合、眼内レンズ挿入者は白内障にかかっているとみなす
	第4号	胎児	前3号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者（長崎は昭和21年6月3日までに出生した者）

別記（法第1条第1号の区域）※広島の区域は省略

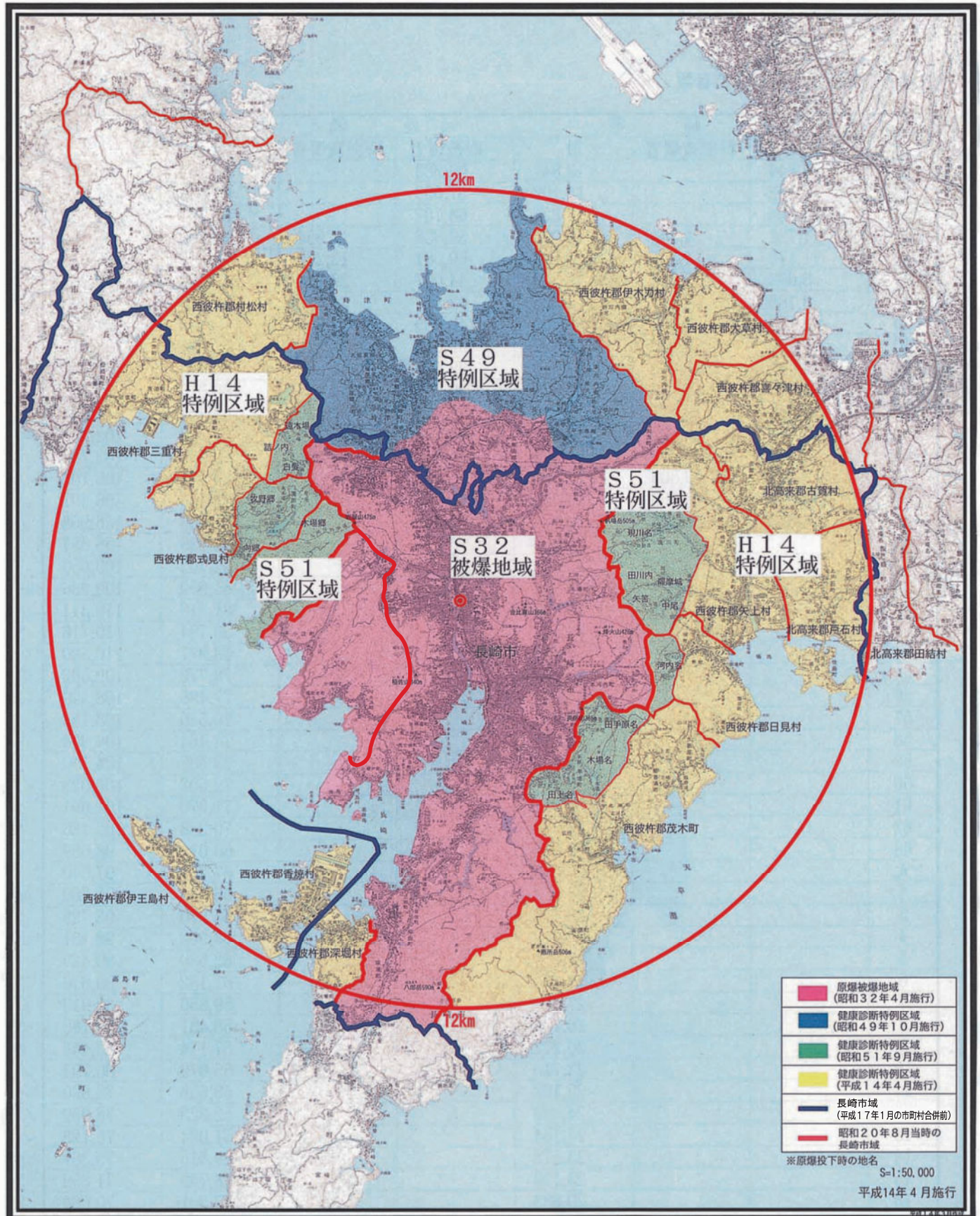
ア 鮑ノ浦町1~4丁目 旭町1~4丁目 畦別当町 愛宕町 油屋町 イ 家野郷 （現在、昭和町） 家野町 伊勢町 伊良林町1~2丁目 井樋ノ口町 今町 今下町 今魚町 今籠町 今博多町 稲佐町1~3丁目 稲田町 入江町 岩瀬道町 岩川町 岩屋町 磯道町 ウ 梅ヶ崎町 馬町 上野町 浦上町 内中町 エ 江平町 江戸町 江川町 榎津町 恵美須町 オ 岡町 大橋町 大村町 大井手町 大浦町 大浦相生町 大浦出雲町 大浦上田町 大浦川上町 大浦下町 大浦東町 大浦東山町 大浦日之出町 大浦元町 小川町 桶屋町	尾上町（長崎駅前） 尾上町（長崎駅機関区等） 大浦郷（福田村） 御船蔵町 大山町 大鳥町 カ 要町 樺島町 金屋町 片淵町1~3丁目 勝山町 館内町 川平町 神ノ島町 鍛冶屋町 上戸町 上筑後町 上小島町 上西山町 キ 木鉢町 銀屋町 ケ 毛井首町 コ 寿町 駒場町 国分町 小菅町 小ヶ倉町 小曾根町 小瀬戸町 紺屋町 麴屋町 興善町 木場町 五島町 小浦郷（福田村） 小江郷（福田村） 小江原郷（福田村） 高田郷（長与村） サ 西郷（一部は現在油木町） 西郷（一部は現在西町） 桜町 桜馬場町 酒屋町 坂本町 幸町 竿ノ浦町 三和町 材木町	シ 新町 新地町 新戸町 新橋町 新大工町 新中川町 城山町1~2丁目 下筑後町 下西山町 十人町 ス 末石町 末広町 諏訪町 セ 瀬崎町 瀬ノ脇町 千馬町 銭座町1~2丁目 ソ 外浪町 タ 竹ノ久保町1~3丁目 立山町 高平町 高尾町 高砂町 玉浪町 玉江町 宝町 大黒町 台場（長崎駅待合室） ツ 築町 テ 寺町 出島町 出来大工町 ト 東北郷（現在、住吉町） 戸町1~3丁目 常盤町 銅座町 土井首町 磨屋町 ナ 中川町 中新町 中小島町 浪ノ平町 鳴滝町 滑石町	ニ 西北郷（現在、西北町） 西泊町 西上町 西浜町 西坂町 西中町 西山町1~4丁目 西小島町 西琴平町 西立神町 西古川町 ハ 浜口町 橋口町 羽衣町 浜平町 ヒ 東上町 東浜町 東中町 東琴平町 東山手町 東立神町 東小島町 東古川町 引地町 平戸町 平戸小屋町 平瀬町 平山町 広馬場町 フ 袋町 古町 古河町 福富町 船津町 船蔵町 船大工町 夫婦川町 豊後町 古道町 ホ 外浦町 本河内町1~4丁目 堀町 本村郷（福田村） マ 松山町 松ヶ枝町 丸山町 丸尾町 万才町	ミ 水ノ浦町 御船町 南山手町 三川町 三ツ山町 メ 目覚町 モ 茂里町 本尾町 本原町1~3丁目 本籠町 本下町 本博多町 本紺屋町 本石灰町 本古川町 本大工町 本興善町 本紙屋町 元船町1~5丁目 ヤ 八坂町 八幡町 八千代町 八百屋町 矢ノ平町 山里町 梁瀬町 ヨ 万屋町 寄合町 吉無田郷（長与村） ロ 炉粕町 その他 金比羅山陣地 （浜平町） 長与駅（長与村吉無田郷） 道ノ尾駅（長与村高田郷） 三菱兵器住吉ト ンネル工場 （長崎市東北郷）
--	---	--	--	--

※ 被爆者とみなし健康診断の特別措置の対象とする者（法附則第 17 条）

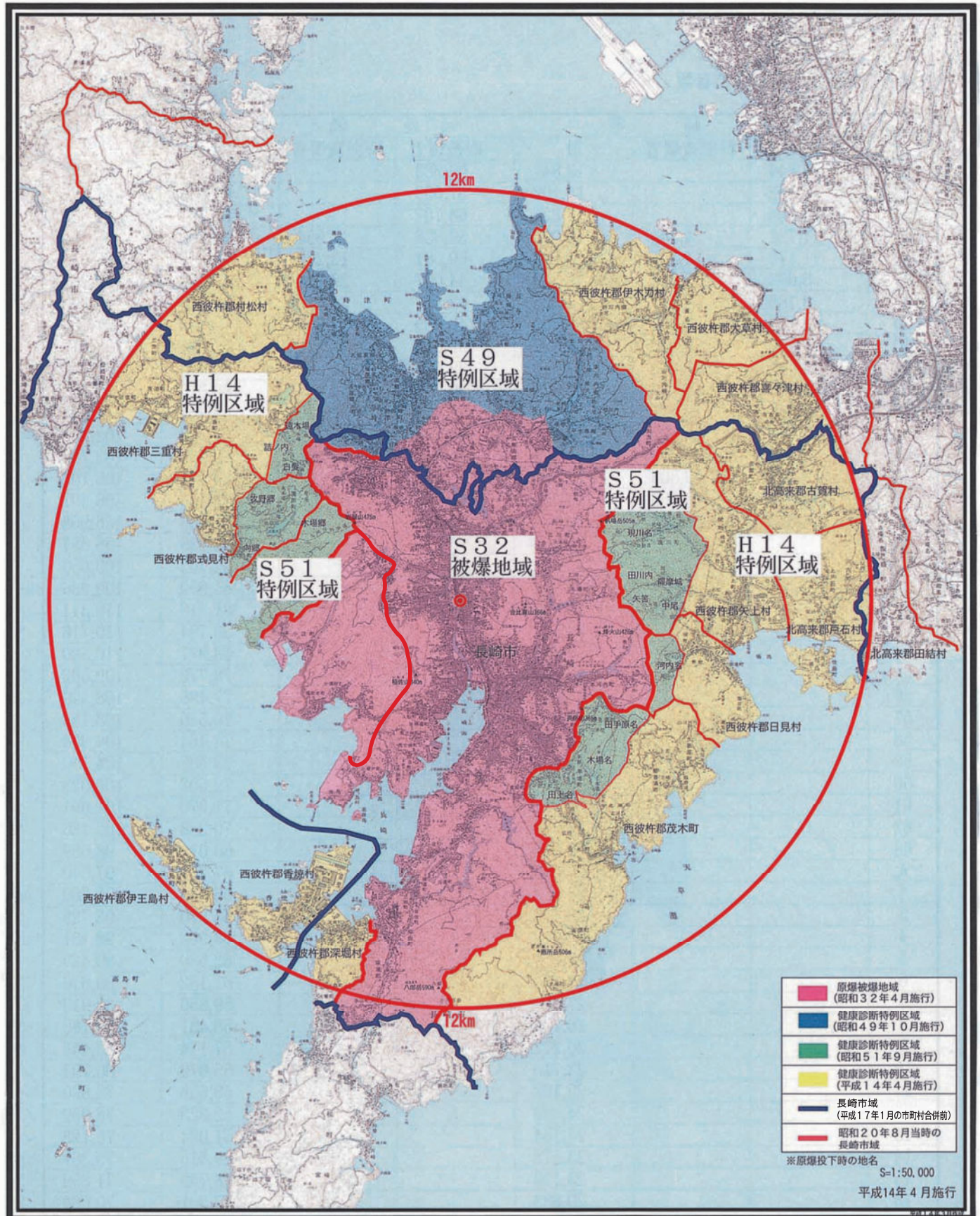
下記に該当する者で、第一種及び第二種健康診断受診者証の交付を受けた者

被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者	原爆が投下された際、当時の西彼杵郡の下記の区域内にあった者及びその者の胎児 (政令で定める区域) ①第一種健康診断受診者証交付 時津村、長与村（高田郷、吉無田郷を除く）…昭和49.10実施（P.20の青色部分） 福田村（柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷）、式見村（向郷、木場郷、牧野郷）、三重村（詰ノ内、白髪、遠木場）、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈）、日見村（河内名）、茂木町（田手原名、木場名、田上名）…昭和51.9実施（P.20の緑色部分） ②第二種健康診断受診者証交付 以下に掲げる区域で爆心地から半径12キロメートルの範囲。 深堀村、香焼村、伊王島村、式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く）、三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く）、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く）、日見村（河内名を除く）、茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く）、古賀村、戸石村、田結村…平成14.4実施（P.20の黄色部分）
--------------------------------	---

原爆被爆地域図



原爆被爆地域図



(4) 被爆者健康手帳の交付（法第2条）

被爆者には、被爆者援護法に基づき被爆者健康手帳が交付される。被爆者健康手帳は、その人が原子爆弾による被爆者であることを法的に示す一種の身分証明書である。

被爆者健康手帳年度別所持者数

(各年度末現在 単位：人)

年度	長 崎 県			長 崎 市			総 数
	一 般 被爆者	特 別 被爆者	計	一 般 被爆者	特 別 被爆者	計	
32	13,844		13,844	66,882		66,882	80,726
33	14,192		14,192	67,636		67,636	81,828
34	15,326		15,326	68,707		68,707	84,033
35	11,721	4,344	16,065	59,336	11,054	70,390	86,455
36	11,176	4,388	15,564	60,081	12,274	72,355	87,919
37	8,660	7,642	16,302	44,097	29,363	73,460	89,762
38	8,183	7,747	15,930	43,351	31,612	74,963	90,893
39	8,183	7,997	16,180	43,149	32,309	75,458	91,638
40	4,150	12,547	16,697	32,048	44,572	76,620	93,317
41	4,006	13,604	17,610	29,416	51,227	80,643	98,253
42	3,992	14,686	18,678	26,776	54,034	80,810	99,488
43	3,846	15,744	19,590	25,463	56,630	82,093	101,683
44	3,915	16,692	20,607	24,548	57,281	81,829	102,436
45	3,932	17,452	21,384	24,054	58,290	82,344	103,728
46	3,327	19,303	22,630	15,286	67,187	82,473	105,103
47	3,591	19,865	23,456	15,406	67,729	83,135	106,591
48	3,873	20,302	24,175	15,082	67,711	82,793	106,968
49			25,068			83,289	108,357
50			26,945			82,705	109,650
51			27,944			81,992	109,936
52			28,792			81,519	110,311
53			29,922			80,794	110,716
54			30,613			79,977	110,590
55			30,789			78,773	109,562
56			31,033			77,496	108,529
57			31,705			76,540	108,245
58			30,474			74,464	104,938

年度	長 崎 県			長 崎 市			総 数
	一 般 被爆者	特 別 被爆者	計	一 般 被爆者	特 別 被爆者	計	
59			30,603			73,587	104,190
60			30,521			72,502	103,023
61			30,321			71,370	101,691
62			29,928			70,258	100,186
63			29,670			69,019	98,689
元			29,333			67,707	97,040
2			28,812			66,448	95,260
3			28,459			65,270	93,729
4			28,162			63,969	92,131
5			27,745			62,680	90,425
6			27,458			61,152	88,610
7			27,063			59,850	86,913
8			26,735			58,431	85,166
9			26,272			57,174	83,446
10			25,715			55,079	80,794
11			25,162			53,658	78,820
12			24,646			52,323	76,969
13			24,104			51,024	75,128
14			23,572			49,815	73,387
15			23,110			48,749	71,859
16			20,833			49,201	70,034
17			19,635			48,483	68,118
18			19,019			47,109	66,128
19			18,417			45,520	63,937
20			17,782			44,032	61,814
21			17,177			42,514	59,691
22			16,543			40,908	57,451
23			15,875			39,324	55,199
24			15,163			37,574	52,737
25			14,412			35,857	50,269
26			13,669			34,199	47,868
27			12,827			32,547	45,374

年度	長 崎 県			長 崎 市			総 数
	一 般 被爆者	特 別 被爆者	計	一 般 被爆者	特 別 被爆者	計	
28			12,157			30,813	42,970
29			11,385			29,064	40,449
30			10,620			27,405	38,025
元			9,871			25,726	35,597
2			9,189			24,054	33,243
3			8,529			22,402	30,931
4			7,722			20,617	28,339
5			7,062			18,904	25,966
6			6,389			17,154	23,543

注) 昭和 49 年 10 月被爆者健康手帳（一般・特別）が一本化された。

(5) 第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証の交付

被爆者援護法附則第 17 条に基づき、被爆者とみなし、健康診断の特例措置の対象となる者には第一種健康診断受診者証（昭和 49 年及び昭和 51 年指定地域）・第二種健康診断受診者証（平成 14 年指定区域）が交付される。

第一種・第二種健康診断受診者証所持者数

(各年度末現在 単位：人)

年度	第一種健康診断受診者証			第二種健康診断受診者証		
	長崎県	長崎市	総 数	長崎県	長崎市	総 数
54	880	1,059	1,939			
55	712	837	1,549			
56	599	700	1,299			
57	556	614	1,170			
58	483	560	1,043			
59	459	510	969			
60	437	460	897			
61	422	422	844			
62	407	394	801			
63	378	375	753			
元	342	355	697			
2	319	331	650			
3	293	298	591			

年度	第一種健康診断受診者証			第二種健康診断受診者証		
	長崎県	長崎市	総 数	長崎県	長崎市	総 数
4	274	268	542			
5	259	245	504			
6	244	236	480			
7	211	198	409			
8	184	174	358			
9	158	146	304			
10	142	118	260			
11	136	99	235			
12	123	83	206			
13	115	74	189			
14	99	56	155	2,493	7,353	9,846
15	86	50	136	2,959	7,521	10,480
16	74	42	116	2,266	8,296	10,562
17	63	40	103	2,109	8,342	10,451
18	60	35	95	2,088	8,169	10,257
19	58	26	84	2,060	8,008	10,068
20	55	23	78	2,020	7,812	9,832
21	49	22	71	2,003	7,625	9,628
22	48	23	71	1,916	7,410	9,326
23	45	23	68	1,873	7,188	9,061
24	44	12	56	1,848	6,944	8,792
25	38	12	50	1,816	6,721	8,537
26	37	10	47	1,769	6,451	8,220
27	34	8	42	1,731	6,226	7,957
28	34	6	40	1,697	5,960	7,657
29	30	4	34	1,651	5,725	7,376
30	30	4	34	1,604	5,483	7,087
元	28	5	33	1,514	5,244	6,758
2	23	4	27	1,444	4,981	6,425
3	19	3	22	1,365	4,699	6,064
4	16	3	19	1,289	4,389	5,678
5	16	3	19	1,173	4,064	5,237
6	15	3	18	1,106	3,736	4,842

(6) 第一種健康診断受診者証所持者に対する被爆者健康手帳の交付（切替）

第一種健康診断受診者証所持者が、健康診断の結果、厚生労働省令に定める 11 の障害疾病に該当すると診断された場合は被爆者健康手帳への切替を申請することができ、認定されたときは被爆者健康手帳が交付される。

昭和 49 年 10 月から実施。

（昭和 49 年 7 月 22 日 衛発第 402 号厚生省公衆衛生局長通達）

（昭和 53 年 7 月 10 日 衛発第 611 号の 2 厚生省公衆衛生局長通知）

被爆者援護法附則第 17 条に規定する者への

被爆者健康手帳交付状況障害別分類

（令和 6 年度）

障 害 名	人 員(人)			障 害 名	人 員(人)		
	県	市	計		県	市	計
造血機能障害	0	0	0	腎臓機能障害	0	0	0
肝臓機能障害	0	0	0	水晶体混濁による視機能障害	1	0	1
細胞増殖機能障害	0	0	0	呼吸器機能障害	0	0	0
内分泌腺機能障害	0	0	0	運動器機能障害	0	0	0
脳血管障害	0	1	1	潰瘍による消化器機能障害	0	0	0
循環器機能障害	0	0	0	計	1	1	2

（注）市は、長崎市

全国の被爆者健康手帳及び健康診断受診者証所持者数

	令和6年度末									
	被爆者健康手帳					第1種	第2種	合計	指 定	一般疾病
	第1号	第2号	第3号	第4号	小 計	受診者証	受診者証		医療機関	医療機関
	人	人	人	人	人	人	人	人	箇所	箇所
1 北海道	108	42	13	8	171	1	5	177	18	4,310
2 青 森	19	5	4	2	30	0	0	30	3	659
3 岩 手	11	0	2	2	15	0	2	17	10	514
4 宮 城	53	14	5	3	75	0	1	76	4	1,523
5 秋 田	6	3	1	2	12	0	0	12	8	394
6 山 形	5	1	0	0	6	0	1	7	6	675
7 福 島	24	7	5	3	39	0	2	41	12	1,271
8 茨 城	163	31	17	15	226	7	7	240	13	2,316
9 栃 木	79	22	11	5	117	0	2	119	9	1,580
10 群 馬	58	4	5	3	70	0	3	73	24	1,470
11 埼 玉	764	194	94	117	1,169	6	53	1,228	6	7,060
12 千 葉	957	298	107	136	1,498	9	49	1,556	34	5,158
13 東 京	2,206	591	269	241	3,307	14	76	3,397	79	16,604
14 神奈川	1,761	441	194	175	2,571	12	81	2,664	105	9,777
15 新 潟	34	6	1	2	43	0	0	43	6	1,736
16 富 山	15	7	0	3	25	0	0	25	2	743
17 石 川	29	8	5	1	43	0	1	44	29	1,127
18 福 井	26	6	2	2	36	0	0	36	4	621
19 山 梨	35	7	2	3	47	0	3	50	6	870
20 長 野	52	14	5	8	79	1	3	83	8	1,772
21 岐 阜	129	39	19	17	204	7	9	220	36	2,612
22 静 岡	226	43	24	27	320	5	16	341	30	3,469
23 愛 知	877	154	109	96	1,236	11	90	1,337	27	9,381
24 三 重	136	23	18	18	195	0	13	208	102	2,268
25 滋 賀	120	49	20	11	200	0	15	215	1	1,730
26 京 都	365	131	51	39	586	0	17	603	14	5,130
27 大 阪	2,161	543	269	213	3,186	12	152	3,350	187	11,067
28 兵 庫	1,352	401	195	132	2,080	26	70	2,176	22	10,646
29 奈 良	225	79	28	31	363	1	9	373	4	2,180
30 和歌山	88	16	7	13	124	0	4	128	4	1,685
31 鳥 取	53	44	20	4	121	0	2	123	16	1,042
32 島 根	149	218	25	13	405	1	0	406	92	1,196
33 岡 山	479	198	90	67	834	5	9	848	63	4,900
34 広 島	4,685	3,319	3,713	863	12,580	15	19	12,614	1,090	5,771
35 山 口	808	319	153	97	1,377	7	16	1,400	155	3,254
36 徳 島	38	16	4	2	60	0	2	62	6	1,584
37 香 川	107	23	16	14	160	0	1	161	17	1,535
38 愛 媛	217	82	25	33	357	2	3	362	10	2,149
39 高 知	42	12	4	7	65	1	2	68	4	924
40 福 岡	2,965	567	200	225	3,957	31	181	4,169	34	10,355
41 佐 賀	309	76	42	25	452	3	28	483	46	1,854
43 熊 本	402	66	34	33	535	2	18	555	8	4,221
44 大 分	201	64	17	24	306	1	7	314	24	2,163
45 宮 崎	152	42	13	11	218	1	7	226	15	1,734
46 鹿児島	219	27	22	26	294	2	8	304	6	3,628
47 沖 縄	39	14	6	4	63	0	2	65	8	1,316
48 広島市	18,835	6,564	8,026	2,305	35,730	31	16	35,777	-	-
42 長 崎	3,635	835	1,506	413	6,389	15	1,106	7,510	614	2,886
49 長崎市	12,557	2,137	1,551	909	17,154	3	3,736	20,893	-	-
長崎県・市合計	16,192	2,972	3,057	1,322	23,543	18	4,842	28,403	614	2,886
合 計	57,976	17,802	16,949	6,403	99,130	232	5,847	105,209	3,021	160,860

全国の被爆者の年齢区分

(令和6年度末現在 単位:人、%)

	平 年	均 齢	総 数	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	小 計	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳	小 計	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳	小 計	100歳～				
																																					比 率	比 率	比 率	
			1 北海道										86.85											171											100.00		0	0	0	0
2 青 森	86.63	30	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6.67	4	4	0	1	3	3	0	2	2	0	19	63.33	2	0	0	1	2	0	0	0	1	2	8	26.67	1	3.33
3 岩 手	87.73	15	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	13.33	2	0	0	2	0	2	1	1	0	0	8	53.33	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	26.67	1	6.67
4 宮 城	85.65	75	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	8.00	5	8	7	6	4	8	4	6	5	4	57	76.00	0	0	2	1	1	0	2	4	0	0	10	13.33	2	2.67
5 秋 田	87.83	12	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	16.67	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	4	33.33	2	0	0	0	1	0	0	2	1	0	6	50.00	0	0.00
6 山 形	87.50	6	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4	66.67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	33.33	0	0.00
7 福 島	84.74	39	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	10.26	6	2	4	3	6	1	3	2	1	0	28	71.79	0	0	1	2	0	1	2	1	0	0	7	17.95	0	0.00
8 茨 城	84.45	226	100.00	0	0	0	0	0	0	0	2	19	21	9.29	25	23	29	21	27	9	12	13	6	7	172	76.11	4	6	5	1	6	3	1	1	2	2	31	13.72	2	0.89
9 栃 木	85.55	117	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	7.69	11	9	9	14	9	13	5	4	1	4	79	67.52	6	5	4	1	4	3	1	1	1	2	28	23.83	1	0.85
10 群 馬	85.46	70	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	7.14	9	5	6	8	8	2	6	1	5	1	51	72.86	1	2	1	0	0	4	1	1	2	1	13	18.57	1	1.43
11 埼 玉	84.65	1,169	100.00	0	0	0	0	0	0	0	18	133	151	12.92	116	120	110	84	91	93	57	51	53	33	808	69.12	31	22	34	29	38	21	18	10	7	0	210	17.96	0	0.00
12 千 葉	85.50	1,498	100.00	0	0	0	0	0	0	0	23	157	180	12.02	135	153	153	143	102	82	68	81	59	39	1,015	67.76	49	35	41	30	35	30	19	20	18	9	286	19.09	17	1.13
13 東 京	85.89	3,307	100.00	0	0	0	0	0	0	0	30	305	335	10.13	276	335	268	218	212	207	159	159	139	133	2,106	63.68	101	109	94	106	116	108	80	57	38	20	829	25.07	37	1.12
14 神奈川	86.36	2,571	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	3.89	207	256	228	205	214	186	142	123	118	115	1,794	69.78	76	93	66	75	74	74	71	60	25	0	614	23.88	63	2.45
15 新 潟	85.58	43	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	6.98	6	4	3	0	4	5	3	1	0	4	30	69.77	3	1	1	0	1	1	1	2	0	0	10	23.26	0	0.00
16 富 山	86.96	25	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	16.00	3	1	2	2	2	0	0	0	0	1	11	44.00	1	0	0	2	0	2	2	2	1	0	10	40.00	0	0.00
17 石 川	87.56	43	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2.33	4	4	5	4	3	3	0	2	0	1	26	60.47	1	2	0	1	2	0	4	1	2	2	15	34.88	1	2.33
18 福 井	85.86	36	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	8.33	2	4	3	4	2	2	4	0	1	3	25	69.44	1	1	0	3	0	0	0	2	0	0	7	19.44	1	2.78
19 山 梨	85.09	47	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	8.51	5	5	9	3	5	0	1	2	3	2	35	74.47	0	2	0	0	1	1	0	0	2	1	7	14.89	1	2.13
20 長 野	86.19	79	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	11.39	6	8	6	5	7	4	2	6	0	3	47	59.49	1	3	3	3	2	4	1	2	1	1	21	26.58	2	2.53
21 岐 阜	85.61	204	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	21	22	10.78	14	21	21	18	18	12	8	12	6	5	135	66.18	5	5	3	6	2	8	5	2	4	3	43	21.08	4	1.96
22 静 岡	85.09	320	100.00	0	0	0	0	0	0	0	2	34	36	11.25	32	36	28	27	26	19	11	16	11	7	213	66.56	12	7	12	10	7	6	4	2	5	3	68	21.25	3	0.94
23 愛 知	84.51	1,236	100.00	0	0	0	0	0	0	0	12	126	138	11.17	139	125	117	145	100	71	65	56	44	37	899	72.73	35	31	18	24	14	21	23	11	6	4	187	15.13	12	0.97
24 三 重	85.19	195	100.00	0	0	0	0	0	0	0	5	20	25	12.82	21	19	22	19	11	10	9	3	6	4	124	63.59	5	5	5	5	2	5	6	5	3	1	42	21.54	4	2.05
25 滋 賀	85.20	200	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	17	18	9.00	19	25	17	18	17	12	11	15	3	8	145	72.50	2	5	2	5	3	4	2	8	3	1	35	17.50	2	1.00
26 京 都	85.24	586	100.00	0	0	0	0	0	0	0	4	54	58	9.90	57	59	60	41	54	31	30	33	26	17	408	69.62	21	12	14	7	13	11	17	6	8	7	116	19.80	4	0.68
27 大 阪	85.29	3,186	100.00	0	0	0	0	0	0	0	33	292	325	10.20	302	347	271	279	245	204	156	155	114	95	2,168	68.05	99	72	67	72	94	82	89	40	28	17	660	20.72	33	1.04
28 兵 庫	86.39	2,080	100.00	0	0	0	0	0	0	0	22	180	202	9.71	181	188	206	161	147	108	101	94	60	68	1,314	63.17	61	60	41	63	65	58	40	32	44	23	487	23.41	77	3.70
29 奈 良	85.43	363	100.00	0	0	0	0	0	0	0	3	36	39	10.74	37	41	31	33	28	16	19	20	9	6	240	66.12	6	3	11	8	11	13	15	6	0	7	80	22.04	4	1.10
30 和歌山	84.94	124	100.00	0	0	0	0	0	0	0	4	11	15	12.10	12	16	15	11	8	7	4	4	5	6	88	70.97	4	0	1	0	3	1	2	2	2	2	17	13.71	4	3.23
31 鳥 取	88.30	121	100.00	0	0	0	0	0	0	0	1	7	8	6.61	12	13	5	9	6	4	5	5	0	0	59	48.76	0	3	1	4	7	10	9	10	4	3	51	42.15	3	2.48
32 島 根	91.55	405	100.00	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	4.94	25	14	15	9	12	6	7	11	9	8	116	28.64	3	8	7	3	20	20	141	30	18	10	260	64.20	9	2.22
33 岡 山	87.12	834	100.00	0	0	0	0	0	0	0	11	80	91	10.91	78	67	60	55	43	29	40	36	25	24	457	54.80	17	16	17	26	40	35	43	27	21	11	253	30.34	33	3.96
34 広 島	86.99	12,580	100.00	0	0	0	0	0	0	0	153	1,039	1,192	9.48	1,048	1,063	924	808	695	542	427	503	449	458	6,917	54.98	394	423	432	457	662	631	523	312	226	149	4,209	33.46	262	2.08
35 山 口	87.05	1,377	100.00	0	0	0	0	0	0	0	16	121	137	9.95	126	114																								

市町別・在外国別手帳等所持者数

(令和6年度末現在 単位：人)

市 町 名	被 爆 者 健 康 手 帳					健康診断受診者証	
	1号	2号	3号	4号	合計	第一種	第二種
佐 世 保 市	323	59	62	36	480	3	47
島 原 市	97	21	13	12	143	1	9
諫 早 市	848	199	299	120	1,466	2	553
大 村 市	337	79	96	37	549	3	101
平 戸 市	31	11	3	3	48	0	3
松 浦 市	22	3	2	1	28	0	1
対 馬 市	17	4	4	2	27	0	0
壱 岐 市	17	12	4	1	34	0	1
五 島 市	164	23	9	21	217	0	15
西 海 市	91	27	24	8	150	0	19
雲 仙 市	110	22	27	10	169	0	24
南 島 原 市	91	23	11	8	133	0	11
長 与 町	850	152	454	84	1,540	2	167
時 津 町	428	178	436	46	1,088	2	137
東 彼 杵 町	12	6	10	2	30	1	6
川 棚 町	37	5	31	6	79	0	6
波 佐 見 町	8	1	10	4	23	0	1
小 値 賀 町	4	1	1	0	6	0	0
佐 々 町	10	0	0	3	13	1	2
新 上 五 島 町	74	8	4	5	91	0	3
県所管国内計(A)	3,571	834	1,500	409	6,314	15	1,106
在 外 国 名	被 爆 者 健 康 手 帳					健康診断受診者証	
	1号	2号	3号	4号	合計	第一種	第二種
韓 国	46	1	1	4	52	0	0
台 湾	2	0	3	0	5	0	0
アメリカ合衆国	5	0	2	0	7	0	0
ブ ラ ジ ル	10	0	0	0	10	0	0
ボ リ ビ ア	1	0	0	0	1	0	0
県所管国外計(B)	64	1	6	4	75	0	0
長 崎 県 (A+B)	3,635	835	1,506	413	6,389	15	1,106
長 崎 市	12,557	2,137	1,551	909	17,154	3	3,736
合 計	16,192	2,972	3,057	1,322	23,543	18	4,842

被爆者の年齢区分

(令和6年度末現在 単位：人、歳)

区分	総数	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	平均年齢
長崎県	男	2,310	0	243	1,036	1,031
	女	4,079	0	312	1,480	2,287
	計	6,389	0	555	2,516	3,318
	割合	100.00%	0.00%	8.69%	39.38%	51.93%
長崎市	男	5,875	0	579	2,728	2,568
	女	11,279	0	720	4,031	6,528
	計	17,154	0	1,299	6,759	9,096
	割合	100.00%	0.00%	7.57%	39.40%	53.03%
合計	男	8,185	0	822	3,764	3,599
	女	15,358	0	1,032	5,511	8,815
	計	23,543	0	1,854	9,275	12,414
	割合	100.00%	0.00%	7.87%	39.40%	52.73%

外国人被爆者数の推移（長崎県内居住者分）

(各年度末現在 単位：人)

国内 年度別	中	国	韓	朝	国	米	国	ポ	ー	ラ	ン	ド	フ	ラ	ン	ス	計
18	県	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	市	50	35	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
	計	50	53	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106
19	県	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	市	45	32	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80
	計	46	47	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96
20	県	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	市	42	29	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
	計	43	44	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90
21	県	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	市	40	28	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
	計	41	41	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86
22	県	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	市	39	24	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
	計	40	35	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77
23	県	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	市	38	22	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
	計	40	33	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
24	県	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	市	38	24	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64
	計	39	35	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
25	県	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	市	35	23	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
	計	36	34	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
26	県	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	市	34	22	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
	計	35	31	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68
27	県	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	市	27	20	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	計	28	29	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
28	県	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	市	27	19	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
	計	28	28	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
29	県	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	市	24	18	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
	計	25	25	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
30	県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	市	23	18	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
	計	24	23	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
元	県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	市	22	16	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	計	23	21	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
2	県	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	市	19	15	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	計	20	20	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
3	県	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	市	17	14	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
	計	18	18	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
4	県	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	市	15	13	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	計	16	17	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
5	県	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	市	11	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
	計	12	16	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
6	県	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	市	11	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
	計	12	14	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28

※中国には台湾を含む

法令区分による被爆者数

(注) 市＝長崎市（各年度末現在 単位：人）

年度別	総 数	法 第 2 条				死 亡	転 出	転 入
		1 号	2 号	3 号	4 号			
52	県	28,792	14,722	9,695	4,226	149	473	489
	市	81,519	57,155	21,173	2,165	1,026	1,163	1,243
	計	110,311	71,877	30,868	6,391	1,175	1,636	1,732
53	県	29,922	15,033	9,677	5,036	176	457	683
	市	80,794	55,810	21,138	2,844	1,002	1,226	1,502
	計	110,716	70,843	30,815	7,880	1,178	1,683	2,185
54	県	30,613	15,302	9,703	5,402	206	473	447
	市	79,977	54,564	21,151	3,276	986	1,222	1,309
	計	110,590	69,866	30,854	8,678	1,192	1,695	1,756
55	県	30,789	15,361	9,633	5,571	224	478	466
	市	78,773	53,254	21,041	3,501	977	1,305	1,266
	計	109,562	68,615	30,674	9,072	1,201	1,783	1,732
56	県	31,033	15,386	9,602	5,824	221	500	512
	市	77,496	51,940	20,959	3,626	971	1,295	1,223
	計	108,529	67,326	30,561	9,450	1,192	1,795	1,735
57	県	31,705	15,540	9,656	6,260	249	543	358
	市	76,540	50,898	20,948	3,725	969	1,310	840
	計	108,245	66,438	30,604	9,985	1,218	1,853	1,198
58	県	30,474	16,210	7,688	6,135	441	834	1,426
	市	74,464	57,483	12,162	3,573	1,246	1,275	920
	計	104,938	73,693	19,850	9,708	1,687	2,109	2,346
59	県	30,603	16,244	7,661	6,242	456	513	449
	市	73,587	56,509	12,194	3,656	1,228	1,182	923
	計	104,190	72,753	19,855	9,898	1,684	1,695	1,372
60	県	30,521	16,134	7,598	6,323	466	511	426
	市	72,502	55,376	12,172	3,725	1,229	1,276	879
	計	103,023	71,510	19,770	10,048	1,695	1,787	1,305
61	県	30,321	16,093	7,440	6,311	477	572	369
	市	71,370	54,308	12,062	3,768	1,232	1,262	791
	計	101,691	70,401	19,502	10,079	1,709	1,834	1,160
62	県	29,928	15,885	7,299	6,270	474	548	494
	市	70,258	53,314	11,943	3,769	1,232	1,235	756
	計	100,186	69,199	19,242	10,039	1,706	1,783	1,250
63	県	29,670	15,761	7,164	6,259	486	599	361
	市	69,019	52,270	11,769	3,746	1,234	1,218	668
	計	98,689	68,031	18,933	10,005	1,720	1,817	1,029
元	県	29,333	15,592	7,045	6,201	495	593	330
	市	67,707	51,186	11,546	3,742	1,233	1,261	627
	計	97,040	66,778	18,591	9,943	1,728	1,854	957
2	県	28,812	15,307	6,872	6,144	489	617	471
	市	66,448	50,181	11,306	3,726	1,235	1,243	565
	計	95,260	65,488	18,178	9,870	1,724	1,860	1,036
3	県	28,459	15,127	6,755	6,090	487	618	312
	市	65,270	49,163	11,141	3,732	1,234	1,239	581
	計	93,729	64,290	17,896	9,822	1,721	1,857	893
4	県	28,162	14,978	6,656	6,032	496	624	243
	市	63,969	48,133	10,896	3,708	1,232	1,339	513
	計	92,131	63,111	17,552	9,740	1,728	1,963	756
5	県	27,745	14,769	6,506	5,963	507	608	272
	市	62,680	47,141	10,630	3,727	1,182	1,240	577
	計	90,425	61,910	17,136	9,690	1,689	1,848	849
6	県	27,458	14,667	6,358	5,913	520	601	229
	市	61,152	45,906	10,392	3,698	1,156	1,319	748
	計	88,610	60,573	16,750	9,611	1,676	1,920	977
7	県	27,063	14,485	6,195	5,858	525	617	237
	市	59,850	44,909	10,112	3,688	1,141	1,230	604
	計	86,913	59,394	16,307	9,546	1,666	1,847	841
8	県	26,735	14,305	6,080	5,814	536	576	243
	市	58,431	43,801	9,843	3,661	1,126	1,304	570
	計	85,166	58,106	15,923	9,475	1,662	1,880	813
9	県	26,272	14,081	5,910	5,732	549	606	231
	市	57,174	42,841	9,581	3,636	1,116	1,278	444
	計	83,446	56,922	15,491	9,368	1,665	1,884	675
10	県	25,715	13,815	5,728	5,615	557	689	213
	市	55,079	41,158	9,242	3,587	1,092	1,407	1,150
	計	80,794	54,973	14,970	9,202	1,649	2,096	1,363
11	県	25,162	13,550	5,565	5,491	556	642	204
	市	53,658	40,084	8,955	3,541	1,078	1,292	462
	計	78,820	53,634	14,520	9,032	1,634	1,934	666

年度別		総 数	法 第 2 条				死 亡	転 出	転 入
			1 号	2 号	3 号	4 号			
12	県	24,646	13,323	5,401	5,372	550	606	182	240
	市	52,323	39,053	8,695	3,504	1,071	1,220	500	257
	計	76,969	52,376	14,096	8,876	1,621	1,826	682	497
13	県	24,104	13,057	5,249	5,252	546	649	163	232
	市	51,024	38,073	8,428	3,447	1,076	1,280	351	215
	計	75,128	51,130	13,677	8,699	1,622	1,929	514	447
14	県	23,572	12,784	5,074	5,155	559	654	192	249
	市	49,815	37,119	8,199	3,429	1,068	1,286	363	233
	計	73,387	49,903	13,273	8,584	1,627	1,940	555	482
15	県	23,110	12,549	4,930	5,073	558	619	161	239
	市	48,749	36,329	7,956	3,385	1,079	1,332	263	323
	計	71,859	48,878	12,886	8,458	1,637	1,951	424	562
16	県	20,833	11,164	4,270	4,878	521	646	1,877	195
	市	49,201	36,503	8,143	3,435	1,120	1,354	250	1,928
	計	70,034	47,667	12,413	8,313	1,641	2,000	2,127	2,123
17	県	19,635	10,534	3,948	4,656	497	613	811	155
	市	48,483	35,871	8,013	3,453	1,146	1,442	229	873
	計	68,118	46,405	11,961	8,109	1,643	2,055	1,040	1,028
18	県	19,019	10,229	3,781	4,513	496	655	167	154
	市	47,109	34,882	7,704	3,373	1,150	1,434	236	226
	計	66,128	45,111	11,485	7,886	1,646	2,089	403	380
19	県	18,417	9,937	3,623	4,361	496	638	141	144
	市	45,520	33,707	7,373	3,293	1,147	1,566	221	171
	計	63,937	43,644	10,996	7,654	1,643	2,204	362	315
20	県	17,782	9,650	3,434	4,204	494	673	119	122
	市	44,032	32,626	7,048	3,219	1,139	1,496	186	168
	計	61,814	42,276	10,482	7,423	1,633	2,169	305	290
21	県	17,177	9,313	3,278	4,089	497	659	110	119
	市	42,514	31,511	6,733	3,140	1,130	1,529	188	157
	計	59,691	40,824	10,011	7,229	1,627	2,188	298	276
22	県	16,543	9,007	3,098	3,946	492	666	124	113
	市	40,908	30,336	6,385	3,057	1,130	1,589	168	141
	計	57,451	39,343	9,483	7,003	1,622	2,255	292	254
23	県	15,875	8,674	2,940	3,770	491	703	115	113
	市	39,324	29,186	6,062	2,954	1,122	1,579	159	140
	計	55,199	37,860	9,002	6,724	1,613	2,282	274	253
24	県	15,163	8,311	2,754	3,612	486	727	100	101
	市	37,574	27,890	5,710	2,862	1,112	1,649	235	123
	計	52,737	36,201	8,464	6,474	1,598	2,376	335	224
25	県	14,412	7,942	2,552	3,434	484	746	107	95
	市	35,857	26,632	5,351	2,770	1,104	1,674	168	113
	計	50,269	34,574	7,903	6,204	1,588	2,420	275	208
26	県	13,669	7,555	2,361	3,272	481	764	90	107
	市	34,199	25,422	5,010	2,677	1,090	1,604	164	97
	計	47,868	32,977	7,371	5,949	1,571	2,368	254	204
27	県	12,827	7,132	2,161	3,065	469	815	116	85
	市	32,547	24,180	4,713	2,574	1,080	1,618	144	105
	計	45,374	31,312	6,874	5,639	1,549	2,433	260	190
28	県	12,157	6,781	2,005	2,900	471	688	82	94
	市	30,813	22,880	4,386	2,477	1,070	1,670	149	79
	計	42,970	29,661	6,391	5,377	1,541	2,358	231	173
29	県	11,385	6,379	1,823	2,714	469	745	111	77
	市	29,064	21,588	4,056	2,372	1,048	1,723	129	96
	計	40,449	27,967	5,879	5,086	1,517	2,468	240	173
30	県	10,620	5,975	1,653	2,529	463	758	90	78
	市	27,405	20,373	3,733	2,264	1,035	1,591	163	88
	計	38,025	26,348	5,386	4,793	1,498	2,349	253	166
元	県	9,871	5,583	1,490	2,337	461	756	72	74
	市	25,726	19,085	3,450	2,173	1,018	1,640	124	70
	計	35,597	24,668	4,940	4,510	1,479	2,396	196	144
2	県	9,189	5,212	1,346	2,178	453	689	61	62
	市	24,054	17,826	3,167	2,055	1,006	1,623	111	52
	計	33,243	23,038	4,513	4,233	1,459	2,312	172	114
3	県	8,529	4,816	1,225	2,040	448	684	48	67
	市	22,402	16,552	2,927	1,934	989	1,612	96	47
	計	30,931	21,368	4,152	3,974	1,437	2,296	144	114
4	県	7,722	4,372	1,066	1,851	433	799	64	51
	市	20,617	15,193	2,642	1,810	972	1,750	96	56
	計	28,339	19,565	3,708	3,661	1,405	2,549	160	107
5	県	7,062	4,018	945	1,676	423	655	62	52
	市	18,904	13,886	2,398	1,676	944	1,677	93	48
	計	25,966	17,904	3,343	3,352	1,367	2,332	155	100
6	県	6,389	3,635	835	1,506	413	671	63	58
	市	17,154	12,557	2,137	1,551	909	1,727	91	62
	計	23,543	16,192	2,972	3,057	1,322	2,398	154	120

旧法区分による被爆者数

(注) 市＝長崎市 (単位：人)

年度別		一 般 被 爆 者					特 別 被 爆 者						合 計	死 亡	転 出	転 入
		1 号	2 号	3 号	4 号	計	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	計				
35	県	6,761	4,743	147	70	11,721	4,211	133	0	—	—	4,344	16,065	166	166	350
	市	54,197	4,218	6	915	59,336	10,035	934	85	—	—	11,054	70,390	301	94	371
	計	60,958	8,961	153	985	71,057	14,246	1,067	85	—	—	15,398	86,455	467	260	721
36	県	6,549	4,419	131	77	11,176	4,230	138	20	—	—	4,388	15,564	92	1,478	210
	市	54,928	4,231	6	916	60,081	11,057	996	221	—	—	12,274	72,355	154	102	240
	計	61,477	8,650	137	993	71,257	15,287	1,134	241	—	—	16,662	87,919	246	1,580	450
37	県	3,951	4,526	131	52	8,660	7,437	142	63	—	—	7,642	16,302	79	264	265
	市	39,052	4,122	6	917	44,097	27,871	1,015	477	—	—	29,363	73,460	477	1,734	590
	計	43,003	8,648	137	969	52,757	35,308	1,157	540	—	—	37,005	89,762	556	1,998	855
38	県	3,808	4,209	117	49	8,183	7,504	140	103	—	—	7,747	15,930	188	985	294
	市	37,771	5,055	23	502	43,351	29,836	1,003	773	—	—	31,612	74,963	546	603	338
	計	41,579	9,264	140	551	51,534	37,340	1,143	876	—	—	39,359	90,893	734	1,588	632
39	県	3,811	4,204	119	49	8,183	7,691	140	166	—	—	7,997	16,180	53	308	212
	市	37,541	5,078	23	507	43,149	30,237	977	1,095	—	—	32,309	75,458	611	536	256
	計	41,352	9,282	142	556	51,332	37,928	1,117	1,261	—	—	40,306	91,638	664	844	468
40	県	2,709	1,290	117	34	4,150	7,881	141	239	4,126	160	12,547	16,697	149	459	377
	市	29,406	2,200	22	420	32,048	30,870	952	1,415	7,802	3,533	44,572	76,620	819	823	468
	計	32,115	3,490	139	454	36,198	38,751	1,093	1,654	11,928	3,693	57,119	93,317	968	1,282	845
41	県	2,563	1,255	152	36	4,006	8,128	125	262	4,780	309	13,604	17,610	265	438	430
	市	27,262	1,736	21	397	29,416	31,649	921	1,576	12,783	4,298	51,227	80,643	1,158	1,097	511
	計	29,825	2,991	173	433	33,422	39,777	1,046	1,838	17,563	4,607	64,831	98,253	1,423	1,535	941

年度別		一 般 被 爆 者					特 別 被 爆 者						合 計	死 亡	転 出	転 入
		1 号	2 号	3 号	4 号	計	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	計				
42	県	2,510	1,267	179	36	3,992	8,264	126	303	5,603	390	14,686	18,678	187	491	460
	市	24,912	1,456	34	374	26,776	31,509	833	1,754	15,519	4,419	54,034	80,810	2,567	994	355
	計	27,422	2,723	213	410	30,768	39,773	959	2,057	21,122	4,809	68,720	99,488	2,754	1,485	815
43	県	2,464	1,178	168	36	3,846	8,424	135	469	6,262	454	15,744	19,590	142	550	571
	市	23,771	1,285	33	374	25,463	31,335	843	2,414	17,566	4,472	56,630	82,093	1,091	1,116	533
	計	26,235	2,463	201	410	29,309	39,759	978	2,883	23,828	4,926	72,374	101,683	1,233	1,666	1,104
44	県	2,480	1,154	243	38	3,915	8,544	149	602	6,863	534	16,692	20,607	194	197	303
	市	22,931	1,221	30	366	24,548	30,930	828	3,136	17,943	4,444	57,281	81,829	1,138	1,536	595
	計	25,411	2,375	273	404	28,463	39,474	977	3,738	24,806	4,978	73,973	102,436	1,332	1,733	898
45	県	2,418	1,098	375	41	3,932	8,587	151	857	7,291	566	17,452	21,384	81	197	227
	市	22,425	1,226	38	365	24,054	30,680	832	3,911	18,421	4,446	58,290	82,344	1,196	1,225	640
	計	24,843	2,324	413	406	27,986	39,267	983	4,768	25,712	5,012	75,742	103,728	1,277	1,422	867
46	県	1,653	1,061	573	40	3,327	8,687	157	1,161	7,616	1,682	19,303	22,630	148	138	269
	市	14,270	778	43	195	15,286	30,464	823	4,275	18,640	12,985	67,187	82,473	1,224	1,844	633
	計	15,923	1,839	616	235	18,613	39,151	980	5,436	26,256	14,667	86,490	105,103	1,372	1,982	902
47	県	1,701	1,089	756	45	3,591	8,696	161	1,336	7,724	1,948	19,865	23,456	323	1,190	775
	市	14,246	865	93	202	15,406	30,081	792	4,715	19,068	13,073	67,729	83,135	1,130	1,585	1,261
	計	15,947	1,954	849	247	18,997	38,777	953	6,051	26,792	15,021	87,594	106,591	1,453	2,775	2,036
48	県	1,688	1,061	1,071	53	3,873	8,605	157	1,653	7,810	2,077	20,302	24,175	453	750	614
	市	13,852	873	153	204	15,082	29,594	776	5,042	18,881	13,418	67,711	82,793	1,153	1,299	823
	計	15,540	1,934	1,224	257	18,955	38,199	933	6,695	26,691	15,495	88,013	106,968	1,606	2,049	1,437
49	県	1,913	1,050	1,538	67	4,568	8,587	156	1,689	7,879	2,189	20,500	25,068	489	557	791
	市	14,378	1,095	458	233	16,164	29,190	773	4,987	18,717	13,458	67,125	83,289	1,185	1,602	670
	計	16,291	2,145	1,996	300	20,732	37,777	929	6,676	26,596	15,647	87,625	108,357	1,674	2,159	1,461

(7) 第二種健康診断特例区域治療支援事業

長崎に原爆が投下された際、爆心地から半径 12 km 内におられた第二種健康診断受診者証（胎児を含む）をお持ちの方で、11 種類の障害を伴う疾病のいずれかに罹患している方を対象に医療費助成が令和 6 年 12 月から開始。（※平成 14 年 4 月から実施した被爆体験者精神医療受給者証は当面継続となった。）

市町別受給者証所持者数

（令和 6 年度末現在 単位：人）

市町名	所 持 者 数		市町名	所 持 者 数	
	特例区域医療	精神医療		特例区域医療	精神医療
佐世保市	21	10	長与町	117	36
島原市	4	2	時津町	104	28
諫早市	369	118	東彼杵町	2	3
大村市	53	18	川棚町	2	1
平戸市	1	0	波佐見町	1	0
松浦市	0	0	小値賀町	0	0
対馬市	0	0	佐々町	0	0
壱岐市	0	1	新上五島町	2	0
五島市	6	2	県 計	711	227
西海市	9	4	長 崎 市	2, 876	636
雲仙市	14	3	合 計	3, 587	863
南島原市	6	1			

第二種健康診断特例区域医療受給者証所持者数の推移

（令和 6 年度末現在 単位：人）

年 度	県所管計	長崎市	合 計
R 6	711	2, 876	3, 587

被爆体験者精神医療受給者証所持者数の推移

（令和 6 年度末現在 単位：人）

年 度	県所管計	長崎市	合 計
14	1, 556	6, 851	8, 407
15	1, 825	7, 208	9, 033
16	1, 267	7, 834	9, 101
17	1, 311	5, 260	6, 571

年 度	県所管計	長崎市	合 計
18	1,432	5,599	7,031
19	1,388	5,635	7,023
20	1,335	5,451	6,786
21	1,560	6,479	8,039
22	1,541	6,316	7,857
23	1,501	6,141	7,642
24	1,460	5,946	7,406
25	1,426	5,761	7,187
26	1,378	5,542	6,920
27	1,339	5,351	6,690
28	1,304	5,134	6,438
29	1,252	4,919	6,171
30	1,219	4,713	5,932
元	1,173	4,514	5,687
2	1,118	4,307	5,425
3	1,040	4,057	5,097
4	982	3,786	4,768
5	924	3,537	4,461
6	227	636	863

(注) H14～H16 の数字は「被爆体験者医療受給者証」の所持者数。

H17 以降の数字は「被爆体験者精神医療受給者証」の所持者数。

R 6 . 12 月から第二種健康診断特例区域治療支援事業が開始され、精神医療受給者証所持者が新事業に切替えたことから減となる。

(8) 被爆者健康診断 (法第7条)

被爆者健康手帳所持者及び第一種健康診断受診者証所持者に実施される健康診断は、「一般検査」と「精密検査（収容検査を含む。）」の２種類がある。「一般検査」には、年２回の定期健康診断と年２回を限度とした申請（希望）による健康診断がある。また、希望による健康診断のうち１回を限度として「がん検診」を受診することができる。

一般検査の結果、更に精密な検査が必要と認められた場合は「精密検査」が行われる。

実施機関は、県または長崎市が委託した病院、検診団体、診療所など（委託医療機関）である。

なお、一般検査の結果、医師が必要と認めたときは3日程度入院して行う「収容検査」を受診することができる。

第二種健康診断受診者証所持者に実施される健康診断は「一般検査」で、年1回希望するとき
に委託医療機関で受診することができる。

① 検査項目

検査項目	種 別	項 目
	一般検査	①視診、問診、聴診、打診及び触診 ②ＣＲＰ ③血球数計（赤血球、白血球） ④血色素検査 ⑤尿検査（ウロビリノーゲン、糖、蛋白、潜血） ⑥血圧測定 ⑦肝臓機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、γ－ＧＴＰ）…医師が必要と認めた場合 ⑧ヘモグロビンＡ１ｃ …医師が必要と認めた場合 【希望によるがん検診】 ①胃 が ん…問診、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査 ②肺 が ん…問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診 ③乳 が ん…問診、視診、触診、乳房エックス線検査 ④子宮がん…問診、視診、内診、子宮頸部及び子宮体部の細胞診、 コルポスコープ検査 ⑤大腸がん…問診、免疫便潜血検査（２日法） ⑥多発性骨髄腫…問診、血清蛋白分画検査
	精密検査	次の各号に掲げる検査の範囲内で必要と認められるものを行う。 ①骨髄造血像検査等の血液の検査 ②肝臓機能検査等の内臓の検査 ③関節機能検査等の運動器の検査 ④眼底検査等の視器の検査 ⑤胸部エックス線検査等のエックス線検査 ⑥その他の必要な検査

② 健康診断実施状況（がん検診を除く）

（注）（ ）内は第一種健康診断受診者証所持者（再掲）

[] 内は第二種健康診断受診者証所持者（再掲）

年 度 別	長 崎 県						長 崎 市					
	被爆者等数 (A)	一般検査（延人員）			精密検査 (延人員)	一 般 検査の 受診率 — (B) (A)	被爆者等数 (A)	一般検査（延人員）			精密検査 (延人員)	一 般 検査の 受診率 — (B) (A)
		委 託	直 営	計 (B)				委 託	直 営	計 (B)		
昭	人	人	人	人	人	%	人	人	人	人	人	%
32	13,844	7,017	0	7,017	160	50.7	65,211	23,759	0	23,759	2,328	36.4
33	14,792	6,491	347	6,838	811	46.2	67,636	17,914	0	17,914	5,799	26.5
34	15,326	4,720	2,845	7,565	621	49.4	68,707	14,691	0	14,691	3,952	21.4
35	16,065	3,135	4,934	8,069	624	50.2	70,370	14,289	0	14,289	3,494	20.3
36	15,564	4,243	4,371	8,614	693	55.3	72,355	20,716	0	20,716	4,707	28.6
37	16,302	5,147	4,435	9,582	1,053	58.8	73,460	25,039	0	25,039	4,763	34.1
38	15,930	4,294	6,466	10,760	863	67.5	74,963	23,649	0	23,649	5,211	31.5
39	16,180	4,690	7,327	12,017	1,107	74.3	75,458	26,244	0	26,244	4,530	34.9
40	16,697	4,838	8,484	13,322	1,214	79.8	76,620	23,729	0	23,729	4,415	30.9
41	17,610	7,357	7,504	14,861	1,144	84.3	80,643	23,296	0	23,296	5,126	28.8
42	18,678	7,584	9,612	17,196	1,020	92.1	80,810	27,553	0	27,553	5,279	34.1
43	19,590	7,565	11,581	19,146	1,077	97.7	82,093	67,003	0	67,003	8,817	81.6
44	20,607	8,260	16,600	24,860	1,330	120.6	81,829	76,280	0	76,280	10,074	93.2
45	21,384	8,503	15,308	23,811	1,465	111.3	82,344	85,373	0	85,373	12,277	124.0
46	22,630	8,691	17,245	25,936	1,460	114.6	82,473	93,037	0	93,037	18,642	112.8
47	23,456	9,040	19,019	28,059	1,458	119.6	83,135	90,575	0	90,575	19,920	108.9
48	24,175	13,547	14,709	28,256	2,316	116.9	82,797	89,864	0	89,864	21,067	108.5
49	25,068	13,547	14,709	28,256	2,315	112.7	83,289	104,060	0	104,060	24,972	124.9
50	29,198	28,702	6,912	35,614	1,939	122.0	83,828	114,288	0	114,288	27,392	136.3
51	(2,263)	(2,487)	(18)	(2,505)	(307)	(110.7)	(2,880)	(4,259)		(4,259)	(1,896)	(147.9)
	30,207	30,324	4,667	34,991	1,626	115.8	84,872	97,661	0	97,661	25,515	115.1
52	(1,927)	(2,309)	(18)	(2,327)	(233)	(120.8)	(2,105)	(4,286)		(4,286)	(1,660)	(203.6)
	30,719	30,560	4,412	34,972	1,635	113.8	83,624	97,871	0	97,871	25,348	117.0
53	(1,159)	(1,896)	(29)	(1,925)	(357)	(116.1)	(1,442)	(2,325)		(2,325)	(1,048)	(161.2)
	31,081	33,056	3,670	36,726	2,039	118.2	82,236	106,064	0	106,064	32,823	128.9
54	(880)	(840)	(25)	(865)	(196)	(98.3)	(1,059)	(1,417)		(1,417)	(673)	(133.8)
	31,493	33,259	1,989	35,248	1,386	111.9	81,036	91,775	0	91,775	28,422	113.3
55	(712)	(584)	(17)	(601)	(130)	(84.4)	(837)	(1,140)		(1,140)	(534)	(136.2)
	31,501	33,479	1,456	34,935	1,398	110.9	79,610	92,698	0	92,698	27,071	116.4
56	(599)	(497)	(13)	(510)	(109)	(85.1)	(700)	(755)		(755)	(304)	(107.9)
	31,632	35,527	1,656	37,183	1,149	117.5	78,196	107,180	0	107,180	23,508	137.1
57	(556)	(358)	(10)	(368)	(65)	(66.2)	(614)	(492)		(492)	(227)	(80.1)
	32,171	32,756	1,552	34,308	1,321	106.6	77,154	79,750	0	79,750	25,218	103.1
58	(483)	(299)	(3)	(302)	(35)	(62.7)	(560)	(446)		(446)	(194)	(79.6)
	30,957	32,400	1,494	33,894	1,243	109.5	75,024	76,735	0	76,735	21,690	102.3
59	(459)	(365)	(13)	(378)	(44)	(82.4)	(510)	(420)		(420)	(160)	(82.4)
	31,062	35,474	1,690	37,164	1,649	119.6	74,097	93,345	0	93,345	24,521	126.0
60	(437)	(256)	(10)	(266)	(32)	(60.9)	(460)	(333)		(333)	(144)	(72.4)
	30,958	33,569	1,537	35,106	1,580	113.4	72,962	77,919	0	77,919	21,450	106.8
61	(422)	(240)	(5)	(245)	(23)	(58.1)	(422)	(292)		(292)	(123)	(69.2)
	30,743	32,172	1,532	33,704	1,561	109.6	71,792	75,048	0	75,048	24,628	104.5
62	(407)	(223)	(12)	(235)	(26)	(57.7)	(394)	(246)		(246)	(98)	(62.4)
	30,335	33,523	1,708	35,231	1,443	116.1	70,652	86,521	0	86,521	25,567	122.5
63	(378)	(229)	(4)	(233)	(13)	(61.6)	(375)	(218)		(218)	(67)	(58.1)
	30,048	30,495	1,355	31,850	1,315	106.0	69,394	77,588	0	77,588	20,369	111.8
平	(342)	(192)	(4)	(196)	(9)	(57.3)	(355)	(190)		(190)	(61)	(53.5)
元	29,675	29,299	1,342	30,641	1,280	103.3	68,062	65,541	0	65,541	19,258	96.3
2	(319)	(170)	(2)	(172)	(10)	(53.9)	(331)	(178)		(178)	(73)	(53.8)
	29,131	31,542	1,377	32,919	1,132	113.0	66,779	77,591	0	77,591	27,588	116.2
3	(293)	(133)	(0)	(133)	(10)	(45.4)	(298)	(129)		(129)	(68)	(43.3)
	28,752	27,958	343	28,301	1,191	98.4	65,568	60,636	0	60,636	32,858	92.5
4	(274)	(132)	(0)	(132)	(14)	(48.2)	(268)	(132)		(132)	(125)	(49.3)
	28,436	27,137	312	27,449	1,489	96.5	64,237	61,106	0	61,106	51,941	95.1
5	(259)	(127)	(1)	(128)	(8)	(49.4)	(245)	(115)		(115)	(114)	(46.9)
	28,004	27,344	313	27,657	1,792	98.8	62,925	73,603	0	73,603	63,300	117.0
6	(244)	(111)	(0)	(111)	(13)	(45.5)	(236)	(91)		(91)	(96)	(38.6)
	27,702	25,072	304	25,376	1,656	91.6	61,388	59,199	0	59,199	51,651	96.4
7	(211)	(99)	(0)	(99)	(10)	(46.9)	(198)	(106)		(106)	(116)	(53.5)
	27,274	24,770	258	25,028	1,765	91.8	60,048	58,467	0	58,467	52,169	97.4
8	(184)	(80)	(0)	(80)	(7)	(43.5)	(174)	(74)		(74)	(74)	(42.5)
	26,919	25,169	0	25,169	1,786	93.5	58,605	69,067	0	69,067	62,078	117.9
9	(158)	(69)	(0)	(69)	(6)	(43.7)	(146)	(77)		(77)	(83)	(52.7)
	26,430	23,620	0	23,620	1,819	89.4	57,320	58,572	0	58,572	52,376	102.2
10	(142)	(68)	(0)	(68)	(10)	(47.9)	(118)	(72)		(72)	(68)	(61.0)
	25,857	22,346	0	22,346	1,973	86.4	55,197	57,158	0	57,158	50,899	103.6
11	(136)	(62)	(0)	(62)	(13)	(45.6)	(99)	(60)		(60)	(61)	(60.6)
	25,298	23,273	0	23,273	2,023	92.0	53,757	65,214	0	65,214	59,116	121.3
12	(123)	(42)	(0)	(42)	(4)	(34.1)	(83)	(44)		(44)	(48)	(53.0)
	24,769	21,326	0	21,326	1,869	86.1	52,406	55,470	0	55,470	49,733	105.8
13	(115)	(57)	(0)	(57)	(6)	(49.6)	(74)	(43)		(43)	(47)	(58.1)
	24,219	20,424	0	20,424	1,768	84.3	51,098	53,934	0	53,934	48,310	105.6

(注) () 内は第一種健康診断受診者証所持者(再掲)

〔 〕内は第二種健康診断受診者証所持者(再掲)

年 度 別	長 崎 県						長 崎 市					
	被爆者等数 (A)	一般検査(延人員)			精密検査 (延人員)	一般 検査の 受診率 $\frac{(B)}{(A)}$	被爆者等数 (A)	一般検査(延人員)			精密検査 (延人員)	一般 検査の 受診率 $\frac{(B)}{(A)}$
		委 託	直 営	計 (B)				委 託	直 営	計 (B)		
14	(99) 〔2,493〕 26,164	(57) 〔1,627〕 21,000	(0) 〔0〕 0	(57) 〔1,627〕 21,000	(6) 〔-〕 1,761	(57.6) 〔65.3〕 80.3	(56) 〔7,353〕 57,224	(40) 〔7,225〕 59,369		(40) 〔7,225〕 59,369	(45) 〔-〕 47,045	(71.4) 〔98.3〕 103.7
15	(86) 〔2,959〕 26,155	(38) 〔701〕 19,257	(0) 〔0〕 0	(38) 〔701〕 19,257	(4) 〔-〕 1,588	(44.2) 〔23.7〕 73.6	(50) 〔7,521〕 56,320	(27) 〔6,460〕 56,388		(27) 〔6,460〕 56,388	(30) 〔-〕 45,589	(54.0) 〔85.9〕 100.1
16	(74) 〔2,265〕 23,172	(41) 〔630〕 18,452	(0) 〔0〕 0	(41) 〔630〕 18,452	(2) 〔-〕 1,395	(55.4) 〔27.8〕 79.6	(42) 〔8,296〕 57,539	(24) 〔6,486〕 54,058		(24) 〔6,486〕 54,058	(21) 〔-〕 42,475	(57.1) 〔78.2〕 94.0
17	(63) 〔2,109〕 21,807	(32) 〔1,849〕 17,801	(0) 〔0〕 0	(32) 〔1,849〕 17,801	(1) 〔-〕 1,220	(50.8) 〔87.7〕 81.6	(40) 〔8,342〕 56,865	(21) 〔7,751〕 56,138		(21) 〔7,751〕 56,138	(22) 〔-〕 42,943	(52.5) 〔92.9〕 98.7
18	(60) 〔2,088〕 21,167	(34) 〔1,132〕 16,298	(0) 〔0〕 0	(34) 〔1,132〕 16,298	(2) 〔-〕 1,095	(56.7) 〔54.2〕 77.0	(35) 〔8,169〕 55,313	(20) 〔7,492〕 54,043		(20) 〔7,492〕 54,043	(18) 〔-〕 40,948	(57.1) 〔91.7〕 97.7
19	(58) 〔2,060〕 20,535	(33) 〔1,201〕 16,150	(0) 〔0〕 0	(33) 〔1,201〕 16,150	(3) 〔-〕 1,055	(56.9) 〔58.3〕 78.6	(26) 〔8,008〕 53,554	(22) 〔7,141〕 51,785		(22) 〔7,141〕 51,785	(20) 〔-〕 39,042	(84.6) 〔89〕 96.7
20	(55) 〔2,020〕 19,857	(27) 〔1,209〕 15,714	(0) 〔0〕 0	(27) 〔1,209〕 15,714	(0) 〔-〕 1,044	(49.1) 〔59.9〕 79.1	(23) 〔7,812〕 51,867	(12) 〔6,938〕 49,314	(0) 〔0〕 0	(12) 〔6,938〕 49,314	(10) 〔0〕 37,163	(52.2) 〔88.8〕 95.1
21	(49) 〔2,003〕 19,229	(30) 〔1,294〕 15,001	(0) 〔0〕 0	(30) 〔1,294〕 15,001	(0) 〔-〕 997	(61.2) 〔64.6〕 78.0	(22) 〔7,625〕 50,161	(13) 〔6,926〕 47,121	(0) 〔0〕 0	(13) 〔6,926〕 47,121	(10) 〔0〕 35,214	(59.1) 〔91.0〕 93.9
22	(48) 〔1,916〕 18,507	(24) 〔1,327〕 14,113	(0) 〔0〕 0	(24) 〔1,327〕 14,113	(0) 〔-〕 901	(50.0) 〔69〕 76.3	(23) 〔7,410〕 48,341	(11) 〔6,698〕 43,911	(0) 〔0〕 0	(11) 〔6,698〕 43,911	(12) 〔-〕 32,516	(47.8) 〔90.4〕 90.8
23	(45) 〔1,873〕 17,793	(30) 〔1,235〕 13,487	(0) 〔0〕 0	(30) 〔1,235〕 13,487	(1) 〔-〕 835	(66.7) 〔65.9〕 75.8	(23) 〔7,188〕 46,535	(14) 〔6,470〕 42,210	(0) 〔0〕 0	(14) 〔6,470〕 42,210	(16) 〔0〕 30,855	(60.9) 〔90.0〕 90.7
24	(44) 〔1,848〕 16,921	(27) 〔1,271〕 12,786	(0) 〔0〕 0	(27) 〔1,271〕 12,786	(1) 〔-〕 782	(61.4) 〔68.8〕 75.6	(12) 〔6,944〕 44,530	(13) 〔6,229〕 40,446	(0) 〔0〕 0	(13) 〔6,229〕 40,446	(13) 〔0〕 29,441	(108.3) 〔89.7〕 90.8
25	(38) 〔1,816〕 16,266	(24) 〔1,215〕 12,018	(0) 〔0〕 0	(24) 〔1,215〕 12,018	(1) 〔-〕 759	(63.2) 〔66.9〕 73.9	(12) 〔6,721〕 42,590	(11) 〔6,005〕 37,528	(0) 〔0〕 0	(11) 〔6,005〕 37,528	(14) 〔0〕 26,990	(91.7) 〔89.3〕 88.1
26	(37) 〔1,769〕 15,351	(20) 〔1,154〕 11,096	(0) 〔0〕 0	(20) 〔1,154〕 11,096	(0) 〔-〕 726	(54.1) 〔65.2〕 72.3	(10) 〔6,451〕 40,660	(7) 〔5,773〕 35,428	(0) 〔0〕 0	(7) 〔5,773〕 35,428	(7) 〔-〕 25,383	(70.0) 〔89.5〕 87.1
27	(34) 〔1,731〕 14,592	(12) 〔1,034〕 10,150	(0) 〔0〕 0	(12) 〔1,034〕 10,150	(0) 〔-〕 665	(35.3) 〔59.7〕 69.6	(8) 〔6,226〕 38,781	(7) 〔5,567〕 33,305	(0) 〔0〕 0	(7) 〔5,567〕 33,305	(7) 〔-〕 23,729	(87.5) 〔89.4〕 85.9
28	(34) 〔1,697〕 13,770	(15) 〔1,034〕 9,483	(0) 〔0〕 0	(15) 〔1,034〕 9,483	(0) 〔-〕 663	(44.1) 〔61.0〕 68.9	(6) 〔5,960〕 36,779	(8) 〔5,350〕 31,491	(0) 〔0〕 0	(8) 〔5,350〕 31,491	(8) 〔-〕 22,239	(133.3) 〔89.8〕 85.6
29	(30) 〔1,651〕 12,958	(17) 〔1,003〕 8,561	(0) 〔0〕 0	(17) 〔1,003〕 8,561	(1) 〔-〕 589	(56.7) 〔60.8〕 66.1	(4) 〔5,725〕 34,793	(5) 〔5,093〕 29,098	(0) 〔0〕 0	(5) 〔5,093〕 29,098	(5) 〔-〕 20,217	(125.0) 〔89.0〕 83.6
30	(30) 〔1,604〕 12,254	(12) 〔685〕 7,570	(0) 〔0〕 0	(12) 〔685〕 7,570	(1) 〔-〕 521	(40.0) 〔42.7〕 61.8	(4) 〔5,483〕 32,892	(4) 〔4,879〕 27,438	(0) 〔0〕 0	(4) 〔4,879〕 27,438	(4) 〔-〕 18,743	(100.0) 〔89.0〕 83.4
令 元	(28) 〔1,514〕 11,413	(15) 〔956〕 7,052	(0) 〔0〕 0	(15) 〔956〕 7,052	(1) 〔-〕 450	(53.6) 〔63.1〕 61.8	(5) 〔5,244〕 30,975	(4) 〔4,631〕 25,218	(0) 〔0〕 0	(4) 〔4,631〕 25,218	(6) 〔-〕 17,112	(80.0) 〔88.3〕 81.4
2	(23) 〔1,444〕 10,656	(12) 〔753〕 4,877	(0) 〔0〕 0	(12) 〔753〕 4,877	(1) 〔-〕 286	(52.2) 〔52.1〕 45.8	(4) 〔4,981〕 29,039	(4) 〔4,334〕 21,075	(0) 〔0〕 0	(4) 〔4,334〕 21,075	(4) 〔-〕 13,326	(100.0) 〔87.0〕 72.6
3	(19) 〔1,365〕 9,913	(9) 〔854〕 5,315	(0) 〔0〕 0	(9) 〔854〕 5,315	(1) 〔-〕 336	(47.4) 〔62.6〕 53.6	(3) 〔4,699〕 27,104	(3) 〔4,088〕 19,951	(0) 〔0〕 0	(3) 〔4,088〕 19,951	(3) 〔-〕 12,685	(100.0) 〔87.0〕 73.6
4	(16) 〔1,289〕 9,027	(7) 〔681〕 4,637	(0) 〔0〕 0	(7) 〔681〕 4,637	(1) 〔-〕 242	(43.8) 〔52.8〕 51.4	(3) 〔4,389〕 25,009	(3) 〔3,754〕 18,042	(0) 〔0〕 0	(3) 〔3,754〕 18,042	(3) 〔-〕 11,437	(100.0) 〔85.5〕 72.1
5	(16) 〔1,173〕 8,251	(7) 〔317〕 3,753	(0) 〔0〕 0	(7) 〔317〕 3,753	(1) 〔-〕 411	(43.8) 〔27.0〕 45.5	(3) 〔4,064〕 22,971	(4) 〔3,213〕 16,649	(0) 〔0〕 0	(4) 〔3,213〕 16,649	(4) 〔-〕 10,749	(133.3) 〔79.1〕 72.5
6	(15) 〔1,106〕 7,510	(6) 〔273〕 3,235	(0) 〔0〕 0	(6) 〔273〕 3,235	(1) 〔-〕 914	(40.0) 〔24.7〕 43.1	(3) 〔3,736〕 20,893	(3) 〔2,833〕 14,995	(0) 〔0〕 0	(3) 〔2,833〕 14,995	(3) 〔-〕 9,705	(100.0) 〔75.8〕 71.8

③ 健康診断実施状況(がん検診)

(注) 1 (A) は、第二種健康診断受診者証所持者を除く
2 括弧内は、第一種健康受診者証所持者(再掲)

年 度 別	長 崎 県										長 崎 市									
	(A)	胃	肺	乳	子	大	多	(B)	受診率	精	(A)	胃	肺	乳	子	大	多	(B)	受診率	精
	被爆者 等数	が ん	が ん	が ん	宮 が ん	腸 が ん	発 性 骨 髄 腫	計	(B) (A)	密 検 査	被爆者 等数	が ん	が ん	が ん	宮 が ん	腸 が ん	発 性 骨 髄 腫	計	(B) (A)	密 検 査
平	(244)	(0)	(15)	(0)	(0)	(6)	(44)	(65)	(26.6)	(0)	(236)	(7)	(30)	(2)	(3)	(10)	(61)	(113)	(47.9)	(0)
6	27,702	505	3,323	243	261	2,154	7,149	13,635	49.2	31	61,388	1,090	10,414	909	793	3,463	27,946	44,615	72.7	0
7	(211)	(0)	(10)	(0)	(1)	(4)	(36)	(51)	(24.2)	(0)	(198)	(3)	(34)	(2)	(3)	(14)	(64)	(120)	(60.6)	(0)
7	27,274	440	3,249	329	288	3,031	7,335	14,672	53.8	60	60,048	915	10,472	1,121	913	3,518	27,234	44,173	73.6	0
8	(184)	(0)	(5)	(0)	(0)	(4)	(26)	(35)	(19.0)	(0)	(174)	(3)	(17)	(0)	(1)	(8)	(46)	(75)	(43.1)	(0)
8	26,919	421	3,212	316	272	3,003	7,526	14,750	54.8	50	58,605	678	11,206	1,170	1,025	3,513	31,925	49,517	84.5	0
9	(158)	(1)	(10)	(1)	(0)	(2)	(21)	(35)	(22.2)	(0)	(146)	(5)	(22)	(0)	(1)	(8)	(50)	(86)	(58.9)	(0)
9	25,430	352	3,467	281	240	3,037	6,895	14,272	56.1	21	57,320	621	10,987	1,098	949	4,040	27,933	45,628	79.6	0
10	(142)	(2)	(6)	(3)	(0)	(6)	(23)	(40)	(28.2)	(0)	(118)	(4)	(20)	(1)	(0)	(6)	(43)	(74)	(62.7)	(0)
10	26,857	330	3,595	279	230	2,949	6,357	13,740	51.2	19	55,197	502	11,698	1,098	952	4,400	28,044	46,694	84.6	0
11	(136)	(0)	(13)	(4)	(1)	(5)	(25)	(48)	(35.3)	(0)	(99)	(1)	(19)	(0)	(1)	(9)	(39)	(69)	(69.7)	(0)
11	25,298	320	3,725	283	223	2,764	7,895	15,210	60.1	0	53,757	534	12,293	1,036	931	4,387	33,048	52,229	97.2	0
12	(123)	(0)	(10)	(0)	(0)	(3)	(9)	(22)	(17.9)	(0)	(83)	(3)	(17)	(1)	(2)	(7)	(30)	(60)	(72.3)	(0)
12	24,769	260	3,823	295	184	2,723	6,989	14,274	57.6	0	52,406	707	13,086	1,170	925	5,903	28,065	49,856	95.1	0
13	(115)	(0)	(10)	(1)	(1)	(11)	(11)	(34)	(29.6)	(0)	(74)	(3)	(19)	(0)	(1)	(9)	(30)	(62)	(83.8)	(0)
13	24,219	248	3,637	307	161	2,653	6,792	13,798	57.0	28	51,098	679	12,764	1,260	892	6,063	27,175	48,833	95.6	0
14	(99)	(2)	(14)	(1)	(2)	(12)	(25)	(56)	(56.6)	(0)	(56)	(2)	(22)	(2)	(4)	(9)	(25)	(64)	(114.3)	(0)
14	23,671	266	3,703	342	202	2,662	7,022	14,197	60.0	32	49,871	486	12,301	1,369	877	6,265	25,844	47,142	94.5	0
15	(86)	(3)	(29)	(1)	(3)	(8)	(16)	(60)	(69.8)	(0)	(50)	(1)	(13)	(1)	(1)	(6)	(19)	(41)	(82.0)	(0)
15	23,196	284	3,533	353	198	2,409	6,614	13,391	57.7	90	48,799	492	12,063	1,116	822	6,929	25,532	46,954	96.2	0
16	(74)	(2)	(12)	(0)	(1)	(10)	(15)	(40)	(54.1)	(0)	(42)	(3)	(13)	(1)	(1)	(7)	(17)	(42)	(100.0)	(0)
16	20,907	299	3,598	393	185	2,439	6,219	13,133	62.8	0	49,243	574	11,394	1,065	755	6,111	24,087	43,986	89.3	0
17	(63)	(1)	(9)	(2)	(1)	(5)	(12)	(30)	(47.6)	(0)	(40)	(1)	(12)	(2)	(1)	(5)	(15)	(36)	(90.0)	(0)
17	19,698	204	3,120	268	168	2,264	5,841	11,865	60.2	0	48,523	351	11,424	618	698	6,151	24,670	43,912	90.5	0
18	(60)	(1)	(9)	(0)	(0)	(5)	(9)	(24)	(40.0)	(0)	(35)	(1)	(7)	(2)	(1)	(5)	(11)	(27)	(77.1)	(0)
18	19,079	182	3,124	96	140	2,143	5,655	11,340	59.4	0	47,144	346	10,425	609	649	4,946	23,429	40,404	85.7	0
19	(58)	(0)	(10)	(0)	(0)	(6)	(8)	(24)	(41.4)	(0)	(26)	(0)	(8)	(3)	(3)	(4)	(13)	(31)	(119.2)	(0)
19	18,475	181	3,300	108	164	2,162	5,719	11,634	63.0	0	45,546	292	10,039	749	675	4,810	22,228	38,809	85.2	0
20	(55)	(0)	(5)	(0)	(0)	(5)	(7)	(17)	(30.9)	(0)	(23)	(1)	(5)	(0)	(0)	(1)	(9)	(16)	(69.6)	(0)
20	17,837	191	3,260	298	138	2,077	5,489	11,453	64.2	0	44,055	181	8,867	822	627	4,005	21,342	35,844	81.4	0
21	(49)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(5)	(9)	(18.4)	(0)	(22)	(1)	(5)	(1)	(2)	(4)	(8)	(21)	(95.5)	(0)
21	17,226	221	3,208	306	183	1,848	5,230	10,996	63.8	0	42,536	141	8,246	829	595	4,306	19,894	34,011	80.0	0
22	(48)	(2)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(4)	(8.3)	(0)	(23)	(1)	(3)	(1)	(1)	(3)	(7)	(16)	(69.6)	(0)
22	16,591	226	3,086	366	168	2,022	4,902	10,770	64.9	0	40,931	142	7,969	911	663	3,946	18,420	32,051	78.3	0
23	(45)	(0)	(4)	(0)	(0)	(5)	(6)	(15)	(33.3)	(0)	(23)	(0)	(5)	(1)	(1)	(2)	(9)	(18)	(78.3)	(0)
23	15,920	188	2,907	342	142	1,854	4,702	10,135	63.7	0	39,347	121	7,457	879	604	3,521	17,569	30,151	76.6	0
24	(44)	(0)	(2)	(0)	(0)	(4)	(8)	(14)	(31.8)	(0)	(12)	(1)	(5)	(2)	(2)	(2)	(10)	(22)	(183.3)	(0)
24	15,073	183	2,798	352	130	1,705	4,348	9,516	63.1	0	37,586	130	7,162	752	612	3,447	16,595	28,698	76.4	0
25	(38)	(0)	(5)	(0)	(0)	(5)	(6)	(16)	(42.1)	(0)	(12)	(1)	(6)	(1)	(1)	(2)	(7)	(18)	(150.0)	(0)
25	14,450	159	2,715	325	126	1,631	4,102	9,058	62.7	0	35,869	85	6,410	772	521	3,103	15,112	26,003	72.5	0
26	(37)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(3)	(7)	(18.9)	(0)	(10)	(0)	(3)	(1)	(0)	(2)	(5)	(11)	(110.0)	(0)
26	13,582	127	2,471	305	123	1,464	3,786	8,276	60.9	0	34,209	66	5,990	630	482	2,620	14,444	24,232	70.8	0
27	(34)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(2)	(4)	(11.8)	(0)	(8)	(0)	(2)	(1)	(1)	(1)	(6)	(11)	(137.5)	(0)
27	12,861	136	2,390	316	124	1,403	3,515	7,884	61.3	0	32,555	44	5,187	646	434	2,056	13,192	21,559	66.2	0
28	(34)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(6)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(5)	(8)	(133.3)	(0)
28	12,073	436	2,223	284	106	1,303	3,349	7,701	63.8	0	30,819	328	4,663	540	400	1,693	12,423	20,047	65.0	0
29	(30)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)	(4)	(13.3)	(0)	(4)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)	(4)	(100.0)	(0)
29	11,307	521	2,014	241	103	1,119	3,119	7,117	62.9	0	29,068	378	4,147	546	340	1,456	11,205	18,072	62.2	0
30	(30)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(3)	(6)	(20.0)	(0)	(4)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)	(100.0)	(0)
30	10,650	460	1,859	230	68	1,047	2,843	6,507	61.1	0	27,409	390	3,749	422	280	1,250	10,573	16,664	60.8	0
令	(28)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(4)	(7)	(25.0)	(0)	(5)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)	(80.0)	(0)
元	9,899	439	1,698	215	66	946	2,518	5,882	59.4	0	25,731	334	3,281	402	273	1,095	9,641	15,026	58.4	0
2	(23)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(13.0)	(0)	(4)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(75.0)	(0)
2	9,212	369	1,465	167	48	792	1,396	4,237	46.0	0	24,058	206	2,641	224	135	776	8,235	12,217	50.8	0
3	(19)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(2)	(5)	(26.3)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(66.7)	(0)
3	8,548	373	1,308	181	55	714	2,033	4,664	54.6	0	22,405	160	2,363	175	151	692	7,640	11,181	49.9	0
4	(16)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(3)	(5)	(31.3)	(0)	(3)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(2)	(5)	(166.7)	(0)
4	7,738	324	1,230	128	31	644	1,740	4,097	52.9	0	20,620	175	1,852	150	123	544	6,907	9,751	47.3	0
5	(16)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(6.3)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(100.0)	(0)
5	7,078	322	1,073	133	42	537	1,543	3,650	51.6	1	18,907	142	1,723	114	89	449	6,240	8,757	46.3	0
6	(15)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(13.3)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(100.0)	(0)
6	6,404	299	916	113	39	469	1,472	3,308	51.7	0	17,157	172	1,711	82	80	382	5,560	7,987	46.6	0

(9) 交通手当の支給（昭和 35 年 4 月 1 日 厚生省公衆衛生局長通知）

原爆被爆者健康診断の受診の促進を図るため、健康診断（一般検査、がん検査、精密検査）を受診した者に交通手当が支給される。

交通手当支給の推移

（単位：件、円）

区分 年度	長 崎 県 実 施 分		長 崎 市 実 施 分	
	件 数	金 額	件 数	金 額
昭35～39	2,960	465,060	17,133	586,700
40～44	4,747	905,150	27,855	1,620,610
45～49	5,806	1,548,725	66,167	6,674,585
50～54	8,557	4,620,870	61,254	12,564,340
55～59	10,232	7,587,130	54,552	16,961,580
60～平元	13,869	10,914,900	102,185	42,322,390
2～6	12,131	9,630,220	136,998	60,442,150
7～11	13,446	10,677,500	162,332	75,126,970
12～16	11,425	9,584,010	145,782	73,023,370
17～21	7,706	6,418,570	121,558	62,333,350
22	1,190	927,980	20,363	10,495,080
23	1,064	816,940	19,657	10,101,730
24	974	712,810	18,879	9,719,940
25	898	658,950	17,560	9,077,140
26	781	561,050	16,702	8,245,510
27	679	482,660	15,667	8,066,070
28	645	497,260	14,396	7,685,190
29	541	392,750	13,047	6,954,080
30	454	337,120	12,242	6,525,940
令元	413	315,470	10,805	6,201,550
2	271	217,990	7,925	4,614,310
3	265	201,820	7,504	4,362,400
4	234	168,930	6,734	3,951,130
5	208	152,620	5,939	3,489,700
6	191	138,600	5,207	3,063,890

※長崎県は、特別交通手当（昭和 42 年度創設、平成 9 年 3 月 31 日廃止）を含む。

(10) 被爆二世健康診断

1) 目的及び経緯

被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、被爆二世の健康状態を把握するとともに健康管理に資するため、被爆二世の健康に関する研究の一環として、昭和 54 年度から平成 12 年度までは財団法人日本公衆衛生協会が国の委託を受けて実施した。

平成 13 年度からは国から各都道府県、長崎市及び広島市への委託事業として行われている。

2) 健康診断の実施内容等

健康診断は、二世で、昭和 21 年 6 月 4 日（広島被爆は同年 6 月 1 日）以降に出生し、健康診断の受診を希望する者に対し、被爆者の場合と同様に一般検査と精密検査を実施している。

平成 28 年度から多発性骨髄腫検査が一般検査に追加された。

健康診断実施状況

(長崎県関係分)

年度	受診申込者数 (A)	一般検査(B)		肝機能検査(C)		精密検査(D)	
		受診者数	受診率(BA)	受診者数	受診率(CB)	受診者数	受診率(DB)
54～	人	人	%	人	%	人	%
平18	36,783	26,427	71.8	15,389	58.2	3,451	13.1
19	1,039	721	69.4	720	99.9	117	16.2
20	971	656	67.6	653	99.5	96	14.6
21	842	608	72.2	604	99.3	94	15.5
22	827	578	69.9	573	99.1	77	13.3
23	815	559	68.6	557	99.6	99	17.7
24	767	547	71.3	545	99.6	101	18.5
25	677	502	74.2	499	99.4	101	20.1
26	601	459	76.4	457	99.6	95	20.7
27	677	490	72.4	484	98.8	99	20.2
28	631	484	76.7	482	99.6	110	22.7
29	602	463	76.9	455	98.3	66	14.3
30	595	446	75.0	444	99.6	115	25.8
令元	813	523	64.3	518	99.0	139	26.6
2	992	502	50.6	498	99.2	124	24.7
3	1,314	697	53.0	690	99.0	147	21.1
4	1,015	713	70.2	709	99.4	133	18.7
5	938	787	83.9	782	99.4	136	17.3
6	1,019	824	80.9	817	99.2	147	17.8
計	51,918	36,986	71.2	25,876	70.0	5,447	14.7

(長崎市関係分)

年度	受診申込者数 (A)	一般検査(B)		肝機能検査(C)		精密検査(D)	
		受診者数	受診率(BA)	受診者数	受診率(CB)	受診者数	受診率(DB)
54～ 平18	人 127,307	人 91,335	% 71.7	人 70,377	% 77.1	人 47,930	% 52.5
19	4,381	3,647	83.2	3,646	100.0	3,580	98.2
20	3,938	3,329	84.5	3,328	100.0	3,273	98.3
21	3,710	3,172	85.5	3,171	100.0	3,129	98.6
22	3,636	3,108	85.5	3,103	99.8	3,062	98.5
23	3,585	3,066	85.5	3,059	99.8	3,017	98.4
24	3,561	3,117	87.5	3,116	100.0	3,079	98.8
25	3,506	3,043	86.8	3,042	100.0	3,002	98.7
26	3,456	3,071	88.9	3,068	99.9	3,027	98.6
27	3,396	2,993	88.1	2,990	99.9	2,947	98.5
28	3,313	2,953	89.1	2,951	99.9	2,907	98.8
29	4,219	3,396	80.5	3,395	100.0	3,342	98.4
30	4,422	3,705	83.8	3,694	83.5	3,524	79.7
令和元	4,602	3,787	82.3	3,778	82.1	3,468	75.4
2	4,571	3,579	78.3	3,570	99.7	3,172	88.6
3	4,706	3,880	82.4	3,879	99.9	3,409	87.9
4	4,795	3,976	82.9	3,970	99.8	3,404	85.6
5	4,758	4,066	85.5	4,052	99.7	3,451	84.9
6	4,825	4,067	84.3	4,061	99.8	3,422	84.1
計	200,687	153,290	76.4	132,250	86.3	106,145	69.2

(11) 被爆者の医療

被爆者の医療については、認定疾病医療と一般疾病医療の2種類があり、認定疾病医療は指定医療機関で、一般疾病医療は被爆者一般疾病医療機関で行っている。

① 認定疾病被爆者に対する医療給付（法第10条）…全額国庫負担

原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病（認定疾病）として、法第11条による厚生労働大臣の認定を受けた者は、厚生労働大臣が指定する医療機関で、医療の給付が受けられる。

ア 指定医療機関（別記一覧表のとおり）

イ 認定を受けている被爆者数

(各年度末現在 単位：人)

区分	年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
長 崎 県		451	465	449	412	394	362	341	339	336	292	260	244	223
長 崎 市		1,452	1,495	1,565	1,555	1,498	1,357	1,308	1,256	1,259	1,115	1,052	981	869
計		1,903	1,960	2,014	1,967	1,892	1,719	1,649	1,595	1,595	1,407	1,312	1,225	1,092

ウ 新規認定被爆者の疾病分類（長崎県管轄のみ）

（単位：人）

区分	年度	32～24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	計
造血機能障害	貧血	55													55
	白血球減	14													14
	白血球増	7													7
	再生不良性貧血	9													9
	出血性素因	17													17
	白血病	52	2					1		1			1	1	58
	その他	12	1							1		2	1	3	20
内分泌腺機能障害		31		2	1	2	1		1	3		1		1	43
肝機能障害		71				1									72
熱傷瘢痕異常		65													65
眼障害		9	1		1		1								12
悪性新生物		694	52	58	65	47	37	44	37	34	26	17	16	18	1,145
その他		91	1	6	2		1	1	2		2		2	1	109
計		1,127	57	66	69	50	40	46	40	39	28	20	20	24	1,626

② 一般疾病被爆者に対する医療費の支給（法第18条）…保険優先

被爆者が一般疾病（認定疾病以外の疾病）について、県知事が指定した被爆者一般疾病医療機関で医療を受けた場合は、一般疾病医療費の給付が行われる。

ただし、健康保険等の他の社会保険各法の医療の給付を前提として、被爆者本人の負担分を国が負担する。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」）の適用を受ける被爆者が、一般疾病医療機関で被保険者証及び被爆者健康手帳を提示して医療を受けた場合は、高確法による本人の一部負担金（初診料、入院料）を国が負担する。

ア 一般疾病医療機関数（法第19条）

（各年度末現在）

区分 年度	病 院	診療所	歯 科 診療所	薬 局	看 護 ステーション	老 人 保健施設	計
27	139	1,204	765	751	87	50	2,996
28	134	1,193	760	754	89	50	2,980
29	134	1,182	757	753	94	50	2,970
30	133	1,180	745	754	103	50	2,965
元	133	1,161	739	764	112	50	2,959
2	134	1,163	736	761	113	50	2,957
3	133	1,146	724	765	123	51	2,942
4	133	1,129	719	764	137	51	2,933
5	133	1,117	706	756	149	51	2,912
6	131	1,105	694	750	154	52	2,886

イ 医療給付及び一般疾病医療費支給の状況

(長崎県・市分)

区分 年度	認定疾病医療		一般疾病医療		老人一部負担		計	
	件数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円	件	円
55	2,544	56,730,240	1,295,031	7,258,320,233			1,297,575	7,315,050,473
60	1,418	37,246,320	1,301,788	6,117,749,442			1,303,206	6,154,995,762
元	1,067	31,688,850	1,319,940	6,775,877,127	483,215	749,755,080	1,804,222	7,557,321,057
5	1,189	49,977,880	1,302,036	7,212,874,185	565,897	1,186,889,440	1,869,122	8,449,741,505
10	1,214	33,722,170	1,150,722	7,788,307,048	902,969	3,376,760,918	2,054,905	11,198,790,136
13	1,292	28,550,240	1,154,767	6,297,664,474	1,129,049	3,783,189,690	2,285,108	10,109,404,404
14	1,122	28,324,150	1,070,964	5,959,429,299	1,318,615	4,134,822,336	2,390,701	10,122,575,785
15	983	20,926,990	1,085,196	6,251,194,281	1,552,592	4,374,693,705	2,638,771	10,646,814,976
16	1,104	25,369,000	1,103,712	6,059,318,987	1,496,034	4,237,651,789	2,600,850	10,322,339,776
17	1,212	33,179,600	1,129,627	6,043,538,542	1,430,387	4,173,123,081	2,561,226	10,249,841,223
18	1,126	33,630,052	1,142,883	5,880,499,846	1,365,937	4,091,657,693	2,509,946	10,005,787,591
19	928	28,632,628	1,157,765	5,919,788,836	1,323,008	4,207,859,365	2,481,701	10,156,280,829
20	1,601	75,799,422	1,088,186	6,007,067,306	1,327,495	4,255,366,989	2,417,282	10,338,233,717
21	4,669	274,545,130	1,009,938	5,847,162,402	1,345,024	4,340,093,332	2,359,631	10,461,800,864
22	5,726	268,817,558	931,944	5,512,936,778	1,353,437	4,431,859,962	2,291,107	10,213,614,298
23	5,205	225,983,532	866,071	5,210,014,210	1,366,877	4,496,757,391	2,238,153	9,932,755,133
24	5,109	222,254,504	796,147	4,818,049,741	1,367,252	4,455,176,972	2,168,508	9,495,481,217
25	4,890	193,990,142	721,877	4,258,085,408	1,364,437	4,490,889,400	2,091,204	8,942,964,950
26	4,454	192,363,148	647,136	3,810,334,075	1,350,422	4,412,350,165	2,002,012	8,415,047,388
27	4,488	193,028,374	563,467	3,370,814,990	1,346,585	4,440,955,633	1,914,540	8,004,798,997
28	4,304	185,226,569	463,456	2,846,556,808	1,348,447	4,527,910,300	1,816,207	7,559,693,677
29	3,927	160,590,752	365,897	2,552,099,829	1,351,832	4,709,420,367	1,721,656	7,422,110,948
30	3,819	159,591,676	273,167	2,146,581,168	1,350,125	5,066,916,537	1,627,111	7,373,089,381
元	3,366	171,408,622	174,447	1,338,455,276	1,355,854	5,109,087,407	1,533,667	7,099,464,233
2	2,762	149,887,027	84,209	1,163,879,555	1,274,613	4,765,219,475	4,544,680	6,078,986,057
3	2,486	120,198,130	28,350	1,089,006,187	1,248,630	4,651,122,286	1,279,466	5,860,326,603
4	2,275	141,949,572	24,024	1,010,565,000	1,154,256	4,413,224,440	1,180,555	5,565,739,012
5	1,962	137,166,774	21,414	887,641,162	1,072,247	4,386,455,685	1,095,623	5,411,263,621
6	1,929	158,884,672	19,876	822,575,882	975,749	4,107,911,604	997,554	5,089,372,158

- ※ 1. 社会保険診療報酬支払基金長崎支部、長崎県国民健康保健団体連合会が支払った合計額
 2. 老人一部負担金の給付は、昭和 58 年 2 月 1 日から実施されているが、その給付状況については平成元年度より計上している。

③ 償還払いによる医療費の支給（法第17条）

被爆者が指定の医療機関以外で医療を受けた場合、現物給付の対象とならない医療を受けた場合、被爆者健康手帳を提示しないで医療を受けた場合は、自己負担分を一時本人が支払い、県に申請することにより、医療費の支給が受けられる。

償還払いによる医療費の支給状況

（長崎県・市分）

区分 年度	認定疾病医療		一般疾病医療		老人一部負担金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
10	0	0	23,955	83,825,483	16,994	30,585,728	40,949	114,411,211
14	0	0	17,888	83,143,446	23,810	50,483,960	41,698	133,627,406
15	0	0	18,147	77,877,139	21,315	36,944,786	39,462	114,821,925
16	0	0	21,256	86,954,215	22,807	38,777,788	44,063	125,732,003
17	0	0	22,634	81,697,185	24,829	39,523,668	47,463	121,220,853
18	0	0	25,493	83,720,832	24,756	40,302,834	50,249	124,023,666
19	0	0	26,410	82,305,351	24,296	41,366,350	50,706	123,671,701
20	0	0	27,072	89,718,316	27,140	45,765,883	54,212	135,484,199
21	4	366,250	26,976	91,279,109	29,765	48,742,820	56,745	140,388,179
22	23	1,627,790	26,689	89,879,588	33,907	55,853,348	60,619	147,360,726
23	9	389,690	26,205	87,677,746	36,435	59,855,727	62,649	147,923,163
24	7	140,300	25,665	84,318,437	38,914	65,581,923	64,586	150,040,660
25	5	131,940	23,805	78,515,302	38,730	63,584,226	62,540	142,231,468
26	5	79,730	22,079	70,667,053	39,980	64,803,645	62,064	135,550,428
27	1	9,820	18,076	60,065,303	36,399	58,608,470	54,476	118,683,593
28	0	0	19,565	211,875,452	43,879	70,833,823	63,444	282,709,275
29	0	0	14,478	392,387,319	39,842	65,242,501	54,320	457,629,820
30	0	0	11,433	293,530,590	39,030	66,225,057	50,463	359,755,647
元	0	0	8,726	360,669,691	39,470	66,167,559	48,196	426,837,250
2	0	0	5,088	301,777,045	34,618	59,157,115	39,706	360,934,160
3	0	0	3,369	417,476,788	33,422	57,631,695	36,791	475,108,483
4	0	0	3,210	410,081,114	31,776	54,025,401	34,986	464,106,515
5	0	0	3,912	463,137,245	30,108	59,709,132	34,020	522,846,377
6	0	0	3,626	490,832,651	28,725	56,685,081	32,351	547,517,732

区分欄の語句について

認定疾病医療：原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病（認定疾病）として厚生労働大臣の認定を受けた被爆者にかかる医療費

一般疾病医療：74歳以下、生活保護受給者、在外被爆者にかかる医療費

老人一部負担金：75歳以上の後期高齢者である被爆者にかかる医療費（平成13年までは70歳以上、平成14年から暫時老健制度の対象年齢が引き上げられ、平成19年以降75歳以上となる。）

※ 参考

昭和58年4月1日 老人保健法施行により老人一部負担金の給付開始

平成20年4月1日 高齢者の医療の確保に関する法律施行

(12) 第二種健康診断特例区域医療受給者証所持者に対する医療費の支給…保険優先（国委託費）

第二種健康診断特例区域医療受給者証所持者が委託医療機関で医療を受けた場合は、健康保険等の医療の給付を前提として、被爆者と同等の医療費の自己負担分を国が負担する。

なお、委託医療機関以外の医療機関で医療を受ける場合は、一時本人が自己負担分を支払い、県知事に申請することにより、医療費の支給が受けられる。

医療費の支給状況

区分 年度	長 崎 県		長 崎 市		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円
6	1,121	5,207,973	1,801	6,914,988	2,922	12,122,961

※令和6年12月から第二種健康診断特例区域治療支援事業実施要綱に改正

対象者：長崎に原爆が投下された際、爆心地から半径12km内におられた第二種健康診断受診者証（胎児を含む）お持ちの方で、11種類の障害を伴う疾病のいずれかに罹患している方を対象に医療費助成が創設された。被爆体験者精神医療受給者証については当面継続となる。

(13) 被爆体験者精神医療受給者証所持者に対する医療費の支給…保険優先（国委託費）

被爆体験者精神医療受給者証所持者が委託医療機関で医療を受けた場合は、健康保険等の医療の給付を前提として、対象精神疾患及び対象合併症（7つのがんも含む）にかかる医療費の自己負担分を国が負担する。

なお、委託医療機関以外の医療機関で医療を受ける場合は、一時本人が自己負担分を支払い、県知事に申請することにより、医療費の支給が受けられる。

医療費の支給状況

区分 年度	長 崎 県		長 崎 市		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円
14	10,265	37,655,766	73,467	306,956,548	83,732	344,612,314
15	52,211	212,376,798	228,566	1,045,590,795	280,777	1,257,967,593
16	57,233	236,458,872	245,754	1,118,966,664	302,987	1,355,425,536
17	31,064	120,634,423	164,061	662,576,765	195,125	783,211,188
18	35,264	105,415,490	143,850	505,179,492	179,114	610,594,982
19	42,568	113,243,215	177,786	536,536,897	220,354	649,780,112
20	43,595	114,574,054	180,924	580,207,508	224,519	694,781,562
21	47,451	116,045,048	199,158	671,364,932	246,609	787,409,980

区分 年度	長 崎 県		長 崎 市		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
22	50,180	125,578,929	217,004	699,894,147	267,184	825,473,076
23	50,795	123,577,235	216,140	700,682,777	266,935	824,260,012
24	50,842	117,402,927	213,277	682,534,856	264,119	799,937,783
25	49,647	113,914,075	211,525	651,239,242	261,172	765,153,317
26	48,558	111,211,317	202,482	601,739,260	251,040	712,950,577
27	47,497	98,555,943	196,415	572,984,187	243,912	671,540,130
28	47,050	102,586,241	191,365	567,127,909	238,415	669,714,150
29	45,227	104,294,620	183,376	581,222,185	228,603	685,516,805
30	42,824	106,622,222	178,474	627,639,701	221,298	734,261,923
元	42,469	112,800,050	173,087	628,432,416	215,556	741,232,466
2	38,746	114,962,206	160,327	611,500,167	199,073	726,462,373
3	36,875	110,267,837	152,504	591,077,406	189,379	701,345,243
4	33,552	96,357,562	142,471	563,262,373	176,023	659,619,935
5	35,890	127,684,287	153,148	698,582,262	189,038	826,266,549
6	35,098	139,161,973	149,568	684,006,049	184,666	823,168,022

第二種健康診断特例区域治療支援事業の流れ

● 被爆者援護法に基づき実施・・・①～③

対象者

- A. 原爆投下時に対象地域に在った者
- B. Aの胎児（昭和21年6月3日までに生まれた者）

① 第二種健康診断受診者証の申請

② 第二種健康診断受診者証の交付

都道府県・長崎市・広島市

③ 健康診断（年1回）

【健康診断委託医療機関で受診】

一般検査、肝機能検査（医師が必要と認めた者）が受けられます

※ 精密検査とがん検査はありません

● 国の調査研究事業として実施・・・④～⑦

（厚生労働省が長崎県・長崎市に委託して実施）

第二種健康診断受診者証を持っている

※ 11種類の障害のいずれかを伴う疾病の有無

※ 健康管理手当11種類の障害参照

あり

なし

被爆体験に基づく精神疾患がある方

※ 但し、原子爆弾が投下された際、胎児であった者を除く

要医療性を有する対象精神疾患なし

要医療性を有する対象精神疾患あり

⑤ 申請

④ 第二種健康診断
特例区域医療受給者証

④ 被爆体験者
精神医療受給者証

⑥ 交付

※ 要医療性が無くなった場合は返還 → ③

⑤ 申請

⑥ 交付

長崎県・長崎市

医療費助成

【第二種健康診断特例区域医療受給者証】

- ・原子爆弾投下以前にかかった精神疾患、遺伝性疾病、先天性疾病、むし歯のうち軽い虫歯（C1, C2, Ce）を除く全ての医療費が助成の対象

【被爆体験者精神医療受給者証】

- ・対象精神疾患及び関連する合併症（身体化症状又は心身症）が助成の対象
- ・一部のがん（調査対象疾病）の医療費を助成
- ※ 感染症、外傷、遺伝性疾病、先天性疾病、被爆体験以前にかかった精神病、むし歯のうち軽い虫歯（C1, C2, Ce）は対象外

⑦ 医療費助成

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
胃カメラ	バリウム													
長	済生会長崎病院	片淵2-5-1	095(820)8050	○	○	○	○	○	○	○	○		◎	
	放射線影響研究所	中川1-8-6	0120(057)052	○			○		○	○	○	○		
	長崎掖済会病院	樺島町5-16	095(824)0610	○										
	わたベクリニック	元船町12-11 藤村ビル2F	095(827)6811	○			○			○	○		◎	
	おおの乳腺・甲状腺クリニック	金屋町2-7 坂本屋ビル3F	095(824)1081					○						
	T・Iクリニック長崎 乳腺外科・婦人科	八千代町1-8 1F・2F	095(811)2233					○	○					
	諸熊医院	浜町4-20	095(827)6114	○			○			○	○	○	◎	
	高原中央医院	諏訪町6-24	095(821)1212	○										
	松崎内科循環器科	魚の町7-3 サンガーデン眼鏡橋1F	095(811)0222	○							○	○	○	◎
	築町クリニック	築町3-1	095(827)3333	○			○				○	○		◎
崎	武藤内科循環器内科	寄合町3-41	095(823)1822	○							○	○		◎
	昭和会病院	東山手町6-51	095(827)0181	○	○	○	○	○			○	○	○	◎
	大浦診療所	大浦町9-30	095(801)5119	○	○		○				○	○	○	◎
	南長崎クリニック	松が枝町3-20	095(827)3606	○										
	上戸町病院	上戸町4-2-20	095(896)1972	○	○	○	○				○	○	○	◎
	長崎市医師会 医療センター診療所	栄町2-22	095(818)5600	○			○				○		○	
	長崎病院	桜木町6-41	095(823)2261	○	○						○		○	○
	本田内科医院	中里町20	095(838)2066	○							○	○		◎
	和仁会病院	中里町96	095(839)2051	○										◎
	大久保病院	戸石町1470-1	095(833)0650	○	○	○	○	○			○		○	○
市	川本内科医院	宿町27-3	095(839)8739	○							○	○		◎
	阿保外科医院	宿町28-1	095(839)1151	○										
	たちばなペイクリニック	網場町487-8	095(830)1188	○	○		○				○		○	
	日見中央病院	芒塚町22-3	095(838)2760	○										

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
長崎県 														

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診								精密検査	
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
長崎市	山元内科	柳谷町8-20	095(860)0061	○							○	○		◎
	山川内科	岩屋町23-3	095(801)5858	○			○				○	○		◎
	ますだ内科消化器内科クリニック	葉山1-6-1-2F	095(857)1010	○	○		○				○			○
	虹が丘病院	虹が丘町1-1	095(808)1443	○	○	○	○				○			
	ひろせ内科	滑石1-2-5	095(855)4611	○										
	おくの内科クリニック	滑石3-8-5	095(855)8750	○							○	○		◎
	滑石まごころクリニック 岩永内科	滑石5-5-24	095(894)8891	○			○				○	○		◎
	みきクリニック	横尾1-10-3	095(801)2900	○								○		◎
	飯田内科医院	横尾2-13-6	095(857)2153	○							○	○		◎
	ヨゼフクリニック	坂本1-6-1 中崎ビル1F	095(814)0212	○	○		○				○	○		◎
	長崎原子爆弾被爆者 対策協議会	茂里町2-41	095(844)3100	○			○	○	○	○	○	○	○	◎
	日本赤十字社 長崎原爆病院	茂里町3-15	095(847)1511	○	○		○	○	○	○	○	○		◎
	春回会クリニック	目覚町7-2 HCS長崎ビル6F	0570(003)700	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
	木下漢方内科クリニック	目覚町13-8	095(841)8833	○			○				○	○	○	◎
	清原龍内科	川口町8-20	095(813)0005	○										○
	平田クリニック	上野町1-5	095(845)6175	○			○				○	○	○	○
	岩永医院	平和町8-7	095(845)8666	○			○				○	○		◎
	三原台病院	三原1-8-35	095(846)8585	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
	あしざわ内科	小峰町3-13	095(865)7234	○			○	○			○	○		◎
	聖フランシスコ病院	小峰町9-20	095(846)1888	○	○		○	○			○	○	○	◎
	谷川放射線科胃腸科医院	若葉町6-1	095(844)0417	○										◎
	花丘診療所	花丘町13-19	095(848)9171	○			○				○	○	○	◎
	のぼる内科	中園町10-5	095(843)1110	○										
	諸熊内科医院	中園町11-22	095(846)3535	○	○		○				○	○		◎
	古川宮田整形外科内科 クリニック	中園町22-10	095(846)0022	○							○	○		◎

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診								精密検査	
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
佐世保市	千住病院	宮地町5-5	0956(24)1010	○	○	○	○			○	○		◎	
	佐世保市総合医療センター	平瀬町9-3	0956(24)1515	○					○					
	いちょうクリニック	赤崎町298	0956(26)8181	○	○		○			○	○		◎	
	品川医院	柚木町2188	0956(46)0005	○			○			○			○	
	長崎労災病院	瀬戸越2-12-5	0956(49)2191	○	○	○	○	○		○	○		◎	
	はらだ医院	小佐々町黒石354-3	0956(41)3322	○			○			○	○		◎	
	むかい医院	若葉町1-17	0956(31)8573	○									○	
	えぐち内科ステーションクリニック	白南風町1-13 JR九州佐世保ビル2F	0956(20)1178	○										
	佐世保共済病院	島地町10-17	0956(22)6155	○										
	佐世保市総合医療センター 宇久診療所	宇久町平2344	0959(57)3232	○			○			○	○			
	まつお内科医院	下本山町1316-4	0956(48)6500	○						○	○		◎	
	最勝寺内科医院	光町1-18	0956(47)2613	○										
	島原市	田淵医院	日野町1183-1	0956(28)2217	○	○		○			○			○
くりや内科医院		指方町2217-1	0956(58)7888	○	○	○	○			○	○	○	◎	
たいら内科		江迎町三浦51-1	0956(73)1050	○			○			○			○	
北松中央病院		江迎町赤坂299	0956(65)3101	○	○	○	○			○	○	○		
潜竜徳田循環器科内科 整形外科病院		江迎町田ノ元467	0956(66)9221	○			○			○				
松瀬診療所		吉井町直谷1202-6	0956(64)4177	○	○		○	○		○	○		◎	
松瀬医院		吉井町橋川内474-6	0956(64)3225	○			○			○	○		◎	
西村医院		吉井町立石454-1	0956(64)3151	○	○	○	○			○			○	
世知原クリニック		世知原町栗迎155-1	0956(78)2110	○	○		○			○	○		◎	
島原市	土井外科消化器内科医院	中町823	0957(62)6305	○	○					○	○	○		
	池田病院	湖南町6893-2	0957(62)5163	○	○	○	○	○		○	○	○	◎	
	長崎県島原病院	下川尻町7895	0957(63)1145	○	○	○	○	○		○	○	○	◎	
	貴田神経内科・呼吸器科・ 内科病院	有明町大三東戊790-2	0957(68)0040	○									○	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
胃カメラ	バリウム													
諫早市	いかり内科クリニック	福田町6-32	0957(22)3733	○			○			○	○			
	みちこくりにつく	福田町2367-1	0957(21)2525	○			○	○		○	○	○	◎	
	犬尾内科医院	泉町14-26	0957(22)0245	○						○	○		◎	
	安永産婦人科医院	泉町17-22	0957(22)0032					○	○					
	橋爪外科胃腸科医院	金谷町3-17	0957(22)0636	○	○		○	○		○			○	
	満岡内科・循環器科	金谷町4-1	0957(22)2927	○			○			○		○	◎	
	つのお内科	城見町13-6	0957(23)0414	○			○			○	○		◎	
	諫早記念病院	天満町2-21	0957(22)0370	○	○	○	○			○	○	○	◎	
	つるかわ内科	東小路町4-26	0957(22)2505	○			○			○	○			
	村岡内科医院	東小路町9-1	0957(22)0033	○	○		○			○	○		◎	
市	まつお眼科医院	幸町2-21	0957(24)6604									○		
	ごんどう内科・脳神経内科クリニック	幸町3-32	0957(22)8850	○			○			○	○		◎	
	三村医院	東本町3-13	0957(22)0120	○			○			○	○	○	◎	
	江藤外科消化器科医院	小野島町132-1	0957(21)0202	○	○					○	○	○	◎	
	姉川病院	小野島町2378-2	0957(24)3180	○			○			○	○			
	澤田医院	宗方町16-5	0957(22)1178	○		○	○			○				
	山口みのる外科	野中町476	0957(24)3525	○	○	○	○	○		○	○		◎	
	美南の丘クリニック	小川町595-1	0957(22)3730	○	○		○			○	○			
	吉田内科クリニック	宇都町19-16	0957(22)2962	○	○		○			○	○	○	◎	
	高原内科循環器科医院	小船越町1144-8	0957(22)1740	○			○			○			○	
	甲状腺・乳腺クリニック	貝津町1124	0957(26)8011					○						
	長崎呼吸器リハビリクリニック	貝津町1694	0957(25)2323	○			○			○			◎	
	西諫早病院	貝津町3015	0957(25)8860	○	○		○	○		○	○		◎	
	宮崎診療所	久山台9-10	0957(25)6000	○	○	○	○	○	○	○			○	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診								精密検査	
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
諫早市	星和会クリニック	永昌東町2-17	0957(24)4607	○	○		○			○	○	○	◎	
	橋本循環器内科	永昌東町2-17	0957(21)3275	○			○			○	○		◎	
	ふじえクリニック	永昌東町9-26 ニューウインドビル3F	0957(21)5070	○			○			○	○		◎	
	草野内科医院	永昌東町15-1	0957(23)1212	○			○			○	○		◎	
	中島内科神経内科	永昌東町19-28 ピュア21ビル1F	0957(21)3746	○			○			○	○		◎	
	맘レディースクリニック	永昌東町20-23	0957(22)0678					○	○					
	諫早総合病院	永昌東町24-1	0957(22)6717										◎	
	福田消化器内科医院	永昌町5-22	0957(26)5959	○	○		○			○	○		◎	
	諫早西口 ひろこ内科	永昌町9-2	0957(26)0684	○	○		○			○	○		◎	
	マツオ内科クリニック	永昌町43-6	0957(25)2225	○									○	
	おおすみ内科医院	山川町2-1	0957(26)5377	○			○			○	○		◎	
早	池田外科医院	山川町2-5	0957(26)3741	○	○		○			○			○	
	森医院	山川町2-11	0957(26)2501	○										
	たけした内科小児科医院	山川町2-13	0957(26)6200	○				○		○	○		◎	
	なかしまつねゆき内科循環器科	栄田町31-5	0957(25)8880	○			○			○			○	
	宮本外科	西栄田町683	0957(25)0024	○	○		○	○		○			○	
	諫早そよかぜクリニック	津水町160	0957(49)8855	○			○			○	○		◎	
	すぎやま内科	真崎町897-3	0957(25)7878	○	○		○			○	○		◎	
	入船クリニック	真崎町1610-7	0957(25)7770	○			○			○	○		◎	
	恵寿病院	有喜町593-1	0957(28)3832	○									○	
	藤原医院	松里町31-3	0957(28)2201	○										
	市	唐比病院	森山町唐比西1165	0957(36)0011	○									○
山田クリニック		飯盛町開1825-1	0957(28)4888	○			○			○	○		◎	
藤山循環器内科医院		高来町峰9-5	0957(32)2130	○			○			○	○		◎	
吉岡医院		高来町町名49-3	0957(32)2081	○	○					○	○		◎	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
諫早市	山崎病院	小長井町 小川原浦656	0957(34)2007	○	○		○			○	○	○	○	
	佐藤病院	小長井町井崎98	0957(34)2062	○	○		○	○		○	○	○	◎	
	檀野医院	長田町2592	0957(23)9226	○			○			○	○	○	◎	
	ともしげクリニック外科・内科	高天町2612-1	0957(24)8300	○			○			○	○		◎	
	野田医院	西里町23	0957(24)1777	○	○		○	○		○	○		◎	
	イヌオ胃腸科外科医院	多良見町化屋 716-1	0957(43)3022	○	○		○			○			○	
	松屋眼科医院	多良見町化屋 723-4	0957(43)2310									○		
	中村医院	多良見町化屋 843	0957(43)0008	○	○		○			○			○	
	日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	多良見町化屋 986-2	0957(43)2111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	長崎県健康事業団	多良見町化屋 986-3	0957(43)7131	各市町原爆定期健康診断時に実施										
	慈恵病院	多良見町化屋 995	0957(28)5001	○	○	○	○	○		○	○	○	◎	
	たけさこ整形外科	多良見町化屋 1100-7	0957(43)5615	○									○	
	すばる診療所	多良見町元釜 5-15	0957(28)7788	○			○			○	○		◎	
大村市	澤田胃腸科内科医院	小路口本町330-1	0957(55)1507	○	○		○			○	○	○	◎	
	小松内科	上諏訪町883-1	0957(48)6000	○	○		○			○	○	○	◎	
	うえだ記念内科クリニック	諏訪1-670-1	0957(48)6886	○			○			○	○		◎	
	つねとう内科・循環器内科	小路口町258-4	0957(55)8855	○						○	○		◎	
	さくらクリニック	池田1-50-1	0957(53)9990	○			○			○	○	○	◎	
	高島脳神経内科	池田2-304-1	0957(48)7777	○						○			◎	
	中牟田消化器内科クリニック	植松3-625-20	0957(48)7000	○	○		○			○	○	○	◎	
	中澤病院	東大村1-2524-3	0957(53)5072	○										
	神田クリニック	木場1-947-3	0957(48)5648	○	○		○	○		○	○		◎	
	ながさき・おおば内科・ 消化器内科クリニック	皆同町162-2	0957(55)8615	○	○		○			○	○	○	◎	
	たしろ医院	大川田町917-1	0957(28)8686	○			○			○			○	
	橋口整形外科医院	竹松本町936	0957(55)8739	○							○		◎	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
大村市	みね内科クリニック	富の原1-1101-3	0957(55)5070	○	○		○				○	○	○	◎
	平松整形外科医院	富の原2-218-4	0957(27)4422	○										○
	はら脳神経外科	富の原2-350-1	0957(47)9770	○							○			○
	よしだレディースクリニック	富の原2-366-3	0957(56)2227	○				○	○	○	○			◎
	牧山医院	宮小路2-1408	0957(55)7831	○			○				○			
	山道医院	桜馬場2-333-1	0957(53)2305	○	○		○				○	○		◎
	野口内科こども医院	西大村本町264	0957(52)2339	○			○				○	○		◎
	くすもと内科クリニック	古賀島町80-1	0957(20)8585	○							○			○
	中田クリニック	古賀島町368-1	0957(54)0083	○	○		○	○			○	○	○	◎
	ちくばクリニック	古賀島町579-5	0957(56)9887	○										
	もとやまファミリークリニック	古賀島町1777-1	0957(47)8555	○			○				○	○		◎
	田崎医院	古町1-316-1	0957(53)1234	○	○		○	○			○	○	○	◎
	レディースクリニック しげまつ	古町1-514	0957(54)9200						○					
	南野クリニック	乾馬場町885-3	0957(53)2233	○	○		○				○	○		◎
	おおつか内科医院	西三城町15-13	0957(53)8080	○			○				○	○		◎
	山下外科医院	西三城町17-18	0957(54)7122	○	○		○	○			○	○	○	○
	南野病院	東三城町33	0957(54)5551	○		○	○				○	○	○	◎
	岡循環器内科	東三城町190	0957(52)3000	○			○				○	○		
	大村中央産婦人科	水主町2-609-1	0957(52)3850	○					○					
	おおむら海辺のクリニック	杭出津1-826-17	0957(46)3663	○			○	○			○	○	○	◎
	ともなが内科クリニック	杭出津2-555	0957(54)5000	○	○		○				○	○		◎
	フジイ胃腸科クリニック	東本町8-1	0957(54)8686	○	○		○				○	○		◎
	伊崎脳神経外科・内科	東本町168	0957(54)4230	○			○				○			○
	中村医院	東本町339	0957(52)2733	○			○				○	○		◎
	貞松病院	東本町537	0957(54)1161	○			○					○		◎

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
胃カメラ	バリウム													
大村市	寺井医院	玖島1-53-2	0957(52)3574	○	○		○			○	○		◎	
	くしま記念クリニック	玖島2-338-21	0957(51)1256	○			○			○	○		◎	
	たなか循環器内科	久原2-999-15	0957(50)0320	○			○			○	○		◎	
	長崎医療センター	久原2-1001-1	0957(52)3121	○								○		
	あけしま内科糖尿病クリニック	久原2-1033-1	0957(53)7700	○			○			○	○		◎	
	みやしたりウマチ・内科クリニック	幸町25-74	0957(47)5555	○										
平戸市	しおざわ内科消化器科	田平町小手田免946	0950(57)2121	○	○		○			○	○			
	谷川病院	田平町山内免400	0950(57)0045	○	○	○	○			○	○	○	◎	
	青洲会病院	田平町山内免612-4	0950(57)2155	○	○	○	○			○	○	○	◎	
	平戸市国民健康保険度島診療所	度島町1673	0950(25)2014	○			○			○			○	
	北川病院	浦の町737	0950(22)2344	○	○	○	○			○	○	○	◎	
	くわはら医院	宮の町581	0950(22)2306	○	○		○			○	○		◎	
	柿添病院	鏡川町278	0950(23)2151	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	国民健康保険平戸市民病院	草積町1125-12	0950(28)1113	○	○	○	○	○		○	○	○	◎	
	平戸市立生月病院	生月町山田免2965	0950(53)2155	○										
	平戸市国民健康保険大島診療所・大島歯科診療所	大島村前平1840-1	0950(55)2039	○			○						○	
松浦市	国民健康保険直営松浦市立福島診療所	福島町塩浜免2944-21	0955(47)2003	○										
	国民健康保険直営松浦市立鷹島診療所	鷹島町神崎免352-1	0955(48)2012	○										
	松浦中央病院	志佐町浦免856-1	0956(72)5700	○		○	○	○		○	○	○	◎	
	菊地病院	志佐町浦免1765-4	0956(72)0151	○	○		○			○			○	
	能塚医院	志佐町高野免120-1	0956(73)0077	○										
	白壁外科医院	今福町浦免423	0956(74)0221	○	○		○	○		○	○			
	木村内科循環器科	調川町下免91	0956(72)1101	○							○		◎	
	押漕医院	御厨町里免37-1	0956(75)0311	○			○			○	○			
	田中病院	御厨町里免871	0956(75)0211	○			○			○	○		◎	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
対馬市	今屋敷ことう診療所	厳原町今屋敷681-1	0920(53)5777	○	○		○			○			○	
	すとう内科医院	厳原町田渕793	0920(52)0530	○										
	長崎県対馬病院	美津島町難知乙1168-7	0920(54)7111	○	○		○	○	○	○	○	○	◎	
	豊玉診療所	豊玉町仁位165-1	0920(58)8080	○										
	佐須奈診療所	上県町佐須奈乙1077	0920(84)2007	○			○				○		◎	
	長崎県上対馬病院	上対馬町比田勝630	0920(86)4321	○	○		○		○	○	○	○	◎	
壱岐市	品川病院	郷ノ浦町東触854-2	0920(47)0121	○	○		○		○	○			○	
	長崎県壱岐病院	郷ノ浦町東触1626	0920(47)1131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦15-3	0920(47)0023	○	○		○			○	○	○	◎	
	久原医院	芦辺町箱崎大左右触500-2	0920(45)2128	○	○		○			○	○		◎	
五島市	井上内科小児科医院	武家屋敷1-2-13	0959(72)3051	○			○			○	○		◎	
	長崎県五島中央病院	吉久木町205	0959(72)3181	○	○		○	○	○	○	○		◎	
	福江産婦人科医院	大荒町73-2	0959(72)6140	○				○	○	○			○	
	聖マリア病院	松山町133-2	0959(72)5101	○									◎	
	五島市黄島診療所	黄島町174	0959(73)6820	○				○		○			○	
	五島市黄島診療所赤島分院	赤島町446	0959(73)6820	○				○		○			○	
	五島ふれあい診療所	三尾野2-1-29	0959(75)0717	○			○			○	○	○	◎	
	長崎県富江病院	富江町狩立499	0959(86)2131	○	○		○	○		○	○		◎	
	山内診療所	岐宿町中嶽1073-1	0959(83)1013	○	○		○			○	○	○	◎	
	五島市国民健康保険玉之浦診療所	玉之浦町玉之浦1397-1	0959(87)2241	○										
	五島市国民健康保険三井楽診療所	三井楽町濱ノ畔1046-1	0959(84)2144	○									○	
	奈留医療センター	奈留町浦1644	0959(64)2014	○	○		○			○	○		◎	
	五島市伊福貴診療所	伊福貴町376-13	0959(78)2110	○				○		○			○	
	五島市伊福貴診療所本窯分院	本窯町8-1	0959(78)2122	○				○		○			○	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
					胃カメラ	バリウム								
西海市	田中クリニック	西彼町喰場郷1324-2	0959(27)0035	○	○		○			○				
	八木原わたなベクリニック	西彼町八木原郷1523-1	0959(28)1905	○	○						○	○		◎
	真珠園療養所	西彼町八木原郷3453-1	0959(28)0038	○										○
	西海救急クリニック	西海町木場455-7	0959(23)0301	○			○				○	○		◎
	浦口医院	大瀬戸町瀬戸檜浦郷163	0959(22)0015	○										
	さいかいクリニック	大島町1876-59	0959(34)3371	○										○
	大島ながたクリニック	大島町1895-3	0959(23)0777	○								○		◎
雲仙市	愛野記念病院	愛野町甲3838-1	0957(27)5757	○	○	○	○	○	○	○	○	○		◎
	愛野診療所	愛野町乙330	0957(36)0009	○							○	○		◎
	くさの循環器内科	千々石町戊605	0957(37)6050	○			○				○	○		◎
	木戸医院	小浜町北本町27	0957(74)2046	○	○		○	○			○	○		◎
	公立小浜温泉病院	小浜町マリーナ3-2	0957(74)2211	○	○	○	○				○	○	○	◎
	京泊馬場医院	南串山町丙9899-1	0957(88)2050	○					○		○	○		◎
	本田医院	国見町神代乙214-2	0957(78)2768	○			○				○	○		◎
南島原市	泉川病院	深江町丁2405	0957(72)2017	○	○	○	○	○			○	○	○	◎
	南島原クリニック	布津町乙1454-1	0957(65)1077	○							○	○		◎
	永田内科泌尿器科医院	西有家町須川61-2	0957(82)0832	○			○				○	○		◎
	いその産婦人科	西有家町須川1792	0957(82)2430	○					○		○	○		◎
長与町	川崎医院	岡郷37-11	095(883)0002	○			○				○	○		◎
	森川内科クリニック	三根郷83-1	095(813)4650	○	○		○				○	○		◎
	長与病院	吉無田郷647	095(883)6668	○			○				○	○		◎
	おおふくじ医院	吉無田郷2022-6	095(883)3532	○	○		○	○			○	○		◎
	井川内科医院	吉無田郷2022-7	095(883)1661	○		○	○				○	○	○	◎
	成田内科医院	吉無田郷2026-6	095(883)2011	○			○	○			○	○		◎
	しもぐち内科	高田郷848-19	095(843)7225	○			○				○	○		◎
	原田外科・胃腸科クリニック	高田郷849-7	095(844)9100	○	○		○	○			○	○		

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市 町 名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被 爆 二 世 健 診
				一 般 検 査	がん検診							精 密 検 査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多 発 性 骨 髄 腫			
胃 カ メ ラ	ハ リ ウ ム													
長 与 町	女の都病院	高田郷849-18	095(847)8383	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	ホーム・ホスピス 中尾クリニック	高田郷2202-1	095(801)5511	○									○	
	長崎けやき医院	高田郷3607-1	095(840)5111	○	○	○	○	○		○	○	○	◎	
	こが内科外科クリニック	嬉里郷378-1	095(883)4535	○	○		○	○		○	○		◎	
	佐藤内科医院	嬉里郷413-4	095(883)5511	○	○		○	○		○	○	○	◎	
	森内科クリニック	嬉里郷445-101	095(883)3131	○	○		○			○	○	○	◎	
	平井内科医院	嬉里郷661	095(883)6565	○			○			○	○		◎	
	長沢医院	嬉里郷715	095(883)5622	○		○	○			○	○	○	◎	
	モロキ内科	嬉里郷1085-1	095(883)1105	○		○	○			○	○		◎	
	しょうへい内科クリニック	嬉里郷1096 ASKビル3階B	095(801)1231	○	○		○			○	○		◎	
	そのだ内科クリニック	まなび野2-2-2	095(814)5101	○			○			○	○		◎	
	小川クリニック	まなび野2-30-6	095(813)5588	○	○		○	○		○			○	
	かたやまハートケアクリニック	北陽台1-2-1	095(865)7064	○			○			○	○		◎	
	長崎北徳洲会病院	北陽台1-5-1	095(813)5820	○	○		○	○	○	○	○		◎	
時 津 町	高木クリニック	西時津郷75-20	095(881)3230	○	○		○			○	○		◎	
	おがわ眼科クリニック	西時津郷181-6	095(886)8757									○		
	山中内科消化器科医院	西時津郷466-1	095(860)8811	○	○		○			○	○	○	◎	
	長崎百合野病院 健診センター	浜田郷38-2	095(882)2550	○	○	○	○	○	○	○	○		◎	
	もりハートクリニック	浜田郷字冬切 38-3	095(813)2670	○						○	○		◎	
	鎌先医院	浜田郷520-5	095(882)2622	○			○			○	○		◎	
	清水病院	浜田郷572	095(882)1225	○										
	戸田内科	元村郷908-15	095(881)3888	○			○			○	○	○	◎	
	長崎百合野病院	元村郷1155-2	095(857)3366	○										
	さがら整形外科	野田郷9-1	095(814)2736	○									○	
	三浦産婦人科	野田郷25-1	095(882)7000	○				○	○				○	
	しらいし胃腸クリニック	野田郷48-2	095(881)2828		○		○			○				

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
胃カメラ	バリウム													
時津町	安永脳神経外科	浦郷264-3	095(813)2001	○									◎	
	うらの眼科クリニック	浦郷270-12	095(865)8555									○		
	黒崎医院	浦郷275-4	095(882)2125	○			○			○	○		◎	
	とおやま内科	浦郷301-22	095(881)2662	○			○			○	○		◎	
	なづみりハビリテーションクリニック	左底郷38-1	095(813)2868	○									○	
	やまもと内科	左底郷78-3	095(882)8828	○			○			○	○		◎	
	中山整形外科医院	左底郷78-18	095(882)5865	○									○	
	藤本クリニック	久留里郷1458	095(801)8862	○						○	○		◎	
	近藤医院	日並郷1325-8	095(882)7060	○	○		○			○	○		◎	
川棚町	まつお産婦人科	百津郷452	0956(82)2038	○					○				○	
	本川医院	中組郷1489-1	0956(82)2010	○	○		○			○	○		◎	
	カナザワ内科クリニック	下組郷391-2	0956(83)3727	○						○	○			
	長崎川棚医療センター	下組郷2005-1	0956(82)3121	○	○	○	○			○	○		◎	
	田淵医院	白石郷7-8	0956(82)2111	○	○		○			○			○	
波佐見町	松尾医院	折敷瀬郷1709-1	0956(85)2001	○			○			○	○		◎	
	こうの内科医院	湯無田郷128-14	0956(20)7500	○						○	○		◎	
	西の原野中医院	井石郷2234-1	0956(85)3054	○	○					○	○		◎	
	小鳥居内科・脳神経内科クリニック	岳辺田郷469	0956(20)7027	○			○			○	○		◎	
	八並整形外科・リハビリテーション医院	志折郷2114-6	0956(85)5775	○									○	
	藤下内科医院	長野郷538-1	0956(85)7325	○						○	○		◎	
	いちのせ内科循環器科	稗木場郷326	0956(85)7770	○						○	○		◎	
東彼杵町	山住医院	蔵本郷1759-9	0957(46)1162	○	○		○			○	○		◎	
	岩永医院	瀬戸郷1179-3	0957(47)0014	○	○					○			○	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(14)原爆被爆者等および被爆二世の健康診断を行う医療機関

(令和7年4月末現在)

市町名	医療機関名	住所	電話番号	原爆被爆者等健康診断検査実施項目										被爆二世健診
				一般検査	がん検診							精密検査		
					胃がん		肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫			
胃カメラ	バリウム													
佐々木町	山田医院	本田原免137-3	0956(63)3611	○	○		○			○	○		◎	
	徳田医院	本田原免228	0956(62)2025	○			○			○	○		◎	
	かわむら内科	市場免7-1	0956(62)6789	○			○			○	○			
	前田外科胃腸科医院	市場免15-1	0956(62)6868	○	○		○	○		○	○	○	◎	
	平井産婦人科医院	羽須和免780-5	0956(62)3903						○					
小値賀町	小値賀町 国民健康保険診療所	笛吹郷2428-1	0959(56)4111	○									○	
新上五島町	新上五島町 若松国民健康保険診療所	若松郷287	0959(46)3315	○	○		○			○			○	
	奈良尾医療センター	奈良尾郷字新港1000	0959(44)1010	○			○					○	○	
	有川医療センター	有川郷2255	0959(42)0320	○	○		○			○	○		◎	
	長崎県上五島病院	青方郷1549-11	0959(52)3000	○	○		○	○	○	○			◎	
	新上五島町 新魚目国民健康保険診療所	小串郷1480-1	0959(55)3161	○	○		○			○			○	
佐賀県	関医院	唐津市船宮町2302-33	0955(72)8265	○	○		○			○	○	○	◎	
	山元記念病院	伊万里市二里町八谷搦88-4	0955(23)2166	○	○		○	○		○	○		◎	
	伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	0955(46)2121	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	

(注)健診項目の○印は、検診可能を表す。
被爆二世健診の◎印は、多発性骨髄腫検査可能を表す。

電話予約のうえ受診ください。

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	長崎大学病院 (旧：長崎大学医学部・歯学部附属病院)	長崎市坂本1-7-1	095-849-7200
長崎市	日本赤十字社長崎原爆病院	長崎市茂里町3-15	095-847-1511
長崎市	宗教法人 聖フランシスコ病院	長崎市小峰町9-20	095-846-1888
長崎市	社会福祉法人 十善会 十善会病院	長崎市淵町20-5	095-864-0085
長崎市	(社)是真会 長崎リハビリテーション病院 (旧 社団法人 是真会病院)	長崎市銀屋町4-11	095-818-2002
長崎市	社会医療法人春回会 井上病院 (旧 特別医療法人春回会 井上病院)	長崎市宝町6-12	095-844-1281
長崎市	社会医療法人 長崎記念病院 (旧 医療法人 長崎記念病院)	長崎市深堀町1-11-54	095-871-1515
長崎市	社会福祉法人恩賜財団済生会長崎病院 (旧社会福祉法人恩賜財団長崎県済生会病院)	長崎市片淵2-5-1	095-826-9236
長崎市	医療法人博和会 愛宕病院	長崎市愛宕4-521	095-823-7107
長崎市	医療法人昭和会 昭和会病院	長崎市東山手町6-51	095-827-0181
長崎市	医療法人 光晴会病院	長崎市葉山11-3-12	095-857-3533
長崎市	社会医療法人健友会大浦診療所 (旧：大浦診療所)	長崎市大浦町9-30	095-821-1367
長崎市	医療法人保善会 田上病院	長崎市田上2-14-15	095-826-8186
長崎市	社会医療法人健友会 上戸町病院 (旧 医療法人財団健友会 上戸町病院)	長崎市上戸町4-2-20	095-879-0705
長崎市	医療法人恵会 光風台病院	長崎市鳴見台2-45-20	095-850-0001
長崎市	社団法人日本海員救済会 長崎病院	長崎市樺島町5-16	095-824-0610
長崎市	社会医療法人健友会香焼民主診療所 (旧：香焼民主診療所)	長崎市香焼町501	095-871-0265
長崎市	社会医療法人健友会花丘診療所 (旧：健友会花丘診療所)	長崎市花丘町13-19	095-848-9171
長崎市	特定医療法人厚生会 虹が丘病院	長崎市虹が丘町1-1	095-856-1112
長崎市	医療法人健正会 大久保病院	長崎市戸石町1470-1	095-830-2131
長崎市	医療法人緑風会 長崎みどり病院	長崎市富士見町18-24	095-833-1350
長崎市	医療法人緑風会 みどりクリニック	長崎市城栄町30-2	095-844-7191
長崎市	すぎやま内科クリニック	長崎市琴海村松町729-1	095-814-3322
長崎市	わたベクリニック	長崎市元船町12-11藤村ビル2F	095-827-6811
長崎市	長崎友愛病院	長崎市蚊焼町2314-1	095-892-0630
長崎市	一般財団法人輔仁会薬局 (旧 財団法人輔仁会薬局)	長崎市坂本1-8-22	095-844-9080
長崎市	花丘町調剤薬局	長崎市花丘町13-24	095-844-1758
長崎市	出島薬局	長崎市新地町5-4	095-820-5610
長崎市	ななし薬局	長崎市川平町1202	095-843-1460
長崎市	みちのお薬局	長崎市葉山1丁目5-2	095-856-2887
長崎市	社会医療法人春回会 訪問看護ステーションひまわり (旧特別医療法人春回会訪問看護ステーションひまわり)	長崎市葉山1-7-3池田ビル2F	095-855-3881
長崎市	名切薬局	長崎市茂木町1590-165	095 - 836 - 2100
長崎市	医療法人恵愛会 ヨゼフクリニック	長崎市坂本1-6-1	095-814-0212
長崎市	医療法人 谷川放射線科胃腸科医院	長崎市若葉町6-1	095-844-0417
長崎市	上田薬局	長崎市小峰町3-8	095-844-7920
長崎市	医療法人 哲翁内科医院	長崎市浜口町13-9	095-846-5563
長崎市	前田内科クリニック	長崎市田中町164-7	095-801-5288
長崎市	くろき眼科	長崎市畝苅町1613-33サクスハビル2F	095-814-1515
長崎市	医療法人 長谷川医院	長崎市京泊3-30-17	095-850-2000
長崎市	医療法人 星子医院	長崎市新戸町1-18-1	095-878-5414
長崎市	はまのまち内科循環器内科	長崎市浜町7-23 松永ビル3階	095-832-2277
長崎市	つつみ内科クリニック	長崎市富士見町1-14	095-862-7161

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	中村内科医院	長崎市上戸町3-4-21	095-832-5511
長崎市	医療法人 ひぐち医院	長崎市彦見町2-9	095-823-1956
長崎市	あいウーマンズクリニック	長崎市五島町5-38五島町中村ビル1階	095-818-5318
長崎市	医療法人 牟田内科・循環器科医院	長崎市八幡町4-16	095-823-6089
長崎市	医療法人社団 津田眼科医院	長崎市八百屋町2番地1	095-825-1300
長崎市	医療法人 木谷内科循環器クリニック	長崎市坂本1-8-30 ハイパレー1	095-842-4500
長崎市	医療法人 井手内科クリニック	長崎市家野町2-2	095-849-3115
長崎市	山根内科胃腸科医院	長崎市幸町5-29	095-823-6769
長崎市	医療法人 奥内科医院	長崎市西山2-10-10	095-822-5355
長崎市	医療法人 河野内科医院	長崎市川平町1204番地	095-846-5101
長崎市	医療法人 原口医院	長崎市鶴見台1-14-15	095-878-3535
長崎市	医療法人 宮崎内科医院	長崎市白鳥町3-12	095-845-0312
長崎市	医療法人社団健昌会 新里クリニック城山台 (旧 新里ネフロクリニック)	長崎市立岩町34-10	095-833-1234
長崎市	丸山通り薬局	長崎市本石灰町5-11	095-832-2366
長崎市	香焼薬局	長崎市香焼町444-49	095-871-4371
長崎市	たんぼぼ薬局	長崎市大浦町9-31	095-820-7136
長崎市	京泊薬局	長崎市京泊3-30-30	095-850-5320
長崎市	医療法人和仁会 和仁会病院	長崎市中里町96	095-839-2051
長崎市	医療法人誠仁会 千綿病院	長崎市矢上町9-12	095-839-2121
長崎市	訪問看護ステーションかいごの花みずき	長崎市本尾町2-4-205	095-842-8738
長崎市	医療法人社団 春秋会 南長崎クリニック	長崎市松が枝町3-20	095-827-3606
長崎市	ラベンダー薬局	長崎市宝町7-16	095-813-1118
長崎市	長崎宝在宅医療クリニック	長崎市宝町9-14	095-843-2733
長崎市	有限会社アポテーケ浜口町薬局	長崎市浜口町3-11	095-844-9658
長崎市	なるみ台薬局	長崎市鳴見台1-28-11	095-850-1505
長崎市	アマチュー薬局	長崎市畝刈町1613-33	095-860-1234
長崎市	スマイル薬局	長崎市若葉町6-18	095-849-6805
長崎市	滑石薬局	長崎市滑石5-1-15	095-856-2060
長崎市	馬町薬局	長崎市馬町48	095-811-1511
長崎市	あずさ薬局 水の浦店	長崎市大谷町2番1号	095-862-8825
長崎市	医療法人宏友会さとう内科医院	長崎市富士見町3-25	095-861-1477
長崎市	どりいむ薬局	長崎市千歳町10-2	095-847-5297
長崎市	大浦中央調剤薬局	長崎市相生町2-2	095-828-1193
長崎市	フェニックス薬局	長崎市中里町1282-15	095-839-0969
長崎市	藤村薬局本店	長崎市元船町12-11 藤村ビル1F	095-824-0948
長崎市	太陽薬局	長崎市中里町93-1	095-838-7713
長崎市	ちゅーりっぷ薬局 矢上店	長崎市矢上町9-10	095-813-3022
長崎市	やすらぎ薬局	長崎市恵美須町4-1	095-811-1107
長崎市	医療法人社団高村内科医院	長崎市万屋町2-10	095-822-4332
長崎市	西山通り薬局	長崎市西山2-10-12	095-824-5404
長崎市	フジ調剤薬局	長崎市新地町4-11	095-825-5937
長崎市	医療法人 中村内科クリニック	長崎市竹の久保町1-2	095-864-1234
長崎市	樺島薬局	長崎市樺島町6-18	095-825-8498
長崎市	三原台病院	長崎市三原1-8-35	095-846-8111
長崎市	有限会社ホシ薬局	長崎市新大工町1-8	095-822-3805

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	とまと薬局	長崎市平野町23-6	095-843-1483
長崎市	オランダ坂薬局	長崎市大浦町9-18	095-823-3637
長崎市	医療法人田村内科神経内科油木坂クリニック	長崎市油木町8-48	095-845-5314
長崎市	医療法人 泉田外科	長崎市宿町36	095-838-2256
長崎市	しらいと薬局	長崎市愛宕3-13-2	095-822-7660
長崎市	上野町薬局	長崎市上野町1-2	095-849-1003
長崎市	フレンド薬局	長崎市滑石6-3-72	095-865-8118
長崎市	こうわ薬局琴海店	長崎市琴海形上町1848番地6	095-840-7277
長崎市	正和薬局	長崎市油木町8-53	095-849-1400
長崎市	岩屋橋薬局	長崎市大橋町7-17	095-846-5876
長崎市	糸柳プレストクリニック	長崎市新地町1-5 MMCビル4階	095-832-7000
長崎市	竹谷健寿堂	長崎市浜町7-7	095-822-6605
長崎市	有限会社三星堂薬局	長崎市浜口町14-19	095-845-5314
長崎市	東長崎調剤薬局	長崎市矢上町48番地1	095-845-5314
長崎市	三星堂調剤薬局	長崎市浜口町13-3	095-843-7988
長崎市	浜口町薬局	長崎市浜口町5-18	095-843-3715
長崎市	鶴丸薬局	長崎市鶴見台1-10-1	095-878-7375
長崎市	正和薬局大学前店	長崎市若葉町1-28	095-842-3390
長崎市	マキ薬局	長崎市籠町7-17	095-820-9196
長崎市	フジミ薬局	長崎市富士見町3-27	095-862-2180
長崎市	しげみ薬局	長崎市滑石1-2-7	095-857-3592
長崎市	こんどう薬局	長崎市旭町17-16	095-862-4961
長崎市	くすの木薬局	長崎市グイラント2-21-3	095-879-1233
長崎市	あさひ薬局	長崎市旭町26-14	095-864-1175
長崎市	宝町薬局	長崎市宝町5番5号 宝ビル1F	095-844-0384
長崎市	ミヤギ薬局	長崎市古川町3-10	095-828-2986
長崎市	キティー薬局	長崎市城栄町17-17	095-843-3194
長崎市	有限会社浜町薬局	長崎市浜町6-73	095-824-8848
長崎市	医療法人 赤司内科消化器科医院	長崎市若葉町14-8	095-848-2525
長崎市	さざんか薬局	長崎市滑石3-8-5	095-856-6417
長崎市	松元クリニック	長崎市新地町1-5	095-811-1035
長崎市	医療法人坂本内科	長崎市グイラント2-21-2	095-878-0202
長崎市	有高クリニック	長崎市万屋町4-19	095-828-3770
長崎市	医療法人 福田ゆたか外科医院	長崎市浜口町3-5	095-848-7151
長崎市	野田消化器クリニック	長崎市浜町2-18 クリエイト長崎ビル2F	095-826-9252
長崎市	ひかり町薬局	長崎市曙町3-10	095-862-4927
長崎市	中島川薬局	長崎市諏訪町6-7	095-823-5110
長崎市	保険調剤公会堂前薬局	長崎市桶屋町59番地77桶屋町1F	095-811-6111
長崎市	センター薬局	長崎市滑石5-1-22	095-856-7720
長崎市	森光泌尿器科クリニック	長崎市住吉町3-11-103	095-893-5330
長崎市	わかば薬局	長崎市若葉町16-18	095-849-1226
長崎市	有限会社 鳴滝薬局	長崎市夫婦川町1-3	095-825-0445
長崎市	ひとみ薬局	長崎市浜町7-15	095-895-8560
長崎市	医療法人 落内科医院	長崎市銅座町3-24	095-824-2066
長崎市	浦上駅前薬局	長崎市川口町1-1-103	095-844-8822

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	株式会社福江薬局長崎アップル店	長崎市江川町328	095-895-8208
長崎市	有限会社さいかわ薬局	長崎市中園町7-15	095-844-4688
長崎市	小江原中央病院	長崎市小江原2-1-20	095-846-1010
長崎市	銅座町コクミン薬局	長崎市銅座町5-7	095-816-1593
長崎市	医療法人 吉見内科胃腸科	長崎市千歳町10-3 よしみビル5F	095-841-8441
長崎市	うさぎ薬局	長崎市白鳥町7-19	095-849-3821
長崎市	川上薬局田中町店	長崎市田中町1027-48 ^ラ ラネット2・1F	095-870-7329
長崎市	いろは薬局	長崎市万屋町6-15-1F	095-811-1682
長崎市	コスモス調剤薬局	長崎市琴海村松町250	095-860-3007
長崎市	マリン薬局	長崎市浜口町3-16	095-813-0731
長崎市	こうの薬局	長崎市平和町4-26	095-843-2115
長崎市	医療法人 白髭内科医院	長崎市片淵1-13-28	095-822-5620
長崎市	中町薬局	長崎市中町5-29	095-820-4372
長崎市	牧医院	長崎市東立神町8-13	095-861-5413
長崎市	須山薬局	長崎市川口町 7 - 4 シアーズ川口 1 階	095-844-0018
長崎市	医療法人社団奥平外科医院	長崎市梁川町4-15	095-861-5050
長崎市	といし薬局	長崎市戸石町1474-7	095-813-9375
長崎市	春木町薬局	長崎市春木町12-20	095-861-3358
長崎市	アイン薬局田上二丁目店	長崎市田上2-10-29	095-826-5547
長崎市	すわの森薬局	長崎市西山2-1-6-1F	095-811-0600
長崎市	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	095-822-3251
長崎市	ちひろ内科クリニック	長崎市馬町47-1	095-828-0118
長崎市	平山台薬局	長崎市平山台1-1-13	095-833-5777
長崎市	プラス1薬局	長崎市田中町76-13	095-839-8700
長崎市	有限会社あすなろ薬局 ためし店	長崎市為石2527番地5	095-898-7575
長崎市	開生薬局	長崎市目覚町4-10	095-840-9777
長崎市	医療法人社団 健昌会 新里クリニック浦上	長崎市茂里町3-20	095-813-1234
長崎市	いとう内科医院	長崎市滑石3-25-18	095-856-6010
長崎市	まつもと内科・麻酔科クリニック	長崎市平山町828-1	095-834-5511
長崎市	アイ薬局	長崎市深堀町1丁目11-108	095-895-9511
長崎市	なでしこ薬局	長崎市弁天町14-14	095-862-2235
長崎市	ひびき薬局	長崎市田中町165-3	095-801-7828
長崎市	こだま薬局	長崎市興善町4-15-102	095-895-8763
長崎市	溝上薬局 記念病院前店	長崎市深堀町1-11-82	095-895-7291
長崎市	溝上薬局 深堀店	長崎市深堀町1-11-115	095-895-7691
長崎市	有限会社モリヤマ薬局	長崎市深堀町3-286-6	095-871-4363
長崎市	東町薬局	長崎市東町1918-3	095-833-0005
長崎市	サンタ薬局	長崎市平山町827-1	095-898-5430
長崎市	ミツバチ薬局片淵店	長崎市片淵1-10-20	095-895-7283
長崎市	有限会社あすなろ薬局	長崎市蚊焼町2210-3	095-892-7693
長崎市	アイン薬局 田上店	長崎市田上3-4-3 1F	095-832-8701
長崎市	医療法人 やました内科	長崎市城山町31-14 サトミビル ^{イカルビル} 4階	095-861-3070
長崎市	シーサイド薬局	長崎市小ヶ倉町3-87-1	095-833-5977
長崎市	勝山薬局 (森ノ木店)	長崎市弁天町18-4	095-833-1616
長崎市	勝山薬局 (石神店)	長崎市石神町13-47	095-840-0001

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	勝山薬局「住吉」	長崎市若葉町13-9	095-843-2800
長崎市	勝山薬局	長崎市桜町5-7	095-828-0520
長崎市	木下漢方内科クリニック	長崎市目覚町13-8	095-841-8833
長崎市	さんクリニック	長崎市新地町8-16	095-895-8160
長崎市	ペンギン薬局	長崎市中小島2-4-28	095-825-8775
長崎市	赤迫薬局	長崎市中園町22番28号	095-894-5522
長崎市	オーケー薬局	長崎市銅座町2-15 NKイリス [®] 1階	095-827-3361
長崎市	いちのせ薬局	長崎市小江原2丁目35番17号	095-865-9861
長崎市	おおて町薬局	長崎市大手1丁目28-15	095-865-6022
長崎市	ココカラファイン薬局万屋町店	長崎市万屋町6番5号	095-811-1121
長崎市	にこにこ薬局	長崎市大浦町8番30号	095-893-8830
長崎市	アイン薬局 長崎中央店	長崎市東山手町1-1-1	095-893-8755
長崎市	セントケア訪問看護ステーション長崎みなみ	長崎市竿浦町722番地3 勝亦テント105号	095-878-1011
長崎市	西田内科胃腸内科医院	長崎市油屋町6番11号	095-826-0982
長崎市	山川内科	長崎市岩屋町23-3	095-801-5858
長崎市	竹下内科医院	長崎市小江原二丁目29-12	095-847-0707
長崎市	こはる薬局	長崎市滑石3丁目25-20	095-865-7617
長崎市	ホンダ薬局	長崎市伊勢町2-7	095-824-8884
長崎市	さわせ薬局	長崎市岩屋町23-10	095-865-8603
長崎市	コスモス薬局	長崎市松が枝町3番19号	095-829-3374
長崎市	光永薬局畝刈店	長崎市京泊3丁目31-3	095-850-6671
長崎市	勝山薬局（茂里町店）	長崎市茂里町3番20号	095-813-0008
長崎市	勝山薬局（城山台店）	長崎市立岩町34番17号	095-834-1131
長崎市	ヤクシン薬局ぎんれい店	長崎市鍛冶屋町2番11号銀嶺 ^{ビル} 1F	095-816-0300
長崎市	ひまわり薬局	長崎市江戸町4-3-1F	095-827-8168
長崎市	西脇金星堂薬局	長崎市築町4番25号	095-895-8900
長崎市	西浜の町薬局	長崎市銅座町2-22	095-827-7225
長崎市	訪問看護在宅療養ステーション桃花	長崎市末石町154番地1	095-878-2500
長崎市	宿町薬局	長崎市宿町42-4	095-832-0700
長崎市	アイン薬局 桜木町店	長崎市桜木町2-19	095-895-7170
長崎市	いちご薬局	長崎市若草町3-20	095-813-0455
長崎市	あおぞら調剤薬局	長崎市片淵1-12-3	095-852-8478
長崎市	重工記念長崎病院	長崎市丸尾町6番17号	095-801-5805
長崎市	医療法人 山崎整形外科医院	長崎市光町8-12	095-861-3231
長崎市	そうごう薬局長崎昭和町店	長崎市文教町7-1-1-101	095-865-9781
長崎市	日本調剤 築町薬局	長崎市銅座町3-24 木下ビル1F	095-811-0015
長崎市	有限会社竹の久保調剤薬局	長崎市竹の久保町1-6	095-861-2288
長崎市	宮崎薬局	長崎市平和町10-1	095-844-0317
長崎市	はら薬局	長崎市東町1732-2	095-838-7123
長崎市	すずらん薬局	長崎市かき道1-33-15	095-813-9777
長崎市	独立行政法人国立病院機構 長崎病院	長崎市桜木町6-41	095-823-2261
長崎市	株式会社 福江薬局長崎	長崎市江川町120-6	095-879-3033
長崎市	医療法人社団 あき山皮膚科医院	長崎市滑石1丁目2番6号	095-856-3698
長崎市	矢上町薬局	長崎市矢上町25-1	095-801-3030
長崎市	中里薬局	長崎市中里町1028-8	095-837-0274

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	医療法人社団 平松クリニック	長崎市江川町350番地1	095-878-7727
長崎市	あおぞら調剤薬局 田中町店	長崎市田中町247	095-865-6718
長崎市	医療法人 阿保外科医院	長崎市宿町28番地1	095-839-1151
長崎市	医療法人太樹会 のりむらクリニック	長崎市葉山1丁目5-2浜福ビル2・3階	095-855-3911
長崎市	春回会クリニック	長崎市目覚町7番2号HCS長崎ビル6階	095-845-1014
長崎市	あじさい薬局	長崎市下黒崎町1438-6	0959-25-0310
長崎市	かせ耳鼻咽喉科	長崎市矢上町3番24号	095-801-2190
長崎市	医療法人外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402	0959-25-0039
長崎市	万屋町調剤薬局	長崎市万屋町2-8	095-821-5915
長崎市	ミツバチ薬局横尾店	長崎市横尾2-13-2	095-855-2887
長崎市	ひさまつ腎・泌尿器科クリニック	長崎市銅座町2-15 NKビル2F	095-893-8980
長崎市	医療法人 伊藤クリニック	長崎市大橋町7-20 栄ビル2F	095-847-0018
長崎市	松元リカバリークリニック	長崎市勝山町10-1 プライムM勝山ビル4F・5F・6F	095-801-1146
長崎市	医療法人衆和会長崎腎病院	長崎市興善町5-1	095-824-1101
長崎市	チトセ調剤薬局	長崎市千歳町2-7	095-848-1193
長崎市	日本赤十字社長崎原爆病院訪問看護ステーション	長崎市茂里町3-16	095-865-7806
長崎市	医療法人社団東望会 おおくぼ乳腺クリニック	長崎市矢上町25-1	095-839-8811
長崎市	日本調剤 原爆病院前薬局	長崎市茂里町3-16	095-894-9341
長崎市	松浦薬局	長崎市新大工町5-17	095-822-1313
長崎市	にこにこ薬局 新戸町店	長崎市新戸町3-24-2	095-801-0965
長崎市	エール薬局	長崎市宝町6-1	095-894-5161
長崎市	順天堂調剤薬局富士見店	長崎市富士見町1-7 山口ハイム101	095-861-0641
長崎市	りんご薬局	長崎市小峰町3-12	095-894-5535
長崎市	クオール薬局 よろずや町店	長崎市万屋町6-2	095-816-3389
長崎市	副島薬局	長崎市岩見町4-13	095-861-3656
長崎市	新戸町薬局	長崎市新戸町2-8-15	095-878-2246
長崎市	やすらぎ薬局 浜町店	長崎市浜町3-20 浜町くまビル1F	095-801-1188
長崎市	なかやま内科診療所	長崎市浜町3-20 浜町くまビル6F	095-801-1722
長崎市	訪問看護ステーション たにがわ	長崎市若葉町7-2 野口ビル203	095-894-8177
長崎市	セントケア訪問看護ステーション長崎	長崎市中川2-1-10 井手口ビル2階2F号室	095-823-6021
長崎市	安中外科・脳神経外科医院	長崎市丸山町2-6	095-823-4813
長崎市	アイビー薬局	長崎市本原町12-11	095-865-8825
長崎市	日之出調剤薬局	長崎市城栄町14-7	095-845-2028
長崎市	みかん薬局	長崎市網場町488	095-865-8848
長崎市	塩塚薬局	長崎市柳谷町5-13	095-846-5479
長崎市	きりん堂薬局バス通り店	長崎市滑石3-8-1	095-857-7575
長崎市	かご町サトウ医院	長崎市籠町8-41	095-823-2365
長崎市	有限会社 竹の久保調剤薬局 平和町店	長崎市平和町8-6	095-828-8800
長崎市	新生堂薬局 重工記念長崎病院前店	長崎市大谷町1-1	092-541-0288
長崎市	訪問看護ステーションほほえみ	長崎市日の出町4番14号	095-801-0115
長崎市	めぐみ調剤薬局 住吉店	長崎市住吉町3-11 サンシャイン住吉102号	095-841-8281
長崎市	おおはま調剤薬局	長崎市大浜町1546番地6	095-865-5900
長崎市	ますだ内科消化器内科クリニック	長崎市葉山1丁目6番1号 2F	095-857-1010
長崎市	はやま薬局	長崎市葉山1丁目6番1号	095-857-0030
長崎市	日本調剤 長崎住吉薬局	長崎市住吉町2-20	095-842-8770

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
長崎市	青い鳥薬局	長崎市元船町5-4	095-818-8588
長崎市	訪問看護ステーション あいぼ	長崎市昭和2丁目4番3号	095-814-8201
長崎市	なごみ薬局	長崎県小江原2-1-18	095-842-5337
長崎市	西じま内科クリニック	長崎県新地町8-16 ミナトパーク2F	095-821-1182
長崎市	日本調剤 長崎薬局	長崎県東山手町1-9 1F	095-816-1881
長崎市	高原中央医院	長崎県諫訪町6番24号	095-821-1212
長崎市	ココカラファイン薬局 十善会病院店	長崎県壱町20番5号 病院1F南東	095-801-4151
長崎市	ココカラファイン薬局 銅座町店	長崎県銅座町3番12号 1F	095-822-2812
長崎市	ココカラファイン薬局 プラットモール長崎店	長崎県川口町12-39プラットモール長崎1F	095-801-3951
長崎市	21薬局	長崎県新大工町大野ビル1F	095-818-5582
長崎市	アイン薬局 長崎虹が丘店	長崎県虹が丘町1-1	095-856-2577
長崎市	リエール薬局	長崎県新地町12-8理研ビル1階	095-826-4810
長崎市	新生堂調剤薬局ミナトパーク店	長崎県新地町8-16	095-811-7766
長崎市	シーボルト通り薬局	長崎県桜馬場1丁目2-13	095-820-9070
長崎市	AG薬局	長崎県京泊3丁目31-6	095-850-4656
長崎市	あいず訪問看護ステーション長崎	長崎県目覚町6-1 OP目覚ビル1F	095-865-7266
長崎市	訪問看護 ナーシングパディ	長崎県家野町10-17 田代ビル102	095-841-7772
長崎市	有限会社 つりがね堂薬局	長崎県新地町11-11	095-823-1649
長崎市	長崎駅前薬局	長崎県尾上町8番44号酒井ビル1F	095-893-8121
長崎市	野いちご調剤薬局	長崎県西海町1719-4	095-860-3250
長崎市	ヤクシン薬局 大波止店	長崎県樺島町6-18	095-818-2830
長崎市	(有)野田薬局	長崎県万屋町5-1	095-824-9059
長崎市	日本調剤 樺島薬局	長崎県樺島町6-19	095-801-0235
長崎市	つむぎ訪問看護ステーション	長崎県昭和町1-7-8	095-801-2452
長崎市	かもめ調剤薬局	長崎県万屋町6-17	095-816-2822
長崎市	奈留薬局薬山店	長崎県薬山1-28-15 S&B薬山ショッピングプラザ2	095-801-2026
長崎市	訪問看護ステーションじゃすみん	長崎県新戸町3-17-27中山ビル1F	095-878-3383
長崎市	水の浦薬局	長崎県飽の浦町1-1	095-861-6116
長崎市	鍵屋薬局	長崎県八幡町5-2	095-824-4070
長崎市	ウエルネス薬局	長崎県東古川町2-14 蔵ビルB-1F	095-895-5781
長崎市	やまだ眼科クリニック	長崎県浜町3-20 浜町くまビル4F	095-801-1567
長崎市	なでしこ歯科医院	長崎県小ヶ倉町3-195-19	095-800-5334
長崎市	白鳥町薬局	長崎県白鳥町2番1号	095-847-9220
長崎市	なつめ薬局	長崎県薬山1-3-13	095-865-7660
長崎市	ながさき内科・リウマチ科医院	長崎県油屋町1-21	095-822-3151
長崎市	ビオラ薬局	長崎県新大工町3-18-1F	095-818-6811
長崎市	広馬場薬局	長崎県籠町2-35	095-827-7240
長崎市	はびねす薬局	長崎県ダイヤランド2-20-3	095-878-8988
長崎市	訪問看護ステーション喜ま	長崎県草住町5	095-895-9337
長崎市	鶴見台薬局	長崎県鶴見台1-2-14	095-879-0911
長崎市	ヤクシン薬局 浦上駅店	長崎県川口町1-49	095-801-4491
佐世保市	地方独立行政法人北松中央病院	佐世保市江迎町赤坂免299	0956-65-3101
佐世保市	国家公務員等共済組合連合会 佐世保共済病院	佐世保市島地町10-17	0956-22-5136
佐世保市	千住訪問看護ステーション	佐世保市宮地町5-5	0956-23-9273
佐世保市	井手薬品株式会社 井手薬局	佐世保市常磐町6-16	0956-22-4166

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
佐世保市	センター調剤薬局	佐世保市松浦町5-11	0956-42-0673
佐世保市	かまち薬局元町店	佐世保市元町1-8	095-642-1321
佐世保市	有限会社森調剤薬局	佐世保市矢峰町223-3	0956-40-8691
佐世保市	そうごう薬局早岐店	佐世保市権常寺町1524番地5	0956-27-5301
佐世保市	そうごう薬局小佐々店	佐世保市小佐々町黒石354-7	0956-41-3171
佐世保市	今泉薬局ときわ店	佐世保市常磐町4-1 2	0956-22-3015
佐世保市	有限会社今泉調剤薬局相生町店	佐世保市相生町2-21	0956-22-5950
佐世保市	今泉薬局 清水店	佐世保市万徳町8-16	0956-25-2080
佐世保市	有限会社今泉調剤薬局宮田町店	佐世保市俵町1-20	0956-25-5778
佐世保市	薬局 リッキーファーマシー	佐世保市上本山町1038	0956-41-4888
佐世保市	ふじわら薬局	佐世保市藤原町39-1	0956-59-5757
佐世保市	友愛薬局サングル店	佐世保市栄町5-9-2F	0956-59-5002
佐世保市	赤崎薬局	佐世保市赤崎町296	0956-28-5059
佐世保市	かわさき薬局湊町店	佐世保市湊町2-8 石井ビル1F	0956-29-0310
佐世保市	日本調剤 佐世保中央薬局	佐世保市島瀬町9-7	0956-37-3412
佐世保市	地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9-3	0956-24-1515
佐世保市	独立行政法人 労働者健康安全機構 長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5	0956-49-2191
佐世保市	あいず訪問看護ステーション元町	佐世保市元町2-1 0	0956-59-8140
佐世保市	らいふ薬局 松浦店	佐世保市松浦町2-21九十九島ビル1階	0952-27-0207
佐世保市	増元内科	佐世保市万徳町8-11	0956-22-1181
佐世保市	溝口眼科	佐世保市俵町6-13	0956-22-5681
佐世保市	井手薬局 在宅療養支援 つむぎ	佐世保市野中町85-8	0956-59-6436
佐世保市	クオール薬局 佐世保天神店	佐世保市天神町5-17-14	0956-46-5289
佐世保市	とも眼科クリニック	佐世保市大塔町14-2(イオン大塔ショッピングセンター2階)	0956-76-7626
佐世保市	さわせ薬局松浦公園店	佐世保市常盤町7-13-1F	0956-37-9321
佐世保市	井手薬局 あいのうら	佐世保市相浦町263-1	0956-76-9761
佐世保市	あいず訪問看護ステーション江迎	佐世保市江迎町長坂179-1	0956-65-2177
佐世保市	すずや薬局	佐世保市広田1-6-1 中尾ビル1	0956-37-8108
佐世保市	ゆうわ薬局	佐世保市広田1-4-9	0956-37-6588
佐世保市	させぼ薬局 田原店	佐世保市田原町13-7	0956-59-7622
佐世保市	はやし薬局	佐世保市柚木町2180-1	0956-46-2001
佐世保市	訪問看護ステーション ここわ	佐世保市浜田町1番6号	0956-37-8963
佐世保市	佐世保白寿会訪問看護ステーション	佐世保市鹿子前町904-1	0956-37-8740
佐世保市	かつとみ薬局	佐世保市勝富町4-1 7	0956-37-8997
佐世保市	あいず訪問看護ステーション早岐	佐世保市権常寺1丁目4-1 2-1 0 3	0956-59-9390
佐世保市	宇久島薬局	佐世保市宇久町平2 1 9 8-5	0957-57-3445
佐世保市	社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	佐世保市大和町15番地	0956-33-7151
佐世保市	ゆうゆう薬局	佐世保市大和町15-2	0956-27-2800
佐世保市	ハーモニー薬局 早岐店	佐世保市早岐1-2-2 6	0956-38-4880
佐世保市	しいの木薬局	佐世保市椎木町3 0 8-4	0956-26-2355
佐世保市	白寿荘看護小規模多機能ホーム ドリームステイつばさ	佐世保市鹿子前町904-1	0956-37-8730
佐世保市	みなと薬局	佐世保市湊町4-1 3 1 F-A	0956-37-9178
島原市	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	0957-65-0301
島原市	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	0957-63-1145
島原市	ひよこ薬局	島原市上の町917	0957-65-0133

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
島原市	そうごう薬局白土湖店	島原市湖南町6 8 9 6－1	0957-65-0321
島原市	池田病院	島原市湖南町6893番地2	0957-62-5161
島原市	虹の薬局	島原市桜町953番地1号	0957-62-5629
島原市	はくあい堂薬局	島原市新湊1丁目42番地	0957-73-9811
島原市	健康堂薬局えびす店	島原市広馬場町375-3	0957-65-5022
島原市	溝上薬局中安徳店	島原市中安徳町4366-1	0957-73-9211
島原市	溝上薬局北門町店	島原市北門町103-7	0957-65-5532
島原市	医療法人済家会 柴田長庚堂病院	島原市中堀町68	0957-64-1111
島原市	フラワー調剤薬局	島原市中堀町62	0957-65-0265
島原市	まい調剤薬局	島原市坂上町7543-3	0957-64-4119
島原市	はくあい堂新田薬局	島原市新田町587-13	0957-65-0210
島原市	医療法人社団兼愛会 前田医院	島原市新田町587-2	0957-62-6501
島原市	医療法人社団 威光会 松岡病院	島原市江戸丁1919	0957-62-2526
島原市	なおみレディースクリニック	島原市南安徳町丁4 4 5 2	0957-61-1400
島原市	訪問看護リハビリステーション暖	島原市有明町大三東戊1214-1	0957-61-9030
島原市	訪問看護ステーションしまばら	島原市高島2-7209-5	0957-65-5508
島原市	宮の町薬局	島原市宮の町687	0957-61-0066
島原市	はくあい堂しんわ薬局	島原市親和町丁3 5 6 5－8	0957-61-0028
島原市	亀山薬局 みなとテラス店	島原市新湊2丁目丁2 5 3 7－1 2	0957-61-0929
島原市	亀山薬局アリーナ店	島原市中安徳町丁4 3 0 9	0957-73-9941
島原市	健康堂薬局かしの店	島原市柏野町1 4 7 3－1	0957-61-0099
島原市	虹の薬局 みえ店	島原市御手水町甲2 3 0 3－1	0957-61-0701
諫早市	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	0957-22-1380
諫早市	医療法人 宮本外科	諫早市真崎本村名683	0957-25-0024
諫早市	医療法人社団 淳生会 慈恵病院	諫早市多良見町化屋名995	0957-43-2115
諫早市	日本赤十字社長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町化屋986-2	0957-43-2111
諫早市	医療法人 橋本循環器科内科	諫早市永昌東町2番1 7号	0957-26-0507
諫早市	医療法人 二輝会 佐藤医院	諫早市小長井町井崎98番地	0957-34-3142
諫早市	医療法人 三校会 宮崎病院	諫早市久山町1575-1	0957-25-4800
諫早市	ゆきざわ薬局	諫早市山川町3-4	0957-26-7373
諫早市	そうごう薬局小長井店	諫早市小長井町井崎1 0 0－6	0957-27-6011
諫早市	そうごう薬局真崎店	諫早市真崎町1 6 1 0－1 4	0957-27-1411
諫早市	ヤマカワ薬局	諫早市山川町3-1	0957-26-3025
諫早市	パサージュしらぬひ薬局	諫早市永昌東町246	0957-21-0311
諫早市	たらみタウン薬局	諫早市多良見町化屋810-1	0957-43-2888
諫早市	トーラサンベ薬局	諫早市永昌東町2-17	0957-24-2550
諫早市	西諫早薬局	諫早市貝津町3023-1	0957-25-3505
諫早市	日本調剤 永昌薬局	諫早市永昌東町22-5	0957-35-0123
諫早市	医療法人祥仁会西諫早病院	諫早市貝津町3015	0957-25-1150
諫早市	もろおかファミリー薬局	諫早市多良見町化屋741-12 喜々津ビル1階	0957-43-6734
諫早市	医療法人 星和会クリニック	諫早市永昌東町2-17	0957-24-4607
諫早市	ライオン薬局	諫早市永昌東町19-13	0957-23-5800
諫早市	フラワー薬局	諫早市永昌東町13-6	0957-22-9088
諫早市	東小路薬局	諫早市東小路町12-7	0957-47-8522
諫早市	医療法人 三校会 宮崎診療所	諫早市久山台9-10	0957-25-2050

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
諫早市	久山台薬局	諫早市久山台44-1	0957-47-8322
諫早市	医療法人橋爪外科胃腸科医院	諫早市金谷町3-17	0957-22-0636
諫早市	ローズマリー薬局	諫早市多良見町市布516-1	0957-43-8832
諫早市	ながた薬局	諫早市長田町2558-2	0957-20-4040
諫早市	コスモス薬局	諫早市東小路町4-27	0957-24-2425
諫早市	中央薬局	諫早市永昌東町15-8	0957-35-1010
諫早市	医療法人和光会 恵寿病院	諫早市有喜町593-1	0957-28-3832
諫早市	小野島薬局	諫早市小野島町132-1	0957-47-9343
諫早市	そうごう薬局諫早小野町店	諫早市小野町3 3 2 - 1	0957-56-9831
諫早市	こながい薬局	諫早市小長井町小川原浦654-1	0957-34-2700
諫早市	カサマツ薬局	諫早市山川町1-5	0957-26-2814
諫早市	もろおか薬局 幸町店	諫早市幸町308-1	0957-36-6001
諫早市	医療法人マツオ内科クリニック	諫早市永昌町43-6	0957-25-2225
諫早市	ますだ薬局	諫早市永昌町44-16	0957-25-6116
諫早市	うえの町薬局	諫早市上野町10-12	0957-28-9838
諫早市	岩松薬局	諫早市高来町三部壺291-7	0957-32-3153
諫早市	もろおか幸盛堂薬局	諫早市本町6-67ソトアーク本町101号	0957-43-0067
諫早市	原田薬局	諫早市西栄田町662-5	095-845-6272
諫早市	宇都薬局	諫早市宇都町180-1	0957-56-9636
諫早市	訪問看護ステーション花ゆめ	諫早市小川町1 2 5 9 - 1	0957-51-4246
諫早市	東本町薬局	諫早市東本町2-10	0957-24-2672
諫早市	日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション	諫早市多良見町化屋986-2	0957-47-6344
諫早市	しのだ薬局 小川町店	諫早市小川町1263-1	0957-46-3152
諫早市	野のはな薬局	諫早市高来町峰469-3	0957-27-7575
諫早市	れもん薬局	諫早市永昌町5-13	0957-26-0033
諫早市	医療法人和光会 恵寿病院 訪問看護ステーション	諫早市有喜町593-1	0957-28-3832
諫早市	諫早記念病院	諫早市天満町2-21	0957-22-0370
諫早市	みどり調剤薬局	諫早市天満町3-6	0957-21-5517
諫早市	ことのは薬局	諫早市永昌町1 2 番 1 号 1 階	0957-47-6430
諫早市	よつば薬局	諫早市小船越町1 1 4 9 - 2	0957-46-5391
諫早市	くやま薬局	諫早市久山町2 1 7 7 - 1	0957-46-8558
諫早市	諫早駅前薬局	諫早市永昌東町1 番 2 号 - 1 0 2	0957-21-8004
諫早市	ファミリー訪問看護ステーション	諫早市土師野尾町1 8 3 3 - 1	0957-47-5340
諫早市	訪問看護ステーション ひらき	諫早市飯盛町開1 3 6 8 - 1	0957-48-2677
諫早市	はくあい堂諫早かわとこ薬局	諫早市川床町3 7 6 - 1	0957-47-5183
諫早市	はるかぜ薬局	諫早市真崎町8 9 7 - 5	0957-47-5189
諫早市	こぐま薬局	諫早市西里町2 4 - 8	0957-47-9822
諫早市	医療法人 吉田内科クリニック	諫早市宇都町1 9 - 1 6	0957-22-2962
諫早市	ゆの薬局	諫早市八坂町5 - 1	0957-46-8101
大村市	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
大村市	市立大村市民病院	大村市古賀島町133-22	0957-52-2161
大村市	ちゅーりっぷ薬局大村店	大村市上諏訪町1094-5	0957-52-4110
大村市	そえじま薬局	大村市木場1-946-4	095-752-8585
大村市	長崎中央調剤薬局	大村市久原2-1066-17	0957-53-9301
大村市	わかば薬局	大村市池田1-175-3	0957-48-5070
大村市	国立病院前薬局	大村市久原2-1033-7	0957-52-4001

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
大村市	久原薬局	大村市久原2-999-11	0957-52-6428
大村市	三城薬局	大村市三城町629-1	0957-53-0088
大村市	そうごう薬局大村幸町店	大村市幸町2 5 - 7 2	0957-52-5221
大村市	そうごう薬局大村古賀島町店	大村市古賀島町1777-1	0957-53-2101
大村市	おおしま薬局（富の原店）	大村市富の原2丁目215-1	0957-55-0003
大村市	諏訪薬局 峯の平店	大村市上諏訪町838-1	0957-52-1028
大村市	医療法人仁寿会 南野病院	大村市東三城町33番地	0957-54-8800
大村市	新大村薬局	大村市小路口町244-6	095-894-7425
大村市	株式会社 おおぞら薬局	大村市坂口町373-5	0957-52-9575
大村市	花しょうぶ薬局	大村市大川田町363-1	0957-54-6271
大村市	かなで薬局	大村市小路口町244-11	0957-46-3661
大村市	株式会社エム.エス.ファーマシー おおむら中央薬局	大村市池田2-299-1	0957-47-8196
大村市	訪問看護ステーション ケアシステムサポート ゆかり	大村市植松3-630-3	0957-42-3780
大村市	諏訪薬局スワ店	大村市諏訪2-658-22	0957-53-1015
大村市	諏訪薬局古賀島店	大村市古賀島町110-68	0957-52-2433
大村市	小路口町薬局	大村市小路口町258-3	0957-56-9959
大村市	こおり薬局	大村市皆同町162-5	0957-46-5225
大村市	うちだ調剤薬局	大村市東本町578	0957-54-3303
大村市	あいず訪問看護ステーション大村	大村市富の原2丁目1 4 0 番 3	0957-47-8627
大村市	ヤクシン薬局大村駅前店	大村市東三城町8番地7	0957-49-5425
大村市	きらら薬局	大村市富の原2丁目2 4 9 - 2	0957-49-0850
大村市	そうごう薬局大村駅前店	大村市東本町1 4 3	0957-52-5622
大村市	ユウアイ薬局大村店	大村市杭出津2丁目1 4 4 8	0957-20-7081
大村市	中村医院	大村市東本町3 3 9 番地	0957-52-2733
大村市	さわせ薬局 大村店	大村市植松3丁目6 0 7 - 5 4	0957-46-5673
大村市	合同会社 訪問看護ステーションつばめ	大村市大川田町4 6 3 - 1 A棟	0957-51-5191
大村市	株式会社ミヤケファーマシー くいでつ薬局	大村市杭出津1丁目8 2 6 - 8	0957-46-3017
大村市	すずらん薬局	大村市桜馬場2-4 5 5 - 3	0957-49-5008
大村市	新大村薬局 P l u s	大村市小路口本町6 7 7 - 1 3	0957-47-7775
大村市	健康堂薬局 くしま店	大村市玖島1-1 2 6 - 4	0957-47-6077
大村市	ヤッキョク f u n	大村市植松3-仮換地1 2 街区1-1 画地	0957-46-7666
大村市	けん央薬局	大村市松原1-4 7 5 - 1	0957-42-3501
大村市	ミソラ薬局	大村市諏訪1-6 2 5 - 4	0957-46-7117
大村市	諏訪薬局東三城店	大村市東三城町1 9 0 - 3	0957-46-7103
松浦市	わかくさ薬局	松浦市志佐町高野免120-17	0956-59-8737
松浦市	押淵医院	松浦市御厨町里免3 7 - 1	0956-75-0311
松浦市	有限会社 みくりや調剤薬局	松浦市御厨町里免401	0956-75-2961
松浦市	みなと薬局	松浦市志佐町浦免8 7 2 - 2	0956-37-6582
松浦市	うらのさき薬局	松浦市志佐町浦免1386-1	0955-28-1915
対馬市	長崎県上対馬病院	対馬市上対馬町比田勝630	0920-86-4321
対馬市	そうごう薬局対馬広域センター店	対馬市美津島町鶏知乙 5 2 0 - 1 6	0920-54-4011
対馬市	そうごう薬局対馬中央店	対馬市美津島町鶏知乙 1 1 7 0	0920-54-6021
対馬市	長崎県対馬病院	対馬市美津島町雞知乙1168-7	0920-54-7111
壱岐市	三井所薬局	壱岐市郷/浦町東触字郡1309-2	0920-48-0555
壱岐市	そうごう薬局芦辺店	壱岐市芦辺町芦辺浦6 0 6 - 1	0920-45-3501

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
壱岐市	そうごう薬局郷ノ浦店	壱岐市郷ノ浦町東触8 1 3 - 1	0920-47-0835
壱岐市	医療法人玄州会 光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3	0920-47-0023
壱岐市	いきいき調剤薬局壱岐	壱岐市郷ノ浦町東触1356-1	0920-47-5822
壱岐市	そうごう薬局壱岐店	壱岐市郷ノ浦町志原西触2 0 - 5	0920-47-5851
壱岐市	長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626	0920-47-1131
壱岐市	いきいき調剤薬局 瀬戸	壱岐市芦辺町箱崎大左右触490-9	0920-48-2244
壱岐市	あしべ薬局	壱岐市芦辺町諸吉仲触3 - 6	0920-45-3320
五島市	聖マリア病院	五島市福江町松山133-2	0959-72-5101
五島市	社会医療法人健友会五島ふれあい診療所 (旧：五島ふれあい診療所)	五島市三尾野2-1-29	0959 - 75 - 0717
五島市	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	0959-72-3181
五島市	あおぞら薬局	五島市吉久木町626-1	0959-75-0767
五島市	中村調剤薬局吉久木店	五島市吉久木町443-8、443-2	0959-75-0505
五島市	ゆうとく薬局 大荒店	五島市大荒町74-2	0959-72-3750
五島市	中村調剤薬局	五島市錦町1-15	0959-75-0707
五島市	有限会社あい調剤薬局	五島市富江町狩立531	0959-86-3881
五島市	長崎県富江病院	五島市富江町狩立499	0959-86-2131
五島市	奈留薬局	五島市奈留町浦1744-4	0959-64-2220
五島市	有限会社 あい調剤薬局南町店	五島市池田町5-28	0959-72-4561
五島市	やまうち薬局	五島市岐宿町中嶽1080	0959-83-1250
五島市	在宅看護センター だんわ	五島市木場町70-13	0959-88-9789
五島市	いけだ内科	五島市大荒町7 3 番地 2	0959-88-9210
五島市	尼忠薬局末広店	五島市末広町1 - 5	0959-74-6317
五島市	ニック調剤薬局ごとう店	五島市吉久木町2 0 5 - 1	0959-75-0132
五島市	桜町調剤薬局 三井薬店	五島市三井薬町濱ノ畔1050-17	0957-75-1531
五島市	訪問看護ステーションせいな	五島市上大津町3 2 4 - 1	0959-76-3710
西海市	そうごう薬局 西海大島店	西海市大島町1825番地1	0959-34-5411
西海市	せいひ調剤薬局	西海市西彼町喰場郷1336-14	0959-27-1745
西海市	さいかい大島薬局	西海市大島町1894番地9	0959-37-1001
西海市	げんき堂薬局 おおせと店	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷163	0959-22-9200
西海市	のどか薬局 小迎店	西海市西彼町小迎郷2 5 5 0 - 3	0959-23-0333
西海市	えにし薬局	西海市西海町木場郷5 3 1 - 1	0959-23-0058
雲仙市	公立小浜温泉病院	雲仙市小浜町マリーナ3-2	0957-74-2211
雲仙市	本田医院	雲仙市国見町神代乙214番地2	0957-78-2768
雲仙市	あいの薬局	雲仙市愛野町甲3835-4	0957-36-2121
雲仙市	ひとみ薬局愛野店	雲仙市愛野町乙小無田下572-3	0957-36-0212
雲仙市	医療法人伴帥会 愛野記念病院	雲仙市愛野町甲3838-1	0920-47-1131
雲仙市	古賀調剤薬局愛野店	雲仙市愛野町甲3848-10	0957-36-1850
雲仙市	あさひ調剤薬局	雲仙市国見町神代己256-1	0957-78-1108
雲仙市	小浜マリーナ薬局	雲仙市小浜町マリーナ9	0957-73-6085
雲仙市	湯のまち薬局	雲仙市小浜町北本町27	0957-73-9197
雲仙市	ふたば調剤薬局	雲仙市国見町多比良乙4 1 3	0657-61-7117
南島原市	医療法人栄和会 泉川病院	南島原市深江町丁2405	0957-72-2017
南島原市	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	0957-72-5979
南島原市	健康堂薬局くちのつ店	南島原市口之津町丁5621-5	0957-76-1677
南島原市	もも薬局	南島原市有家町中須川195-1	0957-82-7771
南島原市	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河字坂口416-2	0957-82-0130

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
南島原市	亀山薬局 並木通り店	南島原市西有家町須川1666-3	0957-61-1393
南島原市	すみれ薬局	南島原市深江町丁2235	0957-65-1193
南島原市	はくあい堂くちのつ薬局	南島原市口之津町甲2159番15	0957-61-0120
南島原市	健康堂薬局 ふつ店	南島原市布津町乙1454-8	0957-61-0388
平戸市	アップル調剤薬局	平戸市草積町1167-1	0950-26-3030
平戸市	国民健康保険平戸市民病院	平戸市草積町1125番地12	0950-28-1113
平戸市	かわさき薬局田平店	平戸市田平町小手田免951番1	0950-22-7838
長与町	長沢医院	西彼杵郡長与町嬉里郷715	095-883-5622
長与町	医療法人徳洲会 長崎北徳洲会病院	西彼杵郡長与町北陽台1丁目5番1号	095-813-5800
長与町	医療法人平成会 女の都病院	西彼杵郡長与町高田郷849-18	095-847-8383
長与町	佐藤内科医院	西彼杵郡長与町嬉里郷413-4	095 - 883 - 5511
長与町	なの花薬局	西彼杵郡長与町吉無田郷28-1	095-883-8238
長与町	かりん薬局	西彼杵郡長与町高田郷47	095-855-8837
長与町	ふじの薬局	西彼杵郡長与町高田郷3	095-856-3858
長与町	開生薬局百合野店	西彼杵郡長与町高田郷2493-2	095-894-9939
長与町	健康堂薬局 女の都店	西彼杵郡長与町高田郷858-75	095-865-6506
長与町	しもぐち内科	西彼杵郡長与町高田郷848-19	095-843-7225
長与町	医療法人ホーム・ホスピス中尾クリニック	西彼杵郡長与町高田郷2202-1	095-801-5511
長与町	医療法人 成田内科医院	西彼杵郡長与町吉無田郷2026番地6	095-883-2011
長与町	森川内科クリニック	西彼杵郡長与町三根郷83-1	095-813-4650
長与町	よしむた薬局	西彼杵郡長与町吉無田郷2023-1	095-801-3050
長与町	ヤクシン薬局イオンタウン長与店	西彼杵郡長与町北陽台1-2-1	0957-44-8300
長与町	さわせ薬局道ノ尾駅前店	西彼杵郡長与町高田郷8-34	095-801-3710
長与町	ミチノオ駅前薬局	西彼杵郡長与町高田郷13-11	0956-894-8234
長与町	うれり薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷665	095-887-0028
長与町	サニー薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷377-10	095-860-5222
長与町	ながよ駅前薬局	西彼杵郡長与町吉無田郷2026-3 平野ビル101	095-883-5812
長与町	長与北薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷1096 ASKビル1F	095-894-4848
長与町	しょうへい内科クリニック	西彼杵郡長与町嬉里郷1096 ASKビル3FB	095-801-1231
時津町	長崎北病院	西彼杵郡時津町元村郷800	095-886-8700
時津町	医療法人光善会 百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155-2	095-857-3366
時津町	鉄先医院	西彼杵郡時津町浜田郷520-5	095-882-2622
時津町	医療法人啓正会 清水病院	西彼杵郡時津町浜田郷572	095-882-1225
時津町	高木クリニック	西彼杵郡時津町西時津郷75-20	095 - 881 - 3230
時津町	医療法人真和会 山中内科消化器科医院	西彼杵郡時津町西時津郷466-1	095 - 860-8811
時津町	医療法人 おがわ眼科クリニック	西彼杵郡時津町西時津郷181番地6	095-886-8757
時津町	藤本クリニック	西彼杵郡時津町久留里郷1458	095-801-8862
時津町	くるみ薬局	西彼杵郡時津町日並郷1393-1	095-813-2111
時津町	なおき薬局	西彼杵郡時津町浦郷396-29	095-865-9825
時津町	うちだ調剤薬局「時津店」	西彼杵郡時津町浦郷301-22	095-860-2228
時津町	マーチ薬局	西彼杵郡時津町浦郷428-10	095-881-0170
時津町	メロディー薬局	西彼杵郡時津町浜田郷38-3エスビービル冬切102号	095-893-6701
時津町	時津中央クリニック	西彼杵郡時津町浜田郷38-2	095-882-2500
時津町	ハーモニー薬局	西彼杵郡時津町浦郷264-4	095-860-8388
時津町	もりハートクリニック	西彼杵郡時津町浜田郷字冬切38番地3	095-813-2670

(15) 認定疾病指定医療機関一覧

(令和6年度末現在)

市町	医療機関名称	所在地	電話番号
時津町	はまゆう薬局	西彼杵郡時津町浜田郷756番2	095-886-8201
時津町	日本調剤 時津薬局	西彼杵郡時津町元村郷807-1	095-813-2271
時津町	陽光堂薬局	西彼杵郡時津町左底郷78-20	095-882-5090
時津町	近藤医院	西彼杵郡時津町日並郷1325番地8	095-882-7060
時津町	ケアーズ訪問看護ステーション 時津	西彼杵郡時津町浜田郷565-13	070-2399-1234
時津町	ひまわり薬局 時津店	西彼杵郡時津町浜田郷695-6	095-865-6266
時津町	しらいし胃腸クリニック	西彼杵郡時津町野田郷48-2	095-881-2828
時津町	トキツ調剤薬局	西彼杵郡時津町浦郷277-16	095-882-6828
時津町	株式会社ミヤケファーマシー 時津みなみ薬局	西彼杵郡時津町元村郷908-15-102	095-886-8108
時津町	海岸通り薬局	西彼杵郡時津町久留里郷1447-2	095-860-8800
時津町	西時津調剤薬局	西彼杵郡時津町西時津郷181-7	095-886-8878
時津町	そよかぜ薬局 時津店	西彼杵郡時津町浦郷270-12	095-882-2698
時津町	にこにこ薬局 ひなみ店	西彼杵郡時津町日並郷1303-7	095-801-4269
時津町	腎・泌尿器科 松尾りょういちクリニック	西彼杵郡時津町浦郷270-8	095-894-5025
時津町	カインド薬局	西彼杵郡時津町西時津郷847-1	095-894-7425
川棚町	ハーモニー薬局 川棚店	東彼杵郡川棚町下組郷375-3	0956-20-6050
川棚町	医療法人 山本整形外科	東彼杵郡川棚町下組郷375-8	0956-82-2495
波佐見町	波佐見たけべた薬局	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷141-4	0957-48-7712
佐々町	すまいる薬局	北松浦郡佐々町本田原免字沖田110-1	0956-41-1930
佐々町	すぎやま薬局 佐々店	北松浦郡佐々町口石免366-1	0956-41-1200
小値賀町	おぢか薬局	北松浦郡小値賀町笛吹郷1760-1	0959-56-2600
新上五島町	上五島病院訪問看護ステーション	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	0959-52-3000
新上五島町	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549番地11	0959-52-3000
新上五島町	そうごう薬局上五島店	南松浦郡新上五島町青方郷1378-4	0959-52-2261
新上五島町	松村らんらん薬局	南松浦郡新上五島町奈良尾郷1019	0959-44-1155
新上五島町	長崎県上五島病院附属診療所 奈良尾医療センター	南松浦郡新上五島町奈良尾郷字新港1000	0959-44-1010
新上五島町	うおのめ薬局	南松浦郡新上五島町榎津郷215	0959-54-1814
新上五島町	有限会社 わかまつ薬局	南松浦郡新上五島町若松郷218	0959-43-5601
新上五島町	いしばし薬局	南松浦郡新上五島町有川郷616	0959-42-2487
新上五島町	訪問看護ステーション Rural Care	南松浦郡新上五島町有川郷2735	0959-42-5373

3. 被爆者援護法による手当等の支給

3 被爆者援護法による手当等の支給

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（略称「被爆者援護法」）（平成7年7月1日施行）に基づき、医療特別手当等各種手当を支給することにより被爆者の福祉の向上を図っている。

（１） 旧原爆特別措置法の変遷

制定年月日	内 容
昭和 43 年 5 月 20 日	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定され、9月1日施行された。 ①特別手当 月額10,000円 ②健康管理手当 月額 3,000円（65歳以上、身障者、母子の母親等） ③介護手当 1日 300円 ④医療手当 入院や通院の日数に基づき支給 ※いずれも所得税額が17,200円以下である者に支給される。
昭和 44 年 3 月 29 日	同法施行令及び同法施行規則の一部改正（44.4.1施行） ①特別手当の所得税額による支給制限の緩和 支給額が所得税額によって10,000円と5,000円に分けられた。 所得税額17,200円 → 10,000円 17,201～22,700円 → 5,000円 ②健康管理手当の支給対象の拡大 健康管理手当支給対象に「水晶体混濁による視機能障害（白内障）」を追加。
昭和 44 年 7 月 25 日	同法の一部改正（44.4.1適用） ①葬祭料の支給 特別被爆者が死亡したとき（その死亡が原爆の傷害作用の影響でないことが明らかである場合を除く。）にその葬祭を行う者に10,000円を支給。
昭和 45 年 5 月 12 日	同法施行令の一部改正（45.4.1施行） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 17,200円 → 29,200円 17,201～22,700円 → 29,201～37,000円 健康管理手当、介護手当、医療手当 17,200円 → 29,200円 ②介護手当の支給基準の変更（増額） 介護日数20日以上 10,000円以内 10～19日まで 7,500円以内 9日まで 5,000円以内
昭和 46 年 3 月 30 日	同法の一部改正（46.4.1施行） ①健康管理手当の年齢制限の緩和 支給対象となる高齢者の範囲が65歳以上の者から、60歳以上の者となった。

昭和 49 年 6 月 17 日	同法及び同法施行令の一部改正 ①各種手当の支給額の増額（49. 9. 1施行） <table><tr><td>特別手当</td><td>11, 000円</td><td>→</td><td>15, 000円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>5, 000円</td><td>→</td><td>7, 500円</td></tr><tr><td>医療手当</td><td>5, 000円</td><td>→</td><td>7, 500円</td></tr><tr><td></td><td>7, 000円</td><td>→</td><td>9, 500円</td></tr><tr><td>介護手当</td><td>5, 000円</td><td>→</td><td>9, 000円</td></tr><tr><td></td><td>7, 500円</td><td>→</td><td>13, 500円</td></tr><tr><td></td><td>10, 000円</td><td>→</td><td>18, 000円</td></tr><tr><td>葬祭料</td><td>16, 000円</td><td>→</td><td>22, 000円</td></tr></table> ②特別手当支給範囲の拡大（49. 9. 1施行） 認定患者であった者で、当該認定に係る負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者にも月額7, 500円を支給。 ③健康管理手当の年齢制限の緩和、支給対象の拡大（49. 9. 1施行） 支給対象となる高齢者の範囲が50歳以上の者から、45歳以上の者となった。 支給対象に「呼吸器機能障害」「運動器機能障害」を追加。 ④従来的一般被爆者にも各種手当を支給（49. 10. 1施行）	特別手当	11, 000円	→	15, 000円	健康管理手当	5, 000円	→	7, 500円	医療手当	5, 000円	→	7, 500円		7, 000円	→	9, 500円	介護手当	5, 000円	→	9, 000円		7, 500円	→	13, 500円		10, 000円	→	18, 000円	葬祭料	16, 000円	→	22, 000円				
特別手当	11, 000円	→	15, 000円																																		
健康管理手当	5, 000円	→	7, 500円																																		
医療手当	5, 000円	→	7, 500円																																		
	7, 000円	→	9, 500円																																		
介護手当	5, 000円	→	9, 000円																																		
	7, 500円	→	13, 500円																																		
	10, 000円	→	18, 000円																																		
葬祭料	16, 000円	→	22, 000円																																		
昭和 50 年 5 月 8 日	同法施行令の一部改正（50. 6. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 <table><tr><td>特別手当</td><td>80, 000円</td><td>→</td><td>117, 500円</td></tr><tr><td></td><td>80, 001～86, 500円</td><td>→</td><td>117, 501～125, 000円</td></tr><tr><td>健康管理手当、介護手当、医療手当</td><td>80, 000円</td><td>→</td><td>117, 500円</td></tr></table>	特別手当	80, 000円	→	117, 500円		80, 001～86, 500円	→	117, 501～125, 000円	健康管理手当、介護手当、医療手当	80, 000円	→	117, 500円																								
特別手当	80, 000円	→	117, 500円																																		
	80, 001～86, 500円	→	117, 501～125, 000円																																		
健康管理手当、介護手当、医療手当	80, 000円	→	117, 500円																																		
昭和 50 年 7 月 8 日	同法及び同法施行令の一部改正（50. 10. 1施行） ①各種手当の支給額の増額 <table><tr><td>特別手当</td><td>7, 500円</td><td>→</td><td>12, 000円</td></tr><tr><td></td><td>15, 000円</td><td>→</td><td>24, 000円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>7, 500円</td><td>→</td><td>12, 000円</td></tr><tr><td>医療手当</td><td>7, 500円</td><td>→</td><td>12, 000円</td></tr><tr><td></td><td>9, 500円</td><td>→</td><td>14, 000円</td></tr><tr><td>介護手当</td><td>9, 000円</td><td>→</td><td>11, 500円</td></tr><tr><td></td><td>13, 500円</td><td>→</td><td>17, 250円</td></tr><tr><td></td><td>18, 000円</td><td>→</td><td>23, 000円</td></tr><tr><td>葬祭料</td><td>22, 000円</td><td>→</td><td>33, 000円</td></tr></table>	特別手当	7, 500円	→	12, 000円		15, 000円	→	24, 000円	健康管理手当	7, 500円	→	12, 000円	医療手当	7, 500円	→	12, 000円		9, 500円	→	14, 000円	介護手当	9, 000円	→	11, 500円		13, 500円	→	17, 250円		18, 000円	→	23, 000円	葬祭料	22, 000円	→	33, 000円
特別手当	7, 500円	→	12, 000円																																		
	15, 000円	→	24, 000円																																		
健康管理手当	7, 500円	→	12, 000円																																		
医療手当	7, 500円	→	12, 000円																																		
	9, 500円	→	14, 000円																																		
介護手当	9, 000円	→	11, 500円																																		
	13, 500円	→	17, 250円																																		
	18, 000円	→	23, 000円																																		
葬祭料	22, 000円	→	33, 000円																																		

	②健康管理手当の年齢制限の撤廃 従来より45歳以上の者を対象としていた年齢制限が撤廃された。 ③保健手当の新設 2 km以内で直接被爆した者に月額6,000円を支給。 ④家族介護手当の新設 住宅の寝たきりの被爆者で家族の介護を受けている者に月額4,000円を支給。
昭和 51 年 5 月 25 日	同法施行令の一部改正（51. 6. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 117,500円 → 183,800円 117,501～125,000円 → 183,801～195,000円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 117,500円 → 183,800円
昭和 51 年 6 月 5 日	同法及び同法施行令の一部改正（51. 10. 1施行） ①各種手当の支給額の増額 特別手当 12,000円 → 13,500円 24,000円 → 27,000円 健康管理手当 12,000円 → 13,500円 保健手当 6,000円 → 6,800円 医療手当 12,000円 → 13,500円 14,000円 → 15,500円 介護手当 11,500円 → 13,000円 17,250円 → 19,500円 23,000円 → 26,000円 〃（家族介護） 4,000円 → 5,000円 葬祭料 33,000円 → 44,000円
昭和 52 年 5 月 31 日	同法及び同法施行令の一部改正 ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和（52. 6. 1適用） 特別手当 183,800円 → 233,600円 183,801～195,000円 → 233,601～252,100円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 183,800円 → 233,600円 ②特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額（52. 8. 1施行） 特別手当 13,500円 → 15,000円 27,000円 → 30,000円 健康管理手当 13,500円 → 15,000円

	保健手当 6,800円 → 7,500円
昭和 52 年 6 月 17 日	同法施行令の一部改正（52.8.1施行） ①医療手当、介護手当、葬祭料の増額 医療手当 13,500円 → 15,000円 15,500円 → 17,000円 介護手当 13,000円 → 14,000円 19,500円 → 21,000円 26,000円 → 28,000円 〃（家族介護） 5,000円 → 5,500円 葬祭料 44,000円 → 62,000円
昭和 53 年 5 月 1 日	同法施行令の一部改正（53.6.1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 233,600円 → 354,300円 233,601～252,100円 → 354,301～380,400円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 233,600円 → 354,300円
昭和 53 年 6 月 27 日	同法及び同法施行令の一部改正（53.8.1施行） ①特別手当、健康管理手当、保健手当、医療手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 特別手当 15,000円 → 16,500円 30,000円 → 33,000円 健康管理手当 15,000円 → 16,500円 保健手当 7,500円 → 8,300円 医療手当 15,000円 → 16,500円 17,000円 → 18,500円 介護手当 14,000円 → 14,500円 21,000円 → 21,750円 28,000円 → 29,000円 〃（家族介護） 5,500円 → 6,250円 葬祭料 62,000円 → 74,000円
昭和 53 年 7 月 10 日	同法施行令の一部改正 ①健康管理手当の支給対象の拡大 支給対象に「潰瘍による消化器機能障害」を追加

昭和54年 5 月22日	同法施行令の一部改正（54. 6. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 354, 300円 → 436, 800円 354, 301～380, 400円 → 436, 801～470, 100円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 354, 300円 → 436, 800円
昭和54年 5 月29日	同法の一部改正（54. 8. 1施行） ①特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 特別手当 16, 500円 → 30, 000円 33, 000円 → 60, 000円 健康管理手当 16, 500円 → 20, 000円 保健手当 8, 300円 → 10, 000円
昭和54年 6 月30日	同法施行令の一部改正（54. 8. 1施行） ①医療手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 医療手当 16, 500円 → 20, 000円 18, 500円 → 22, 000円 介護手当 14, 500円 → 15, 000円 21, 750円 → 22, 500円 29, 000円 → 30, 000円 〃（家族介護） 6, 250円 → 8, 000円 葬祭料 74, 000円 → 80, 000円
昭和55年 5 月13日	同法施行令の一部改正（55. 6. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 436, 800円 → 492, 600円 436, 801～470, 100円 → 492, 601～539, 900円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 436, 800円 → 492, 600円
昭和55年 5 月16日	同法の一部改正（55. 8. 1施行） ①特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 特別手当 30, 000円 → 33, 800円 60, 000円 → 67, 500円 30, 000円 → 33, 750円（一部制限） 健康管理手当 20, 000円 → 22, 500円 保健手当 10, 000円 → 11, 300円

昭和55年 6 月20日	同法施行令の一部改正（55. 8. 1施行） ①医療手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 医療手当 20, 000円 → 22, 500円 22, 000円 → 24, 500円 介護手当 15, 000円 → 15, 450円 22, 500円 → 23, 180円 30, 000円 → 30, 900円 〃（家族介護） 8, 000円 → 9, 250円 葬祭料 80, 000円 → 85, 000円
昭和56年 5 月29日	同法施行令の一部改正（56. 6. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 特別手当 492, 600円 → 578, 100円 492, 601～539, 900円 → 578, 101～647, 500円 健康管理手当、保健手当、介護手当、医療手当 492, 600円 → 578, 100円
昭和56年 6 月 9 日	同法の一部改正（56. 8. 1施行） ①医療特別手当、原子爆弾小頭症手当の創設（所得制限なし） 医療特別手当 98, 000円 原子爆弾小頭症手当 33, 600円 ②保健手当の加算分の新設及び特別手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 特別手当 33, 800円 → 36, 000円 健康管理手当 22, 500円 → 24, 000円 保健手当 11, 300円 → 12, 000円 〃（加算分新設） 24, 000円
昭和56年 6 月23日	同法施行令の一部改正（56. 8. 1施行） ①介護手当の改善及び介護手当、葬祭料の支給額の増額 介護手当 30, 900円 23, 180円 → 1, 605円×介護を受けた日数 15, 450円 （月額32, 100円以内） 〃（家族介護） 9, 250円 → 10, 000円 葬祭料 85, 000円 → 97, 000円

	健康管理手当 25,100円 → 25,600円 保健手当 12,600円 → 12,800円 〃 (加算分) 25,100円 → 25,600円 介護手当 1,680円×介護を受けた日数 → 1,790円×介護を受けた日数 月額33,600円以内 月額35,800円以内 (家族介護) 10,550円 → 10,800円
昭和60年 5月 1日	同法施行令の一部改正 ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当 (60.5.1施行) 特別手当、健康管理手当、保健手当 (60.6.1施行) 792,300円 → 811,700円
昭和60年 6月14日	同法の一部改正 (60.6.1施行) ①医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の支給額の増額 医療特別手当 104,400円 → 108,000円 特別手当 38,400円 → 39,800円 原子爆弾小頭症手当 35,800円 → 37,100円 健康管理手当 25,600円 → 26,500円 保健手当 12,800円 → 13,300円 〃 (加算分) 25,600円 → 26,500円
昭和60年 6月21日	同法施行令の一部改正 (60.6.1施行) ①介護手当、葬祭料の支給額の増額 介護手当 1,790円×介護を受けた日数 → 1,825円×介護を受けた日数 月額35,800円以内 月額36,500円以内 (家族介護) 10,800円 → 11,250円 葬祭料 105,000円 → 113,000円
昭和61年 4月30日	同法施行令の一部改正 ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当 (61.5.1施行) 特別手当、健康管理手当、保健手当 (61.6.1施行) 811,700円 → 877,000円

昭和63年 4 月30日	同法施行令の一部改正 ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当（63. 5. 1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当（63. 6. 1施行） 953, 500円 → 848, 000円
昭和63年 5 月24日	同法及び同法施行令の一部改正（63. 4. 1適用） ①医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の支給額の増額 医療特別手当 111, 600円 → 112, 000円 特別手当 41, 100円 → 41, 300円 原子爆弾小頭症手当 38, 400円 → 38, 500円 健康管理手当 27, 400円 → 27, 500円 保健手当 13, 700円 → 13, 800円 〃 (加算分) 27, 400円 → 27, 500円 介護手当 1, 910円×介護を受けた日数 → 1, 930円×介護を受けた日数 月額38, 200円以内 月額38, 600円以内 (家族介護) 11, 650円 → 11, 700円
平成元年 4 月28日	同法施行令の一部改正 ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当（元. 5. 1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当（元. 6. 1施行） 848, 000円 → 798, 000円
平成元年 6 月30日	同法及び同法施行令の一部改正（元. 4. 1適用） ①医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当、葬祭料の支給額の増額 (現行) (4月1日) (10月1日) 医療特別手当 112, 000円 → 112, 800円 → 115, 600円 特別手当 41, 300円 → 41, 600円 → 42, 600円 原子爆弾小頭症手当 38, 500円 → 38, 800円 → 39, 800円 健康管理手当 27, 500円 → 27, 700円 → 28, 400円 保健手当 13, 800円 → 13, 900円 → 14, 200円 〃 (加算分) 27, 500円 → 27, 700円 → 28, 400円

	介護手当 1,930円×介護を受けた日数 → 1,970円×介護を受けた日数 月額38,600円以内 月額39,400円以内 (家族介護) 11,700円 → 11,800円 → 12,100円 葬祭料 119,000円 → 127,000円 ②手当額の自動改定 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の来年度以降の額は、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をもとに改定されることになった。
平成元年12月22日	同法及び同法施行令の一部改正 ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の平成元年4月から同年9月までの月分の手当の額を同年10月以降の月分の手当額と同額とした。 ② 介護に係る重度の障害者に支給される介護手当の最低補償額については、平成元年4月と同年10月に変更があったが、同年4月から9月までの額を、同年10月以後に受けた介護に係る当該最低補償額と同額とした。
平成2年3月26日	同法施行令の一部改正（2.4.1施行） ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数のその前年分に対する変動率を基準として、4月1日より手当額を引き上げる。 医療特別手当 115,600円 → 118,260円 特別手当 42,600円 → 43,580円 原子爆弾小頭症手当 39,800円 → 40,720円 健康管理手当 28,400円 → 29,050円 保健手当 14,200円 → 14,530円 〃（加算分） 28,400円 → 29,050円 ②介護手当、葬祭料の支給額の増額 介護手当 1,970円×介護を受けた日数 → 2,025円×介護を受けた日数 月額39,400円以内 月額40,500円以内 (家族介護) 12,100円 → 12,380円 葬祭料 127,000円 → 130,000円

	③特別手当等の支給制限関係 特別手当、健康管理手当、保健手当及び介護手当については、従来、本人、その配偶者又は本人の生計を維持する扶養義務者の所得税の額が、798,000円を超えるときは、支給を行わないこととされていたが、各手当の従前の支給率が維持されるようこの所得税の額を838,200円に改める。																								
平成3年3月29日	同法施行令の一部改正（3.4.1施行） ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>118,260円</td><td>→</td><td>121,840円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>43,580円</td><td>→</td><td>44,900円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>40,720円</td><td>→</td><td>41,950円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>29,050円</td><td>→</td><td>29,930円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>14,530円</td><td>→</td><td>14,970円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>29,050円</td><td>→</td><td>29,930円</td></tr></table> 同法施行規則の一部改正（3.4.1施行） ①健康管理手当の認定期間の延長 造血機能障害等を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害については1年を3年に、その他の疾病については3年を5年に改める。	医療特別手当	118,260円	→	121,840円	特別手当	43,580円	→	44,900円	原子爆弾小頭症手当	40,720円	→	41,950円	健康管理手当	29,050円	→	29,930円	保健手当	14,530円	→	14,970円	〃（加算分）	29,050円	→	29,930円
医療特別手当	118,260円	→	121,840円																						
特別手当	43,580円	→	44,900円																						
原子爆弾小頭症手当	40,720円	→	41,950円																						
健康管理手当	29,050円	→	29,930円																						
保健手当	14,530円	→	14,970円																						
〃（加算分）	29,050円	→	29,930円																						
平成3年4月12日	同法施行令の一部改正 ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当（3.5.1施行） 特別手当、健康管理手当、保健手当（3.6.1施行） 838,200円 → 2,950,000円 ②介護手当の支給額の増額（3.6.1施行） 介護手当 <table><tr><td>2,025円×介護を受けた日数</td><td>→</td><td>重度障害</td><td>94,500円以内</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（最低19,130円）</td></tr><tr><td>月額40,500円以内</td><td></td><td>中度障害</td><td>63,000円以内</td></tr><tr><td>（家族介護）</td><td>12,380円</td><td>→</td><td>19,130円</td></tr></table>	2,025円×介護を受けた日数	→	重度障害	94,500円以内				（最低19,130円）	月額40,500円以内		中度障害	63,000円以内	（家族介護）	12,380円	→	19,130円								
2,025円×介護を受けた日数	→	重度障害	94,500円以内																						
			（最低19,130円）																						
月額40,500円以内		中度障害	63,000円以内																						
（家族介護）	12,380円	→	19,130円																						

平成4年3月27日	同法施行令の一部改正（4.4.1施行） ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>121,840円</td><td>→</td><td>125,890円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>44,900円</td><td>→</td><td>46,390円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>41,950円</td><td>→</td><td>43,340円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>29,930円</td><td>→</td><td>30,930円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>14,970円</td><td>→</td><td>15,460円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>29,930円</td><td>→</td><td>30,930円</td></tr></table>	医療特別手当	121,840円	→	125,890円	特別手当	44,900円	→	46,390円	原子爆弾小頭症手当	41,950円	→	43,340円	健康管理手当	29,930円	→	30,930円	保健手当	14,970円	→	15,460円	〃（加算分）	29,930円	→	30,930円
医療特別手当	121,840円	→	125,890円																						
特別手当	44,900円	→	46,390円																						
原子爆弾小頭症手当	41,950円	→	43,340円																						
健康管理手当	29,930円	→	30,930円																						
保健手当	14,970円	→	15,460円																						
〃（加算分）	29,930円	→	30,930円																						
平成4年4月10日	同法施行令の一部改正（4.4.1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当…平成4年5月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 …平成4年6月以降の月分から適用 2,950,000円 → 3,227,600円 ②介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）月額</td><td>94,500円以内</td><td>→</td><td>98,100円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）月額</td><td>63,000円以内</td><td>→</td><td>65,400円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）月額</td><td>19,130円</td><td>→</td><td>19,770円</td></tr></table> ③葬祭料の支給額の引き上げ <table><tr><td>葬祭料</td><td>130,000円</td><td>→</td><td>140,000円</td></tr></table>	介護手当（重度障害）月額	94,500円以内	→	98,100円以内	〃（中度障害）月額	63,000円以内	→	65,400円以内	〃（家族介護）月額	19,130円	→	19,770円	葬祭料	130,000円	→	140,000円								
介護手当（重度障害）月額	94,500円以内	→	98,100円以内																						
〃（中度障害）月額	63,000円以内	→	65,400円以内																						
〃（家族介護）月額	19,130円	→	19,770円																						
葬祭料	130,000円	→	140,000円																						
平成5年3月26日	同法施行令の一部改正（5.4.1施行） ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table><tr><td>医療特別手当</td><td>125,890円</td><td>→</td><td>127,970円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>46,390円</td><td>→</td><td>47,160円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>43,340円</td><td>→</td><td>44,060円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>30,930円</td><td>→</td><td>31,440円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>15,460円</td><td>→</td><td>15,720円</td></tr><tr><td>〃（加算分）</td><td>30,930円</td><td>→</td><td>31,440円</td></tr></table>	医療特別手当	125,890円	→	127,970円	特別手当	46,390円	→	47,160円	原子爆弾小頭症手当	43,340円	→	44,060円	健康管理手当	30,930円	→	31,440円	保健手当	15,460円	→	15,720円	〃（加算分）	30,930円	→	31,440円
医療特別手当	125,890円	→	127,970円																						
特別手当	46,390円	→	47,160円																						
原子爆弾小頭症手当	43,340円	→	44,060円																						
健康管理手当	30,930円	→	31,440円																						
保健手当	15,460円	→	15,720円																						
〃（加算分）	30,930円	→	31,440円																						

平成 5 年 4 月 1 日	同法施行令の一部改正（5. 4. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当…平成 5 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 …平成 5 年 6 月以降の月分から適用 3, 227, 600円 → 3, 473, 200円 ②介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害）月額98, 100円以内 → 101, 030円以内 〃 （中度障害）月額65, 400円以内 → 67, 350円以内 〃 （家族介護）月額19, 770円 → 20, 090円 ③葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 140, 000円 → 142, 000円
平成 6 年 3 月 18 日	同法施行令の一部改正（5. 4. 1施行） ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 医療特別手当 127, 970円 → 129, 700円 特別手当 47, 160円 → 47, 800円 原子爆弾小頭症手当 44, 060円 → 44, 660円 健康管理手当 31, 440円 → 31, 860円 保健手当 15, 720円 → 15, 930円 〃 （加算分） 31, 440円 → 31, 860円
平成 6 年 4 月 15 日	同法施行令の一部改正（6. 4. 1適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当…平成 6 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 …平成 6 年 6 月以降の月分から適用 3, 473, 200円 → 3, 565, 600円 ②介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害）月額101, 030円以内 → 103, 050円以内 〃 （中度障害）月額 67, 350円以内 → 68, 700円以内 〃 （家族介護）月額 20, 090円 → 20, 370円 ③葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 142, 000円 → 149, 000円

平成 6 年 6 月 29 日	同法施行令の一部改正（6. 10. 1 施行） ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 医療特別手当 129, 700円 → 135, 400円 特別手当 47, 800円 → 50, 000円 原子爆弾小頭症手当 44, 660円 → 46, 600円 健康管理手当 31, 860円 → 33, 300円 保健手当 15, 930円 → 16, 700円 〃 （加算分） 31, 860円 → 33, 300円
平成 6 年 9 月 14 日	同法施行令の一部改正（6. 10. 1 適用） ①介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護）月額20, 370円 → 21, 300円
平成 7 年 3 月 27 日	同法施行令の一部改正（7. 4. 1 適用） ①各種手当の所得税額による支給制限の緩和 介護手当…平成 7 年 5 月以降に受けた介護分から適用 特別手当、健康管理手当、保健手当 …平成 7 年 6 月以降の月分から適用 3, 565, 600円 → 3, 607, 600円 ② 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額について、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 医療特別手当 135, 400円 → 136, 350円 特別手当 50, 000円 → 50, 350円 原子爆弾小頭症手当 46, 600円 → 46, 930円 健康管理手当 33, 300円 → 33, 530円 保健手当 16, 700円 → 16, 820円 〃 （加算分） 33, 330円 → 33, 530円 ②介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額103, 050円以内 → 104, 180円以内 〃 （中度障害） 月額 68, 700円以内 → 69, 540円以内 〃 （家族介護） 月額 21, 300円 → 21, 410円

(2) 被爆者援護法の変遷(原爆被爆者各種手当等)

制定年月日	内 容																				
平成6年12月16日	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が制定され、平成7年7月1日から施行された。 ① 被爆者に対する医療特別手当等の支給について、旧原爆特別措置法と同様の規定の設置 ② 健康管理手当等の手当に係る所得制限の撤廃 ③ 特別葬祭給付金の支給																				
平成7年2月17日	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令」が制定され、平成7年7月1日から施行された。 ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当については、全国消費者物価指数の変動率を基準に手当額を引き上げる。 <table border="0"> <tr> <td>医療特別手当</td><td>月額136,350円</td></tr> <tr> <td>特別手当</td><td>月額 50,350円</td></tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 46,930円</td></tr> <tr> <td>健康管理手当</td><td>月額 33,530円</td></tr> <tr> <td>保健手当</td><td>月額 16,820円</td></tr> <tr> <td>〃 (ただし書き該当者)</td><td>月額 33,530円</td></tr> <tr> <td>介護手当 (重度障害)</td><td>月額104,180円以内</td></tr> <tr> <td>〃 (中度障害)</td><td>月額 69,450円以内</td></tr> <tr> <td>〃 (家族介護)</td><td>月額 21,410円</td></tr> <tr> <td>葬祭料</td><td>149,000円</td></tr> </table>	医療特別手当	月額136,350円	特別手当	月額 50,350円	原子爆弾小頭症手当	月額 46,930円	健康管理手当	月額 33,530円	保健手当	月額 16,820円	〃 (ただし書き該当者)	月額 33,530円	介護手当 (重度障害)	月額104,180円以内	〃 (中度障害)	月額 69,450円以内	〃 (家族介護)	月額 21,410円	葬祭料	149,000円
医療特別手当	月額136,350円																				
特別手当	月額 50,350円																				
原子爆弾小頭症手当	月額 46,930円																				
健康管理手当	月額 33,530円																				
保健手当	月額 16,820円																				
〃 (ただし書き該当者)	月額 33,530円																				
介護手当 (重度障害)	月額104,180円以内																				
〃 (中度障害)	月額 69,450円以内																				
〃 (家族介護)	月額 21,410円																				
葬祭料	149,000円																				
平成8年4月1日	原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等の額の改定の特例措置について ① 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当については、平成7年度の全国消費者物価指数の変動率を基準とした手当額の改定は行わず、平成7年度と同額に据え置かれた。																				

平成 8 年 4 月 10 日	同法施行令の一部改正（8. 4. 1適用） ①介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額104, 180円以内→105, 080円以内 "（中度障害） 月額 69, 450円以内→ 70, 050円以内 "（家族介護） 月額 21, 410円 → 21, 410円(据置) ②葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 149, 000円 →166, 000円 (※適用 ・平成 8 年 4 月 1 日以後に受けた介護に係る介護手当分から)
平成 9 年 3 月 19 日	同法施行令の一部改正（9. 4. 1適用） ①介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105, 080円以内→105, 980円以内 "（中度障害） 月額 70, 050円以内→ 70, 650円以内 "（家族介護） 月額 21, 410円 → 21, 410円(据置) ②葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 166, 000円 →171, 000円 ※適用 ・平成 9 年 4 月 1 日以後に受けた介護に係る介護手当及び死亡分 から
平成10年 3 月 27 日	同法施行令の一部改正（10. 4. 1適用） ①手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額136, 350円 →138, 790円 特別手当 月額 50, 350円 → 51, 250円 原子爆弾小頭症手当 月額 46, 930円 → 47, 770円 健康管理手当 月額 33, 530円 → 34, 130円 保健手当 月額 16, 820円 → 17, 120円 "（ただし書き該当者） 月額 33, 530円 → 34, 130円 ②介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105, 980円以内→107, 100円以内 "（中度障害） 月額 70, 650円以内→ 71, 400円以内 "（家族介護） 月額 21, 410円 → 21, 780円 ③葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 171, 000円 →175, 000円 ※適用 ・平成10年 3 月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成10年 3 月以前に受けた介護に係る介護手当及び同月31日以前 の死亡に係る葬祭料の額は、従前の例による。

平成12年3月19日	同法施行令の一部改正（11.4.1適用） ①手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額138,790円 →139,600円 特別手当 月額 51,250円 → 51,550円 原子爆弾小頭症手当 月額 47,770円 → 48,050円 健康管理手当 月額 34,130円 → 34,330円 保健手当 月額 17,120円 → 17,220円 〃（ただし書き該当者） 月額 34,130円 → 34,330円 ②介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額107,100円以内→108,000円以内 〃（中度障害） 月額 71,400円以内→ 72,000円以内 〃（家族介護） 月額 21,780円 → 21,920円 ③葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 175,000円 →176,000円 ※適用 ・平成11年3月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成11年3月以前に受けた介護に係る介護手当及び同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額は、従前の例による。
平成12年3月30日	同法施行令の一部改正（12.4.1適用） ①介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額108,000円以内→108,300円以内 〃（中度障害） 月額 72,000円以内→ 72,200円以内 〃（家族介護） 月額 21,920円 → 21,920円（据置） ②葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 176,000円 →179,000円 ※適用 ・平成12年3月以前に受けた介護に係る介護手当及び同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額は、従前の例による。
平成14年4月1日	同法施行令の一部改正（14.4.1適用） ①葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 179,000円 →189,000円 ※適用 ・平成14年3月31日以前の死亡に係る葬祭料の額は、従前の例による。
平成15年1月22日	同法施行令の一部改正（15.3.1適用） ①「在外被爆者に対する手当支給について」 日本において手当の支給認定を受けた被爆者が後に出国した場合であっても、当該被爆者の手当証書は効力を有するものであり、当該者に引き続き手当を支給することとなる。

平成15年 3 月31日	同法施行令の一部改正（15. 4. 1適用） ①手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額139, 600円</td><td>→138, 380円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 51, 550円</td><td>→ 51, 100円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 48, 050円</td><td>→ 47, 630円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 34, 330円</td><td>→ 34, 030円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17, 220円</td><td>→ 17, 070円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 34, 330円</td><td>→ 34, 030円</td></tr></table> ②介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額108, 300円以内</td><td>→106, 100円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 72, 200円以内</td><td>→ 70, 730円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21, 920円</td><td>→ 21, 720円</td></tr></table> ※適用 ・平成15年 3 月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成15年 3 月以前に受けた介護に係る介護手当の額は、従前の例による。	医療特別手当	月額139, 600円	→138, 380円	特別手当	月額 51, 550円	→ 51, 100円	原子爆弾小頭症手当	月額 48, 050円	→ 47, 630円	健康管理手当	月額 34, 330円	→ 34, 030円	保健手当	月額 17, 220円	→ 17, 070円	〃（ただし書き該当者）	月額 34, 330円	→ 34, 030円	介護手当（重度障害）	月額108, 300円以内	→106, 100円以内	〃（中度障害）	月額 72, 200円以内	→ 70, 730円以内	〃（家族介護）	月額 21, 920円	→ 21, 720円			
医療特別手当	月額139, 600円	→138, 380円																													
特別手当	月額 51, 550円	→ 51, 100円																													
原子爆弾小頭症手当	月額 48, 050円	→ 47, 630円																													
健康管理手当	月額 34, 330円	→ 34, 030円																													
保健手当	月額 17, 220円	→ 17, 070円																													
〃（ただし書き該当者）	月額 34, 330円	→ 34, 030円																													
介護手当（重度障害）	月額108, 300円以内	→106, 100円以内																													
〃（中度障害）	月額 72, 200円以内	→ 70, 730円以内																													
〃（家族介護）	月額 21, 920円	→ 21, 720円																													
平成15年 7 月25日	同法施行令の一部改正（15. 8. 1適用） ①「健康管理手当認定期間の見直しについて」 病状が固定化しているもの及びおおむね 5 年を越える治療を要するものについては、認定期間の上限を設けないこととなり、平成15年 7 月以前に認定を受け、8 月以降も認定期間があるものについても満了月における新たな申請は不要となった。 <table><tr><th>障害の種類</th><th>主な疾病名</th><th>最高限度期間</th></tr><tr><td rowspan="2">造血機能障害</td><td>鉄欠乏性貧血</td><td>3 年</td></tr><tr><td>貧血（再生不良性貧血を除く）</td><td>5 年</td></tr><tr><td>潰瘍による消化器機能障害</td><td>胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎</td><td>3 年</td></tr><tr><td>内分泌腺機能障害</td><td>甲状腺機能亢進症</td><td>5 年</td></tr><tr><td>水晶体混濁による視機能障害</td><td>白内障</td><td>5 年</td></tr><tr><td colspan="2">（認定期間の上限を設けない障害）</td><td rowspan="6">終身</td></tr><tr><td>造血機能障害</td><td>再生不良性貧血</td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td>肝硬変</td></tr><tr><td>細胞増殖機能障害</td><td>悪性新生物</td></tr><tr><td>内分泌腺機能障害</td><td>糖尿病、甲状腺機能低下症</td></tr><tr><td>脳血管障害</td><td>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞</td></tr></table>	障害の種類	主な疾病名	最高限度期間	造血機能障害	鉄欠乏性貧血	3 年	貧血（再生不良性貧血を除く）	5 年	潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎	3 年	内分泌腺機能障害	甲状腺機能亢進症	5 年	水晶体混濁による視機能障害	白内障	5 年	（認定期間の上限を設けない障害）		終身	造血機能障害	再生不良性貧血	肝臓機能障害	肝硬変	細胞増殖機能障害	悪性新生物	内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能低下症	脳血管障害	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞
障害の種類	主な疾病名	最高限度期間																													
造血機能障害	鉄欠乏性貧血	3 年																													
	貧血（再生不良性貧血を除く）	5 年																													
潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎	3 年																													
内分泌腺機能障害	甲状腺機能亢進症	5 年																													
水晶体混濁による視機能障害	白内障	5 年																													
（認定期間の上限を設けない障害）		終身																													
造血機能障害	再生不良性貧血																														
肝臓機能障害	肝硬変																														
細胞増殖機能障害	悪性新生物																														
内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能低下症																														
脳血管障害	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞																														

	<table><tr><td>循環器機能障害</td><td>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患</td></tr><tr><td>腎臓機能障害</td><td>ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全</td></tr><tr><td>呼吸器機能障害</td><td>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症</td></tr><tr><td>運動器機能障害</td><td>変形性関節症、変形性脊椎症</td></tr></table>	循環器機能障害	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患	腎臓機能障害	ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全	呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症	運動器機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症																								
循環器機能障害	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患																																
腎臓機能障害	ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全																																
呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症																																
運動器機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症																																
平成16年 3 月31日	同法施行令の一部改正（16. 4. 1適用） ①手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額138, 380円</td><td>→137, 840円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 51, 100円</td><td>→ 50, 900円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 47, 630円</td><td>→ 47, 440円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 34, 030円</td><td>→ 33, 900円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17, 070円</td><td>→ 17, 000円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 34, 030円</td><td>→ 33, 900円</td></tr></table> ②介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額106, 100円以内</td><td>→104, 970円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 70, 730円以内</td><td>→ 69, 970円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21, 720円</td><td>→ 21, 650円</td></tr></table> ③葬祭料の支給額の引き上げ <table><tr><td>葬祭料</td><td>189, 000円</td><td>→193, 000円</td></tr></table> ※適用 ・平成16年 3 月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成16年 3 月以前に受けた介護に係る介護手当の額及び死亡分の葬祭料の額は、従前の例による。			医療特別手当	月額138, 380円	→137, 840円	特別手当	月額 51, 100円	→ 50, 900円	原子爆弾小頭症手当	月額 47, 630円	→ 47, 440円	健康管理手当	月額 34, 030円	→ 33, 900円	保健手当	月額 17, 070円	→ 17, 000円	〃（ただし書き該当者）	月額 34, 030円	→ 33, 900円	介護手当（重度障害）	月額106, 100円以内	→104, 970円以内	〃（中度障害）	月額 70, 730円以内	→ 69, 970円以内	〃（家族介護）	月額 21, 720円	→ 21, 650円	葬祭料	189, 000円	→193, 000円
医療特別手当	月額138, 380円	→137, 840円																															
特別手当	月額 51, 100円	→ 50, 900円																															
原子爆弾小頭症手当	月額 47, 630円	→ 47, 440円																															
健康管理手当	月額 34, 030円	→ 33, 900円																															
保健手当	月額 17, 070円	→ 17, 000円																															
〃（ただし書き該当者）	月額 34, 030円	→ 33, 900円																															
介護手当（重度障害）	月額106, 100円以内	→104, 970円以内																															
〃（中度障害）	月額 70, 730円以内	→ 69, 970円以内																															
〃（家族介護）	月額 21, 720円	→ 21, 650円																															
葬祭料	189, 000円	→193, 000円																															
平成18年 3 月30日	同法施行令の一部改正（18. 4. 1適用） ①手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額137, 840円</td><td>→137, 430円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 50, 900円</td><td>→ 50, 750円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 47, 440円</td><td>→ 47, 300円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 33, 900円</td><td>→ 33, 800円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17, 000円</td><td>→ 16, 950円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33, 900円</td><td>→ 33, 800円</td></tr></table> ②介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額104, 970円以内</td><td>→104, 590円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 69, 970円以内</td><td>→ 69, 720円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21, 650円</td><td>→ 21, 570円</td></tr></table>			医療特別手当	月額137, 840円	→137, 430円	特別手当	月額 50, 900円	→ 50, 750円	原子爆弾小頭症手当	月額 47, 440円	→ 47, 300円	健康管理手当	月額 33, 900円	→ 33, 800円	保健手当	月額 17, 000円	→ 16, 950円	〃（ただし書き該当者）	月額 33, 900円	→ 33, 800円	介護手当（重度障害）	月額104, 970円以内	→104, 590円以内	〃（中度障害）	月額 69, 970円以内	→ 69, 720円以内	〃（家族介護）	月額 21, 650円	→ 21, 570円			
医療特別手当	月額137, 840円	→137, 430円																															
特別手当	月額 50, 900円	→ 50, 750円																															
原子爆弾小頭症手当	月額 47, 440円	→ 47, 300円																															
健康管理手当	月額 33, 900円	→ 33, 800円																															
保健手当	月額 17, 000円	→ 16, 950円																															
〃（ただし書き該当者）	月額 33, 900円	→ 33, 800円																															
介護手当（重度障害）	月額104, 970円以内	→104, 590円以内																															
〃（中度障害）	月額 69, 970円以内	→ 69, 720円以内																															
〃（家族介護）	月額 21, 650円	→ 21, 570円																															

	③葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 193,000円 →199,000円 ※適用 ・平成18年3月以前の月分手当の額は、従前の例による。 ・平成18年3月以前に受けた介護に係る介護手当の額及び死亡分の葬祭料の額は、従前の例による。
平成19年4月6日	健康局総務課長通知 「在外被爆者に対する未払手当支給について」 在外被爆者（過去に日本を出国し、既に帰国した被爆者を含む）に対して、平成9年11月以前の未払手当を支給することとなった。
平成20年3月31日	介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額104,590円以内→104,960円以内 " （中度障害） 月額 69,720円以内→ 69,960円以内
平成22年3月17日	同法施行令の一部改正（22.4.1） 在外からの原爆症認定申請可能となった。
平成22年4月1日	介護手当の支給額の引き下げ 介護手当（重度障害） 月額104,960円以内→104,730円以内 " （中度障害） 月額 69,960円以内→ 69,810円以内 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 199,000円 →201,000円
平成23年3月31日	同法施行令の一部改正（23.4.1適用） ①手当の支給額の引き下げ 医療特別手当 月額137,430円 →136,890円 特別手当 月額 50,750円 → 50,550円 原子爆弾小頭症手当 月額 47,300円 → 47,110円 健康管理手当 月額 33,800円 → 33,670円 保健手当 月額 16,950円 → 16,880円 "（ただし書き該当者）月額 33,800円 → 33,670円 ②介護手当の支給額の引き下げ 介護手当（重度障害） 月額104,730円以内→104,530円以内 " （中度障害） 月額 69,810円以内→ 69,680円以内 " （家族介護） 月額 21,570円 → 21,500円

平成 24 年 3 月 30 日	同法施行令の一部改正（24.4.1適用） ①手当の支給額の引き下げ 医療特別手当
------------------	--

平成 27 年 3 月 25 日	同法施行令の一部改正（27.4.1適用） ①手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額135,130円</td><td>→138,380円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 49,900円</td><td>→ 51,100円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 46,510円</td><td>→ 47,630円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 33,230円</td><td>→ 34,030円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 16,670円</td><td>→ 17,070円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33,230円</td><td>→ 34,030円</td></tr></table> ②介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額104,290円以内</td><td>→104,570円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 69,520円以内</td><td>→ 69,710円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,210円</td><td>→ 21,720円</td></tr></table>	医療特別手当	月額135,130円	→138,380円	特別手当	月額 49,900円	→ 51,100円	原子爆弾小頭症手当	月額 46,510円	→ 47,630円	健康管理手当	月額 33,230円	→ 34,030円	保健手当	月額 16,670円	→ 17,070円	〃（ただし書き該当者）	月額 33,230円	→ 34,030円	介護手当（重度障害）	月額104,290円以内	→104,570円以内	〃（中度障害）	月額 69,520円以内	→ 69,710円以内	〃（家族介護）	月額 21,210円	→ 21,720円
医療特別手当	月額135,130円	→138,380円																										
特別手当	月額 49,900円	→ 51,100円																										
原子爆弾小頭症手当	月額 46,510円	→ 47,630円																										
健康管理手当	月額 33,230円	→ 34,030円																										
保健手当	月額 16,670円	→ 17,070円																										
〃（ただし書き該当者）	月額 33,230円	→ 34,030円																										
介護手当（重度障害）	月額104,290円以内	→104,570円以内																										
〃（中度障害）	月額 69,520円以内	→ 69,710円以内																										
〃（家族介護）	月額 21,210円	→ 21,720円																										
平成 28 年 3 月 31 日	同法施行令の一部改正（28.4.1適用） ①手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額138,380円</td><td>→139,460円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 51,100円</td><td>→ 51,500円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 47,630円</td><td>→ 48,000円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 34,030円</td><td>→ 34,300円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17,070円</td><td>→ 17,200円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 33,230円</td><td>→ 34,300円</td></tr></table> ②介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額104,570円以内</td><td>→104,950円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 69,710円以内</td><td>→ 69,960円以内</td></tr><tr><td>〃（家族介護）</td><td>月額 21,720円</td><td>→ 21,900円</td></tr></table>	医療特別手当	月額138,380円	→139,460円	特別手当	月額 51,100円	→ 51,500円	原子爆弾小頭症手当	月額 47,630円	→ 48,000円	健康管理手当	月額 34,030円	→ 34,300円	保健手当	月額 17,070円	→ 17,200円	〃（ただし書き該当者）	月額 33,230円	→ 34,300円	介護手当（重度障害）	月額104,570円以内	→104,950円以内	〃（中度障害）	月額 69,710円以内	→ 69,960円以内	〃（家族介護）	月額 21,720円	→ 21,900円
医療特別手当	月額138,380円	→139,460円																										
特別手当	月額 51,100円	→ 51,500円																										
原子爆弾小頭症手当	月額 47,630円	→ 48,000円																										
健康管理手当	月額 34,030円	→ 34,300円																										
保健手当	月額 17,070円	→ 17,200円																										
〃（ただし書き該当者）	月額 33,230円	→ 34,300円																										
介護手当（重度障害）	月額104,570円以内	→104,950円以内																										
〃（中度障害）	月額 69,710円以内	→ 69,960円以内																										
〃（家族介護）	月額 21,720円	→ 21,900円																										
平成 29 年 3 月 31 日	同法施行令の一部改正（29.4.1適用） ①手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>医療特別手当</td><td>月額139,460円</td><td>→139,330円</td></tr><tr><td>特別手当</td><td>月額 51,500円</td><td>→ 51,450円</td></tr><tr><td>原子爆弾小頭症手当</td><td>月額 48,000円</td><td>→ 47,950円</td></tr><tr><td>健康管理手当</td><td>月額 34,300円</td><td>→ 34,270円</td></tr><tr><td>保健手当</td><td>月額 17,200円</td><td>→ 17,180円</td></tr><tr><td>〃（ただし書き該当者）</td><td>月額 34,300円</td><td>→ 34,270円</td></tr></table> ②介護手当の支給額の引き上げ <table><tr><td>介護手当（重度障害）</td><td>月額104,950円以内</td><td>→105,130円以内</td></tr><tr><td>〃（中度障害）</td><td>月額 69,960円以内</td><td>→ 70,080円以内</td></tr></table> ③介護手当の支給額の引き下げ <table><tr><td>介護手当（家族介護）</td><td>月額 21,900円</td><td>→ 21,870円</td></tr></table> 同法施行令の一部改正（30.4.1適用）	医療特別手当	月額139,460円	→139,330円	特別手当	月額 51,500円	→ 51,450円	原子爆弾小頭症手当	月額 48,000円	→ 47,950円	健康管理手当	月額 34,300円	→ 34,270円	保健手当	月額 17,200円	→ 17,180円	〃（ただし書き該当者）	月額 34,300円	→ 34,270円	介護手当（重度障害）	月額104,950円以内	→105,130円以内	〃（中度障害）	月額 69,960円以内	→ 70,080円以内	介護手当（家族介護）	月額 21,900円	→ 21,870円
医療特別手当	月額139,460円	→139,330円																										
特別手当	月額 51,500円	→ 51,450円																										
原子爆弾小頭症手当	月額 48,000円	→ 47,950円																										
健康管理手当	月額 34,300円	→ 34,270円																										
保健手当	月額 17,200円	→ 17,180円																										
〃（ただし書き該当者）	月額 34,300円	→ 34,270円																										
介護手当（重度障害）	月額104,950円以内	→105,130円以内																										
〃（中度障害）	月額 69,960円以内	→ 70,080円以内																										
介護手当（家族介護）	月額 21,900円	→ 21,870円																										

平成 30 年 3 月 31 日	① 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額139,330円 →140,000円 特別手当 月額 51,450円 → 51,700円 原子爆弾小頭症手当 月額 47,950円 → 48,180円 健康管理手当 月額 34,270円 → 34,430円 保健手当 月額 17,180円 → 17,270円 〃（ただし書き該当者）月額 34,270円 → 34,430円 ② 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,130円以内→105,290円以内 〃（中度障害） 月額 70,080円以内→ 70,190円以内 ③ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 21,870円 → 21,980円
平成 31 年 3 月 29 日	同法施行令の一部改正（31.4.1適用） ① 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額140,000円 →141,360円 特別手当 月額 51,700円 → 52,200円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,180円 → 48,650円 健康管理手当 月額 34,430円 → 34,770円 保健手当 月額 17,270円 → 17,440円 〃（ただし書き該当者）月額 34,430円 → 34,770円 ② 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,290円以内→105,460円以内 〃（中度障害） 月額 70,190円以内→ 70,300円以内 ③ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 21,980円 → 22,190円
令和 2 年 3 月 30 日	同法施行令の一部改正（R2. 4. 1適用） ① 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額141,360円 →142,170円 特別手当 月額 52,200円 → 52,500円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,650円 → 48,930円 健康管理手当 月額 34,770円 → 34,970円 保健手当 月額 17,440円 → 17,540円 〃（ただし書き該当者）月額 34,770円 → 34,970円 ② 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,460円以内→105,560円以内 〃（中度障害） 月額 70,300円以内→ 70,360円以内 ③ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 22,190円 → 22,320円

令和3年3月31日	同法施行令の一部改正（R3.4.1適用） ① 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 209,000円 → 212,000円
令和4年3月25日	同法施行令の一部改正（R4.4.1適用） ① 手当の支給額の引き下げ 医療特別手当 月額142,170円 →141,900円 特別手当 月額 52,500円 → 52,400円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,930円 → 48,840円 健康管理手当 月額 34,970円 → 34,900円 保健手当 月額 17,540円 → 17,500円 〃（ただし書き該当者）月額 34,970円 → 34,900円 ② 介護手当の支給額の引き下げ 介護手当（家族介護） 月額 22,320円 → 22,280円
令和5年3月30日	同法施行令の一部改正（R5.4.1適用） ① 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額141,900円 →145,420円 特別手当 月額 52,400円 → 53,700円 原子爆弾小頭症手当 月額 48,840円 → 50,050円 健康管理手当 月額 34,900円 → 35,760円 保健手当 月額 17,500円 → 17,940円 〃（ただし書き該当者）月額 34,900円 → 35,760円 ② 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,560円以内→105,800円以内 〃（中度障害） 月額 70,360円以内→ 70,520円以内 ③ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 22,280円 → 22,830円
令和6年3月29日	同法施行令の一部改正（R6.4.1適用） ① 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額145,420円 →150,020円 特別手当 月額 53,700円 → 55,400円 原子爆弾小頭症手当 月額 50,050円 → 51,630円 健康管理手当 月額 35,760円 → 36,900円 保健手当 月額 17,940円 → 18,500円 〃（ただし書き該当者）月額 35,760円 → 36,900円 ② 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額105,800円以内→106,820円以内 〃（中度障害） 月額 70,520円以内→ 71,200円以内

	③ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 22,830円 → 23,550円 ④ 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 212,000円 → 215,000円
令和7年3月26日	同法施行令の一部改正（R7.4.1適用） ⑤ 手当の支給額の引き上げ 医療特別手当 月額150,020円 →154,090円 特別手当 月額 55,400円 → 56,900円 原子爆弾小頭症手当 月額 51,630円 → 53,030円 健康管理手当 月額 36,900円 → 37,900円 保健手当 月額 18,500円 → 19,000円 〃（ただし書き該当者）月額 36,900円 → 37,900円 ⑥ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（重度障害） 月額106,820円以内→109,770円以内 〃（中度障害） 月額 71,200円以内→ 73,170円以内 ⑦ 介護手当の支給額の引き上げ 介護手当（家族介護） 月額 23,550円 → 24,190円 ⑧ 葬祭料の支給額の引き上げ 葬祭料 215,000円 → 219,000円

(3) 各種手当等の概要

(令和7年4月改訂)

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		支給金額
医療特別 手 当 (法第24条)	原子爆弾の傷害作用により現に治療を要するけがや病気の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた被爆者であつて、現在、認定を受けたけがや病気の状態が続いている人。		月額 154,090円
特別手当 (法第25条)	上記の認定を受けた被爆者で、認定を受けたけがや病気が治った人。		月額 56,900円
原子爆弾 小頭症手当 (法第26条)	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者。		月額 53,030円
健康管理 手 当 (法第27条)	次の11障害のいずれかをともなう疾病にかかっている人。 ①造血機能障害 ⑦腎臓機能障害 ②肝臓機能障害 ⑧視機能障害 ③細胞増殖機能障害 ⑨呼吸器機能障害 ④内分泌腺機能障害 ⑩運動器機能障害 ⑤脳血管障害 ⑪潰瘍による消化器機能障害 ⑥循環器機能障害		月額 37,900円
保健手当 (法第28条)	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人。(その人の胎児を含む。)	(ア)厚生労働省令で定める一定範囲の身体の障害がある人。 (イ)配偶者、子及び孫のいない一人暮らしの人。	月額 37,900円
		上記(ア)(イ)に該当しない人。	月額 19,000円
介護手当 (法第31条)	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けた人。	介護人等を雇って費用を支払ったとき。	重度障害 月額 109,770円以内 中度障害 月額 73,170円以内
		家族介護(重度障害)	月額 24,190円
葬 祭 料 (法第32条)	被爆者が死亡したとき、葬祭を行う人。(交通事故、自殺、先天性疾病等その死亡原因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなときは支給されない。)		219,000円
備 考	1. 健康管理手当の継続申請 手当の期間が満了した後も、なお厚生労働省令で定める疾病の状態にあるときには、期間満了の月内に申請すると引き続いて受給できる。 2. 医療特別手当、特別手当、健康管理手当及び保健手当は、併給できない。 3. 介護手当は、他の手当と併給することができる。		

(4) 各種手当等の支給状況

(単位：人、件、千円)

区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療特別手当	年度末受給者	339	336	292	260	244	223
	延べ支給件数	4,213	4,200	3,722	3,378	3,058	2,847
	支給金額	595,459	597,090	529,157	479,341	444,695	427,029
特別手当	年度末受給者	148	134	151	140	122	115
	延べ支給件数	1847	1696	1882	1,803	1,650	1,479
	支給金額	96,422	89,041	98,805	94,477	88,603	81,947
原子爆弾小頭症手当	年度末受給者	0	0	0	0	0	0
	延べ支給件数	0	0	0	0	0	0
	支給金額	0	0	0	0	0	0
健康管理手当	年度末受給者	8,964	8,321	7,703	6,963	6,364	5,732
	延べ支給件数	112,128	104,052	96,661	88,534	80,460	73,048
	支給金額	3,898,702	3,638,700	3,380,231	3,089,838	2,877,215	2,695,465
保健手当	年度末受給者	70	59	53	50	45	38
	延べ支給件数	894	772	666	622	577	493
	支給金額	18,260	15,727	13,704	12,608	12,063	10,795
介護手当	年度末受給者	87	76	68	68	62	58
	延べ支給件数	1,176	1,149	1,077	876	823	924
	支給金額	31,626	30,003	29,927	24,956	24,324	28,021
葬 祭 料	年度末受給者	747	675	682	713	657	663
	延べ支給件数	747	675	682	713	657	663
	支給金額	154,938	141,075	144,410	151,156	139,284	142,212
合 計	年度末受給者	10,355	9,601	8,949	8,194	7,494	6,829
	延べ支給件数	121,005	112,544	104,690	95,926	87,225	79,454
	支給金額	4,795,407	4,511,636	4,196,234	3,852,376	3,586,184	3,385,469

(5) 市町別各種手当支給状況

(令和6年度末現在) (単位:人)

市町名	被爆者数	手 当 種 別				合 計	受給率
		医療特別	特 別	健康管理	保 健		
佐世保市	480	14	8	385	13	420	87.5%
島原市	143	6	5	117	0	128	89.5%
諫早市	1,466	48	20	1,320	5	1,393	95.0%
大村市	549	25	11	467	5	508	92.5%
平戸市	48	1	1	40	1	43	89.6%
松浦市	28	1	1	23	0	25	89.3%
対馬市	27	0	0	25	1	26	96.3%
壱岐市	34	1	0	31	1	33	97.1%
五島市	217	10	9	183	2	204	94.0%
西海市	150	6	0	137	3	146	97.3%
雲仙市	169	4	4	157	1	166	98.2%
南島原市	133	4	3	121	0	128	96.2%
長与町	1,540	62	26	1,427	3	1,518	98.6%
時津町	1,088	28	16	1,028	1	1,073	98.6%
東彼杵町	30	2	1	26	0	29	96.7%
川棚町	79	3	2	68	2	75	94.9%
波佐見町	23	1	1	19	0	21	91.3%
小値賀町	6	0	0	5	0	5	83.3%
佐々町	13	0	0	13	0	13	100.0%
新上五島町	91	1	1	83	0	85	93.4%
県所管国内計(A)	6,314	217	109	5,675	38	6,039	95.6%
国名	被爆者数	医療特別	特 別	健康管理	保 健	合 計	受給率
韓国	52	6	5	41	0	52	100.0%
中国	5	0	0	5	0	5	100.0%
アメリカ	7	0	0	3	0	3	42.9%
ブラジル	10	0	1	8	0	9	90.0%
ボリビア	1	0	0	0	0	0	0.0%
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0.0%
タイ王国	0	0	0	0	0	0	0.0%
県所管国外計(B)	75	6	6	57	0	69	92.0%
長崎県(A)+(B)	6,389	223	115	5,732	38	6,108	95.6%
長崎市	17,154	869	414	15,575	37	16,895	98.5%
合計	23,543	1,092	529	21,307	75	23,003	97.7%

(注) () 内は、原子爆弾小頭症手当支給状況(再掲)

(6) 保健所別各種手当支給状況

(令和6年度末現在) (単位: 人)

保健所名	被爆者数	手 当 種 別				合 計	受給率
		医療特別	特 別	健康管理	保 健		
佐世保市保健所	480	14	8	385	13	420	87.5%
西彼保健所	2,778	96	42	2,592	7	2,737	98.5%
県央保健所	2,147	79	35	1,900	12	2,026	94.4%
県南保健所	445	14	12	395	1	422	94.8%
県北保健所	89	2	2	76	1	81	91.0%
五島保健所	217	10	9	183	2	204	94.0%
上五島保健所	97	1	1	88	0	90	92.8%
壱岐保健所	34	1	0	31	1	33	97.1%
対馬保健所	27	0	0	25	1	26	96.3%
県所管計	6,314	217	109	5,675	38	6,039	95.6%

(7)都道府県別原爆被爆者各種手当支給状況

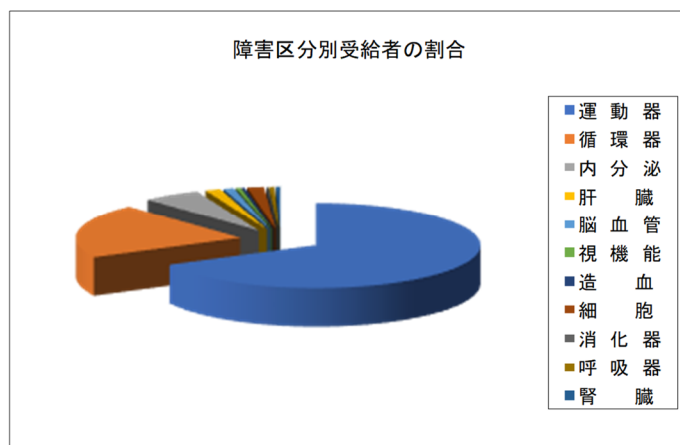
(令和6年度末現在)

県名	手当 医療特別 手当	特別手当	原爆小頭 症手当	健康管理 手当	保 健 手 当			介護手当	家族介護 手 当	葬 祭 料
					一般分	増額分	計			
北海道	9	7	1	124	8	0	8	0	0	17
青 森	1	3	0	26	0	0	0	0	47	5
岩 手	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	4	0	64	1	0	1	0	12	6
秋 田	0	0	0	12	0	0	0	0	0	1
山 形	1	1	0	3	0	0	0	0	0	1
福 島	3	0	0	28	2	1	3	12	0	4
茨 城	5	6	0	179	9	0	9	0	60	16
栃 木	4	4	0	75	6	1	7	0	12	8
群 馬	6	1	0	50	6	1	7	0	12	8
埼 玉	41	34	0	811	53	6	59	0	12	81
千 葉	64	25	0	1,058	62	7	69	0	36	101
東 京	217	102	0	2,394	116	27	143	1,342	284	244
神奈川	94	68	1	1,962	91	18	109	48	54	208
新 潟	1	2	0	29	2	0	2	0	0	10
富 山	4	0	0	16	3	0	3	0	0	5
石 川	1	0	0	37	1	0	1	0	0	2
福 井	1	1	0	27	1	0	1	0	0	3
山 梨	1	0	0	34	3	0	3	0	0	2
長 野	5	1	0	57	5	0	5	5	0	2
岐 阜	16	1	0	155	3	1	4	28	60	15
静 岡	22	8	0	246	12	1	13	50	62	27
愛 知	55	20	0	943	45	6	51	12	42	105
三 重	10	2	0	153	5	2	7	12	21	17
滋 賀	7	7	0	135	14	1	15	0	0	16
京 都	25	19	0	436	37	6	43	72	27	50
大 阪	123	76	1	2,895	93	12	105	44	172	222
兵 庫	136	26	0	1,467	74	10	84	41	77	152
奈 良	14	7	0	220	31	0	31	0	12	33
和歌山	5	0	0	89	10	0	10	0	12	11
鳥 取	3	1	0	107	2	0	2	0	0	17
島 根	6	2	0	361	8	5	13	6	24	70
岡 山	22	17	0	583	35	9	44	12	26	58
広 島	371	309	1	10,816	305	77	382	409	486	1,305
山 口	51	29	1	983	114	17	131	29	30	138
徳 島	0	0	0	56	2	0	2	74	8	6
香 川	11	9	0	113	10	1	11	0	0	18
愛 媛	15	11	0	248	24	6	30	0	1	31
高 知	3	3	0	47	3	0	3	11	0	5
福 岡	147	67	1	3,095	55	14	69	127	91	303
佐 賀	16	13	0	364	12	5	17	0	0	91
長 崎	223	115	0	5,732	31	7	38	276	648	663
熊 本	36	17	0	419	13	1	14	17	66	57
大 分	7	4	0	208	24	2	26	0	36	28
宮 崎	11	4	0	180	6	2	8	0	0	18
鹿児島	16	2	0	248	5	0	5	0	24	39
沖 縄	1	1	0	54	2	0	2	0	0	8
広島市	2,059	1,037	5	28,196	625	287	912	7,089	1,598	2,785
長崎市	869	414	0	15,575	29	8	37	1,703	4,995	1,701
合 計	4,738	2,480	11	81,123	1,998	541	2,539	11,419	9,047	8,713

(注) ① 医療特別手当、特別手当、原爆小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は令和6年度末支給人員である。

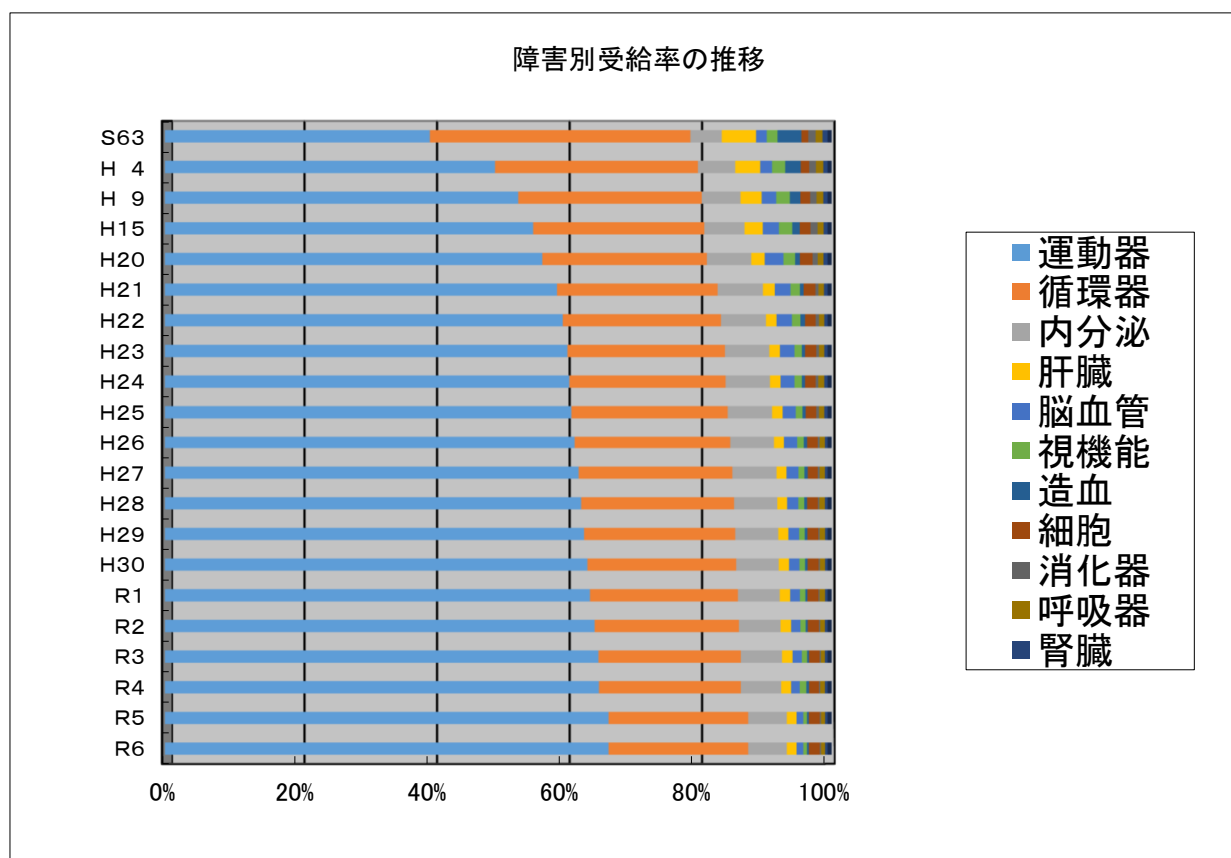
② 介護手当、家族介護手当及び葬祭料については令和6年度支給延件数である。

(8) 健康管理手当障害別受給率



(令和6年度末現在 単位:人、%)

障害区分	受給者数	構成率
運動器	3,866	67.4%
循環器	1,187	20.7%
内分泌	327	5.7%
肝臓	87	1.5%
脳血管	60	1.0%
視機能	29	0.5%
造血	16	0.3%
細胞	95	1.7%
消化器	9	0.2%
呼吸器	31	0.5%
腎臓	25	0.4%
計	5,732	100.0%



障害別受給者数の推移

(単位：人、％)

区分 年度	運動器	循環器	内分泌	肝臓	脳血管	視機能	造血	細胞	消化器	呼吸器	腎臓	計
S53	4,287 (23.3%)	9,378 (51.0%)	881 (4.8%)	1,035 (5.6%)	240 (1.3%)	307 (1.7%)	1,606 (8.7%)	132 (0.7%)	85 (0.5%)	231 (1.3%)	205 (1.1%)	18,387 (100%)
S58	9,487 (39.9%)	9,343 (39.3%)	1,124 (4.7%)	1,232 (5.2%)	385 (1.6%)	386 (1.6%)	855 (3.6%)	244 (1.0%)	265 (1.1%)	251 (1.1%)	180 (0.8%)	23,752 (100%)
S63	12,219 (49.8%)	7,518 (30.6%)	1,383 (5.6%)	928 (3.8%)	440 (1.8%)	485 (2.0%)	580 (2.4%)	313 (1.3%)	251 (1.0%)	269 (1.1%)	161 (0.7%)	24,547 (100%)
H4	13,196 (53.3%)	6,858 (27.7%)	1,455 (5.9%)	791 (3.2%)	543 (2.2%)	506 (2.0%)	395 (1.6%)	366 (1.5%)	242 (1.0%)	252 (1.0%)	160 (0.6%)	24,764 (100%)
H9	13,464 (55.5%)	6,260 (25.8%)	1,476 (6.1%)	667 (2.8%)	594 (2.5%)	482 (2.0%)	277 (1.1%)	396 (1.6%)	258 (1.1%)	219 (0.9%)	147 (0.6%)	24,240 (100%)
H15	12,401 (56.9%)	5,411 (24.8%)	1,460 (6.7%)	445 (2.0%)	614 (2.8%)	389 (1.8%)	159 (0.7%)	414 (1.9%)	169 (0.8%)	188 (0.9%)	137 (0.6%)	21,787 (100%)
H20	9,987 (59.5%)	4,016 (23.9%)	1,143 (6.8%)	289 (1.7%)	404 (2.4%)	221 (1.3%)	108 (0.6%)	288 (1.7%)	95 (0.6%)	141 (0.8%)	88 (0.5%)	16,780 (100%)
H21	9,664 (60.0%)	3,850 (23.9%)	1,089 (6.8%)	258 (1.6%)	369 (2.3%)	207 (1.3%)	105 (0.7%)	265 (1.6%)	85 (0.5%)	136 (0.8%)	82 (0.5%)	16,110 (100%)
H22	9,320 (60.7%)	3,646 (23.8%)	1,030 (6.7%)	240 (1.6%)	334 (2.2%)	176 (1.1%)	81 (0.5%)	256 (1.7%)	61 (0.4%)	129 (0.8%)	78 (0.5%)	15,351 (100%)
H23	9,007 (61.0%)	3,493 (23.6%)	991 (6.7%)	230 (1.6%)	310 (2.1%)	165 (1.1%)	72 (0.5%)	242 (1.6%)	60 (0.4%)	129 (0.9%)	72 (0.5%)	14,771 (100%)
H24	8,654 (61.3%)	3,324 (23.6%)	946 (6.7%)	220 (1.6%)	286 (2.0%)	148 (1.0%)	67 (0.5%)	226 (1.6%)	51 (0.4%)	119 (0.8%)	65 (0.5%)	14,106 (100%)
H25	8,255 (61.8%)	3,131 (23.5%)	882 (6.6%)	203 (1.5%)	256 (1.9%)	130 (1.0%)	67 (0.5%)	210 (1.6%)	46 (0.3%)	112 (0.8%)	59 (0.4%)	13,351 (100%)
H26	7,863 (62.4%)	2,921 (23.2%)	837 (6.6%)	193 (1.5%)	226 (1.8%)	115 (0.9%)	59 (0.5%)	194 (1.5%)	35 (0.3%)	106 (0.8%)	53 (0.4%)	12,602 (100%)
H27	7,408 (62.8%)	2,724 (23.1%)	770 (6.5%)	176 (1.5%)	198 (1.7%)	105 (0.9%)	51 (0.4%)	191 (1.6%)	25 (0.2%)	102 (0.9%)	47 (0.4%)	11,797 (100%)
H28	7,035 (63.2%)	2,540 (22.9%)	723 (6.5%)	171 (1.5%)	180 (1.6%)	95 (0.9%)	44 (0.4%)	183 (1.6%)	23 (0.2%)	90 (0.8%)	43 (0.4%)	11,127 (100%)
H29	6,569 (63.7%)	2,315 (22.5%)	663 (6.4%)	159 (1.5%)	163 (1.6%)	87 (0.8%)	40 (0.4%)	171 (1.7%)	21 (0.2%)	80 (0.8%)	39 (0.4%)	10,307 (100%)
H30	6,206 (64.1%)	2,164 (22.4%)	611 (6.3%)	152 (1.6%)	144 (1.5%)	78 (0.8%)	31 (0.3%)	161 (1.7%)	18 (0.2%)	78 (0.8%)	38 (0.4%)	9,681 (100%)
R1	5,816 (64.8%)	1,954 (21.8%)	564 (6.3%)	140 (1.6%)	127 (1.4%)	69 (0.8%)	29 (0.3%)	149 (1.7%)	18 (0.2%)	64 (0.7%)	35 (0.4%)	8,965 (100%)
R2	5,441 (65.4%)	1,794 (21.6%)	519 (6.2%)	131 (1.6%)	114 (1.4%)	63 (0.8%)	26 (0.3%)	131 (1.6%)	15 (0.2%)	54 (0.6%)	33 (0.4%)	8,321 (100%)
R3	4,988 (65.4%)	1,632 (21.4%)	464 (6.1%)	115 (1.5%)	101 (1.3%)	80 (1.0%)	32 (0.4%)	118 (1.5%)	15 (0.2%)	51 (0.7%)	31 (0.4%)	7,627 (100%)
R4	4,640 (66.6%)	1,470 (21.1%)	402 (5.8%)	103 (1.5%)	85 (1.2%)	44 (0.6%)	21 (0.3%)	114 (1.6%)	11 (0.2%)	48 (0.7%)	25 (0.4%)	6,963 (100%)
R5	4,259 (66.9%)	1,342 (21.1%)	370 (5.8%)	94 (1.5%)	65 (1.0%)	36 (0.6%)	18 (0.3%)	105 (1.6%)	13 (0.2%)	38 (0.6%)	24 (0.4%)	6,364 (100%)
R6	3,866 (67.4%)	1,187 (20.7%)	327 (5.7%)	87 (1.5%)	60 (1.0%)	29 (0.5%)	16 (0.3%)	95 (1.7%)	9 (0.2%)	31 (0.5%)	25 (0.4%)	5,732 (100%)

() 書きは、各年度の構成比

(9) 原爆症認定制度の概要

原子爆弾による放射線や熱線等が原因となって起こった健康被害については、厚生労働大臣の認定を受けると、全額国庫による医療の給付と、医療特別手当が支給される。

その認定に当たっては、厚生労働省が設置する疾病・障害認定審査会の原子爆弾被爆者医療分科会において審査が行われており、その審査方針は次のとおりである。

※原爆症認定の審査方針（平成20年3月、平成21年6月改正、平成25年12月改正）

疾病・障害認定審査会運営規程（平成13年2月2日疾病・障害認定審査会決定）
第9条の規定に基づき、原爆症認定に関する審査の方針を次のように定める。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定に係る審査に当たっては、被爆者援護法の精神に則り、より被爆者救済の立場に立ち、原因確率を改め、被爆の実態に一層即したものとするため、以下に定める方針を目安として、これを行うものとする。

第1 放射線起因性の判断

放射線起因性の要件該当性の判断は、科学的知見を基本としながら、総合的に実施するものである。

特に、被爆者救済及び審査の迅速化の見地から、現在の科学的知見として放射線被曝による健康影響を肯定できる範囲に加え、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように「積極的に認定する範囲」を設定する。

1 積極的に認定する範囲

(1) 悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症

①悪性腫瘍（固形がんなど）

②白血病

③副甲状腺機能亢進症

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者

イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者

ウ 原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を原則的に認定するものとする。

(2) 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

①心筋梗塞

②甲状腺機能低下症

③慢性肝炎・肝硬変

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

(3) 放射線白内障（加齢性白内障を除く）

放射線白内障（加齢性白内障を除く）については、
被曝地点が爆心地より約1.5 km以内である者
から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

これらの場合、認定の判断に当たっては、積極的に認定を行うため、申請者から可能な限り客観的な資料を求めることとするが、客観的な資料が無い場合にも、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断する。

2 1に該当する場合以外の申請について

1に該当する場合以外の申請についても、申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断するものとする。

第2 要医療性の判断

要医療性については、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断するものとする。

第3 方針の見直し

この方針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえて随時必要な見直しを行うものとする。

4. そ の 他 の 援 護 対 策

4 その他の援護対策

(1) 長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託事業

①目的

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上の障害等がある被爆者で、居宅において介護を受けることが困難な者の養護を委託し、日常生活の世話を行わせることを目的とする。

②養護ホームの概要

	原 子 爆 弾 被 爆 者 養 護 ホ ー ム	
	一 般 養 護 ホ ー ム	特 別 養 護 ホ ー ム
設 置 ・ 運 営 主 体	社会福祉法人純心聖母会	社会福祉法人純心聖母会 公益財団法人被爆者福祉会
入 所 委 託 者	長崎県知事 長崎市長	長崎県知事 長崎市長
対 象 者	ア．入所を希望する被爆者であって イ．身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な者	ア．入所を希望する被爆者であって イ．身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし ウ．かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者
設置及び運営基準	・ 原子爆弾被爆者養護ホームの設置基準について（昭和63年保健医療局長通知） ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について（昭和63年保健医療局長通知）	
費用の支弁と区分	・ 入所委託費…県・市 2／10、国 8／10	

③施設の概要

●恵の丘長崎原爆ホーム



(沿革)

社会福祉法人純心聖母会が、昭和 45 年 4 月、長崎市三ツ山町 139 番地 5 に設置（特別養護 50 名・一般養護 100 名）したもので、施設の建設、事業の運営については、国、長崎県、長崎市が補助している。

被爆者は、年々高齢化しているため、入所希望者は定員を上回り、多数入所できない状態にあったため、昭和 47 年度において施設の増築整備を行い、昭和 48 年 4 月から入所定員を 100 名（特別養護 50 名・一般養護 50 名）増員した。

さらに、一般養護ホーム入所中の者の特養化現象がみられるところから、昭和 54 年度において特別養護ホーム（別館）を 100 床増設し、昭和 55 年 4 月から受け入れを開始した。また平成 9 年度に別館の増改築を行い、平成 10 年 4 月からは特別養護ホームを 300 床、一般養護ホームを 50 床とした。

平成 12 年 4 月 1 日から新たにショートステイ事業を開始した。

(施設)

- ア．入所定員 一般養護ホーム 50 人、特別養護ホーム 300 人、ショートステイ 4 人
 イ．施設環境 三ツ山の中腹に位置し、眺望よく、土地は広大で、健康に適地である。

(入所措置状況)

(令和 7 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
一般養護ホーム	7	39	46
特別養護ホーム	30	259	289
計	37	298	335

(ショートステイ利用状況)

(令和 6 年度実績) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
利 用 日 数	179	199	378

●原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」



(沿革)

昭和 55 年 7 月西彼杵郡西彼町上岳郷 1663 番地 1 に、長崎県原爆被爆者の会（旧：長崎県被爆者手帳友の会西彼杵郡支部連絡協議会）を設置母体として、敷地は西彼町（現：西海市）より無償で貸与をうけ、施設は日本小型自動車振興会、国、長崎県、長崎市、財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（現：公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会）等の補助団体、その他多くの方たちの浄財により建設された。事業については、国、長崎県、長崎市の補助で公益財団法人被爆者福祉会が運営している。

平成 12 年 4 月 1 日から新たにショートステイ事業を開始した。

(施設)

- ア．入所定員 特別養護ホーム 55 人、ショートステイ 3 人
イ．施設環境 西海市内、国道 206 号線沿いの丘陵地の高台に位置し、敷地は広く閑静で、緑に囲まれた自然環境の中にある。

(入所措置状況)

(令和 7 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
特別養護ホーム	30	25	55

(ショートステイ利用状況)

(令和 6 年度実績) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
利 用 日 数	170	129	299

④令和 7 年度予算額

252,321 千円

⑤要綱

- ・長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱
- ・長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業実施要綱

(2) 長崎県介護保険等利用被爆者援護事業

①概要

長崎県内（長崎市を除く）に住所を有する被爆者が、介護保険法に基づく福祉系の介護サービスを利用した場合の一分から三分の自己負担等、又は老人福祉法に基づく養護老人ホームに入所した場合の費用負担を助成する。

(令和6年度実績)

事業の種類	助成の内容	対象者	延べ件数	金額
			件	千円
介護老人福祉施設利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	2,879	90,195
短期入所生活介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	2,253	34,265
通所介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	12,416	115,223
訪問介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者（低所得世帯）	3,649	17,660
小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	773	15,327
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	261	4,771
複合型サービス	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	137	4,984
認知症対応型共同生活介護	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	2,306	65,043
老人ホーム入所被爆者費用負担助成	入所費用負担額	被爆者、扶養義務者	238	12,703
計			24,912	360,171

②助成の方法

介護保険に伴う助成については、原則として現物給付で行う。

老人ホーム入所費用負担助成については、負担金を納付後、支給申請書を県へ提出し、県が申請者に助成金を支給する。

③実施

平成12年4月1日より実施

④令和7年度予算額

358,211千円

⑤要綱

・長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱

(3) 原爆被爆者特別事業

①目的

高齢化の進行など原爆被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康水準の維持、向上等に資することを目的とする。

②事業の内容

- ア. 原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業
- イ. 心の健康づくり及び生きがいくくり事業
- ウ. 原爆被爆者対策に関する総合的な普及啓発事業
- エ. 健康増進等に関する総合的調査研究事業
- オ. その他地域の特性を活かした保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者対策に資する事業

③実施主体

長崎県及び市町（老人保健事業推進費等補助金（原爆分）と合わせ、都道府県 1 千万円以上、市町 100 万円以上）の事業を対象とする。

④本県の原爆被爆者特別事業（令和 7 年度事業計画）

- ア. 原爆被爆者健康増進特別事業（原爆被爆者対策に関する総合的な普及啓発事業）
被爆者への援護対策に関する総合的な普及啓発（パンフレット発送等）を実施する。
- イ. 被爆者テレサポ事業（心の健康づくり及び生きがいくくり事業）
専門相談員（保健師）が継続的に電話による助言や指導を行うことにより、在宅で一人暮らし等の被爆者の孤立化を防ぐとともに、被爆体験による身体的・精神的な不安により健康を害しないようにサポートする。

⑤令和 7 年度予算額

6,913 千円

（４）在外被爆者援護

（Ⅰ）在外被爆者支援事業

①事業の目的

日本国内に居住地及び現在地を有しない原爆被爆者に対し、居住地での健康相談や医療費の助成、渡日治療などの支援事業を行うことにより、在外被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

※在外被爆者の医療費については、平成 28 年 1 月 1 日より、原則として原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づき支給されることとなり、支給額が 30 万円以下の場合、予算事業である保健医療助成事業での支給とどちらかの制度による支給を選択することが可能となった。

②実施主体

長崎県（厚生労働省の委託による）

③令和 7 年度予算

722,576 千円（「NASHIM：ナシム」委託分 2,450 千円を除く）

④事業内容

ア. 手帳交付渡日支援事業

イ. 渡日治療支援事業

ウ. 保健医療助成事業

エ. 医師等派遣事業

（ア）健康相談等事業

（イ）現地研修事業

オ. 受入医師研修事業

カ. 情報提供により支援を行う事業

※ 韓国に関する「エ. 医師等派遣事業」のうち「（イ）現地研修事業」及び「オ. 受入医師研修事業」については、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM：ナシム）に委託して実施する。 予算額…2,450 千円

⑤要綱

・令和4年度在外被爆者支援事業実施要綱

⑥在外被爆者支援事業の経緯

平成13年	8月	1日	国は、「在外被爆者に関する検討会」を設置
	12月	18日	国は、同検討会の報告を受け、在外被爆者に対する支援の第一歩として、「在外被爆者の支援に関する当面の対応」を公表
14年	5月	31日	国は、「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」を公布
	6月	1日	国の補助を受け、長崎県、広島県、長崎市、広島市の4県市が事業を開始
15年	7月	25日	国は、要綱を改正し、8月1日より事業の一部の実施主体を4県市から全国の都道府県にも拡大
	8月	1日	長崎県は、韓国内の事業の円滑な実施を図るため、大韓赤十字社と委託契約を締結
16年	9月	1日	国は、要綱を改正し、被爆確認証交付事業について、実施主体を4県市から全国の都道府県にも拡大
	12月	21日	国は、要綱を改正し、在外被爆者保健医療助成事業を追加（10月1日より適用）
17年	2月	17日	長崎県は、大韓赤十字社と在外被爆者保健医療助成事業業務委託契約を締結
18年	4月	1日	国は、補助事業から委託事業に組み替え
20年	12月	15日	在外公館において被爆者健康手帳交付申請書の受付開始
22年	4月	1日	在外公館において原爆症認定申請書および健康診断受診者証交付申請書の受付開始
26年	2月	6日	国は、要綱を改正し、在外被爆者保健医療助成事業について、

平成１６年度から平成２５年度までの間に、本事業により助成を受けた者であって、医療費助成の上限額のために支給額が制限された場合の追加的な支給を規定（平成２６年４月１日適用）

２６年　３月２８日　　国は、要綱を改正し、在外被爆者保健医療助成事業の医療費助成の上限額を大幅に引き上げ、上限額のために支給額が制限された場合の追加的な支給を規定（平成２６年４月１日適用）

２７年１２月２８日　　国は、被爆者援護法施行規則を一部改正し、在外被爆者への医療費支給を原則として法に基づく支給とした。ただし、従来の保健医療助成事業による支給も選択可能。（平成２８年１月１日施行）

医療費などの助成利用者数・執行額と健康診断利用者数・執行額

（単位：人、千円）

年度	医 療 費		健 康 診 断 費		事務費	合 計 (在外被爆者支援事業)	医 療 費 (遡及分)	医 療 費 (H26年度超過分)	医 療 費 (法に基づく分)
	利用者数	金 額	利用者数	金 額					
１７	1,824	130,351	1,663	50,550	10,616	191,517	—	—	—
１８	2,048	160,865	1,697	59,247	18,325	238,437	—	—	—
１９	2,177	202,019	1,684	67,323	20,467	289,809	—	—	—
２０	2,280	216,404	1,726	53,927	23,256	293,587	—	—	—
２１	2,379	229,429	1,806	38,791	19,142	287,362	—	—	—
２２	2,414	263,398	1,689	39,757	15,459	318,614	—	—	—
２３	2,470	286,870	1,729	38,293	16,444	341,607	—	—	—
２４	2,479	270,830	1,740	33,459	16,294	320,583	—	—	—
２５	2,427	303,972	1,656	39,996	15,061	359,029	—	—	—
２６	2,423	424,328	1,611	55,096	23,162	502,586	—	—	—
２７	2,389	470,445	1,605	62,140	29,701	562,286	85,139	11,157	—
２８	2,329	449,422	1,524	51,746	27,495	528,663	—	—	158,276
２９	2,260	440,548	1,413	47,190	23,814	511,552	—	—	350,883
３０	2,170	453,848	952	33,792	25,825	513,465	—	—	260,885
元	2,092	438,751	1,334	46,370	28,389	513,510	—	—	336,532
２	2,018	394,732	1,173	36,213	26,215	457,160	—	—	285,404
３	1,917	406,943	1,043	35,581	25,206	467,730	—	—	407,896
４	1,809	392,903	972	35,249	25,917	454,069	—	—	404,174
５	1,721	374,985	901	28,380	27,673	431,038	—	—	457,282
６	1,613	358,741	821	40,897	29,600	429,238	—	—	484,453

(Ⅱ) 手当の支給（平成 15 年 3 月 1 日施行）

日本において手当の支給認定を受けた被爆者が後に出国した場合であっても、当該被爆者の手当証書は効力を有するものであり、当該者に対し引き続き手当を支給する。

平成 17 年 11 月からは、国外からも手当の支給申請ができることとなった。

①対象となる手当

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

②手当の支給主体

手当の支給認定をした県が出国後も支給

③過去に交付された手帳の取扱い

国外に居住している者が、過去に交付された手帳を所持している場合、当該手帳は平成 15 年 3 月 1 日以降においても有効である。

④過去に交付された手当証書の取扱い

過去に交付された手当証書を所持している場合、その証書は平成 15 年 3 月 1 日以降有効である。ただし、期間満了となっている健康管理手当証書、健康状況届を提出していないため失効している医療特別手当証書、現況届を提出していないため失効している保健手当証書は除く。

令和 7 年 3 月現在受給者

(長崎県所管分)

居 住 国	受 給 者 数 (人)	手 当 の 種 類
韓国	53	健康管理手当(42) 医療特別手当(6) 特別手当(5)
アメリカ合衆国	4	健康管理手当(4)
ブラジル	9	健康管理手当(8) 特別手当(1)
中国（台湾を含む）	5	健康管理手当(5)
ボリビア	1	健康管理手当(1)
計	72	健康管理手当(60) 医療特別手当(6) 特別手当(6)

(5) 市町独自の被爆者援護事業（概要）

(I) 長崎市原子爆弾被爆者援護措置

長崎市では、同市に居住する原爆被爆者の福祉の向上を図るために、昭和 42 年 10 月に「長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱」を制定し、次のとおり援護措置を実施している。

援護措置の内容

(令和 7 年 4 月現在)

手当等の 種 類	支給金額	支給の対象となる被爆者
介護手当付加金	月額 5,000円以内	被爆者援護法による介護手当の支給を受けている人で、 介護手当の支給額を超える介護費用を支出している人

5. そ の 他 の 法 律 に よ る 援 護

5 その他の法律による援護

(1) 税法上における優遇措置

(ア) 認定被爆者及び認定被爆者を扶養する者は、特別障害者控除を受けることができ、所得税にあつては 400,000 円、地方税にあつては 300,000 円が所得金額から控除される。

(イ) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当を受給している被爆者は、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度及び小額公債非課税制度の対象となり、それぞれ 350 万円を限度として利子に対し非課税扱いとなる。また、300 万円を限度として、通常の定期預金よりも利率の高い福祉定期預金、福祉定期貯金が利用できる。

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の措置

軍人、軍属及び準軍属（被徴用者、国民義勇隊、動員生徒など）で、公務に従事中、原子爆弾の傷害作用により死亡した人の遺族や障害を受けた被爆者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用され、遺族給与金、障害年金等の給付が行われる。

◎ 遺族等援護関係法と制定経過

昭和 20 年 8 月 15 日 終戦

20 年 9 月 2 日 戦争終結

21 年 2 月 1 日 軍人恩給等停止

27 年 4 月 30 日 戦傷病者戦没者遺族等援護法制定（法律第 127 号）

28 年 8 月 1 日 恩給法軍人関係復活（法律第 155 号）

38 年 3 月 31 日 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法制定（法律第 61 号）

40 年 6 月 1 日 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法制定（法律第 100 号）

41 年 7 月 1 日 戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法制定（法律第 109 号）

42 年 7 月 14 日 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法制定（法律第 57 号）

主な給付金	金 額	必要書類	摘 要
遺族年金 遺族給与金	年額 2,058,300円	死亡者の身分、公務死亡に関する書類、請求書類、戸籍書類、その他	
弔慰金	50,000円	同 上	10年償還の国債
特別弔慰金(第12回)	275,000円	請求書類、戸籍書類、現況申立書、その他	5年償還の国債
障害年金	特別項症 10,186,400円 1項症より 5,992,000円 5款症まで 1,006,200円	請求書類、徴用又は動員の証明書、受傷罹患の証明書、症状経過書、戸籍書類、その他	

※ その他の給付金として、戦没者の父母、妻及び戦傷病者の妻に対する特別給付金がある。

第4 原爆被爆者対策基本問題懇談会

第4 原爆被爆者対策基本問題懇談会

(1) 経緯及び目的

原爆被爆に関する問題についての基本理念を明らかにするとともに、被爆者対策における制度の基本的な在り方について検討するため、昭和54年1月29日社会保障制度審議会の答申の趣旨に則り、昭和54年6月厚生大臣の私的諮問機関として、原爆被爆者対策基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）が設置された。

(2) 答申書

原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について

当懇談会は、昭和54年6月厚生大臣の委嘱を受け、原爆被爆者対策の基本理念を明らかにするとともに、原爆被爆者対策の基本的在り方を検討することとなり、昭和54年6月以降14回にわたり、慎重に審議を重ねてきた。この間、昭和54年12月及び昭和55年5月の2回にわたり、被爆者団体、関係地方公共団体の代表その他学識経験者からの意見聴取を行い、さらに、昭和55年4月には、広島及び長崎の現地視察を行うとともに、現地における生の声を聴いた。

これらの調査・審議の結果、原爆被爆者対策の基本理念及びこれに基づく原爆被爆者対策の基本的在り方等に関し、当懇談会としての意見を別紙のとおり取りまとめたので、報告する。

昭和55年12月11日

原爆被爆者対策基本問題懇談会

座長 茅 誠 司

厚生大臣 園 田 直 殿

(別紙)

I 原爆被爆者対策の基本理念

(1) 今次の戦争による国民の犠牲はきわめて広範多岐にわたり、すべての国民がその生命・身体・財産等について多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたといっても言い過ぎではない。しかし、これらの犠牲の中で、広島及び長崎における原爆投下による被爆者の犠牲がきわめて特殊性の強いものであることは、何人も否定しがたいところである。

広島及び長崎における原爆投下は、歴史はじまって以来初めて人類に対して原爆の恐るべき威力を発揮したものであり、これによる原爆被害は悲惨きわまりないものであった。すなわちその無警告の無差別的奇襲攻撃により、前代未聞の熱線、爆風及び放射線が瞬時にして広範な地域にわたり、多数の尊い人間の生命を奪い、健康上の障害をもたらし、人間の想像を絶した地獄が出現した。そして、これがひいては戦争終結への直接的契機ともなった。ただそれだけではない。この惨禍で危うく死を免れた者の中にも原爆に起因する放射能の作用により、35年を経た今日なお、晩発障害になやまされている者が少なくない。原爆放射線による健康上の障害には、原爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発障害があり、これらは、原爆後数年ないし10年以上経過してから発生するという特異性をもつものであり、この点が一般の戦災による被害と比べ、際立った特殊性をもった被害であるといえることができる。

(2) およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受認しなければならないところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講和というような、いわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかない。

もっとも、このような犠牲者に対し、現代福祉国家の理想に基づき、その平和な生存を保障する措置の一環として、種々の救済策を講じるかどうかは、別に考慮に値する問題で、社会的公正を確保する見地からいって、それは望ましくかつ意義ある措置といえることができる。こういう見地からいえば、戦争損害の一環としての広島及び長崎における原爆被爆者の損害に対し、政府が被爆の実態に即応した対策を講じてきたことは、一応評価しなければならない。

しからば、原爆被爆者対策はいかなる基本理念に基づいて行われるべきであろうか。従来、政府は現行の原爆二法による対策は他の一般戦災者に対する対策との均衡と調和などを考慮してか、特別の社会保障制度であるという見解をとってきた。

ところが、昭和 53 年 3 月 30 日の最高裁判所の判決は、現行原爆医療法はいわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるが、国家補償的配慮が制度の根底にあることを指摘して次のように述べている。すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるといえることができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかって例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が避けば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」（最高判昭和 53 年 3 月 30 日第一小法廷民集第 32 巻 2 号 435 項参照）。

最高裁判所の判決も述べているように、従来国のとってきた原爆被爆者対策は、原爆被爆という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これは単なる社会保障制度と考えるのは適当でない。また、原爆被爆者の犠牲は、その本質及び程度において他の一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する「特別の犠牲」であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものとする。

(3) ところで、広い意味における国家補償の見地に立って適切妥当な措置対策を講ずるというのは、具体的にはどういう意味を有するかについて、若干の分析的解説を加えておく必要がある。

第 1 に、国家補償の見地に立って考えるというのは、今次の戦争の開始及び遂行に関して国の不法行為責任を肯認するとか、原爆被爆者が違法な原爆投下をしたアメリカ合衆国に対して有する損害賠償請求権の講和条約による放棄に対する代償請求権を肯認するという意味ではなく、今次の戦争の過程において原爆被爆者が受けた放射線による健康障害すなわち「特別な犠牲」について、その原因行為の違法性、故意、過失の有無等にかかわらず、結果責任（危険責任といってもよい）として、戦争被害に相応する「相応の補償」を認めるべきだという趣旨である。それは国の完全な賠償責任を認める趣旨でないことを注意する必要がある。

第 2 に、原爆被爆者に対する対策は、結局は、国民の租税負担によって賄われることになるのであるが、殆どすべての国民が何らかの戦争被害を受け、戦争の惨禍に苦しめられていたという実情のもとにおいて、原爆被爆者の受けた放射線による健康障害が特異なものであり、「特別の犠牲」といふべきものであるからといって、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生じるようであれば、その対策は、容易に国民的合意を得がたく、かつまた、それは社会的公正を確保するゆえんでもない。この意味において、原爆被爆者対策も、国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲に止まらなければならないであろう。

第 3 に、原爆被爆者対策は、国家補償の見地に立って基本的には、国の責任において行うべきであるとしても、その具体的内容は、結局は被爆者の福祉の増進を図ることを狙いとするものであり、そのためには各地域の実情に即した対策が望ましく、このような地域福祉の見地からいえば、地方公共団体の被爆者対策の協力が強く要請されるものと言わなければならない。

なお、一部に、被爆者対策の内容は、旧軍人軍属等に対する援護策との間に均衡のとれたものとすべきであるという声がある。このような要望は心情論としては理解できないわけではないが、法律論としてはにわかに採用しがたい。すなわち、旧軍人軍属等に対する援護策は国と特殊の法律関係にあった者に対する国の施策として実施されているもので、原爆被爆者を直ちにこれと同一視するわけにはいかない。

Ⅱ 原爆被爆者対策の基本的在り方

当懇談会は、原爆被爆者を広い意味における国家補償の見地に立って考えるものであるが、被爆者対策の基本的在り方の要点を摘記すると、次のとおりである。

- (1) これまでの被爆者対策の発展の跡をたどると、被爆者対策の対象たる者が逐次拡大され、その給付の内容も、当初の現物給付（健康診断、医療給付）から次第に金銭給付（健康管理手当、特別手当、医療手当、保健手当、介護手当、葬祭料等）にその重点が移ってきているのみならず、健康管理手当の支給要件の緩和の経過等にみられるように、全体的に一律平等総花主義になってきているように思われる。しかし、徒にこういう傾向を推し進めることは、一方において、援護対策の必要度の高い被爆者に対する適切妥当な対策の実施を困難にするとともに他方において、一般戦争被害者に対する対策との間に不均衡をきたし、社会的公正を確保するゆえんではない。

ひとしく原爆被爆者と称せられる者は、すべて「特別の犠牲」を余儀なくされた者と理解すべきものとしても、放射線被曝の程度には人によって差があり、多量の線量を被曝した者から被曝の可能性があったにすぎない者まで含まれている。また、被曝による放射線障害の程度についても、原爆による放射線障害であると明らかに認められる者から放射線障害の生じる可能性のある者に至るまで、まちまちであり、これに対する対策の必要性は、人によって著しく異なる。したがって今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ障害の実態に即した適切妥当な対策を重点的に実施するよう努めるべきである。いいかえれば、「公平の原則」は絶えず考慮しながらも、「必要の原則」を重視し、現実の必要に応じ手厚い行き届いた対策を講ずるべきである。

- (2) 被爆者に対する重要な対策の一つとして、原爆投下によって被爆死した人に対する弔慰金及びその遺族に対する遺族年金等の支給を要求する声が強い。原爆投下により瞬時に、また長い苦しみの末死没した人々及びその遺族に対し、弔意の念を今さら新たにすることは、同法の心情としてきわめて当然のことであるが、これらの人々に対し、国が特に弔慰金、遺族年金等を支給すべきかどうかは、別個の問題である。都市の大空襲で爆弾を受け即死ないし苦しい療養の後に死没した人々、艦砲射撃で一家一族が一瞬にして無に帰した人々並びにこれらの遺家族など、数限りない戦災者との均衡を無視することは、社会的公正を実現するゆえんとはいいい得ず、国民的合意を得ることはむずかしい。

以上のように考えると、被爆者に対して国家補償の見地に立って対策を考えるべきものとする等懇談会の立場と決して矛盾するものではないと考える。

- (3) 被爆者対策に関し、被爆地域拡大の要求が関係者の間に強い。ところで、被爆地域の指定は、本来原爆投下による直接放射線量、残留放射能の調査結果など、十分な科学的根拠に基づいて行われるべきものである。ところで、これまでの被爆地域の指定は、従来の行政区域を基礎として行われたために、爆心地からの距離が比較的遠い場合でも被爆地域の指定を受けている地域があることは事実であるが、上述のような科学的・合理的な根拠に基づくことなく、ただこれまでの被爆地域との均衡を保つためという理由で被爆地域を拡大することは、関係者の間に新たな不公平感を生み出す原因となり、ただ徒に地域の拡大を続ける結果を招来するおそれがある。被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。

Ⅲ 原爆被爆者対策の内容の改善

(1) 現行のいわゆる原爆二法、すなわち、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は、原爆被爆者を対象として、原爆放射能による健康上の障害に着目して各種の給付を行おうとするもので、その内容をみると、被爆者に対する健康診断及び医療の給付に加え各種の金銭給付があり、これら原爆二法による給付以外にも原爆小頭症患者手当の支給及び被爆者のための養護ホームの設置、被爆者相談事業の実施等の福祉増進施策が予算措置として行われている。これらの給付や措置だけでは、すべての被爆者を満足させるに足りるものとはいえないにしても、他の戦争被害者に対する救済措置と対比して、国としては、それ相応の配慮をしてきたものといつてよいであろう。

(2) 原爆投下以来 35 年を経た今日、被爆者として被爆者対策の対象となっている人々が 37 万人を越え、年々その数が増加する傾向さえみられるが、晩発障害の発生等を考慮しても対策の真の対象そのものは、漸減していくのが筋である。このように限られた現存の被爆者に対しては、「特別の犠牲」を余儀なくされた者として、その被爆による放射線障害の実態に即し、「必要の原則」に従って適切妥当な救済措置を講ずるべきである。例えば、多量の放射線を被曝したと推定される近距離被爆者に対しては、被爆の実態に即した各種の手当の支給等に引き続き努力を傾注すべきである。

原爆放射線の身体的影響については、多くの事実が明らかにされているが、なお、解明されていない分野がある。また、原爆放射線の遺伝的影響についても、現在までのところ有意な影響は認められていないものの、さらに研究を重ねる必要がある。このため、研究体制の整備充実を図ることにより周到な研修を進め、問題を逐次解明することが、被爆者に対する国の重大な責務であると同時に、世界における唯一の被爆国である我が国が国際社会の平和発展に貢献する道といえるであろう。

また、被爆者が今日の複雑多難な社会環境に対処し、これを生き抜いていくうえに種々の疑問を抱き不安を感じることの少なくないであろう実情に照らし、国は被爆者相談事業の充実を図るべきである。こうした被爆者相談事業などの福祉増進施策は地域福祉と密接な関連があるので、地方公共団体も相応の役割を果たすべきであろう。

原爆被爆者対策基本問題懇談会名簿

大河内	一	男	東京大学名誉教授
緒方		彰	NHK解説委員
茅	誠	司	東京大学名誉教授
久保田	きぬ子		東北学院大学教授
田中	二郎		元最高裁判所判事
西村	熊雄		元フランス大使
御園生	圭輔		原子力安全委員会委員（五十音順）

第5 関 係 機 関

第5 関 係 機 関

1 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（「原対協」）



（１）所在地 長崎市茂里町２番４１号

（２）設立

昭和 20 年 8 月 9 日の原爆投下直後から昭和 26 年の間は戦後の混乱期であり、また占領下という特殊な条件も重なり、被爆者の実態はほとんど公にされず、ただ長崎医科大学が中心となって、被爆者の治療、調査研究が行われたのみであった。

昭和 27 年講和条約の発効を契機として、原爆障害者の治療問題は、被爆者団体、長崎県、長崎市で真剣に検討されるようになり、昭和 28 年 5 月、原爆障害者の治療救済のために、長崎市原爆障害者治療対策協議会（原対協）を結成し、会長に長崎市長、副会長に長崎県医師会長を推して活動を開始した。

しかし、原対協の歩んだ道は、決して平坦ではなかった。治療資金の獲得だけでも大変な苦勞であったが、治療と併行しての研究、被爆者の実態調査、また原爆症治療費の全額国庫負担、原爆障害者の援護、治療研究機関の設置などについて長崎県・長崎市と協調して、政府・国会等への陳情運動を行うなど、その活動は多岐多端であった。

昭和 32 年 4 月、原爆医療法の施行により、被爆者の医療面における福祉対策は大きく進展した。これと併行して援護事業についても積極的に促進するため、昭和 33 年 10 月、長崎県・長崎市・大学・医師会・被爆者団体を中心となって、さきに設置した長崎市原爆障害者治療対策協議会を改組して、新たに財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会を設立した。

平成 24 年 4 月 1 日からは、長崎県知事から公益財団法人として認定を受け、「公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会」に移行した。

(3) 目的及び事業

①目的

この法人は、原子爆弾被爆者の医療及び援護等の対策を講じて、その推進を図り、被爆者の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

②事業

この法人は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

ア．原子爆弾被爆者の健康診断その他の健診事業

イ．原子爆弾被爆者の健康管理及び健康指導

ウ．原子爆弾被爆者の相談及び援護事業

エ．長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの運営管理

オ．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 沿革

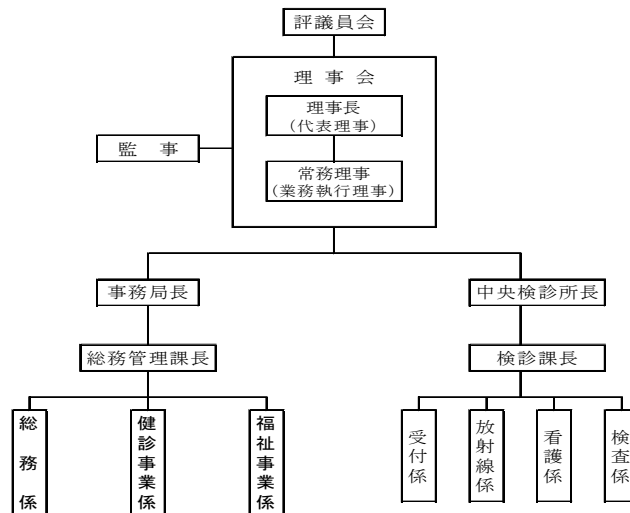
昭和 28 年	5 月	長崎市原爆障害者治療対策協議会を設置し、無料診療を開始
32 年	4 月	原爆医療法の施行
33 年 10 月		長崎市原爆障害者治療対策協議会を解散し、新たに財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（原対協）を設立。事務局を長崎市社会課内に置く
35 年 12 月		原爆被爆者福祉会館を建設。事務局を同会館内に移設
36 年	2 月	原爆医療法に基づく、被爆者の健康診断（一般検査）を開始
	4 月	原爆被爆者福祉会館に被爆者診療所、職業補導所及び宿泊所を開設
40 年 11 月		原爆被爆者温泉保養所「大和荘」を建設し、被爆者の入湯保養事業を開始
42 年 10 月		被爆者の生活相談と援護事業を開始
	11 月	長崎市中央保健所内に原爆被爆者中央検診所を開設
43 年	9 月	原爆特別措置法（医療、特別手当）施行
46 年	3 月	長崎原爆被爆者検査センターを建設し、原対協の事務所を移設
	4 月	長崎原爆被爆者検査センターに中央検診所を移設し、原爆医療法に基づく精密検査及び健康指導を開始
49 年	1 月	被爆者の子の健康診断実施（被爆二世の健診開始）
50 年 10 月		原爆被爆者家庭奉仕事業開始
51 年	8 月	原爆被爆者療養センター「立山荘」開館
55 年	2 月	原爆被爆者二世の健康診断実施（全国規模に拡大）
	3 月	西山地区非被爆者の健康診断を開始
63 年 10 月		原爆被爆者がん検診を開始（胃がん検診、肺がん検診、多発性骨髄腫検診）
平成 4 年	3 月	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの完成とともに、事務局及び中央検診所を同センター内に移設
平成 4 年	4 月	長崎市原爆被爆者健康管理センターで健康診断並びに健康指導を開始
	8 月	原爆被爆者がん検診の大腸がん検診を開始

6年10月	原爆被爆者がん検診の乳がん検診、子宮がん検診を開始
12月	原爆被爆者援護法制定
7年7月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行
8年3月	原爆被爆者職業補導所を廃止
10年2月	日常生活支援事業を実施（立山荘）
11年3月	原爆被爆者福祉会館の運営事業を廃止（土地・建物は長崎市へ寄贈）
13年4月	日常生活支援事業を実施（健康管理センター）
14年3月	原爆被爆者療養センター「立山荘」の宿泊事業及び診療事業を廃止
5月	第二種健康診断受診者証所持者の健康診断を開始 被爆体験者に対する要医療性の診断を開始
16年3月	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業受託の廃止
17年3月	被爆者等定期健康診断案内通知発送処理実施
4月	健康診断個人票ファイリングデータ作成処理実施
18年4月	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの指定管理者となる（H18.4.1～H22.3.31の4年間） 介護保険法及び老人保健法による65歳以上で生活機能評価事業実施
20年4月	高齢者の医療を確保に関する法律による特定健康検査（74歳以下）を実施 後期高齢者医療制度による健康診査（75歳以上）を実施
22年2月	健康診断システムソフトウェアを整備
4月	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの指定管理者となる（H22.4.1～H27.3.31の5年間）
8月	施設の老朽化のため原爆被爆者温泉保養所「大和荘」閉館
10月	「旧グランビュウうおみ」を購入・改装し、「新大和荘」と名称を変更して移転オープン
23年3月	生活機能評価事業の受託廃止
24年3月	利用者の減少と建物の老朽化により、原爆被爆者療養センター「立山荘」を閉館
4月	1日付で「財団法人」から「公益財団法人」へ移行し、名称を「公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会」に変更 立山荘閉館に伴い民間施設において日常生活支援事業を開始 立山荘閉館に伴う代替事業として市民会館～長崎市健康づくりセンター間の無料送迎バスの運行を開始
8月	原爆被爆者療養センター「立山荘」の建物を長崎市へ寄贈
25年4月	第二種健康診断受診者証所持者及び被爆者二世に対して、健康増進法に基づくがん検診のうち肺がん、大腸がん検診を開始
26年4月	第二種健康診断受診者証所持者及び被爆者二世に対して、健康増進法に基づくがん検診のうち胃がん検診を追加して実施
7月	原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の宿泊料金改定
27年4月	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの指定管理者となる（H27.4.1～H32.3.31の5年間）
7月	原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の宿泊料金一部改定 一定年齢の被爆者二世を対象に胃がんリスク検診を開始
28年3月	市民会館～長崎市健康づくりセンター間の無料送迎バスの運行を廃止
4月	市民会館～稲佐山温泉ホテルアマンディ間の無料送迎バスの運行を開始

	7月	原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の宿泊料金一部改定
29年	3月	市民会館～稲佐山温泉ホテルアマンディ間の無料送迎バスの運行を廃止
令和2年	3月	胃がん検診の受託を廃止する。
3年	1月	原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」を閉館する。
5年	4月	入浴及び宿泊助成事業を開始

(5) 組織図

(令和7年4月1日現在)



(6) 職員構成表

(令和7年4月1日現在)

事 務 局		中 央 検 診 所	
職 種	人 員	職 種	人 員
事務局長（常務理事兼務）	1	所長（医師）	1
総務管理課長	1	検診課長	1
事務局主幹	2	受付係	7
総務係	4	放射線係	2
健診事業係	5	看護係	12
福祉事業係	9	検査係	4
小 計	22	小 計	27

合計49名（プロパー職員4名・嘱託員36名・臨時職員9名）

(7) 事業の概要

①被爆者の健康管理

原爆被爆者の健康の保持と向上のため、長崎県及び長崎市等と委託契約を結び、被爆者援護法に基づく被爆者健康診断を行っている。一般検査は昭和36年2月から、精密検査は昭和46年4月から、又がん検診は昭和63年10月から実施している。平成4年4月からは、茂里

町に建設された「もりまちハートセンター」内の長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターに移設し、6階を中央検診所、7階を事務局とし、被爆者の健康管理体制を確立するための新たな拠点として、一般検査から精密検査及び健康指導に至るまで一貫した健康管理を推進している。また、コンピュータによる過去の検診データの集中管理や診断機器の整備を行い健康診断の充実を図っている。

ア. 一般検査

定期健康診断……年2回の定期健康診断（第二種健康診断受診者証所持者は一般検査のみ年1回）を長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターと地区巡回健診会場で実施している。また、被爆者等の便宜を図るため、毎月第3日曜日（午前9時から正午まで）にも実施している。

なお、希望者には長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターにおいて定期健康診断とは別に年に2回、健康診断を実施している。（そのうち1回はがん検診を受診できる。）

イ. 精密検査

一般検査の結果、更に詳細な検査を必要とするものについては精密検査を実施している。（被爆者手帳及び第一種健康診断受診者証の所持者）

ウ. がん検診

原爆被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実を図るため、昭和63年10月から胃がん検診、肺がん検診、多発性骨髄腫検診を実施し、平成4年8月から大腸がん検診を、平成6年10月から乳がん検診、子宮がん検診を実施している。（被爆者手帳及び第一種健康診断受診者証の所持者） なお、胃がん検診については令和元年度をもって廃止した。

健康診断の実施状況（令和6年度）

（一般検査）

（単位：人）

区 分	検 診 数			
	被爆者健康手帳所持者	第一種健康診断受診者証所持者	第二種健康診断受診者証所持者	計
健康管理センター	4,804	2	609	5,415
巡 回 健 診	4,633	2	1,515	6,150
計	9,437	4	2,124	11,565
令和5年度実績	9,914	5	2,412	12,331
比 較	△ 477	△ 1	△ 288	△ 766

(精密検査)

(単位：人)

区 分	検 診 数		
	被爆者健康手帳所持者	第一種健康診断受診者証所持者	計
令和 6 年度実績	9,418	4	9,422
令和 5 年度実績	9,893	5	9,898
比 較	△ 475	△ 1	△ 476

(がん検診)

(単位：人)

区 分	検 診 数		
	被爆者健康手帳所持者	第一種健康診断受診者証所持者	計
肺 が ん	930	2	932
多発性骨髄腫	5,372	3	5,375
大 腸 が ん	94	0	94
乳 が ん	49	0	49
子 宮 が ん	41	0	41
計	6,486	5	6,491
令和 5 年度実績	6,710	3	6,713
比 較	△ 224	2	△ 222

②日常生活支援事業

在宅一人暮らしの被爆者に昼食会やレクリエーションなどによるふれあいの場を提供し、健康の維持増進、生きがいをづくりを行っている。

ア．長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターでの実施

介助を必要とする要援護被爆者を対象に実施している。調理及び介助は自立した被爆者のボランティアが行っている。

令和 6 年度実績 12回 延 7 6 人

イ．民間施設での実施

自宅から最寄りのバス停まで自力で移動が可能な被爆者を対象に民間施設(稲佐山温泉ホテルアマンディ)を利用して実施している。

令和 6 年度実績 179回 延 1, 5 5 1 人

(8) 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター

原爆被爆者の健康管理体制を確立するため、平成 4 年 3 月に長崎市が建設した「もりまちハートセンター」内の長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター（6・7 階）に中央検診所及び事務局を移転し、被爆者の健康管理の新たな拠点として、一般検査及び精密検査、更には健康指導に至るまで一貫した健康管理を推進している。

- ・所在地 長崎市茂里町2番41号 [電話 代表(095)844-3100]
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り 地下1階 地上8階
(うち健康管理センター 6・7階)
- ・建築面積 2,601 m²
- ・延べ面積 15,606.96 m² (うち健康管理センター 3,215.55 m²)
- ・館内配置 6階…総合受付、放射線受付、処置室、診察室、尿検査室、心電図室、検診業務処理室1、検診業務処理室2、胸部撮影室、骨密度測定・乳房撮影室、子宮がん診察室、生化学・血液検査室、婦人科診察室、健診器材倉庫、面談室、中央検診所所長室、第1医局
7階…洗浄室、地区検診準備室、資料室、コンピュータ室、第2医局、会議室、理事長室、事務局長室、事務室、健康教育室、調理実習室、旧検診業務処理室
- ・業務 被爆者の一般検査及び精密検査、並びに被爆者の援護業務(日常生活支援事業など)

2 日本赤十字社長崎原爆病院



(1) 所在地 長崎市茂里町3番15号

(2) 設立目的

長崎原爆病院は、原子爆弾による放射能障害と闘っている原爆被爆者に対し、その健康上の特別の状態に鑑み、日本赤十字社が人道的な立場から被爆者の治療と健康管理を専門的に行うことになり、お年玉付年賀はがき寄附金の配分金を受けて、長崎市片淵町に昭和33年5月に81床で設立された。その後、がん診療施設等も有する総合病院として被爆者医療に研鑽してきたが、敷地・建物共に狭隘となり医療需要の増大と疾病の多様化に対処するため、現在地の長崎市茂里町に昭和57年12月に新築移転した。

しかし、30有余年を経過し耐震性の問題や狭隘化のため、現在地で新病院を建設することとし、平成28年2月より病院本館の建設が行われ、平成30年3月に完成し5月2日に移転開院した。

標榜科目27科の近代医療を整備した中核機能病院として、被爆者の医療、健康管理、更に後遺症の研究とともに、輪番制第2次救急医療機関として、救急告示病院の認定を受け地域医療活動にも積極的に参加している。また、長崎県地域がん診療拠点病院にも指定されており、質の高いがん医療を提供する体制を確保するとともに、地域の医療機関と緊密な連携を図り、医療従事者対象の講演や市民フォーラムを行うなど、がん医療に関する情報提供を行うことにより、地域全体における医療水準の向上に努めている。

また、地域医療の質の向上と患者中心の医療の連携の充実を目指し、平成21年11月から長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の情報提供病院として登録している。このような取り組みが評価され、平成31年1月には地域医療支援病院に指定されている。平成16年に認定を受けた病院機能評価は、平成21年10月にVer.5の認定を更新取得した。新病院建設後、令和5年11月に受審・審査、令和6年3月病院機能評価（一般病院23rdG:Ver3.0）の認定を受けた。

さらに、被爆者医療を担うと同時に、地域の急性期病院としての役割を担うため、平成 18 年 7 月に D P C 対象病院の認定を受け、平成 19 年 4 月からは看護配置基準 7 対 1 を認可され、更に平成 21 年 1 月より電子カルテシステムを稼働。平成 23 年度には高精度放射線治療装置を導入するなど、患者への手厚いケアを重視するとともに、臨床研修指定病院として研修医の育成にも積極的に努めている。平成 25 年度には P E T - C T、令和 5 年度には手術支援ロボットを導入して、地域がん診療拠点病院としての診療体制の充実強化を図った。平成 26 年 10 月から地域包括ケア病棟（1 病棟 39 床、平成 30 年 5 月の本館開院より 44 床へ増床）を設け、効率的な病床管理に努めている。平成 27 年度から放射線科医が在宅にて画像診断を行うシステムを導入し、救急医療等における的確で迅速な診断に努めているところである。

平成 29 年度に開放型病床を開設、平成 30 年 4 月に訪問看護ステーションを開設、新病院開院後の令和 2 年 3 月には地域災害拠点病院に指定され、同年 7 月には緩和ケア病棟（18 床）の運用を開始した。今後めめまぐるしい医療情勢の変革に鋭意対応しながら、被爆者医療への使命と急性期医療の役割を担えるよう努めていくこととしている。

（３）沿革

昭和33年 5月20日	長崎市片淵 1 丁目13番26号に「長崎原爆病院」として開設 開設者、長崎市長（お年玉付郵便葉書寄附金） 病床数 81 床、診療科目 8 科（内科・外科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚泌尿器科・放射線科）
昭和36年 2月 1日	病院本館を増築し311床となる
昭和36年 4月22日	原子力放射能障害対策研究所を併設する（お年玉寄附金）
昭和36年 4月24日	昭和天皇・皇后両陛下行幸啓の栄に浴する
昭和36年 6月25日	高松宮・同妃両殿下ご慰問のためご来院
昭和38年 4月20日	秩父宮妃殿下ご慰問のためご来院
昭和39年12月26日	総合病院として認可される（整形外科・理学療法科・泌尿器科を増設して11科となる）
昭和44年 4月 1日	開設当初の覚書にもとづき、経営・管理の一切を長崎市より日赤へ移管し、名称が「日本赤十字社長崎原爆病院」となる
昭和44年 9月 9日	皇太子・同妃両殿下ご慰問のため御行啓
昭和46年 8月 4日	常陸宮・同妃両殿下ご慰問のためご来院
昭和47年 4月 1日	院内改装により病床数が360床となる
昭和52年11月10日	秩父宮妃殿下ご慰問のためご来院
昭和57年11月29日	移転新築工事竣工式（三笠宮妃殿下のご臨席を賜る）
昭和57年12月12日	新病院へ入院患者移送（12.8～12.13移転業務のため外来休診）
昭和59年11月 7日	常陸宮妃殿下ご慰問のためご来院
昭和62年 2月10日	エイズ協力病院に指定される
昭和63年 5月20日	開院三十周年記念式典を挙行
平成 2年 5月18日	今上天皇・皇后両陛下行幸啓の栄に浴する
平成 6年11月17日	寛仁親王妃信子殿下御視察
平成 8年11月17日	皇太子・同妃両殿下ご慰問のため御行啓
平成10年 4月 1日	麻酔科を増設し12科となる
平成12年 2月 1日	救急告示指定病院として認定される
平成14年 3月11日	オーダリングシステム稼働
平成14年12月 9日	地域がん診療拠点病院に指定される

平成15年 9月30日	大韓赤十字社大邱赤十字病院と姉妹病院の提携
平成16年 3月31日	臨床研修病院に指定される
平成16年 4月 1日	病診連携室の設置
平成16年 7月26日	(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価(一般病院種別B)認定
平成18年 7月 1日	D P C 包括算定病院に指定される
平成19年 2月 1日	医療安全推進室の設置
平成19年 4月 1日	小児科休診となる
平成19年 4月 1日	看護配置基準7対1の許可を受ける
平成19年11月 1日	教育研修推進室の設置
平成19年11月26日	外来化学療法室新設
平成20年 5月20日	開院五十周年記念祝賀会を開催
平成21年 1月13日	電子カルテ稼働
平成21年 3月20日	長崎DMAT指定病院に指定
平成21年 4月 1日	リウマチ科を増設し、標榜診療科13科となる
平成21年10月 2日	(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価(Ver.5)認定更新
平成21年11月17日	長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の情報提供病院として登録・開始
平成22年 4月 1日	「産婦人科」を「婦人科」へ改正し、小児科を廃止する
平成22年 4月 1日	神経内科を増設し、標榜診療科14科となる
平成26年 3月 1日	P E T - C Tを導入
平成26年 4月 1日	放射線治療科を増設し、標榜診療科15科となる
平成26年10月 1日	地域包括ケア病棟(1病棟39床)設置、病床数350床とする 消化器内科、消化器外科、病理診断科を標榜し、標榜診療科18科となる
平成27年 4月 1日	形成外科を増設し、標榜診療科19科となる
平成28年 2月12日	長崎原爆病院の新築工事起工式を実施
平成30年 3月31日	長崎原爆病院新本館完成
平成30年 4月 1日	訪問看護ステーションを開設、緩和ケア内科を増設し20診療科となる
平成30年 5月 2日	長崎原爆病院新本館へ移転、開院
平成31年 1月25日	地域医療支援病院に承認される
平成31年 4月 1日	循環器内科を増設し21診療科となる
令和 2年 3月16日	長崎原爆病院新築工事の竣工
令和 2年 3月30日	地域災害拠点病院に指定される
令和 2年 4月 1日	新築工事竣工に伴い病床数を315床とする
令和 2年 7月 1日	緩和ケア病棟開設
令和 2年11月 1日	糖尿病・内分泌内科、呼吸器内科、血液内科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科を増設し26診療科となる
令和 3年 3月16日	職員向け福利厚生施設完成(訪問看護ステーション、託児所、洗濯室)
令和 5年12月 8日	手術支援ロボットを導入
令和 6年 3月 8日	公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価(一般病院23rdG:Ver3.0)認定
令和 6年 4月 1日	腎臓内科を増設し27診療科となる

(4) 設置主体 日本赤十字社

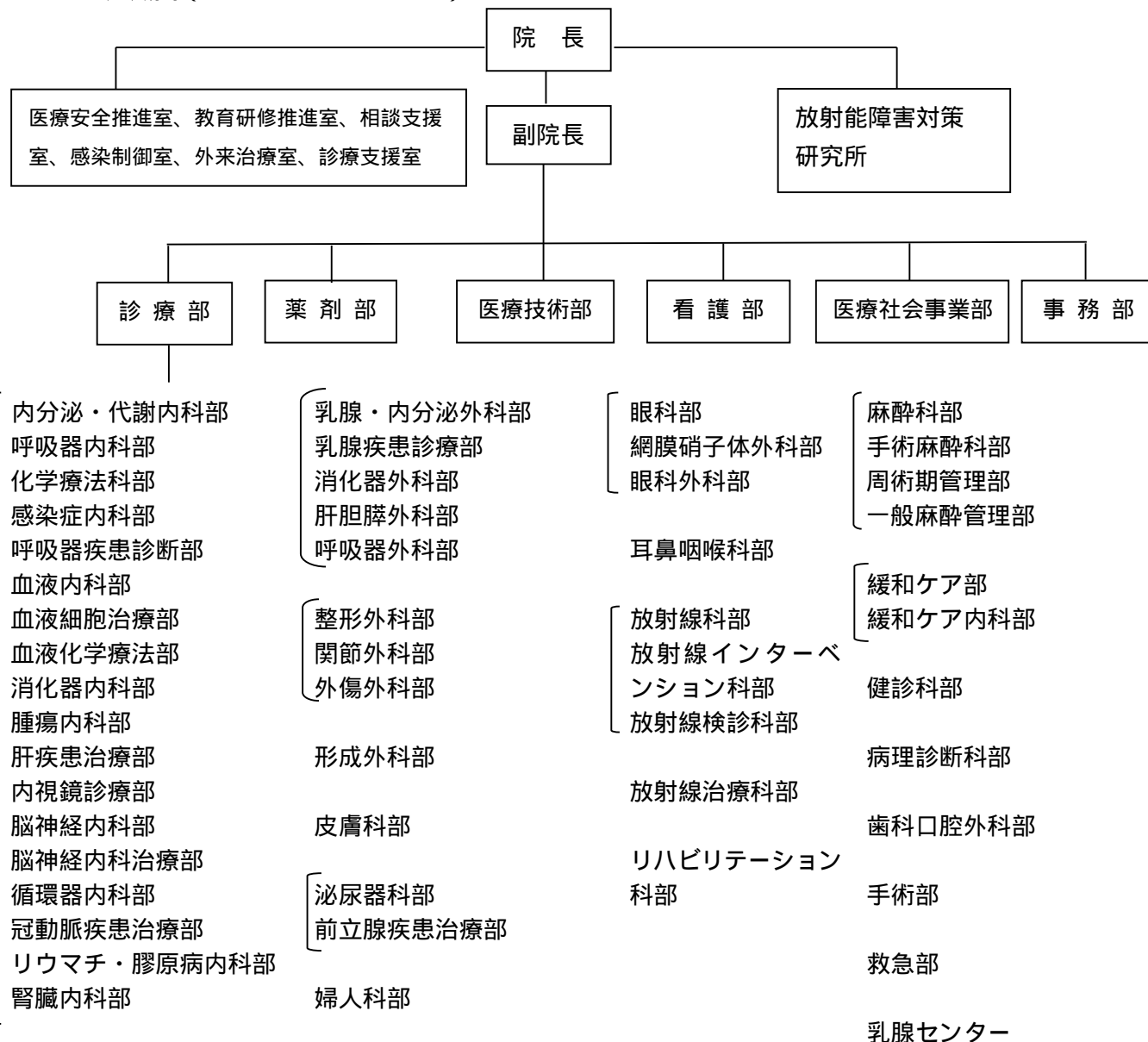
(5) 運営

長崎県、長崎市をはじめ、県・市の議会議員、公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会、県・市の医師会、長崎大学などの関係者で構成される「日本赤十字社長崎原爆病院運営委員会」が設置されており、重要事項はこの運営委員会で審議される。

(6) 組織

職員数 817 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

組織図（令和 7 年 4 月 1 日現在）



(7) 施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

建物の構造 本館 鉄骨コンクリート造り 地上 15 階 耐震構造
別館 鉄筋コンクリート造り 地上 4 階

敷地及び建物の総面積

敷 地 9,616.97 m² 建物（本館）30,119.90 m² （別館）1,284.00 m²

病床数

315 床（一般病床 247 床 HCU 6 床 地域包括ケア病床 44 床 緩和ケア病床 18 床）

診療科目

内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・膠原病内科、血液内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、

婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、放射線治療科、病理診断科、
歯科口腔外科、リハビリテーション科、腎臓内科（計 27 科）

（ 8 ）利用状況

開設以来の患者利用状況

	入 院			外 来	
	総 数	一日平均	平均在院日数	総 数	一日平均
昭和 33 年度～令和 5 年度	7,349,030 人 (3,502,618 人)	—	—	11,475,175 人 (4,995,427 人)	—
令和 6 年度	101,196 人 (16,051 人)	277.2 人 (44.0 人)	10.8 日	115,088 人 (13,901 人)	475.6 人 (57.4 人)
計	7,450,226 人 (3,518,669 人)	—	—	11,590,263 人 (5,009,328 人)	—

（ ）内は被爆者数

入院被爆患者の年次別疾患分類

年度 分類	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
悪性新生物	545	38.2	502	40.6	511	39.8	411	36.0	427	37.3
脳血管障害	5	0.4	6	0.5	1	0.1	2	0.2	6	0.5
心血管障害	121	8.5	79	6.4	92	7.2	94	8.2	78	6.8
肝胆膵疾患	51	3.6	50	4.0	50	3.9	34	3.0	49	4.3
消化器疾患	133	9.3	86	6.9	109	8.5	91	8.0	82	7.2
内分泌疾患	36	2.5	35	2.8	24	1.9	18	1.6	16	1.4
呼吸器疾患	86	6.0	115	9.3	147	11.4	138	12.1	150	13.1
腎疾患	40	2.8	30	2.4	39	3.0	32	2.8	34	3.0
血液疾患	21	1.5	25	2.0	14	1.1	14	1.2	16	1.4
神経疾患	21	1.5	15	1.2	12	0.9	11	1.0	10	0.9
婦人科疾患	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
整形外科疾患	149	10.5	108	8.7	111	8.6	115	10.1	105	9.2
泌尿器疾患	22	1.6	44	3.6	34	2.6	23	2.0	23	2.0
皮膚疾患	33	2.3	28	2.3	25	2.0	24	2.1	30	2.6
眼疾患	114	8.0	78	6.3	80	6.2	98	8.6	89	7.8
耳鼻咽喉疾患	16	1.1	14	1.1	10	0.8	11	1.0	7	0.6
その他の疾患	32	2.2	23	1.9	25	2.0	24	2.1	22	1.9
産科	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	1,425	100.0	1,238	100.0	1,284	100.0	1,140	100.0	1,144	100.0

入院被爆患者の年次別悪性新生物分類

分類 \ 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
胃癌	36	6.4	17	3.3	28	5.3	21	4.9	15	3.4
肝癌	24	4.3	21	4.1	16	3.1	13	3.0	27	6.0
肺癌	129	23.0	107	20.9	103	19.7	96	22.4	81	18.1
大腸癌	47	8.4	33	6.5	30	5.7	34	7.9	31	7.0
子宮癌	2	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
乳癌	14	2.5	14	2.7	13	2.5	18	4.2	14	3.1
膀胱癌	32	5.7	24	4.7	23	4.4	26	6.1	18	4.0
白血病	13	2.3	49	9.6	80	15.3	34	7.9	60	13.4
卵巣癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
膵癌	15	2.7	24	4.7	38	7.2	22	5.1	16	3.6
甲状腺癌	0	0.0	3	0.6	0	0.0	2	0.5	0	0.0
前立腺癌	41	7.3	27	5.3	20	3.8	19	4.4	29	6.5
悪性リンパ腫	63	11.2	43	8.4	33	6.3	45	10.5	52	11.6
胆嚢癌	20	3.6	15	2.9	11	2.1	12	2.8	18	4.0
多発性骨髄腫	32	5.7	13	2.5	19	3.6	1	0.2	12	2.7
腎癌	8	1.4	8	1.6	11	2.1	3	0.7	8	1.8
食道癌	12	2.1	7	1.4	2	0.4	5	1.2	3	0.7
A T L	2	0.4	2	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	71	12.6	104	20.4	97	18.5	78	18.2	63	14.1
計	561	100.0	511	100.0	524	100.0	429	100.0	447	100.0

(2重複癌16例) (2重複癌 9例) (2重複癌 13例) (2重複癌 18例) (2重複癌 19例)

(3重複癌 0例) (3重複癌 0例) (3重複癌 0例) (3重複癌 0例) (3重複癌 1例)

入院被爆者の年次別死亡者疾患分類

分類 \ 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
悪性新生物	13	22.0	13	32.5	15	35.7	26	44.8	29	50.0
脳・心血管障害	14	23.7	3	7.5	9	21.4	7	12.1	6	10.3
肝胆膵疾患	0	0.0	3	7.5	2	4.8	1	1.7	2	3.5
呼吸器疾患	16	27.1	13	32.5	14	33.3	13	22.4	15	25.9
腎疾患	2	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
消化器疾患	2	3.4	3	7.5	1	2.4	2	3.5	0	0.0
血液疾患	0	0.0	3	7.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	12	20.4	2	5.0	1	2.4	9	15.5	6	10.3
計	59	100.0	40	100.0	42	100.0	58	100.0	58	100.0

入院被爆者の年次別死亡疾患分類（悪性新生物）

年度 分類	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
肺癌	2	15.3	0	0.0	6	40.0	7	27.0	4	13.7
胃癌	1	7.7	1	7.7	0	0.0	2	7.7	2	6.9
肝癌	0	0.0	1	7.7	1	6.7	1	3.8	0	0.0
大腸癌	0	0.0	2	15.4	0	0.0	1	3.8	1	3.5
胆嚢癌	0	0.0	1	7.7	1	6.7	1	3.8	1	3.5
悪性リンパ腫	3	23.1	0	0.0	2	13.3	1	3.8	1	3.5
膵癌	1	7.7	0	0.0	0	0.0	2	7.7	2	6.9
白血病	1	7.7	2	15.4	5	33.3	2	7.7	5	17.2
卵巣癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
前立腺癌	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子宮癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
多発性骨髄腫	0	0.0	1	7.7	0	0.0	0	0.0	1	3.5
A T L	0	0.00	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
腎癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
食道癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.5
喉頭癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
乳癌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	4	30.8	5	38.4	0	0.0	9	34.7	11	37.8
計	13	100.0	13	100.0	15	100.0	26	100.0	29	100.0

開設以来の死亡者及び解剖件数

年 度 別	死亡者数	解 剖 数	解 剖 率
昭和33～ 平成23年度	8,664人	3,194人	36.9%
平成24年度	187	11	5.9
平成25年度	226	12	5.3
平成26年度	200	10	5.0
平成27年度	178	9	5.1
平成28年度	176	11	6.3
平成29年度	208	7	3.4
平成30年度	192	4	2.1
令和元年度	214	6	2.8
令和2年度	225	1	0.4
令和3年度	209	2	1.0
令和4年度	208	3	1.4
令和5年度	307	4	1.3
令和6年度	360	1	0.3
計	11,554	3,275	28.3

3 日本赤十字社長崎原爆諫早病院



(1) 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋 986-2

(2) 設立目的

被爆者援護法健康診断特例区域の是正に伴い、県央・県南地域の被爆者医療や地域医療の充実を図るため、長崎県立成人病センター多良見病院の経営移譲を受けて、平成 17 年 4 月に 140 床で設立された。

内科系疾患を中心とした医療を展開し、日本赤十字社長崎原爆病院との医療連携のもとで、高齢化する被爆者や地域住民に対し適切な医療を提供し、より充実した診断治療と健康の保持、向上を図ることを目的としている。

(3) 沿革

平成 17 年 4 月 1 日	長崎県立成人病センター多良見病院の経営移譲を受けて開設する (病床数 140 床、診療科目 6 科、職員数 117 名)
平成 20 年 6 月 16 日	日本医療機能評価機構の認定を受ける (Ver. 5 一般)
平成 21 年 1 月 8 日	ジンバブエ・コレラ救援事業へ看護師 1 名派遣する
平成 22 年 2 月 18 日	医用画像管理システム (PACS) 整備する
平成 22 年 3 月 24 日	ハイチ大地震救援事業へ看護師 1 名派遣する
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災の救護活動のため宮城県石巻市への救護班 (第一次) 派遣以後 6 月までに救護班 3 班 (17 名)、こころのケア班 1 班 (4 名) 派遣する
平成 23 年 10 月 17 日	オーダーリングシステムを導入する

平成 25 年 3 月 6 日	非常時に備え備蓄食品を整備する
平成 25 年 3 月 29 日	災害対応能力強化整備として、新型救急車を配備する
平成 25 年 4 月 10 日	いわき市内浪江町住民健康調査・支援事業へ看護師 1 名派遣する
平成 25 年 6 月 16 日	日本医療機能評価機構の認定を受ける (Ver.6 一般)
平成 26 年 11 月 10 日	C T 装置を更新する
平成 26 年 11 月 26 日	2 階「採血室」を「採血室」に、「控室」を「採血室」に変更する
平成 26 年 12 月 26 日	2 階「外来待合スペース」を縮小し「控室」を新たに設置する
平成 27 年 2 月 1 日	第 22 回在韓被爆者健康相談事業 (韓国) に参加する (~ 5 日)
平成 27 年 3 月 1 日	地域包括ケア入院医学管理料 の許可を受ける 3 階病棟を 12 床地域包括病床とする
平成 27 年 3 月 2 日	5 階結核病棟の「多目的トイレ」を「浴室」に、「職員トイレ」を「多目的トイレ」に変更する
平成 27 年 6 月 9 日	人間ドック健診施設機能評価を受審する
平成 27 年 8 月 22 日	『人間ドック健診施設機能評価 Ver.3.0』の認定施設となる
平成 28 年 4 月 15 日	熊本地震の救護活動のため熊本県益城町・南阿蘇村への救護班 (第一次) 派遣以後 5 月までに病院支援派遣 (1 名) 、救護班 3 班 (18 名) を派遣する
平成 28 年 7 月 1 日	訪問看護ステーションを開設する
平成 28 年 8 月 1 日	人間ドック健診施設機能評価委員会が定める 保健指導実施施設の認定を取得する
平成 28 年 10 月 1 日	入院病床の再編を行ない、一般病床 51 床、地域包括病床 52 床、結核病床 20 床、人間ドック 8 床とする
平成 31 年 4 月 1 日	外来治療室を設置する
令和 2 年 2 月 23 日	新型コロナウイルス感染症の流行に備えて長崎県下の結核患者受け入れを開始
令和 2 年 7 月 11 日	令和 2 年 7 月豪雨災害の救護活動のため、熊本県多良木町へ救護班 1 班 (7 名) を派遣する
令和 2 年 9 月 24 日	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関に指定される
令和 2 年 10 月 1 日	入院病床の再編を行ない、一般病床 39 床、地域包括ケア病床 63 床、結核病床 20 床、人間ドック 8 床とする
令和 2 年 11 月 2 日	新型コロナウイルス感染症に係る地域外来・検査センターを設置
令和 3 年 1 月 13 日	新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定される
令和 3 年 4 月 1 日	人間ドック健診施設機能評価 (Ver.4.0) の認定を取得
令和 5 年 3 月 12 日	電子カルテシステムを導入する
令和 5 年 12 月 18 日	A I 搭載の最新型 1.5 テスラの M R I 装置を導入
令和 6 年 9 月 24 日	C T 装置を更新する

(4) 設置主体 日本赤十字社

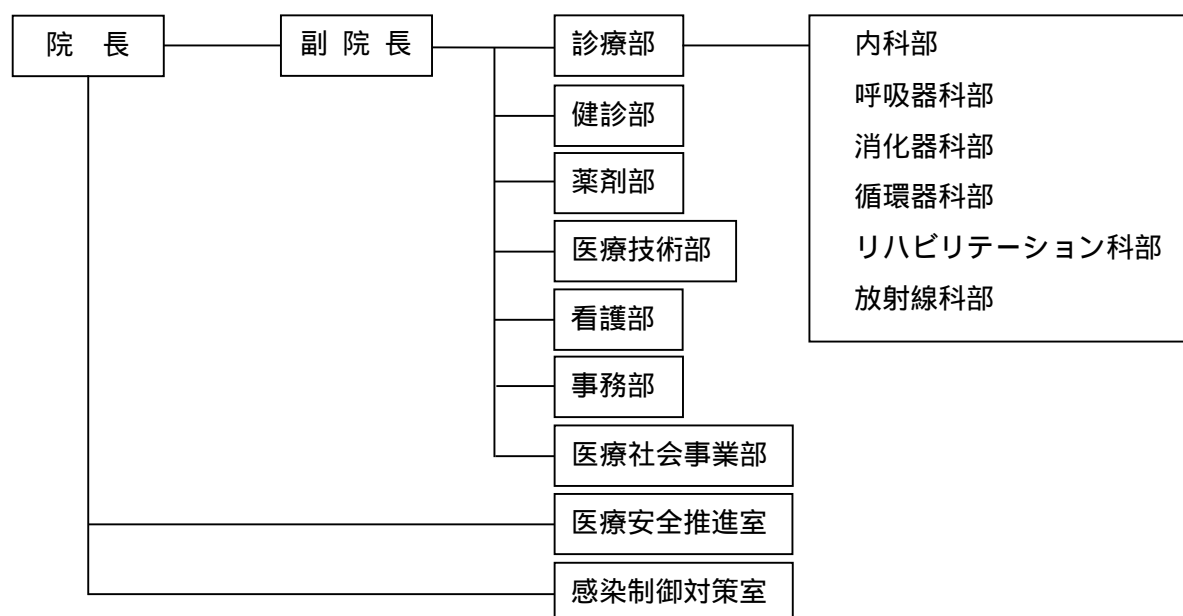
(5) 運営

日本赤十字社長崎原爆病院との協力により一元的に運営される。長崎県及び長崎市並びに諫早市をはじめ、県・市の議会議員、財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会、県・市の医師会、長崎大学などの関係者で構成される「日本赤十字社長崎原爆病院運営委員会」が設置されており、重要事項はこの運営委員会の審議を経て実施される。

(6) 組織

職員数 195 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

組織図 (令和 7 年 4 月 1 日現在)



(7) 施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

建物の構造 鉄筋コンクリート造り 地上 5 階

敷地及び建物の総面積

敷地 23,011.70 m²

建物 8,241.15 m²

病床数 130 床 (地域包括ケア病床 63 床、一般病床 39 床、結核病床 20 床、人間ドック病床 8 床)

診療科目 内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、放射線科、リハビリテーション科 (計 6 科)

付帯施設 訪問看護ステーション

(8) 利用状況

開設以来の患者利用状況

	入 院			外 来	
	総 数	一日平均	平均在院日数	総 数	一日平均
平成 17 年度～令和 5 年度	690,715 人 (132,647 人)	—	—	631,893 人 (90,813 人)	—
令和 6 年度	35,877 人 (5,650 人)	98.3 人 (15.5 人)	18.7 日	25,776 人 (2,108 人)	106.5 人 (8.7 人)
計	726,592 人 (138,297 人)	—	—	657,669 人 (92,921 人)	—

() 内は被爆者数

入院被爆患者の年次別疾患分類

年度 分類 (Calssification) (Year)	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
呼吸器疾患 (Respiratory disease)	95	37.3	69	34.1	71	40.3	86	39.7	105	40.9
心血管疾患 (Cardiovascular disease)	40	15.7	34	16.8	29	16.5	42	19.5	39	15.2
消化器疾患 (Gastrointestinal disease)	18	7.0	8	4.0	9	5.1	17	7.9	23	8.9
悪性新生物 (Malignant neoplasm)	28	11.0	43	21.3	18	10.2	13	6.0	9	3.5
整形外科疾患 (Orthopedic disease)	21	8.2	15	7.4	12	6.8	10	4.6	20	7.8
腎疾患 (Renal disease)	7	2.7	3	1.5	6	3.4	9	4.1	8	3.1
内分泌疾患 (Endocrinological disease)	4	1.6	5	2.5	6	3.4	8	3.7	4	1.6
耳鼻咽喉疾患 (Otolaryngological disease)	3	1.2	2	1.0	3	1.8	5	2.3	2	0.8
泌尿器疾患 (Urological disease)	4	1.6	4	2.0	5	2.8	4	1.8	2	0.8
神経疾患 (Neurological disease)	7	2.7	0	0.0	5	2.8	4	1.8	6	2.3
皮膚疾患 (Dermatological disease)	1	0.4	2	1.0	3	1.8	4	1.8	5	1.9
脳血管障害 (Cerebrovascular disease)	5	2.0	3	1.5	1	0.6	4	1.8	8	3.1
血液疾患 (Hematological disease)	1	0.4	0	0.0	1	0.6	4	1.8	5	1.9
肝胆膵疾患 (Liver, Pancreas and Gall bladder disease)	7	2.7	2	1.0	2	1.1	3	1.4	9	3.5
眼疾患 (Ophthalmological disease)	0	0.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
婦人科疾患 (Gynecological disease)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の疾患 (Others)	14	5.5	11	5.4	5	2.8	4	1.8	12	4.7
計 (Total)	255	100.0	202	100.0	176	100.0	217	100.0	257	100.0

入院被爆患者の年次別悪性新生物分類

年度 (Year) 分類 (Classification)	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
肺癌 (Lung cancer)	16	55.1	18	40.9	10	50.0	4	30.8	2	22.2
膵癌 (Pancreas cancer)	0	0.0	3	6.8	1	5.0	1	7.7	3	33.4
膀胱癌 (Cancer of urinary bladder)	0	0.0	0	0.0	1	5.0	1	7.7	0	0.0
食道癌 (Esophageal cancer)	0	0.0	0	0.0	2	10.0	0	0.0	0	0.0
悪性リンパ腫 (Malignant lymphoma)	0	0.0	2	4.5	1	5.0	0	0.0	0	0.0
胃癌 (Gastric cancer)	2	7.0	5	11.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大腸癌 (Colon cancer)	2	7.0	1	2.3	0	0.0	0	0.0	1	11.1
肝癌 (Hepatoma)	0	0.0	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
胆嚢癌・胆管癌 (Cancer of gall bladder and biliary tract)	1	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	22.2
白血病 (Leukemia)	1	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
乳癌 (Breast cancer)	1	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
前立腺癌 (Prostatic cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子宮癌 (Uterine cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
甲状腺癌 (Thyroid cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
腎癌 (Renal cell carcinoma)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
卵巣癌 (Ovarian cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
多発性骨髄腫 (Multiple myeloma)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ATL (Adult T cell leukemia)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他 (Others)	6	20.7	14	31.8	5	25.0	7	53.8	1	11.1
計 (Total)	29	100.0	44	100.0	20	100.0	13	100.0	9	100.0

(2重複癌 1例)

(2重複癌 1例)

(2重複癌 2例)

入院被爆患者の年次別死亡疾患分類

年度 分類 (Year) (Calssification)	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
呼吸器疾患 (Respiratory disease)	12	54.5	5	38.5	2	14.3	7	46.6	5	31.3
悪性新生物 (Malignant neoplasm)	5	22.7	3	23.1	4	28.6	5	33.3	4	25.0
脳・心血管障害 (Cerebrovascular+ Cardiovascular disease)	4	18.2	3	23.1	5	35.7	1	6.7	6	37.5
腎疾患 (Renal disease)	0	0.0	0	0.0	1	7.1	1	6.7	0	0.0
肝胆膵疾患 (Liver+Pancreas and Gall bladder disease)	1	4.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
消化器疾患 (Gastrointestinal disease)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
血液疾患 (Hematological disease)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他 (Others)	0	0.0	2	15.3	2	14.3	1	6.7	1	6.2
計 (Total)	22	100.0	13	100.0	14	100.0	15	100.0	16	100.0

入院被爆患者の年次別死亡疾患分類（悪性新生物）

年度 分類 (Year) (Calssification)	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%	例数	%
肺癌 (Lung cancer)	2	40.0	0	0.0	2	50.0	2	40.0	2	50.0
膵癌 (Pancreas cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0
咽頭癌 (Laryngeal cancer)	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
胃癌 (Gastric cancer)	1	20.0	2	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
乳癌 (Breast cancer)	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
肝癌 (Hepatoma)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
胆嚢癌・胆管癌 (Cancer of gall bladder and biliary tract)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0
前立腺癌 (Prostatic cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大腸癌 (Colon cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
悪性リンパ腫 (Malignant lymphoma)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
白血病 (Leukemia)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
卵巣癌 (Ovarian cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
子宮癌 (Uterine cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
多発性骨髄腫 (Multiple Myeloma)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ATL (Adult T cell leukemia)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
腎癌 (Renal cell carcinoma)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
食道癌 (Esophageal cancer)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他 (Others)	1	20.0	1	33.3	1	25.0	2	40.0	1	25.0
計 (Total)	5	100.0	3	100.0	4	100.0	5	100.0	4	100.0

開設以来の死亡者及び解剖件数

年 度 別	死 亡 者 (人)	解 剖 数 (人)	解 剖 率 (%)
平成17～令和元年度	1329	22	1.7
令和2年度	105	1	1.0
令和3年度	96	1	1.0
令和4年度	90	0	0
令和5年度	110	0	0
令和6年度	100	0	0
計	1830	24	1.3

4 長崎大学原爆後障害医療研究所



(1) 沿革と設置目的

「原爆後障害医療研究所」は、前身となる「原爆後障害医療研究施設」が昭和 37 年（1962 年）に「原爆被爆者の後障害の治療並びに発症予防及び放射線の人体への影響に関する総合的基礎研究」を目的として医学部附属施設として設置され、毎年 1 部門が増設され、6 部門が昭和 42 年（1967 年）に完成し、残留放射能の測定、被爆者疾病の病理疫学的研究、放射線障害の発症機序の解明、白血病や放射線誘発癌の発症機序の解明と治療法の開発などを中心として総合的研究を行ってきた。

一方、昭和 47 年（1972 年）に「原爆被災の実態を明らかにするための諸資料の収集、整理、保存」を目的として、「原爆医学資料センター」が設置された。昭和 48 年（1973 年）に米国 AFIP より被爆者の剖検例など被爆資料が返却されたことを機に、昭和 49 年（1974 年）「原爆被災学術資料センター」と改称された。

平成 9 年（1997 年）4 月、「原爆後障害医療研究施設」と「原爆被災学術資料センター」は整備統合され、新しい「原爆後障害医療研究施設」として再スタートし、平成 15 年には医学部附属施設から大学院医歯薬学総合研究科附属施設に移行した。

平成 25 年（2013 年）4 月、長崎大学の附置研究所として「原爆後障害医療研究所」に改組され、現在、本研究所は「放射線の人体への影響を究明して人類の安全と安心に寄与する放射線健康リスク評価・管理学を実践し、全人的被ばく医療学を推進するとともに国際的な放射線被ばく影響の実態調査、試料・資料の収集及びデータベースの構築を行う。」ことを目的としており、疫学的研究、個体・細胞レベルでの研究から分子レベルの放射線障害発生機序解明の研究を展開し、放射線によって誘発される疾患の診断、治療研究を行うと共に、放射線被ばくによる障害者（ヒバクシャ）の国際的調査や医療協力を実施し、さらに原爆後障害医療の情報センター的性格を併せもった総合的研究施設として活動を行っている。

（２） 沿革

昭和 37 年	4 月	医学部附属原爆後障害医療施設の設置 その後、毎年 1 部門の増設
昭和 42 年	4 月	異常代謝部門、放射線生物物理学部門、病態生理学部門、後障害治療部門、先天異常部門、発症予防部門の 6 部門が完備
昭和 47 年		医学部附属原爆医学資料センターの設置
昭和 49 年		原爆医学資料センターを原爆被災学術資料センターに改称
平成 9 年	4 月	原爆後障害医療研究施設と原爆被災学術資料センターの整備統合により、新しい「原爆後障害医療研究施設」の設置
平成 13 年	11 月	増改築により新研究棟完成
平成 15 年	4 月	大学院医歯薬学総合研究科附属施設に移行
平成 25 年	4 月	附置研究所「原爆後障害医療研究所」に改組
平成 26 年		3 部門制から 4 部門制へ改組、大学附属放射線・環境健康影響共同研究推進センターを新設
平成 28 年	4 月	本研究所は広島大学原爆放射線医科学研究所（広島大原医研）、福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター（福島医大ふくしまセンター）と共に、3 機関による文部科学省ネットワーク型共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」に認定
令和 4 年	4 月	3 機関の学術拠点である「放射線災害・医科学研究拠点」は、新たに共同利用・共同研究拠点「拠点ネットワーク」を形成し活動を継続
令和 7 年	4 月	共同利用・共同研究を発展的に推進するため、放射線・環境健康影響共同研究推進センターを放射線・環境健康影響研究部門とし、5 部門制へと改組、甲状腺がん研究センターを新設

（３） 施設

・所在地	長崎市坂本 1 丁目 12 番 4 号 長崎大学医学部構内		
・建物	鉄筋コンクリート造り	地上 4 階	建物面積 3,723 m ²
	医学ミュージアム（旧 2 号館）		
	鉄筋コンクリート造り	地下 1 階 地上 3 階	建物面積 1,782 m ²

(4) 研究組織

放射線リスク学研究部門

放射線生物・防護学分野

健康リスク学分野

災害復興科学分野

協力講座) 国際ヒバクシャ医療学分野

放射線人体影響学研究部門

血液内科学分野

腫瘍・診断病理学分野

人類遺伝学分野

分子腫瘍・診断学分野

放射線展開医療学研究部門

幹細胞生物学分野

組織修復学分野

アイソトープ診断治療学分野

協力講座) 分子標的医学分野

協力講座) 放射線診断治療学分野

放射線疫学・統計学研究部門

健康社会統計学分野

放射線分子疫学分野

放射線・環境健康影響共同研究部門

共同研究推進センター

資料収集保存センター

資料調査室

生体材料保存室

長崎大学・福島復興推進拠点

甲状腺がん共同研究センター

(5) 職員数 (令和7年4月1日現在)

教育職員	35名	技術職員	3名
・教授	11名	非常勤研究員	14名
・准教授	7名	大学院生・研究員	47名
・講師	0名	技能補佐員・事務補佐員等	28名
・助教	17名		

(6) 各セクションの研究目的並びに研究内容

(7) 放射線リスク学研究部門

原爆被災の負の遺産に打ち克ち、放射線の人体影響研究を推進すると同時に、国際及び地域における臨床疫学、分子疫学調査を推進し、リスク評価とリスクコミュニケーション

ンを教育研究の柱とする。病院機能と連携し、さらに国内外の関連機関との協調の中で放射線災害医療及び救済医療に資する教育研究プログラムを推進する。社会医学的アプローチによるがん・非がん疾患領域の健康科学・生命科学を推進する。

- a. 「放射線生物・防護学分野」：放射線生物学を核に、その応用分野として放射線防護学を推進し、実践的領域として放射線安全管理学の確立を目指す。
- b. 「健康リスク学分野」：放射線防護の観点から健康リスクを評価し、社会とのコミュニケーションを通じて、放射線災害からの復興に資するエビデンスを創出する。
- c. 「災害復興科学分野」：環境放射能モニタリングや放射線健康リスクコミュニケーションに関連する研究の推進を通じて、東京電力福島第一原発事故からの復興に貢献する。同時にそのような取り組みを通じて本分野におけるグローバルスタンダードを策定・発信し、さらには原子力災害からの復興に資する人材の育成に努める。

(イ) 放射線人体影響学研究部門

原爆被爆をはじめとして放射線被ばくによって生ずる身体異常、疾患に対する医療を幅広く実施するとともに、放射線の人体影響を研究する。被爆者に多発した血液疾患の診断治療を担当する血液内科学分野、疾患の細胞、組織レベルでの診断を中心とする腫瘍・診断病理分野、主に非腫瘍性の疾患に関する分子レベルでのゲノムへの影響を解析する人類遺伝学分野、被ばく影響として知られる甲状腺発がんの分子機序の解明を目指す分子腫瘍・診断学分野からなる。

- a. 「血液内科学分野」：放射線被ばくに起因する造血器疾患の基礎的・臨床的研究を行う。特に放射線による造血器腫瘍と造血幹細胞障害の発生機序の解明が重要課題である。さらに、こうした疾患に対する診断法の確立と治療法の開発を目指す。
- b. 「腫瘍・診断病理学分野」：高齢化していく原爆被爆者医療に貢献する腫瘍病理診断学と放射線晩発障害としての固形がんリスク解析に寄与する。発がんリスクが潜在する被爆者腫瘍組織は、がん研究の生体試料としても貴重であり、被爆者腫瘍組織を用いた分子病理学的研究によって得られる医学的情報を普遍化して社会へ還元する。
- c. 「人類遺伝学分野」：ヒトゲノム解析を基盤として、疾患発症の原因を探索することが本教室の主たる目標である。疾患原因となっている遺伝子同定をもとにして、その遺伝子の機能解析をおこない遺伝子変異から疾患発症へいたる分子病理を明らかにすることを目的としている。また、遺伝子異常を指標としたゲノム変化の評価によって、被ばく等の環境因子による人体への影響の評価法を開発することも目標とする。
- d. 「分子腫瘍・診断学分野」：放射線発がん、特に甲状腺がん発生・進展の分子機序解明を通して、原子力災害や事故時の対応、リスク評価から甲状腺がんの分子診断法の開発やがんゲノム医療への貢献まで幅広い研究を行う。

(ウ) 放射線展開医療学研究部門

放射線災害医療と放射線医学に資する研究を展開する。細胞レベルで放射線生物影響を解析し、特に幹細胞（がん幹細胞を含む）による再生医療の基礎研究を担当する幹細胞生物学研究分野、組織恒常性維持の視点から放射線障害の修復研究を担当する組織修復学分野、核

医学の臨床研究を中心としたアイソトープ診断治療学分野からなる。

放射線による悪性腫瘍を含む種々の疾患の発症機序の解明と新たな治療法の開発を目指す。

- a. 「幹細胞生物学研究分野」：幹細胞は臓器の修復再生などに重要な役割を果たす一方、がんの発生と進展にも深く関わっていることが一般的に認識されている。本研究室は基礎研究により幹細胞の生物学的特性に対する理解を深め、組織恒常性維持機構の解明、幹細胞を用いる組織・臓器の修復再生治療の開発、新たながん予防・治療法の確立を目指す。また、幹細胞生物学の視点から、放射線による健康への影響、特に非がん疾患リスクを評価すると共に、その機序を究明し、有効な予防・治療法を新たに見出すことを目指していく。
- b. 「組織修復学分野」：放射線治療に起因する難治性皮膚障害は完治が困難であり、重大な臨床的課題の一つである。晩発性の放射線皮膚障害では、重度の瘢痕化が認められる。これらの病態に対しては、従来の保存的治療や脂肪由来幹細胞移植などが行われているが、その効果は一時的にとどまるため、新たな治療法の開発が急務である。本研究分野では、オミクス解析、遺伝子改変マウスの作製、イメージング解析など様々な技術を活用して放射線皮膚障害の基礎的研究を推進している。
- c. 「アイソトープ診断治療学研究分野」：低容量の放射性同位元素（アイソトープ）や放射線が生体にどのような影響を与えるかはまだ十分に明らかになっていない。その一方で、アイソトープの医療への利用は急速に進展しており、FDG PET に代表される診断以外にも、放射性ヨウ素やルテチウムを用いた悪性腫瘍治療に広がりつつある。当分野は、アイソトープおよび放射線の医療への利用法を研究するとともに、医療被ばくと医療に伴う職業被ばくのリスク評価を行うことで、アイソトープの適正な利用に資することを目的とする。

(エ) 放射線疫学・統計学研究部門

放射線被ばくとそれによる人体的、社会的影響に関わる疫学研究を推進する。原研が所有する被爆者データベース、チェルノブイリ原発事故後の内部被ばく線量データなどを活用し、放射線影響を疫学的側面から解明する。健康調査及び社会医学研究を行う健康社会統計学分野と国内外の被ばく地における放射線疫学研究を行う放射線分子疫学研究分野からな理、放射線研究における統計学的解析を広くサポートする。

- a. 「健康社会統計学分野」：放射線による人体影響及び社会的影響を解明するとともに、高齢化社会における人々の健康評価と予防医療への貢献を目的とする。放射線研究としては、主に甲状腺への放射線の影響を様々な研究手法を用いて明らかにする。さらに、放射線被ばくの有無に関わらず、高齢化社会において健康に影響する因子を明らかにし、人々の健康増進に資することで予防医療に繋げることを目指す。
- b. 「放射線分子疫学研究分野」：国内外の被ばく地、特に旧ソ連を中心とした放射線疫学研究を根幹に、健康リスク評価からリスクコミュニケーションに向けた幅広い教育研究を推進する。

(オ) 放射線・環境健康影響共同研究部門

広島大原医研および福島医大ふくしまセンターとの共同利用・共同研究拠点ネットワークによる「放射線災害・医科学研究拠点」の機能推進と福島県川内村、富岡町、大熊町、双葉町との協定書に基づく連携事項の推進を活動の柱とする。資料収集保存センターは、放射線健康影響解析の基礎となる被爆者データベースを構築し、医学的資料を収集・整理して展示する資料調査室と、原爆被爆者の米国返還資料、生体試料を収集・整理・保存し生体組織バンクを構築するとともに、研究のための運用システムの整備を行っている生体材料保存室からなる。甲状腺がん共同研究センターは、学内外の甲状腺診療機関との包括的共同研究を推進し、さらに若手研究医の教育と育成を担当する。

- a. 「共同利用・共同研究センター」：原研が所有する長崎原爆、チョルノービリ原発事故、福島原発事故に関するフィールド・リソースを統括・活用し、学内の多彩な研究領域の糾合を図るとともに、学内外の共同研究を推進する。チョルノービリおよび福島原発周辺地域における放射線の人体・環境影響評価、土壌や植物・食品・水における放射エネルギーの評価を行い、放射線による環境および健康への影響に関する研究を推進する。
- b. 「資料収集保存センター」：原爆被爆者の米国返還資料、医学的資料、生体試料を収集・整理し、人類が被った核兵器による想像を絶する被害の証拠を永久に展示する。さらに、放射線健康影響解析の基礎となる被爆者データベースと生体組織バンクを構築し、研究のための運用システムを整える。
 - i. 生体材料保存室：原爆被爆者の生体試料はホルマリン固定パラフィンブロックとして保存されている。これらの種々組織検体や臨床病理学的情報を収集・整理し、生体試料の被爆者腫瘍組織バンクを構築する。これらを用いた分子病理学的解析を行なうとともに、組織切片の作製や遺伝子を抽出して、学内外の研究者に供する。
 - ii. 資料調査室：原爆被爆者の長期観察に基づく疫学研究の基礎となるデータベース構築を推進する。原爆被爆者の基本情報をもとに医療、死亡、生活習慣、精神心理状態等に関する多面的なデータの収集とデータ相互間のリンケージをめざす。これにより、本研究所各研究部門のほか、国内外の放射線障害研究者との共同研究の基盤を構築する。
- c. 「長崎大学・福島復興推進拠点」：東京電力福島第一原子力発電所事故において避難を余儀なくされた福島県川内村、富岡町、大熊町、双葉町に長崎大学の復興推進拠点を設置し、住民の被ばく線量評価をもとにしたリスクコミュニケーションを実施し、原子力災害からの復興に貢献する。さらには学内外との緊密な連携のもと、原子力災害からの復興に貢献できる人材の育成を図る。
- d. 「甲状腺がん共同研究センター」：甲状腺がんは、外部被ばく・放射性ヨウ素による内部被ばく後の長期影響として最も重要な疾患のひとつである。また、放射線治療の重要な対象疾患でもある。この甲状腺がんについて、分子機序、分子病理、分子疫学等の基礎研究から、内科、外科、放射線治療等の臨床まで一体となった包括的な研究を行うことのできる国内唯一の共同研究基盤を構築する。

原爆医学資料展示室（医学ミュージアム）

原子爆弾が、人体に与える影響や原爆被爆者の疫学的解析が、約 50 点の写真や図表を用いて展示・説明されている。広く一般に公開されており、専門家や県外からの平和学習のための修学旅行生などが見学に訪れている。併せて、長崎医科大学および同附属医院の被害状況並びに大学で実施された被爆直後の救護・調査活動の記録についても展示されている。

場 所…長崎大学医学ミュージアム内（長崎大学医学部キャンパス）

公開時間…平日 午前 9 時～午後 5 時

ホームページ…<https://www.genken.nagasaki-u.ac.jp/index-sjis.html>

5 公益財団法人 放射線影響研究所（「放影研」）



（１） 目 的

平和的目的の下に、放射線の人に及ぼす医学的影響およびこれによる疾病を調査研究し、原子爆弾の被爆者の健康保持および福祉に貢献するとともに、人類の保健の向上に寄与することを目的としている。（定款第3条）

（２） 沿 革

「公益財団法人 放射線影響研究所」は昭和 50 年(1975 年)4 月 1 日、外務、厚生両省共同所管の公益法人として発足した。米国側の所管は、米国エネルギー省である。

その前身は、原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）であり、米国学士院が米国大統領命令により、米国原子力委員会との委託契約に基づいて、広島・長崎における原爆による放射線の人に及ぼす医学的影響ならびに疾病に関する調査研究を実施するため、昭和 22 年(1947 年)に設置した研究機関である。

昭和 23 年(1948 年)、米国から日本側も共同して調査研究をするよう要請をうけ、厚生省国立予防衛生研究所（予研）の支所が広島・長崎に設けられ、ＡＢＣＣとの共同研究を実施してきた。しかし、更に長期にわたり日米共同で研究を継続する必要性ならびに、米国から日本側の財政負担の大幅な増額と管理運営面での日本側の主体性の確立等の要請があり、昭和 44 年(1969 年)以降数年に及ぶ日米間の協議が重ねられた。

その結果、調査研究活動に必要な経費については、日米平等分担を原則とし、設立・管理運営については日本国民法の適用を受ける等を相互に確認した「財団法人放射線影響研究所の設立に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」が取り交わされ、昭和 50 年(1975 年)4 月 1 日、ＡＢＣＣおよび予研支所は発展的に解消し、「財団法人 放射線影響研究所」として再編改組された。

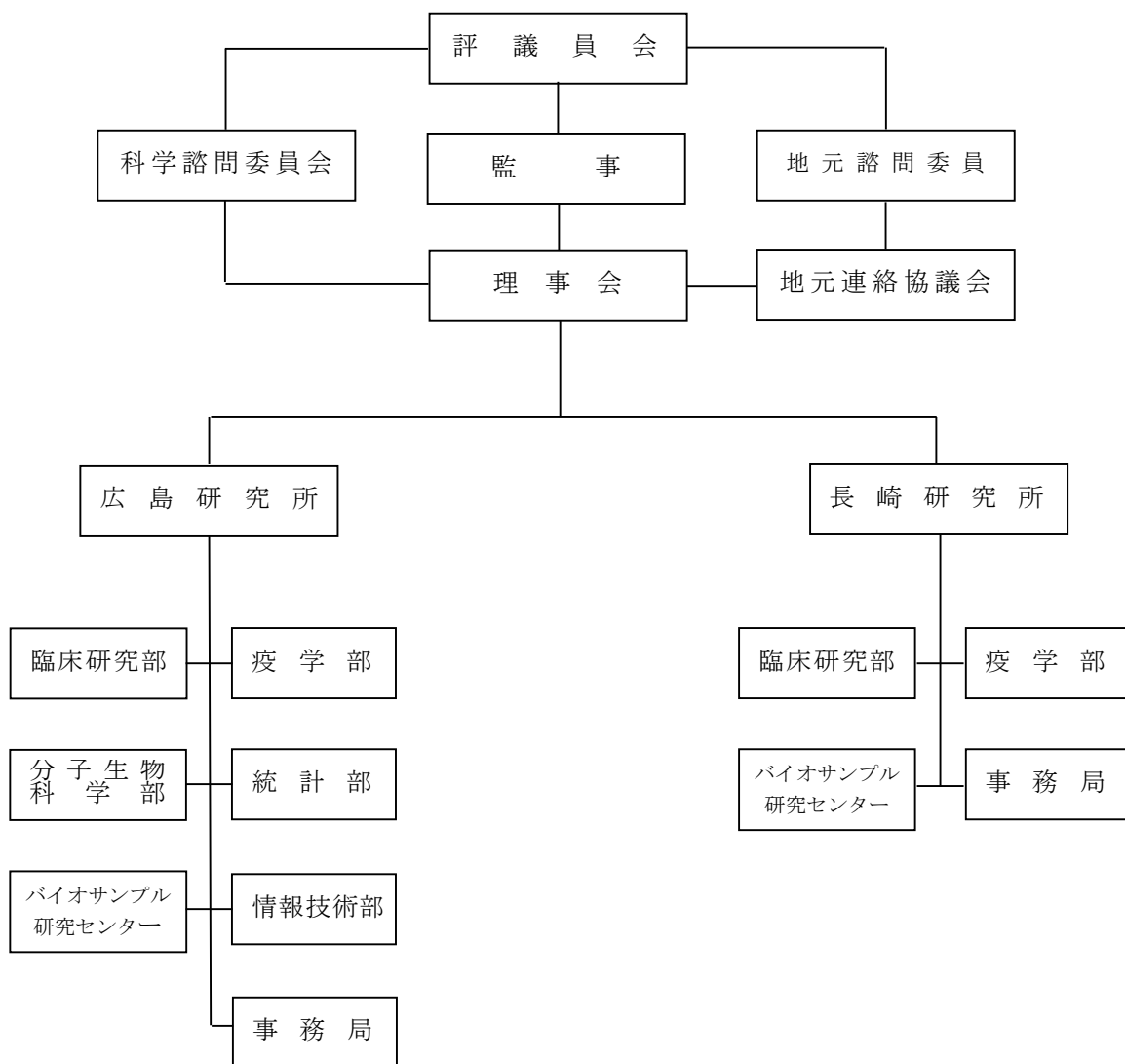
平成 24 年（2012 年）4 月 1 日、内閣総理大臣から公益財団法人への移行認定を受け、「公益財団法人放射線影響研究所」に改称した。

年 譜

昭和20年 9月	広島・長崎における原爆被爆者に係る日米合同調査開始
22年 3月	A B C C設置
23年 3月	広島A B C C内に予研広島支所を併設し、日米一体で調査研究事業開始
23年 8月	長崎A B C C内に予研長崎支所を併設
25年11月	広島A B C Cの施設が市内比治山公園内に竣工
50年 4月	A B C C及び予研支所を「財団法人放射線影響研究所」に改組発足
57年 9月	長崎研究所を新築、移転
平成24年 4月	内閣総理大臣から公益財団法人への移行認定を受け、「公益財団法人放射線影響研究所」に改称

(3) 機 構

公益財団法人 放射線影響研究所機構図



(4) 施 設

広島研究所

ア 所在地 〒732-0815 広島市南区比治山公園 5 番 2 号
TEL (082) 261-3131(代)
FAX (082) 263-7279

イ 敷 地 22,716m²

ウ 建 物 鉄筋コンクリート造、2階12棟及び附属構造物延9,233m²

エ 役職員数 143人（令和7年4月1日現在）

長崎研究所

ア 所在地 〒850-0013 長崎市中川 1 丁目 8 番 6 号
TEL (095) 823-1121(代)
FAX (095) 825-7202

イ 敷 地 1,233m²

ウ 建 物 鉄筋コンクリート造、4階建1棟延2,643m²

エ 職員数 36人（令和7年4月1日現在）

(5) 事業の概要（定款第4条）

当法人は設立の目的を達成するため、次の事業を行う。

ア 被爆者の寿命に関する調査研究、被爆者の健康に関する調査研究、被爆者に関する病理学的調査研究、その他放射線の人に及ぼす影響およびこれによる疾病に関する調査研究を総合的に行う研究所を広島市および長崎市に設置し、運営する。

イ 大学、大学附置の研究所またはその他の研究機関と共同して放射線の人に及ぼす影響およびこれによる疾病に関する調査研究を行う。

ウ 放射線の人に及ぼす影響およびこれによる疾病に関する調査研究の成果の管理、報告および公表ならびに研修を行う。

エ 被爆者の健康診断を行う。

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

(6) 主要調査研究事業

ア 被爆者の寿命等に関する疫学的調査研究（寿命調査）

昭和25年(1950年)の国勢調査付帯資料に基づいて、広島市および長崎市在住の近距離被爆者、遠距離被爆者および非被爆者から約120,000人を抽出して疫学調査を実施している。戸籍による死亡及び死因調査や人口動態調査死亡票、地域腫瘍登録などによって、被爆者の寿命が非被爆者に比べて短くなっているかどうか、また、各種のがんの発生、その他の主要疾患による死亡と原爆放射線被曝との間にどのような関係があるかについて、長期的な疫学的調査を継続実施している。これまでの調査結果から、原爆被爆者のがん死亡率が被曝線量に応じて高くなることが観察されており、この結果は国連科学委員会等に広く引用され、国際放射線防護委員会における被曝線量安全基準設定の一つの根拠になっている。更に、約3,600人からなる胎内被爆者についても同様な疫学的調査が行われている。

イ 成人健康査調

上記アの対象者のうちから約20,000人を選んで、昭和33年（1958年）に開始された定期健診を2年ごとに行うことによって、原爆放射線が健康に及ぼすかを長期にわたり調べている。その後、昭和52年（1977年）に、高線量被爆者とその対照となる約2,400人、昭和53年（1978年）に胎内被爆者約1,000人を調査対象として追加したが、原爆投下時市内不在者5,000人の健診調査は昭和52年（1977年）をもって中止した。特に甲状腺疾患、肝疾患、白内障、循環器疾患のような非がん疾患の有病率あるいは発生率と原爆放射線被曝との関係について継続的な臨床調査を実施している。また被爆者の高齢化に伴い、年齢指向性の強い健診プログラムを導入して、がんのスクリーニングおよび骨粗鬆症の予防などにも重点を置いている。健診で得られた結果は医師の診察時および手紙で報告し、適切な助言を行う。また、精査や治療が必要な場合は他の医療機関に紹介し、最終診断情報を得ている。平成20年（2008年）に被爆時年齢10歳未満の被爆者約1,900人を調査対象として追加した。

ウ 腫瘍組織登録事業

(ア) 腫瘍登録の業務は広島と長崎において、それぞれ昭和32年（1957年）と昭和33年（1958年）に開始された。これらの登録は、その後広島県、長崎県および広島市の主催事業となり、放影研が委託を受けて登録業務を行い、精度の高いがん罹患率データを得ることにより国際的にも高い評価を得た。平成28年（2016年）に全国がん登録が開始され、放影研は広島および長崎県に関する全国がん登録業務を委託されて行っている。

(イ) 組織登録もまた、広島県医師会・長崎市医師会（現在の事業主体は長崎県医師会）により広島では昭和48年（1973年）、長崎では昭和49年（1974年）に開始され、放影研も運営に参加している。この組織登録は、腫瘍の病理組織情報を収集・保存することを目的としている。本登録に蓄積された病理情報および標本は、医学および病理学研究に豊富な材料を提供している。

広島・長崎の腫瘍組織登録は、原爆被爆者および一般の集団におけるがん研究に重要な貢献をしてきた。両登録は、放射線関連腫瘍のリスク推定に有用であり、特に致命率の低い腫瘍の罹患データおよび正確な病理組織学診断を得るために有用である。このように、腫瘍組織登録は放射線関連がんの研究において益々重要な役割を果たしており、腫瘍組織登録データによる原爆被爆者集団のがん罹患率調査研究を継続している。なお、広島県腫瘍登録事業は、令和3年（2021年）3月31日をもって、標本・データ収集を終了した。

(ウ) 病理学的調査研究は、ABC時代に始まり、主要調査課題として長期にわたって継続している。広島・長崎での7,000件以上の剖検により、原爆放射線の健康影響の研究に貴重な報告が提供された。当研究所の剖検業務は昭和63年（1988年）に中止されたが、その後、組織登録に基づき、肺がん、乳がん、皮膚がん、甲状腺がん、卵巣がん、子宮がん、リンパ腫や骨・軟部組織腫瘍などの悪性腫瘍と原爆放射線に関する病理学的研究が進められてきた。現代的な分子病理学的解析手法を導入する事を目的に、剖検試料の整理を計画している。

エ 遺伝学的調査研究

原爆放射線に被曝した人の子ども（被爆二世）の遺伝的影響を究明する目的で、下記の調査を行っている。

(ア) 死亡率調査

被爆二世の寿命が、非被爆二世と比べて短縮しているか、また、死因としていかなる疾患が

多いかについて調査している。昭和21年(1946年)5月から昭和33年(1958年)12月までに出生した約54,000人を対象とする長期調査である。後に昭和34年(1959年)1月から昭和59年(1984年)12月までに出生した約23,000人を新たに調査集団に追加した。平成21年(2009年)までのデータの最近の解析では、がん死亡リスクと親の被曝線量との間に関係は認められていない。また、がん以外の疾病のリスクについても同様である。現在も調査は継続して行われている。

(イ) 分子遺伝学的調査

原爆被爆者1,000家族(対照家族を含む)から提供された血液試料の保存ならびにそれらを用いた遺伝影響調査を行ってきた。今後は、DNAシーケンシング法を用いた親子の全ゲノム解析を計画した。

(ウ) 細胞遺伝学的調査

昭和42年(1967年)から昭和60年(1985年)にかけて、原爆被爆者の子どもについて親の生殖細胞に由来する染色体異常に関する大規模調査が行われた。合計16,000人の子どもが調査されたが、親の放射線被曝に起因する影響は示唆されなかった。近年は、多色FISH法も取り入れている。細胞遺伝学調査は今後、血液細胞の全ゲノム解析による被ばく影響調査へと発展する。

(エ) 被爆二世臨床調査

生活習慣病の発生には、環境的因子と体質(遺伝的要因)の両者が関与するが、親の放射線被曝が子どもの生活習慣病発生に影響があるのか否かも重要な研究課題である。そこで、平成12年(2000年)から被爆二世健康影響調査の対象者に対し郵便調査を開始し、さらに平成14年(2002年)から平成18年(2006年)まで健診調査を実施した。平成19年(2007年)3月の報告では、親の放射線被曝に関連した子どもの生活習慣病有病率の増加は見られなかった。そこで、親の放射線被曝と子どもにおける疾患発生との関係を調べるために、平成22年(2010年)11月から約13,000人を対象に追跡調査を開始し、4年ごとに定期健診を実施している。

オ 分子生物科学研究

(ア) 染色体調査研究

放射線により誘発された染色体異常を有するリンパ球が、被爆後70年以上も経過した現在もなお原爆被爆者の末梢血中に存在し続けており、染色体異常を持つ細胞の頻度は原爆放射線量に比例することが明らかにされてきた。従来のギムザ染色法に代わり、現在はFISH法と呼ばれる新しいDNA技法を導入し、染色体異常の正確な識別と線量反応関係が進められた。今後はゲノムレベルでの変化の線量効果解析へと発展する。また、平成4年(1992年)以来、被爆者から提供された抜去歯エナメルを用いたESR法(電子スピン共鳴法)による新しい線量推定が進められており、個々の被爆者に対する被曝線量の評価(生物学的線量評価)が試みられつつある。

(イ) 免疫機能調査

原爆被爆者の罹病や死亡に関係すると考えられる免疫系の変化を分子生物学的に研究している。これまでの調査で、原爆被爆者の被曝線量に依存したT細胞免疫の低下と、それに関連すると思われる低レベルの持続性炎症が観察されている。このような放射線の免疫への影響は加齢による変化と類似しているので、免疫系の加齢と放射線被曝ならびに被爆者の疾患リスクとの関係を研究している。さらに、被爆者の免疫機能の個体差に関連する遺伝的背景を調べ、がんをはじめとする種々の加齢関連疾患の感受性との関係を研究している。

(ウ) 分子腫瘍学調査

ヒトの放射線関連発がん機構の解明を目標に、分子生物学的技法を用いて研究を進めている。原爆被爆者に発生したがんのこれまでの疫学的調査の結果、多くの固形がんの発生リスクが被曝線量に関係して高くなること、更にいくつかのがんのリスクは非被爆者に比べ現在でも高いことが見出されている。固形がんの発生に放射線被曝が及ぼす影響を分子レベルで明らかにするため、原爆被爆者と非被爆者の甲状腺、肺および結腸がんの組織標本を最新の分子病理学的方法で解析している。また、古い保存組織標本でも分子変化を調べることができる解析法を開発してきた。これまで、比較的高線量の放射線を被曝した原爆被爆者に発生した甲状腺がんでは、発がん遺伝子の再構成を伴った例が多く観察されている。また、放射線による腫瘍形成と持続性炎症の関連を調べる研究を開始した。

カ がんの特別調査研究

原爆放射線の人体に及ぼす影響を解明するため、前述の調査研究に加え、広範ながんの特別研究を行っている。現在進行中の研究としては、乳がん、子宮がんや骨・軟部組織腫瘍などの悪性腫瘍の発生率調査がある。また、成人健康調査受診者の保存血清とDNA試料を使って、ホルモンレベルや肝炎ウイルスとヘリコバクター・ピロリ菌の感染状況および一塩基多型(SNP)を調べて、放射線とがん(乳がん、肝細胞がん、胃がん、結腸がん)発生との関係についても調査を行っている。また、広島・長崎両市における白血病登録情報を更新し、詳細な報告の作成が計画されている。成人健康調査受診者の保存血液を使って、放射線と造血器悪性腫瘍の発症に関する研究を長崎大学および京都大学と共同で行っている。更に、被爆者に発生した白血病をより特徴づけるため、古い保存組織標本を用いた分子病理学的解析を計画している。

キ 原爆放射線被曝線量の再評価

広島・長崎における原爆被爆者の健康影響を評価するために、個人被曝線量を推定する方式としてT65D(暫定1965年線量体系)が開発された。その後、大幅な再評価が行われ、昭和61年(1986年)3月にDS86(1986年線量体系)が導入された。個人ごとの被曝線量が再計算され、健康影響の評価に用いられた。その後、被曝試料(岩石、鉄、コンクリートなど)の中の誘導放射能の測定値と対応するDS86による計算値との間の食い違いが指摘され、再検討が重ねられてきた。

日米合同線量再評価実務委員会は、測定技術の向上やコンピューターの性能向上もあってこの食い違いを解決し、新しい線量体系DS02を作成した。DS02による被曝線量はDS86と比べて大きな違いはないが、その精度が向上し信頼性が回復した。このDS02は平成15年(2003年)3月に上級検討委員会により承認され、現在、健康影響の評価に用いられている。今後も放影研の統計学者は、被爆者の位置や遮蔽に関する推定値を改善し、個人被曝線量の不確実性の範囲および影響の評価を行う予定である。平成26年(2014年)に放影研は最新のデジタル技術を用いた地図作成により、被爆者の被曝位置データの精度を向上させ、地形による遮蔽の補正を改訂し大幅に拡大するとともに、DS02について他にもいくつか改良を行い、線量推定に関する記録について大規模な見直しを完了した。その結果、DS02R1という新たな推定線量が得られた。

線量推定の専門家から成るワーキンググループ(ODWG)が、過去数年間に渡りわたり現在の線量推定方式で使用されているものよりも洗練された一連の新しい人体ファントムの開発を行っている。新しいファントムにはより現実的に表現された臓器、より細分化された年齢、および妊婦と胎児の新しいファントムが含まれる。臓器線量改訂に必要な最終計算が来年完了の予定であり、ODWGの作業も完了が近い。この作業の結果、放影研コホート対象者についてより多く

の臓器のより正確な線量が得られることになる。

ク 統計的方法の開発

放影研は長年、ポアソン回帰法およびリスク回帰に関するソフトウェアなど、大規模疫学コホートに関する解析およびLSS集団の追跡に関し極めて重要なその他の課題に係る統計方法の開発において主導的な役割を果たしてきた。統計部研究員は放影研コホート調査およびその他の基礎科学研究それぞれの必要性に応じた統計的方法の刷新・開発、適用または改善に引き続き携わる。同部の重要な優先事項の一つは、保存されている生物試料の成果を放影研の研究に統合することで得られるゲノミクス・データ解析に関する専門技術・知識の取得・開発である。

(7) バイオサンプル研究センター

昭和44年（1969年）より将来の調査研究に備え、成人健康調査対象者の協力を得て血液試料の収集を開始した。その後、成人健康調査に加えて、被爆二世臨床調査及び遺伝影響調査の対象者の協力も得て、現在までに合計約3万人から提供された血液及び尿試料など約231万本を保存している。これらの保存試料およびそのデータベースを一元的に管理し、適切な保管および活用を図るため、平成25年（2013年）に生物試料センターが設置された（平成31年（2019年）にバイオサンプル研究センターに名称変更）。保存試料のうち末梢血単核球などについては液体窒素タンク（ -150°C 以下、広島と長崎で計28台）で、血清、血漿、単核球以外の血球、尿については超低温冷凍庫（ -80°C 、広島と長崎で計45台）などで保存している。試料保存スペースの確保のため、平成27年（2015年）6月に広島で自動搬送式冷凍保存システムBioStore II（ -80°C ）を導入し、平成28年（2016年）3月に運用を開始した。平成26年（2014年）には、各研究部で独自に収集され保管されてきた既存試料の管理のために棚卸を開始した。広島研究所では対象となる約103万本の試料全てが令和2年度（2020年度）までに終了し、このうち約59万本をBioStore IIへ格納した。長崎研究所の棚卸は、平成30年度（2018年度）までに対象となる約49万本の全てが終了した。また、試料の受付、調製、保存及び輸送などの作業工程の管理と、試料の在庫及び品質情報の管理などに使用するために研究室情報管理システムを導入し、令和2年度（2020年度）から本格的な運用を開始した。一方、試料の品質評価及び管理のための体制の整備も進めており、質量分析装置を導入して運用を開始した。令和3年度（2021年度）には、保存試料の研究利用のための要領および細則を完成した。将来的には、病理試料、血液塗抹標本、歯牙試料などの管理も行う。また、研究室情報管理システムを利用して保存試料に関するデータベースを構築することにより、放影研内外の研究者らがこれら保存試料に関する情報を共有できるようにする。

(8) 地域社会との協力

当研究所は調査研究機関であるが、被爆者援護法に基づく一般および精密検査委託医療機関として広島および長崎の県・市から指定されている。治療は緊急の場合以外には行われず、適切な医療機関を紹介することを原則としている。

また健診協力者に対し、被爆者健康手帳や諸手当の申請について援助するとともに、対象者の疾病の予防や治療を妨げるような心理的・社会的問題や日常生活における諸問題に対して、地域の関係機関と連携をとりながら、必要な相談、援助を行っている。

調査研究を遂行するためには、被爆者をはじめ多くの関係者のご協力が不可欠である。地域社会

との協力関係を密にし、その要望などを運営に反映させるべく、広島・長崎両市の各界代表者で構成される地元連絡協議会が設置されている。なお、評議員会、理事会又は理事長の諮問に応じて意見を述べることのできる地元諮問委員2名が評議員会において選任されている。また、研究事業遂行には多数の地域医療機関、団体、医学研究機関等の支援を得ることが必要不可欠である。広島・長崎の県医師会、市医師会、広島大学医学部、長崎大学医学部、広島大学原爆放射線医科学研究所、長崎大学原爆後障害医療研究所、量子科学技術研究開発機構等多数の関係機関と連絡を密にし、これら機関の多大なご協力を得て調査研究事業を実施している。

平成15年度（2003年度）から、広島大学大学院医歯薬保健学研究科の連携講座に参加し、放影研の研究者が客員教員として大学院生の教育・研究指導を行っている。

（9） 研究結果の公表

放影研の研究結果は学術論文の形で内外の専門雑誌に発表しており、当所のホームページでもそのタイトル・著者名・ジャーナル名の情報を公開している。必要な場合には、一般向けにわかりやすく解説した資料も作成し掲載している。また、出版された主要調査論文に用いたデータは、グループ化データとして当所のホームページから入手することができ、内外の研究者によって利用されている。

第6 その他

第6 その他

1 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（「八者協」）

（1）設立の目的

原爆被爆者に対する援護対策の強化促進を図る。

（2）組織

長崎県、長崎市及び広島県、広島市をもって組織し、知事及び市長並びに議会議長をもって委員とする。

（3）設置等の経緯

昭和34年 9月	広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会を設置
42年11月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会を設置 会則制定
44年 1月	会則一部改正（幹事の設置）
平成24年12月	会則一部改正（幹事会、課長会等に係る規定の新設及び整備）

（4）事業活動

原爆被爆者の援護対策の強化について、政府並びに国会に対して要望を行う。

令和6年7月、八者協は、国の令和7年度予算編成にあたり次のとおり要望を行った。

原子爆弾被爆者援護対策要望事項

第一 弔意事業の充実強化

第二 保健医療福祉事業の充実

一 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

二 介護施策の拡充強化

三 原子爆弾小頭症患者の支援

四 被爆者関係施設の整備充実

五 被爆者医療における地方負担の改善等

第三 在外被爆者の援護の推進

一 在外被爆者の実情を踏まえた改善

二 在外公館等における被爆者支援の強化

第四 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進

第五 「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」での早急な検証等の実施

第六 被爆二世の健康診断内容等の充実

第七 放射線被曝（爆）者医療国際協力の推進

2. 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM－ナシム－）

（１）設立の目的

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故等による被災者の救済を目的として設立。

長崎が有する被爆者医療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果をこれらヒバクシャの医療に有効に活かしてもらうため、国外からの医師等の研修受け入れや国外への専門医師等の派遣、医学教科書の出版などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与する。

（２）設 立 １９９２年（平成４年）４月１日

（３）構成機関

（一社）長崎県医師会、（一社）長崎市医師会、長崎大学、長崎大学医学部、長崎大学病院、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科、長崎大学原爆後障害医療研究所、日本赤十字社長崎原爆病院、（公財）放射線影響研究所、（公財）長崎原子爆弾被爆者対策協議会、（公財）長崎平和推進協会、長崎県、長崎市

（４）事務局

長崎市尾上町３番１号 （長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課内） 電話 095-895-2475

（５）事業の概要

ヒバクシャ医療に従事する人材の育成、ヒバクシャ医療の継承、情報の共有化を目指して様々な事業に取り組んでいる。

ア 研修生受け入れ・専門医師等の派遣事業

長崎が蓄積した原爆被爆者治療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果を活かして、放射線被曝者の治療・健康管理にあたっている世界各地の医療従事者等に対する指導、技術支援、医療情報の提供を行うために、医師等の受入研修及び専門医師等の派遣事業を行っている。

<研修者の受け入れ状況>

（単位：人）

区分／年度		H5 ～14	H15 ～24	H25 ～29	H30	R1	R2 ～4	R5	R6	合計
チヨルノー ビリ関連	ロシア	11	12	7	1	1	0	0	0	32
	ベラルーシ	17	33	10	2	2	0	0	0	64
	ウクライナ	13	11	4	1	1	0	0	0	30
	小計	41	56	21	4	4	0	0	0	126
カザフスタン共和国		9	18	9	2	2	0	5	5	50
アメリカ合衆国		1	0	0	0	0	0	0	0	1
韓国		27	112	71	16	16	0	17	20	279
合 計		78	186	101	22	22	0	22	25	456

イ 普及・啓発事業

放射線ヒバクシャ医療に関する国際協力推進の意義と必要性を啓発するための講演会の開催や各種のPR活動及び情報提供を行っている。

<令和6年度実績>

① ヒバクシャ医療国際協力についての出前講座の実施

- ・第1回 開催日：令和6年6月5日 場所：長崎市立三川中学校
対 象：1年生 40名 [三根客員教授]
- ・第2回 開催日：令和6年6月24日 場所：長崎市立三和中学校
対 象：3年生 52名 [三根客員教授]
- ・第3回 開催日：令和6年7月3日 場所：長崎市立高島中学校
対 象：1, 2年生 3名 [三根客員教授]
- ・第4回 開催日：令和6年7月5日 場所：長崎市立女の都小学校
対 象：5年生 15名 [三根客員教授]

② その他

- ・機関誌「NASHIM」第51号の発刊
- ・ホームページのリニューアル

ウ 出版事業

チェルノブイリ関係諸国の医療従事者の教材としてロシア語の医学教科書を出版し寄贈している。また、ヒバクシャ医療や放射線についての知識普及のために、諸外国の放射線関係事故に関する図書の邦訳本、外国向けの長崎原爆関係書の英訳本などを出版している。

<出版状況>

平成7年度	・「放射能Q&A」(ロシア語、日本語) ・「長崎シンポジウム：放射線と人体～長崎からの提言～」(英訳)
平成8年度	・サイム・バルムハノフ著「中部カザフスタンにおける環境放射能と住民及び家畜の健康状態」(邦訳) ・カザフスタンの今(VTR)
平成9年度	・L.A.イリーナ著「チェルノブイリ：虚偽と真実」(邦訳) ・「甲状腺学：基礎編」(ロシア語) ・「甲状腺疾患超音波診断画像解析図(Ultrasound Diagnosis of Thyroid Diseases)」(ロシア語)
平成10年度	・王玉麟著「台湾の放射線汚染問題」(邦訳) ・「長崎・ヒバクシャ医療国際協力会7ヵ年の歩み」
平成11年度	・「甲状腺バセドー病超音波診断画像解析図(Ultrasound Diagnosis of Goiter Fundamental and Clinical Atlas)」(ロシア語) ・永井隆著「原子爆弾救護報告」(英訳) ・「放射能Q&A」改訂版

平成 12 年度	・ L.A.イリーン監修「緊急被ばく事故時の医療対応マニュアル」 CD-ROM（英訳）
平成 13 年度	・ 「小児甲状腺学」（ロシア語） ・ 「甲状腺腫瘍超音波診断画像解析図：疾患編（Ultrasound Diagnosis of Thyroid Cancer Fundamental and Clinical Atlas）」（ロシア語） ・ 調来助著「原爆被災復興日誌」（英訳） ・ L.A.イリーン監修「緊急被ばく事故時の医療対応マニュアル」 CD-ROM（邦訳）
平成 14 年度	・ 「長崎・ヒバクシャ医療国際協力会 10 ヶ年誌」 ・ L.A.イリーン監修「放射能汚染の重大事故：影響と防護措置」
平成 15 年度	・ 広島大学名誉教授 鎌田七男著「白血病診断図譜詳解－放射線関連白血病を含む－」 ・ 長崎から世界へ～NASHIM・ヒバクシャ医療国際協力の取り組み～ （ビデオ・CD-ROM）
平成 16 年度	・ ベラルーシ卒後医師研修大学教授 ラリッサ・ダニロワ著「甲状腺疾患」
平成 17 年度	・ 元大村海軍病院長 秦山弘道著「Collection of Memoirs of the Atomic Bombardment of Nagasaki 1945-55」 ・ 調来助著「長崎ニ於ケル原子爆弾災害ノ統計的観察」（英訳） ・ 「長崎原爆の医学的影響」（モンゴル語）
平成 18 年度	・ 「ロシアにおける甲状腺癌の研究成果」（ロシア語） ・ 「長崎から発信するヒバクシャ医療国際協力のあゆみ」
平成 20 年度	・ 「長崎から発信するヒバクシャ医療国際協力のあゆみ」
平成 22 年度	・ 「21 世紀のヒバクシャ」（ナシム執筆・編集、長崎新聞新書）
平成 23 年度	・ 「放射能 Q & A」改訂版 ・ 「放射線・放射性物質 Q & A」（長崎大学と共同発行）
平成 25 年度	・ 「THYROID CANCER IN UKRAINE AFTER CHERNOBYL」（英語版医学教科書） チェルノブイリ原発事故後のウクライナにおける甲状腺ガン
平成 27 年度	・ 「ナシム座談会 被爆70周年とナシム」
平成 29 年度	・ 「漫画で学ぶ長崎原爆」
令和元年度	・ 「Atlas of Uterine Cervical and Self-assessment」 子宮頸部細胞診と自己診断図録（ロシア語版医学教科書）

エ 永井隆平和記念・長崎賞の授与（隔年）

旧制長崎医科大学放射線医学教室 永井隆博士の崇高な平和希求の精神を引き継ぎ、国際社会におけるヒバクシャ医療への貢献者を広く顕彰することにより、その継承者を育成し、将来に向けた原爆関連医療の遺産を継承することを目的として、平成 7 年の長崎原子爆弾被爆 50 周年の機に「永井隆平和記念・長崎賞」を制定し、以降、隔年で実施している。

(ア) 対 象

原子爆弾による被爆者及び放射線被曝事故等による被災者に対する治療及び調査研究等の分野において、ヒバクシャ医療の向上・発展、ヒバクシャの福祉の向上を通じて世界平和に貢献し、将来にわたる活躍が期待される国内外の個人又は団体。

(イ) 受賞者

(敬称略)

表彰回数	氏 名	職 名
第 1 回受賞者	秋月 辰一郎	聖フランシスコ病院顧問 医師
第 2 回受賞者	サイム・バルムハノフ	放射線腫瘍医学研究所所長 (カザフスタン共和国)
第 3 回受賞者	ヨハネス・ヤコブ・ブローゼ	ライデン大学教授 (オランダ)
第 4 回受賞者	エヴゲニイ・デミチュック	保健省放射線内分泌研究所甲状腺部門部長 (ベラルーシ共和国)
	鎌田 七男	(財) 広島原爆被爆者援護事業団理事長
第 5 回受賞者	日本チェルノブイリ連帯基金	長野県松本市 (理事長 鎌田實祖)
第 6 回受賞者	市丸 道人	長崎大学名誉教授
	横路 謙次郎	広島大学名誉教授
第 7 回受賞者	アナトリイ・ツィーブ	ロシア医学アカデミー・オブニンスク医学 放射線研究所所長
第 8 回受賞者	クリストフ・ライナー	ドイツ・ビュルツブルグ大学病院院長
第 9 回受賞者	ミコラ・トロニコ	ウクライナ医学アカデミー内分泌代謝研究 所所長
第 10 回受賞者	丹羽 太貫	福島県立医科大学特命教授
第 11 回受賞者	ドミトリー・バジーカ	ウクライナ国立放射線医学研究センター所 長
第 12 回受賞者	タチアナ・ボグダノワ	ウクライナ国立内分泌代謝研究所内分泌病 理研究部門長
第 13 回受賞者	佐々木 康人	湘南鎌倉総合病院附属臨床研究センター・ 放射線治療研究センター長 放射線影響協会理事長
第 14 回受賞者	前川 和彦	東京大学名誉教授 (医) 明和会 上溝介護老人保健施設いずみ 施設長
第 15 回受賞者	チェン・ケッツ・リッティー	カンボジア王国上級大臣 (首相補佐特命相)

(6) その他

①表彰

- ・ 第 52 回保健文化賞受賞（平成 12 年 10 月）
- ・ ベラルーシ共和国政府より感謝状授与（平成 14 年 10 月）
- ・ 大韓赤十字社より感謝状授与（平成 15 年 10 月）
- ・ 外務大臣表彰受賞（平成 18 年 7 月）

②記念事業

- ・ 平成 14 年 「長崎・ヒバクシャ医療国際協力会 10 ヶ年誌」発刊
- ・ 平成 25 年 ナシム設立 20 周年記念事業 長崎とヒバクシャ医療をテーマに、長崎大学大学院原爆後障害医療研究施設創設 50 周年と併せ、合同シンポジウム開催
- ・ 令和 4 年 ナシム設立 30 周年記念事業としてシンポジウム開催

3 長崎県・長崎市の原爆被爆者対策の機構等

(1) 長崎県の機構等（令和7年4月現在）

福祉保健部		原爆被爆者援護課		被爆者援護班	
部長	1	課長	1	課長補佐	2
次長	2	総括課長補佐	1	主任主事	1
				任用職員	3
				計	6
					①原爆諸手当及び葬祭料の支給に関すること
					②原爆症認定申請に関すること
					③原爆被爆者養護ホームの入所委託及びショートステイに関すること
					④原爆被爆者特別事業に関すること（被爆者テレサポ事業を含む）
					⑤介護保険利用に伴う被爆者援護に関すること
					⑥老人ホーム入所被爆者費用負担助成に関すること
					⑦広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会に関すること
					⑧被爆者関係施設の施設及び設備整備助成に関すること
					⑨被爆者団体との連絡調整に関すること
					⑩被爆者関係公益法人等の指導・監督に関すること
					⑪平和祈念式典・県民祈りの日等に関すること
				保健医療班	①原爆被爆者健康手帳の交付に関すること
				参事	1
				課長補佐	1
				係長	2
				主任主事	1
				任用職員	9
				計	14
					②第一種健康診断受診者証の交付に関すること
					③第二種健康診断受診者証の交付に関すること
					④原爆被爆者の健康診断に関すること
					⑤原爆被爆者の医療の給付に関すること
					⑥指定医療機関及び一般疾病医療機関に関すること
					⑦被爆二世の健康診断に関すること
					⑧被爆体験者の支援事業に関すること
					⑨在外被爆者の支援事業に関すること
					⑩長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）に関すること
					⑪行政不服審査法に基づく審査請求に関すること
				恩給援護班	①もとの軍人及び軍属等の恩給に関すること
				課長補佐	2
				主任主事	1
				任用職員	2
				計	5
					②もとの軍人及び軍属等の履歴証明に関すること
					③もとの軍人及び軍属等の叙位及び叙勲に関すること
					④戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること
					⑤未帰還者の調査及び身上の取り扱いに関すること
					⑥未帰還者留守家族等の援護に関すること
					⑦引揚者の援護に関すること
					⑧戦没者の慰霊顕彰に関すること
					⑨戦没者の遺骨の伝達及び遺留品の交付に関すること

(2) 長崎市の機構等 (令和7年4月現在)

原爆被爆対策部 部長 1	調 査 課 課長 1 課長補佐 1 係長 2 主事 5 職員 4 課付 1 計 1 4	総務係	①部の統括に関する事 ②原子爆弾被爆者対策の企画に関する事 ③原爆犠牲者慰霊平和祈念式典等に関する事 ④原子爆弾被爆者の調査に関する事 ⑤原子爆弾死没者台帳に関する事 ⑥原爆殉難者無縁遺骨に関する事 ⑦在外被爆者支援事業に関する事 ⑧広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）に関する事 ⑨長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）に関する事 ⑩長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターに関する事 ⑪長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）に関する事 ⑫原子爆弾被爆者に係る諸団体に関する事 ⑬部の所管（原爆資料館を除く）に係る予算の経理に関する事 ⑭部内事務の連絡調整に関する事
		拡大地域支援係	①第二種健康診断受診者証に関する事 ②第二種健康診断受診者証所持者の健康診断に関する事 ③被爆体験者精神医療受給者証及び第二種健康診断特例区域医療受給者証に関する事 ④被爆体験者精神医療受給者証所持者及び第二種健康診断特例区域医療受給者証の医療費に関する事 ⑤第二種健康診断受診者証交付台帳に関する事 ⑥被爆体験者精神医療受給者証交付台帳及び第二種健康診断特例区域医療受給者証交付台帳に関する事 ⑦第二種健康診断特例区域に関する事業検討審議会に関する事。 ⑧被爆体験者精神医療受給者証審査会及び第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会に関する事
	援 護 課 課長 1 係長 2 専門官 2 主事 1 職員 2 保健師 1 再任用 1 計 1 0	援 護 係	①原爆諸手当及び葬祭料に関する事 ②原子爆弾被爆者健康管理手当等支給認定審査会に関する事 ③介護保険等利用被爆者助成に関する事 ④原爆症認定申請の進達に関する事 ⑤法外援護に関する事 ⑥原爆被爆者の保健相談に関する事 ⑦特別事業に関する事 ⑧原爆養護ホームの入所及びショートステイの利用に関する事 ⑨原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定審査会に関する事
		医療認定係	①被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証に関する事 ②医療機関及び医療費等に関する事 ③被爆者台帳及び第一種健康診断受診者証交付台帳の管理に関する事 ④原爆被爆者等の健康診断に関する事

原 爆 資 料 館		
館長	1	
館付	1	
平 和 推 進 課		①平和アピールの推進に関すること
課長	1	②平和の文化の醸成に関すること
主幹	1	③平和に関する諸問題の調査研究に関すること
係長	3	④国内外からの要人の接遇に関すること（平和推進課の所管に係るものに限る）
主任	1	⑤長崎原爆資料館の展示更新に関すること。
専門官	1	⑥長崎原爆資料館運営審議会に関すること。
主事	2	⑦平和宣言文起草委員会に関すること。
職員	4	⑧原爆資料館の所管に係る予算の経理に関すること。
課付	1	⑨平和会館及び永井隆記念館に関すること。
計	1 4	⑩原爆資料館内事務の連絡調整に関すること。
		⑪（公財）長崎平和推進協会との連絡調整に関すること。
		⑫ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会に関すること。
		⑬平和首長会議に関すること。
		⑭日本非核宣言自治体協議会に関すること。
		⑮核兵器廃絶長崎連絡協議会に関すること。
被爆継承課		①原子爆弾による被災に関する資料の調査・収集、保存及び公開に関すること
課長	1	②被爆建造物等保存整備事業に関すること
係長	1	③長崎市原子爆弾被災資料審議会に関すること
主任	1	④長崎原爆遺跡調査検討委員会に関すること
主事	4	⑤長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎に関すること
職員	1	⑥県外原爆・平和展に関すること
計	8	⑦青少年ピースボランティア育成に関すること
		⑧青少年ピースフォーラムに関すること
		⑨平和学習の支援に関すること
		⑩「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業に関すること
		⑪世界平和祈念行事実行委員会に関すること
		⑫平和の灯実行委員会に関すること
		⑬収蔵資料インターネット公開に関すること
		⑭平和情報ポータルサイト「長崎原爆の記憶」に関すること
		⑮「長崎クスノキプロジェクト」推進事業に関すること

4 団体等一覧

(令和7年4月現在)

団体の名称等	設立年月	事業内容
公益財団法人 長崎原子爆弾被爆者対策協議会 理事長 三根 眞理子 住所：〒852-8104 長崎市茂里町2-41 電話：(095)844-3100 FAX：(095)843-9255	昭和33年10月 平成24年4月 公益財団法人へ 移行認定	○原子爆弾被爆者の健康診断その他の健診事業 ○原子爆弾被爆者の健康管理及び健康指導 ○原子爆弾被爆者の相談及び援護事業 ○長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの運営管理 ○その他この法人の目的を達成するために必要な事業
一般財団法人長崎原爆被災者協議会 会長 田中 重光 住所：〒852-8115 長崎市岡町8-20 電話：(095)844-0958 FAX：(095)847-9135	昭和31年6月 平成26年4月 一般財団法人へ 移行認可	○核兵器廃絶・原爆被害への国家補償の実現 ○被爆者の福祉活動、調査研究、啓発指導 ○被爆者のための福利厚生、文化向上について ○被爆者のための医療・生活・職業・法律相談 ○「被爆者の店」等の設置、経営 ○被爆二世、三世の対策の強化
長崎原爆遺族会 会長 本田 魂 住所：〒851-3101 長崎市西海町2484-12 電話：(095)814-3311	昭和40年9月	○被爆者援護法の充実強化 ○被爆者の実態情報交換、資料の収集 ○弔慰金、遺族年金制度の実施促進 ○被爆者の啓発指導 ○被爆者の遺族、被爆二世、三世、被爆体験者の支援
長崎県被爆者手帳友の会 会長 朝長 万左男 住所：〒852-8118 長崎市松山町6-10 鈴木ビル1F ヒパクシャ・コミュニティ ・センター 電話：(095)849-1494 FAX：(095)847-1970	昭和42年6月	○被爆者援護法の充実強化 ○被爆者の医療、健康管理、生活相談 ○被爆実態の啓発指導 ○被爆二・三世定期健診の法制化及び医療費の国庫負担 ○被爆地域の不均衡是正
長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会 議長 川野 浩一 住所：〒850-0037 長崎市金屋町9番3号 電話：(095)823-7281 FAX：(095)825-8837	昭和50年1月	○被爆者援護法の国家補償法への改正 ○被爆者医療援護、生活補償の拡充 ○原爆症認定、在外被爆者、「被爆体験者」など被爆者 問題の抜本的解決 ○被爆二・三世対策の確立 ○「核兵器禁止条例」の終結、核廃絶、脱原発（省エネを 基本に、自然エネルギーを基幹エネルギーへ） ○反戦・平和・護憲、人権と民主主義の確立 ○安保法制の廃止、立憲主義の回復
長崎原爆被爆者の会 会長 西村 勇 住所：〒851-3304 西海市西彼町上岳郷1663-1 電話：(0959)27-1262 FAX：(0959)27-1265	平成12年4月	○被爆者援護法の充実と核廃絶と世界平和実現 ○被爆者の相互扶助と親睦 ○被爆者の社会的、経済的地位の確立

団 体 の 名 称 等	設立年月	事 業 内 容
長崎県原爆被爆者島原半島連合会 会長 植田 政信 住所：〒859-1308 雲仙市国見町神代幸174-1 電話：(0957)78-0204	平成9年5月	○被爆者援護法の充実強化 ○被爆者の保健・医療・福祉の充実 ○被爆実態の調査研究と啓発活動の促進 ○被爆者のための文化向上と生活相談 ○被爆二・三世の定期健診の法制化と医療費の国庫負担
核兵器廃絶・平和建設長崎県民会議 議長 松尾 敬一 住所：〒852-8016 長崎市宝栄町3-15 4F 電話：(095)833-1127 FAX：(095)833-1134	昭和37年4月	○核兵器廃絶の取り組み ○被爆者の救護活動の実施 ○原子力の平和利用の促進
長崎県戦没者慰霊奉賛会 会長 大石 賢吾 住所：〒852-8034 長崎市城栄町41-20 さくら会館 電話：(095)844-3868 FAX：(095)844-3868	昭和29年8月	○戦没者追悼式の実施 長崎県戦没者追悼式（大村市）、県沖縄戦没者追悼式、 新上五島町、五島市、対馬市、壱岐市各戦没者追悼式 ○長崎県忠霊塔（大村市）の維持管理 ○鎮魂長崎の碑（沖縄県）の維持管理
一般財団法人 長崎県連合遺族会 会長 山下 裕子 住所：〒852-8034 長崎市城栄町41-20 さくら会館 電話：(095)843-3585 FAX：(095)845-1554	昭和23年11月	○英霊の顕彰、慰霊に関する事業（県追悼式、沖縄追悼式 等への出席、献花等） ○英霊の顕彰、慰霊に関する事業を実施する団体に対する 貸付事業 ○遺族の処遇向上に関する事業 ○遺族相互の修養、親睦、慰藉に関する事業 ○関係官庁団体との連絡折衝に関する事業

5 原爆関係施設一覧

(令和7年7月現在)

名称・開設主体及び所在地	建設年月及び 建設費（千円）	建物の概要		
		延面積（㎡）	構造	内容
日本赤十字社長崎原爆病院 院長 谷口 英樹 〒852-8511 長崎市茂里町 3-15 電話 095-847-1511	本館 平成 30 年 3 月 9,750,096 別館 令和 2 年 3 月 1,591,929	30,119.90 1,284.00	鉄筋コンクリート造 地上 15 階 鉄筋コンクリート造 地上 4 階	病床 315 その他 事務室、放射線部 日赤県支部 その他
日本赤十字社長崎原爆諫早病院 院長 福島 喜代康 〒859-0497 諫早市多良見町化屋 986-2 電話 0957-43-2111	長崎県から移譲 平成 17 年 4 月	8,241.15	鉄筋コンクリート造 地上 5 階	病床 130 その他
公益財団法人放射線影響研究所 長崎研究所 〒850-0013 長崎市中川 1-8-6 電話 095-823-1121 FAX 095-825-7202	建設 昭和 57 年 9 月	2,643	鉄筋コンクリート造 地上 4 階	臨床研究部 疫学部 長崎事務局
長崎大学原爆後障害医療研究所 〒852-8102 長崎市坂本 1-12-4 電話 095-819-7000	増築・改修 平成 13 年 11 月 773,000	3,833	鉄筋コンクリート造 地上 4 階	研究室、実験室、 図書室、培養室、 X線発生装置室、 ヒューマンカウンセラー、そ その他
恵の丘長崎原爆ホーム 社会福祉法人純心聖母会 理事長 高平 美智子 (本館) 〒852-8142 長崎市三ツ山町 139-5 電話 095-845-4181 (別館) 〒852-8142 長崎市三ツ山町 139-2 電話 095-844-9809	本館 昭和 45 年 3 月 3,352,010 増築 昭和 48 年 3 月 昭和 51 年 2 月 昭和 61 年 3 月 平成 11 年 12 月 別館新築 昭和 55 年 3 月 増築 平成 10 年 3 月	18,623.18	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地上 5 階 鉄筋コンクリート造 陸屋根 地上 4 階	居室、食堂、厨房、 浴室、寮母室、医 務室、機能回復訓 練室、その他
原爆被爆者特別養護ホーム かめだけ 公益財団法人被爆者福祉会 理事長 内海 修 〒851-3304 西海市西彼町上岳郷 1663-1 電話 0959-27-1262	建設 昭和 55 年 6 月 522,464 増築 平成 5 年 12 月 改築・改修 平成 15 年 2 月	2,581.24	鉄筋コンクリート造 平屋 (別棟) 鉄骨 平屋造	居室、診療室、浴 室、厨房、介護職 員 室、事務室、機能 訓練室、集会室、 その他

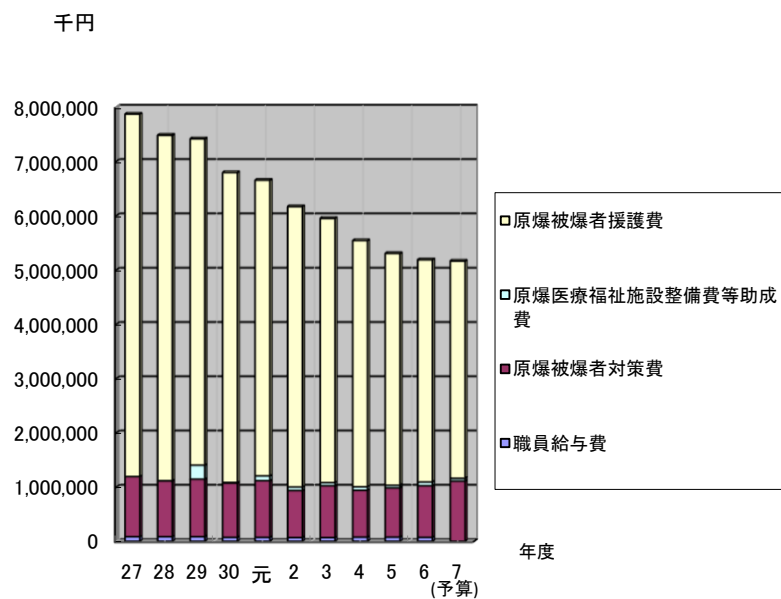
名称・開設主体及び所在地	建設年月及び 建設費（千円）	建物の概要		
		延面積(㎡)	構造	内容
長崎市原子爆弾被爆者健康管理 センター 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者 対策協議会 理事長 三根 眞理子 〒852-8104 長崎市茂里町 2-41 電話 095-844-3100	建設 平成 3 年 10 月 6,514,980 のうち 1,565,830	15,606 のうち 3,376	鉄筋コンクリート 造 地下 1 階 地上 8 階 のうち 6～7 階部分	受付、診察室、処 置室、尿検査室、 心電図室、胸部撮 影室、胃部撮影 室、骨密度測定・ 乳房撮影室、超音 波検査室、その他
長崎原爆資料館 〒852-8117 長崎市平野町 7-8 電話 095-844-1231	建設 平成 8 年 3 月 6,641,562	7,949.73	鉄筋コンクリート ・一部鉄筋 造 地下 2 階 地上 2 階	平和学習ホール 平和学習室 常設・企画展示室 図書室・会議室 その他
長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈 念堂 〒852-8115 長崎市岡町 8-5	建設 平成 6 年 7 月 58,710	268.08	鉄筋コンクリート 造 2 階建	祭壇、納骨堂 倉庫 その他
国立長崎原爆死没者追悼平和祈念 館 〒852-8117 長崎市平野町 7-8 電話 095-814-0055	建設 平成 15 年 7 月 4,118,132	2,999.58	鉄筋コンクリート 造 地上 1 階 地下 2 階	手記展示コーナー 追悼コーナー 追悼空間 遺影・手記閲覧室 平和情報コーナー その他

6 原爆被爆者対策決算（予算）の状況

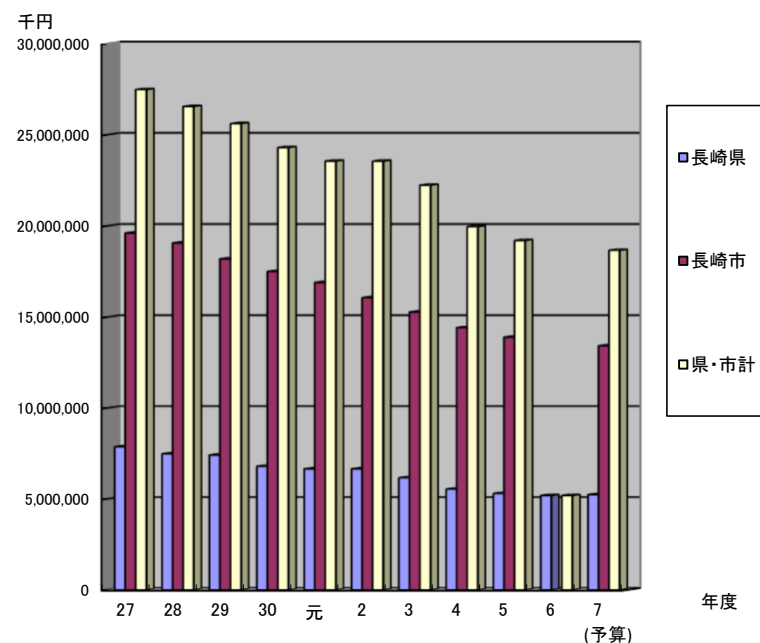
(単位：千円)

区 分 \ 年 度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7 (予算)
長 崎 県	職 員 給 与 費	85,801	87,280	85,706	73,390	74,364	69,573	69,380	76,626	77,897	75,379	76,735
	原 爆 被 爆 者 対 策 費	1,108,446	1,026,431	1,058,436	998,873	1,041,357	866,059	955,352	863,877	908,349	948,766	1,109,891
	原 爆 被 爆 者 援 護 費	6,675,235	6,365,396	6,012,674	5,711,271	5,447,468	5,167,186	4,868,689	4,537,038	4,269,060	4,096,547	4,002,598
	原爆医療福祉施設整備費等助成費	386	3,054	260,269	11,788	90,396	65,107	56,912	64,324	48,074	68,166	49,855
	計	7,869,868	7,482,161	7,417,085	6,795,322	6,653,585	6,653,585	6,167,925	5,541,865	5,303,380	5,188,858	5,239,079
長 崎 市		19,610,819	19,068,426	18,196,156	17,503,646	16,901,011	16,068,830	15,281,103	14,422,673	13,900,650		13,427,587
県 ・ 市 計		27,480,687	26,550,587	25,613,241	24,298,968	23,554,596	23,554,596	22,236,755	19,964,538	19,204,030		18,666,666

長崎県決算(予算)の推移



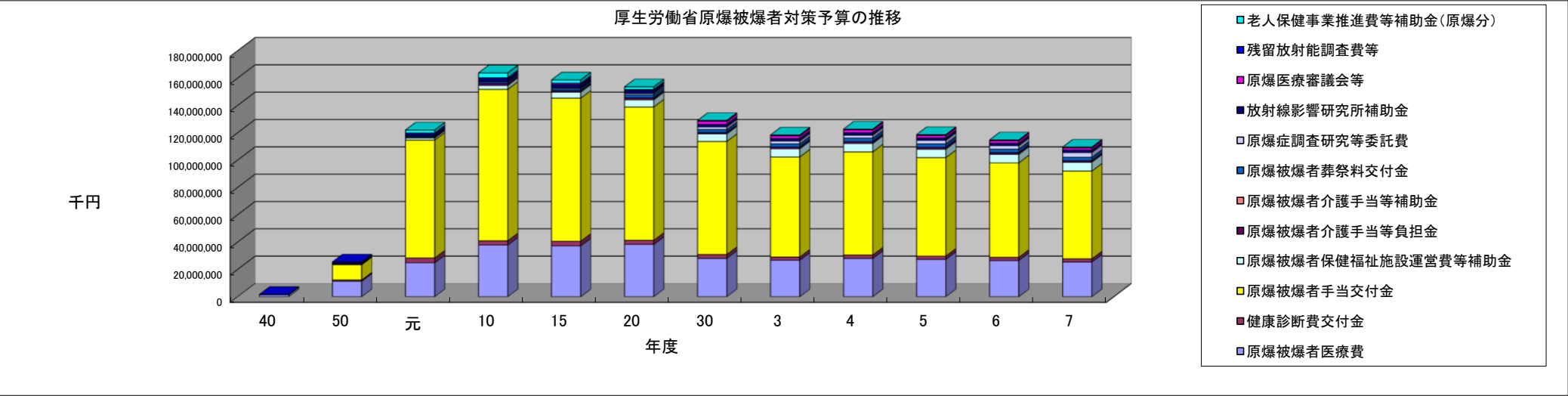
県・市決算(予算)の推移



7 厚生労働省原爆被爆者対策予算の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	40	50	元	10	15	20	30	3	4	5	6	7
原爆被爆者医療費	1,424,111	11,398,460	24,876,758	37,827,958	37,223,861	38,311,144	28,103,514	26,699,904	28,071,743	27,383,526	26,522,723	25,382,193
原爆疾病医療費	84,597	154,558	164,828	92,824	144,098	192,885	1,523,433	1,550,718	1,424,412	1,955,388	1,771,929	886,677
一般疾病医療費	1,339,514	11,243,902	24,711,930	37,735,134	37,079,763	38,118,259	26,580,081	25,149,186	26,647,331	25,428,138	24,750,794	24,495,516
健康診断費交付金	159,622	840,084	3,406,782	3,098,612	3,392,764	2,926,756	2,783,350	2,356,283	2,468,981	2,328,856	2,298,853	2,298,853
原爆被爆者手当交付金	22,399	11,191,864	86,367,298	110,812,076	104,706,876	97,635,176	82,747,811	73,208,297	75,469,202	72,072,357	69,159,615	64,280,776
医療特別手当交付金			2,701,059	3,355,752	3,591,792	7,915,243	24,808,560	24,854,157	24,808,093	24,808,254	23,292,140	18,606,892
特別手当交付金		672,669	855,808	898,161	778,150	637,623	1,460,422	2,669,960	3,026,414	3,104,719	2,228,757	3,011,148
健康管理手当交付金		8,696,115	78,221,801	102,773,655	97,302,796	86,508,801	54,905,659	44,322,600	46,291,639	43,031,724	42,420,826	41,669,231
保健手当交付金		1,554,804	4,154,608	3,310,890	2,494,370	1,946,579	1,042,769	876,020	846,662	651,410	755,979	540,880
原爆小頭症手当交付金			11,790	13,769	12,574	12,487	10,407	9,992	9,377	9,009	8,062	7,636
医療手当交付金	22,399	119,589										
手当支給等事務交付金		148,687	422,232	459,849	527,194	614,443	519,994	475,568	487,017	467,241	453,851	444,989
原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金			1,536,635	2,880,798	4,406,214	5,260,673	5,529,439	6,001,025	6,160,887	6,197,422	6,246,842	6,488,286
原爆被爆者介護手当等負担金			366,672	1,485,210	1,231,554	1,496,582	1,068,636	1,254,669	1,423,656	1,412,126	1,324,452	1,156,716
原爆被爆者介護手当等補助金		373,162										
原爆被爆者葬祭料交付金		132,854	840,096	1,249,569	1,352,674	2,004,665	2,080,325	2,294,669	2,444,892	2,435,558	2,424,954	2,424,954
原爆症調査研究等委託費	753	75,000	143,963	171,058	664,854	1,086,442	1,988,724	2,176,500	2,232,843	2,627,849	2,627,849	3,526,938
放射線影響研究所補助金	2,259	1,334,577	2,248,524	2,576,501	2,352,474	2,235,842	1,862,570	1,806,681	1,764,662	1,754,342	1,738,066	1,779,238
原爆医療審議会等		9,609	34,780	119,036	961,511	741,537	2,210,980	1,981,267	2,024,056	1,820,827	1,835,324	1,555,020
残留放射能調査費等	37,931	68,656										
老人保健事業推進費等補助金（原爆分）			2,150,000	3,550,000	2,329,155	1,886,616	563,233	563,233	563,233	563,233	563,233	563,233
計	1,647,075	25,424,266	121,971,508	163,770,818	158,621,937	153,585,433	128,938,582	118,342,528	122,624,155	118,596,096	114,741,911	109,456,207



8 市町被爆者対策担当課一覧

(令和6年4月現在)

市町村名	担 当 課	〒	所 在 地	電 話	F A X
長崎市	調査課	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-829-1147	095-829-1148
	援護課			095-829-1149	
佐世保市	市民安全安心課	857-8585	佐世保市八幡町1-10	0956-24-1111	0956-25-9675
	保健福祉政策課	857-0042	佐世保市高砂町5-1		0956-25-9684
島原市	福祉課	855-8555	島原市上の町537	0957-63-1111	0957-62-2923
諫早市	地域福祉課	854-8601	諫早市東小路町7-1	0957-22-1500	0957-22-0431
大村市	福祉総務課	856-8686	大村市玖島1-25	0957-53-4111	0957-52-6930
平戸市	福祉課	859-5192	平戸市岩の上町1508-3	0950-22-4111	0950-22-4421
松浦市	福祉事務所	859-4598	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111	0956-72-1115
対馬市	福祉課	817-1201	対馬市豊玉町仁位380	0920-58-1119	0920-58-2551
壱岐市	健康増進課	811-5392	壱岐市芦辺町芦辺浦562	0920-45-1114	0920-45-0996
五島市	市民課	853-8501	五島市福江町1-1	0959-72-6144	0959-74-1375
西海市	健康ほけん課	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222	0959-37-0067	0959-29-0050
雲仙市	健康づくり課	854-0492	雲仙市千々石町戊582	0957-36-2500	0957-36-8900
南島原市	健康づくり課	859-2412	南島原市南有馬町乙1023	0957-73-6641	0957-85-3142
長与町	福祉課	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1	095-883-1111	095-883-2061
時津町	高齢者支援課	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷274-1	095-882-3940	095-881-2764
東彼杵町	こども健康課	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	0957-46-1200	0957-46-0884
川棚町	健康推進課	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	0956-82-5412	0956-82-3134
波佐見町	子ども・健康保険課	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-80-6650	0956-85-2337
小値賀町	福祉事務所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	0959-56-3111	0959-43-3077
佐々町	住民福祉課	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免168-2	0956-62-2101	0956-62-3178
新上五島町	福祉課	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	0959-53-1165	0959-52-3741

9 全国都道府県被爆者援護担当課一覧

(令和6年4月現在)

区 分	主 管 部 局	主 管 課	〒	所 在 地	電 話	F A X
厚 生 労働省	健康・生活衛生局	総 務 課	100-8916	千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111	03-3502-3090
北海道	保健福祉部健康安全局	地 域 保 健 課	060-8588	札幌市中央区北 3 西 6	011-204-5258	011-232-2013
青 森	健康医療福祉部	がん・生活習慣病対策課	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9215	017-734-8045
岩 手	保健福祉部	医 療 政 策 室	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5417	019-626-0837
宮 城	保健福祉部	疾病・感染症対策課	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2636	022-211-2697
秋 田	健康福祉部	保健・疾病対策課	010-8570	秋田市山王 4-1-1	018-860-1424	018-860-3821
山 形	健康福祉部	健康福祉企画課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2315	023-625-4294
福 島	保健福祉部	健康づくり推進課	960-8670	福島市杉妻町 2-16	024-521-7640	024-521-2191
茨 城	保健医療部	疾 病 対 策 課	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-3220	029-301-3318
栃 木	保健福祉部	健 康 増 進 課	320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3096	028-623-3920
群 馬	健康福祉部	感染症疾病対策課	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2601	027-223-7950
埼 玉	保健医療部	疾 病 対 策 課	330-9301	さいたま市浦和区 高砂 3-15-1	048-830-3583	048-830-4809
千 葉	健康福祉部	健康福祉指導課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2349	043-222-6294
東 京	保健医療局保健政策部	疾 病 対 策 課	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4473	03-5388-1437
神奈川	福祉子どもみらい局福祉部	生 活 援 護 課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-4907	045-210-8859
新 潟	福祉保健部	健康づくり支援課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5202	025-285-8757
富 山	厚 生 部	健康対策室健康課疾病・難病担当	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-4513	076-444-3496
石 川	健康福祉部	健 康 推 進 課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1448	076-225-1444
福 井	健康福祉部	地 域 福 祉 課	910-8580	福井市大手 3-17-1	0776-20-0327	0776-20-0637
山 梨	福祉保健部	健 康 増 進 課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1497	055-223-1499
長 野	健康福祉部	地 域 福 祉 課	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7094	026-235-7172
岐 阜	健康福祉部	保 健 医 療 課	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8275	058-278-2624
静 岡	健康福祉部	疾 病 対 策 課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3773	054-251-7188
愛 知	保健医療局健康医務部	健 康 対 策 課	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6268	052-954-6917
三 重	医療保健部	健 康 増 進 課	514-8570	津市広明町 13	059-224-2334	059-224-2340
滋 賀	健康医療福祉部	健康しが推進課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3655	077-528-4857

区 分	主 管 部 局	主 管 課	〒	所 在 地	電 話	F A X
京 都	健康福祉部	健康対策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4736	075-431-3970
大 阪	健康医療部保健医療室	地域保健課	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-9172	06-6941-6606
兵 庫	保健医療部	疾病対策課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3245	078-362-9474
奈 良	医療政策局	健康推進課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8660	0742-22-5510
和歌山	福祉保健部	健康推進課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2640	073-428-2325
鳥 取	健康福祉部ささえあい福祉局	福祉保健課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7145	0857-26-8116
島 根	健康福祉部	健康推進課	690-8501	松江市殿町 1	0852-22-5329	0852-22-6328
岡 山	こども・福祉部	福祉企画課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7320	086-221-9404
広 島	健康福祉局	被爆者支援課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-3109	082-228-3277
山 口	健康福祉部	医務保険課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2820	083-933-2939
徳 島	保健福祉部	健康寿命推進課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2228	088-621-2841
香 川	健康福祉部	健康福祉総務課	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-832-3260	087-806-0209
愛 媛	保健福祉部健康衛生局	健康増進課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2405	089-912-2399
高 知	健康政策部	健康対策課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9678	088-873-9941
福 岡	保健医療介護部	がん感染症疾病対策課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3267	092-643-3331
佐 賀	健康福祉部	健康福祉政策課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7074	0952-25-7268
長 崎	福祉保健部	原爆被爆者援護課	850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2471	095-895-2578
熊 本	健康福祉部健康局	健康づくり推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2210	096-383-0498
大 分	福祉保健部	健康政策・感染症対策課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2662	097-506-1735
宮 崎	福祉保健部	健康増進課	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7078	0985-26-7336
鹿児島	保健福祉部	健康増進課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2714	099-286-5556
沖 縄	保健医療介護部	地域保健課	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2215	098-866-2241
広島市	原爆被害対策部	調査課・援護課	730-8586	広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-245-2111	082-504-2257
長崎市	原爆被爆対策部	調査課・援護課	850-8685	長崎市魚の町 4-1	095-822-8888	095-829-1148

原 爆 被 爆 者 対 策 事 業 概 要

(令 和 7 年 度)

編 集 発 行

長 崎 県 原 爆 被 爆 者 援 護 課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2471

FAX 095-895-2578

原爆被爆者ホットライン 0120-968-789
